

**平成25年度
静岡市教育委員会点検・評価報告書
(平成24年度事業対象)**

平成25年9月
静岡市教育委員会

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の平成 24 年度における管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告するものである。

目 次

I 点検・評価制度の概要

1 経緯	1
2 目的	1
3 対象事業の考え方	1
4 学識経験者の知見の活用	2
5 教育委員会組織と事務分掌（平成 25 年 3 月 31 日現在）	3

II 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議	4
2 教育委員会会議以外の活動	10
3 総括（教育委員会の自己評価）	13

III 基本目標達成のための具体的事業の点検・評価

静岡市教育振興基本計画の体系図	17
静岡市教育振興基本計画の 3 つの施策の方向性と点検・評価事務事業との関係	18
◎施策の基本的方向性 1（知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てる）	
○大施策① 確かな学力の育成	20
○大施策② 豊かな人間性と健やかな体の育成	23
○大施策③ 情熱と指導力のある教員の育成	27
○大施策④ 信頼される学校づくりの推進	28
○大施策⑤ 幼児教育の推進	29
○大施策⑥ 高等学校教育の推進	31
○大施策⑦ 個に対応した教育の支援	32
◎施策の基本的方向性 2（社会全体の教育力を高め、子どもたちへの支援体制を築く）	
○大施策① 学校・家庭・地域等における連携の推進	34
○大施策② 家庭における教育力の向上	37
○大施策③ 地域における教育力の向上	37
○大施策④ 生涯にわたって学べる環境の整備	38
◎施策の基本的方向性 3（安全で安心な教育環境の整備を図る）	
○大施策① 安全・安心で快適な学校づくり	40
○大施策② 質の高い教育環境の整備	41
○大施策③ 国公立学校との連携づくり	43
○大施策④ 教育機会の均等の保障	43
○大施策⑤ 少子化に対応した教育環境の整備	44
●点検・評価事務事業（18・19 頁記載のNo. 1～No.42 の点検評価）	46
●用語解説	130

IV	教育振興基本計画（H22～H26年度）の中間年度（H24年度）の達成状況	138
V	学校・園の主な取組	150
VI	総評（学識経験者意見）	164

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

平成18年12月の教育基本法の一部改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が一部改正され、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている。教育委員会制度は、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保及び地域住民の意向の反映の3つの意義を有する制度であり、指揮監督（レイマンコントロール）の観点から、様々な属性を持った複数の委員による合議により、教育行政の方針が決定されている。

静岡市教育委員会の点検・評価は、地教行法第27条の規定に基づき、本市の教育行政の効率的推進を図り、住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業の考え方

(1) 対象期間

平成25年度の点検・評価の対象事業は、前年度である平成24年度（2012年度）分の事業実績とする。

(2) 対象範囲

地教行法第23条で規定する教育委員会の職務権限に属する事務及び地方自治法第180条の2の規定に基づき市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務とする。ただし、文化財やスポーツに関することなど市長部局に補助執行させている事務は除く。

(3) 対象事務の選定

静岡市教育委員会では、平成22年3月に「静岡市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の全般についてのビジョンを示すとともに、教育振興のための具体的な施策を総合的、体系的に位置づけた。この基本計画は計画期間を、平成22年度から平成26年度までの5か年とし、各施策を通じてPDCAサイクルを活用し、進捗状況の点検や計画の見直しを毎年行い、より効率的で効果的な教育の実現を図っていく。

今回の評価に当たっては、静岡市教育振興基本計画の主な取組の中から、42の事業を選定した。

4 学識経験者の知見の活用

地教行法第 27 条第 2 項に規定する教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検・評価（自己評価）の結果について、選任した学識経験者 2 人から個別に意見を聴いた。

学識経験者は、本市の教育行政に対する多角的な観点からの知見を期し、本市教育行政に携わっている方々の中から選任した。

- 安藤 雅之（あんど う まさゆき）氏
常葉大学大学院初等教育高度実践研究科 教授

- 武井 敦史（たけい あつし）氏
静岡大学大学院教育学研究科 教授

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

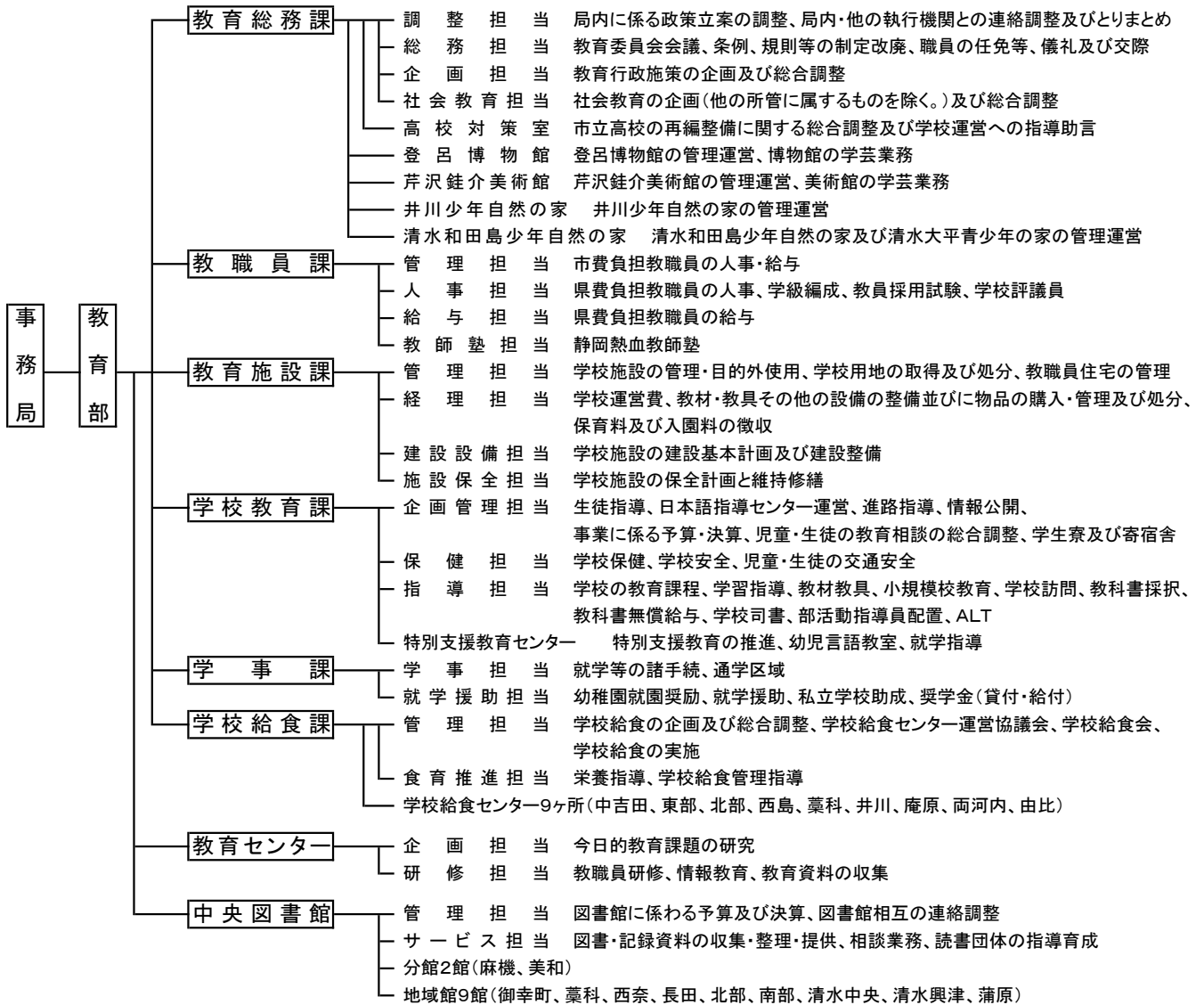
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

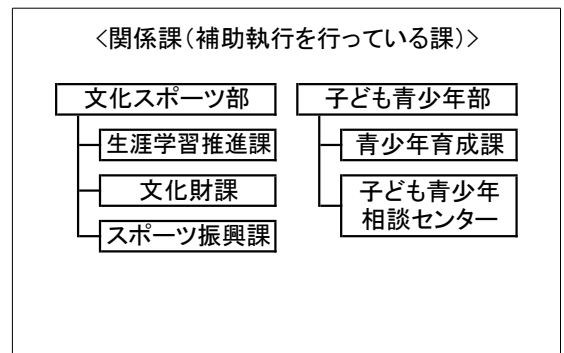
5 平成24年度の教育委員会組織と事務分掌（平成25年3月31日現在）

教育委員会

- 委員長 江崎 一郎
- 委員 伊澤 三郎
(委員長職務代理者)
- 委員 伊藤 嘉奈子
- 委員 佐野 嘉則
- 委員 高野 康代
- 教育長 高木 雅宏



- 幼稚園 14園
- 小学校 87校(うち分校1)
- 中学校 43校
- 高等学校 3校



II 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会会議は、毎月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催し、教育委員会の議決事項について審議を行っている。会議では、教育長が専決した重要案件についても教育委員会に報告する。

さらに、審議終了後に事務局から、事業の実施状況や学校での出来事、課題等について情報提供を行っている。情報提供に関しては、緊急案件等が生じた際には電話やメール等による迅速な連絡に努めている。

(1) 平成24年度の開催回数

16回 $\left[\begin{array}{l} \text{定例会 12回} \\ \text{臨時会 4回} \end{array} \right]$

※この他に教育委員協議会を15回開催。
(協議会については10頁に記載)

(2) 審議の状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定される教育委員会の職務権限に係る事項について、平成24年度は55件の議案の審議を行った。

各議案の、静岡市教育委員会教育長事務専決規則第2条に基づく分類は、以下のとおり。

※2つの分類要素に該当する議案が2件あり、両方の分類においてカウントしている。

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること…4件
- ② 教育委員会規則（以下「規則」という。）の制定又は改廃を行うこと…4件
ただし、次に掲げる場合を除く。
ア 次に掲げる事由が生じたことに伴う町若しくは字の名称又は地番の変更に係る関係規則の整理のための改正を行うこと
（ア）住居表示の実施 （イ）土地区画整理事業の実施
（ウ）町又は字の区域の新設、廃止又は変更 （エ）町又は字の名称の変更
イ 法令の改正又は廃止に伴い、当然必要とされる規則中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理のための当該規則の改正を行うこと
- ③ 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること…0件
- ④ 1件8,000万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること…0件
- ⑤ 人事の一般方針を定めること…1件
- ⑥ 教育委員会事務局及び教育機関の職員のうち課長（これと同等の職を含む。）以上の職にある者の任免を行うこと…3件



教育委員会会議

- ⑦ 校長、園長、副校長及び教頭の任免を行うこと… 3 件
- ⑧ 教員（非常勤又は臨時の職にある者を除く。）の採用を行うこと… 2 件
- ⑨ 職員の懲戒を行うこと… 7 件
- ⑩ スポーツ振興審議会委員、通学区域審議会委員、社会教育委員、図書館協議会委員、登呂博物館協議会委員、芹沢銈介美術館協議会委員及び文化財保護審議会委員の委嘱及び解嘱に関すること… 2 件
- ⑪ 通学区域を設定し、又はこれを変更すること… 2 件
- ⑫ 教科用図書の採択に関すること… 1 件
- ⑬ 1 件 3 億円以上の工事の計画を策定すること… 0 件
- ⑭ 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること… 0 件
- ⑮ 浜石野外センター、青年研修センター及び適応指導教室に関すること… 0 件
- ⑯ 文化財の保護及びスポーツの振興に係る方針の決定に関すること… 3 件
- ⑰ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること… 1 件
- ⑱ 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること… 21 件
- ⑲ その他… 3 件

(3) 教育委員会議案・報告事項一覧 ※「分類」は上記 1 (2) の「審議の状況」①～⑱に対応

会議開催日	区分	番号	件名	分類
4 月 19 日 (定例会)	議案	1	委員長の選出について	⑲
	議案	2	委員長職務代理者の指定について	⑲
	議案	3	委員の解嘱及び委嘱について（静岡市社会教育委員）	⑩
	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・ 武道必修化に伴う安全対策について ・ 道徳実践推進事業「あいさつ運動」について ・ 学校給食食材の放射能測定について ・ 損害賠償請求事件について ・ 教職員が関係する事件について ・ 個人情報の紛失について 	
5 月 30 日 (定例会)	議案	4	委員の委嘱及び解嘱について （静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会）	⑩
	議案	5	静岡市教育振興基本計画の一部改訂について	①
	議案	6	平成 24 年度補正予算案について	⑱
	報告	1	静岡市教育振興計画に基づく平成 24 年度の事業計画について	
	報告	2	損害賠償等請求事件の判決について	
	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会のこれまでの審議結果と今後の進め方 ・ 金環日食について ・ 市内小学校児童のノロウイルス感染について ・ 文化財建造物の防火防犯体制について ・ 教職員が関係する事件の経過について ・ 教職員の倫理について ・ 井川少年自然の家の休止について 	

6月13日 (定例会)	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・武道必修化に伴う報告 ・清水中央図書館専用駐車場について ・市立幼稚園における個人情報の漏えいについて 	
7月23日 (定例会)	議案	7	静岡市立高等学校学則の一部改正について	②
	議案	8	平成25年度使用静岡市立の高等学校用教科用図書の新採択について	⑫
	議案	9	教職員の人事について	⑨
	議案	10	退職手当支給制限処分について	⑨
	報告	3	平成25年度静岡市立の高等学校における入学者選抜について	
	報告	4	静岡市指定文化財の指定に関する諮問について	
	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・熱血教師塾出身者へのアンケート結果について ・いじめ等への対応について ・事務事業市民評価会議の結果について ・市立小学校児童の交通事故被害について ・教職員が関連する事件について 	
7月30日 (臨時会)	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・委員長と教育長宛てに送付されたアンケートについて ・教育委員会宛てに送付された質問状について 	
8月21日 (定例会)	議案	11	静岡市指定文化財の指定について（木造毘沙門天立像）	⑬
	議案	12	静岡市指定文化財の指定について（木造文殊菩薩坐像）	⑬
	議案	13	静岡市指定文化財の指定について（瀬名幕ヶ谷のヤマモモ）	⑬
	議案	14	第2次静岡市子ども読書活動推進計画の策定に関する市民参画手続について	①
	議案	15	平成24年度補正予算案について	⑮
	議案	16	静岡市篤志奨学基金条例の一部改正について	⑮
	議案	17	教職員の人事について	⑨
	議案	18	退職手当支給制限処分について	⑨
	報告	5	第2次総合計画の要求について	
		情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会委員長と教育長宛てに送付されたアンケートについて ・いじめ等への対応について（調査項目の見直し） ・市立の高等学校生徒の問題行動について ・教職員による指導に関する問題について ・市立中学校生徒の問題行動について ・教育委員会宛てに送付された質問状について
9月24日 (定例会)	議案	19	教育委員会の点検・評価について	⑰
	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・礼儀マナー集の作成の進捗について ・職場体験学習の取組み時期について ・いじめ被害を受けた中学校生徒の状況などについて ・市立の高等学校生徒の問題行動とその経過について ・清水桜が丘高等学校の校章について ・職員が関係する交通事故について 	
10月26日 (定例会)	議案	20	平成25年度当初予算案に対する意見の申出について	⑮
	議案	21	静岡市立高等学校学則の一部改正について	②

10月26日 (定例会)	議案	22	教職員の人事について	⑨
	議案	23	平成24年度末の教育職員(幼稚園・小学校・中学校)の人事異動方針について	⑤
	報告	6	静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会の答申について	
	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の放射線検査について ・平成25年度静岡市教員採用選考試験の結果について ・特別支援教育体制整備検討委員会での検討のまとめについて ・礼儀マナー集について 	
11月14日 (定例会)	議案	24	第2次静岡市子ども読書推進計画の策定について	①
	議案	25	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	⑱
	報告	7	学校施設損壊事件に対する告訴について	
	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の適正規模・適正配置に関する地域への説明について ・マナー冊子を補完するワークシートの作成について ・学校給食の放射線検査の結果について ・市立の高等学校生徒の問題行動に関する経過について ・いじめ被害を受けた中学校生徒等の状況について ・市立中学校生徒の問題行動に関する経過について 	
11月21日 (臨時会)	議案	26	教育職員(指導主事)の人事について	⑥
	議案	27	教育職員(小学校)の人事について	⑦
11月28日 (臨時会)	議案	28	工事請負契約の締結について	⑱
	報告	8	学校施設損壊事件に対する告訴について	
	情報提供		学校応援団推進事業に関する取材の受入について	
12月19日 (定例会)	議案	29	静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部改正について	⑪
	報告	9	学校施設損壊事件に対する告訴について	
	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの研究について ・小中学校の適正規模・適正配置に関する地域への説明について ・学校給食への異物混入について ・子どもが作る弁当の日講演会(清水高部東小学校)について ・図書館における不審者による被害について ・(仮称)静岡市暴力団排除条例について ・市立中学校生徒の問題行動に関する経過について ・市立の高等学校生徒の問題行動に関する経過について ・市立中学校教員の問題行動に関する経過について 	
1月23日 (定例会)	議案	30	富士市との市立図書館の相互利用に関する協定の締結について	⑲
	議案	31	平成24年度補正予算案について	⑱
	議案	32	静岡市暴力団排除条例の制定について	⑱
	議案	33	静岡市総合運動場条例の一部改正について	⑱
	議案	34	静岡市体育館条例の一部改正について	⑱
	議案	35	静岡市城北運動場条例の一部改正について	⑱
	議案	36	静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について	⑱
議案	37	静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正について	⑱	

1月23日 (定例会)	議案	38	静岡市スポーツ広場条例の一部改正について	⑮
	議案	39	静岡市清水駅東ロクライミング場条例の一部改正について	⑮
	議案	40	静岡市清水庵原球場条例の一部改正について	⑮
	議案	41	静岡市蒲原プール条例の一部改正について	⑮
	議案	42	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	⑮
	議案	43	西部学校給食センター調理用備品の購入について	⑮
	議案	44	財産の処分について	⑮
	議案	45	静岡市学校教育施設整備基金条例の制定について	⑮
	報告	10	静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について	
	報告	11	静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う人事委員会との協議について	
2月12日 (定例会)	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)について ・静岡市教育公務員の懲戒処分に関する指針の一部改正について ・いじめなどへの対応マニュアルの詳細版について ・清水有度第一小学校の屋上防火水槽の点検口蓋が開いていた件について ・市立の高等学校生徒の問題行動について ・静岡市小学校統合計画案について ・市立中学校生徒の問題行動について ・体罰による教員の懲戒件数について 	
	議案	46	市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について	①
	議案	47	静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部改正について	⑪
	報告	12	静岡市指定文化財の指定に関する諮問について	
	報告	13	中央図書館第2駐車場に隣接する県有地の取得について	
	報告	14	平成25年度当初予算について	
	報告	15	平成24年度管理職の勤務評定について	
	報告	16	校長・教頭の登用について	
	報告	17	和解契約の締結について	
3月13日 (臨時会)	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の管理職の女性登用率について ・市立中学校教員の問題行動について ・清水桜が丘高等学校校歌の決定について ・市立商業高等学校における個人情報の紛失について 	
	議案	48	静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について	②
	議案	49	教育委員会職員の人事について	⑥
	議案	50	教育職員(指導主事)の人事について	⑥
	議案	51	教育職員(幼稚園・高等学校)の人事について	⑦ ⑧
議案	52	教育職員(小学校・中学校)の人事について	⑦ ⑧	

3月13日 (臨時会)	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の早期退職について ・高等学校への襲撃予告に対する対応について ・市立高等学校科学探究科のスーパーサイエンスハイスクール指定について ・市立の高等学校生徒の問題行動について ・市立高等学校における個人情報の一時紛失について ・市立中学校教員の問題行動に関する経過について 	
	議案	53	静岡市教育職員定時制通信教育手当支給規則の一部改正について	②
	議案	54	教育委員会職員の人事について	⑨
	議案	55	教職員の人事について	⑨
	報告	18	平成 25 年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について	
3月19日 (定例会)	情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県青少年問題協議会の提言について ・富士山の日の取組みについて ・財政援助団体監査の結果について ・子どもが作る弁当の日の活動について ・学校給食の放射線量測定の経過について ・賤機北地域の歌について ・静岡市立小学校の適正配置について ・食育の推進のためのクリアファイルの配付について ・図書館の外壁タイル剥落対策について ・平成 23 年度公立学校教職員の人事行政の状況調査について ・静岡県議会において退職手当の減額に関する条例が可決された件について 	



子どもたちの仕事体験事業に参加（静岡市こどもクリエイティブタウン）

2 教育委員会会議以外の活動

教育委員協議会においては、教育課題の研究や学校等施設の視察、行事への参加など、さまざまな活動を行っている。平成 24 年度の主な活動は、次のとおりである。

(1) 教育委員協議会の開催

教育行政における課題の研究や喫緊の課題に適時に対応すること等を目的に、協議会を行っている。基本的には毎月の定例会と同日に行い、必要に応じて臨時開催もしている。平成 24 年度は、15 回行った。

協議会では、教育委員が自らの調査研究に基づいて情報や意見を交換し合うほか、事務局からの情報等を基に協議を行っている。

協議会の時間帯を利用して、関係機関との意見交換や教育現場の視察を行うこともある。



清水桜が丘高校の校舎建設現場を視察

【平成 24 年度実施内容】

開催日	研究課題等
4 月 19 日	教育委員会点検・評価について 平成 24 年度の協議会その他の活動について
5 月 30 日	平成 24 年度の協議会その他の活動について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律について 県移動教育委員会に参加して（振返り）
6 月 13 日	教育委員会の点検・評価について
6 月 21 日	教育委員会の点検・評価について
6 月 27 日	教育委員会の点検・評価について
7 月 4 日	教育委員会の点検・評価について
7 月 23 日	静岡市 P T A 連絡協議会との意見交換会について（事前打合せ）
8 月 21 日	教育委員会の点検・評価について（学識経験者との意見交換） 自民党市議団（特色ある基礎教育グループ）との意見交換会について（事前打合せ）
9 月 24 日	平成 25 年度重点事業について 市長との意見交換について（事前打合せ） 下半期の協議会その他の活動について
10 月 26 日	教頭・校長二次選考（面接）について（事前打合せ） 次年度の点検・評価報告書について（様式見直し等）
11 月 14 日	福祉部局との意見交換
12 月 19 日	中学校の教育活動及び清水桜が丘高等学校校舎建設状況の視察
1 月 23 日	静岡大学教職大学院生との意見交換
2 月 12 日	静岡市教頭会との意見交換
3 月 19 日	静岡市のいじめ等対応マニュアルについて

(2) その他の活動（会議出席、学校訪問、意見交換など）

教育委員は、年間を通じて、国、指定都市、県レベルの様々な協議会等に参加し、横断的な教育課題の把握や連携の強化を図っている。また、学校現場の視察や関係機関との意見交換を通じて、生きた声を聴き、課題の共有や交流の促進に努めている。

平成24年度は、教育委員会制度について国レベルで議論され、社会の関心も高まる中、日本教育行政学会や静岡県教育行政のあり方検討会を傍聴し、情報の収集に努めた。また、市長との意見交換会を2回行い、教育行政の方向性や、教育課題の改善、重点事業の具体的な推進などについて意見を交わし、協働体制の強化を図った。

県立・市立の高等学校の再編により平成25年4月1日に開校する静岡市立清水桜が丘高等学校については、校舎建設現場で進捗状況を確認し、学習環境や防災対策について視察した。

また、平成25年1月にオープンした静岡市こどもクリエイティブタウン「ま・あ・る」を視察し、キャリア教育に繋がる仕事体験事業に子どもたちと共に参加した。そこから得た実感を基に、施設側に事業の拡充について具体的に提案するなど、働きかけを行った。



田辺市長との意見交換

月	日	分類	内容
4	9	会議	静岡県都市教育委員長会総会（沼津市）
	9	会議	静岡県市町教育委員会連絡協議会総会（沼津市）
	12	会議	静岡県市町教育委員会委員長・教育長会（静岡市）
	25	会議	静岡県都市教育長協議会役員会及び総会（沼津市）
	26	その他	静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会 傍聴
	27	行事	当初校長会
5	10	会議	静岡市国際交流協会理事会・総会
	10・11	会議	関東地区都市教育長協議会総会（甲府市）
	15	意見交換	静岡県移動教育委員会（県・浜松市との意見交換）
	16	その他	静岡市花と緑のまちづくり協議会総会
	18	会議	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会（埼玉大会）（川口市）
	26	行事	愛知教育大学及び静岡大学の大学院教育学研究科共同教科開発専攻開設記念式典
	30	視察	津波対策設備（屋上への手摺）設置校（清水浜田小学校）
6	2	行事	静岡熱血教師塾第3期生卒業式
	7	意見交換	第1回市長との意見交換会
	8	会議	第1回指定都市教育委員・教育長協議会（岡山市）
	12	行事	静岡市教育委員会表彰式（永年勤続者）
	16	その他	静岡県教育行政のあり方検討会 傍聴
	27	会議	静岡県都市教育委員長会役員会（静岡市）
	29	その他	静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会 傍聴

7	13	行 事	登呂博物館開館 40 周年記念式典
	19	意見交換	第 1 回静岡大学教職大学院生との意見交換 (大学院授業への参加)
	24	意見交換	静岡市 P T A 連絡協議会との意見交換会
	31	会 議	生徒指導上の諸課題に関する代表者連絡会 (県・市町教育委員会代表)
8	21	意見交換	教育委員会の点検・評価にかかる学識経験者との意見交換
	21	会 議	静岡県市町教育長研修会・役員会 (静岡市) 部参与代理出席
	30	その他	静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会 傍聴
9	4	会 議	生徒指導上の諸課題に関する代表者会 (県・市町教育委員会代表)
	5	意見交換	自民党市議団 (特色ある基礎教育グループ) との意見交換会
	8	その他	静岡県教育行政のあり方検討会 傍聴
	13	会 議	静岡県都市教育委員長会臨時総会及び研修会 (沼津市)
10	11	その他	静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会 傍聴
	12	視 察	第 41 回静岡市清水区なかよし体育大会
	15	意見交換	第 2 回市長との意見交換会
	19	その他	静岡市自治会連合会教育対策委員会に講師として参加
	21	行 事	静岡熱血教師塾第 4 期生入塾式
	27・28	その他	日本教育行政学会 聴講 (東京都)
	30	その他	教頭選考 (第 2 次・面接)
11	1	行 事	清水商業高等学校創立 90 周年記念式典
	2	視 察	研究指定実践発表会 (中田小学校)
	2	会 議	都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会 (東京都)
	14	意見交換	福祉部局との意見交換会
	15	その他	校長選考 (第 2 次・面接)
	20・27・28	視 察	静岡市立小・中学校音楽交流会 (市民文化会館ほか)
	21	会 議	静岡県市町教育委員研修会 (静岡市)
12	5	視 察	研究指定実践発表会 (清水穴原小学校)
	8	その他	子どもが作る弁当の日講演会 聴講 (清水高部東小学校)
	15	その他	静岡県教育行政のあり方検討会 傍聴
	18	意見交換	県・代表市町教育長意見交換会 (静岡市)
	19	視 察	中学校の視察 (清水第六中学校)
	19	視 察	清水桜が丘高等学校校舎建設状況
	21	視 察	子どもが作る弁当の日活動の実践校 (清水小学校)
1	9	その他	地域デザインカレッジ「まちみがきプロジェクト」活動報告会
	16	視 察	学力アップサポート事業実践校
	21	その他	学校評議員会 傍聴 (番町小)
	23	意見交換	第 2 回静岡大学教職大学院生との意見交換
	24	会 議	静岡県市町新任教育委員研修会 (掛川市)
	25	行 事	静岡市教育委員会表彰式 (優秀教職員)
	29	その他	清水桜が丘高等学校体育館等建築工事起工式
	30	会 議	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会 (東京都)
2	9	その他	地域デザインカレッジ 修了式
	12	意見交換	静岡市教頭会との意見交換会
	13	その他	静岡市自治会連合会教育対策委員会に講師として参加
3	9	視 察	静岡市こどもクリエイティブタウン「ま・あ・る」
	9	その他	静岡県教育行政のあり方検討会 傍聴

3 総括（教育委員会の自己評価）

(1) 教育委員会会議について

会議にあたっては、事務局から議案等に関する事前説明を必ず受けている。この際、議案等の内容を予め確認し、審議の際に特に詳細な説明を要する事項について指示しておくことにより、審議の効率性を高め、円滑な会議運営を図っている。議案は、教育長の専決事項とならない審議会委員の委嘱などの定型的なものから、教育行政の方向性の決定に至るものまで幅広く提案され、各教育委員がそれぞれの経験に基づく視点から活発に発言し、丁寧な審議に努めている。

24年度は、静岡市教育振興基本計画に防災教育の推進などの取組みを新たに搭載し、また、第2次静岡市こども読書活動推進計画を策定するなど、方針決定に関する複数件の審議を行った。また、数年に亘って検討を重ねてきたコミュニティ・スクールについては、平成25年度にモデル校1校（小学校）を設定し、静岡市としてのコミュニティ・スクールの在り方などについて、研究に取り組むこととした。研究の成果を、地域とともにある学校づくりに確実につなげていきたい。

市議会議案に意見を付す案件としては、予算に関するもののほか、市全体の施設使用料の見直し方針に則してスポーツ振興施設使用料の適正化を図るための条例改正などについて審議を行った。

懲戒に関する案件は、前年度に続いて減少傾向にある。しかし、教職員への信用を大きく失墜させる重大な事案が発生した。個人情報の校外への持ち出しに起因する紛失も後を絶たない。不祥事については、教育委員会全体の課題として重く受け止め、倫理観や人権を学ぶ研修の実施や学校現場における情報セキュリティの指導などにより、教職員の意識向上に取



学力アップサポート事業を視察

組んでいるが、今後も静岡市教職員倫理向上委員会などの組織機能を充実させることなどによって、多面的な視点から継続的に対策にあたるべきと考えている。

平成24年度は、新学習指導要領により中学校体育に武道が必修化された年でもあった。本市の中学校の多くが柔道を選択したが、柔道については過去に全国的に死亡や後遺障害に繋がる重大な事故が発生していることを踏まえ、指導上の安全対策の



学校の防災対策（校舎屋上の津波対策フェンス）等を視察
（清水浜田小学校）

徹底を指示した。

また、市立の小中学校の適正規模・適正配置に関し、審議会から小学校の統合2件について検討すべきとの答申を受けた。教育委員は事務局から報告を受けるほか、審議会も傍聴し情報の把握に努めてきたが、統合に関しては、関係校の保護者や地域の声に十分に耳を傾けると同時に、地域の理解を得ることに努めながら取組んでいくことが必要と考えている。



子どもが作る弁当の日活動の視察（清水小学校）

(2) 教育委員協議会、意見交換会等について

協議会については、教育委員が自らテーマを設定して課題研究を行うほか、予算編成時には次年度の重点課題について協議し、喫緊の課題が生じた際にも即時対応するなど、計画的に運営し、実質的な活動に努めている。

教育委員会の点検・評価については、学校現場が報告書の内容をよく理解し、課題や目標を教育委員会と共有することが、本市教育の基本理念を具現化する大きな力となる。そのため、報告書を現場の教員が手に取り、目標達成のためにどの事業がどのように進められているのかについて理解を深めるよう学校に働きかけた。また、24年度は静岡市教育振興基本計画の中間点にあたることから、事業の進捗状況と最終年度における達成見込みを表記して、残る2年間の取組みを強く意識する内容とした。また、報告書が本市教育の理念や目標、取組み状況などを発信するための有効なツールとなり得ることを踏まえ、わかりやすさに配慮して様式の見直しを図った。様々な取組みを点検・評価した内容を、次年度以降の事業計画や予算編成にしっかりと結び付けるよう、今後も一層活発な議論を行いたい。

24年度は、大津市の中学生の自殺とそれについての教育委員会の対応に端を発して、国・県・市のそれぞれにおいていじめ対策が改めて議論された年でもあった。県や市町の教育委

員会の代表、私学協会等が参加した意見交換などにおいて協議し、情報の共有に努めた。

市としては、子どもの危機への対応について児童福祉の部局と意見交換を行い、福祉行政と教育行政が連携して事態にあたる必要性を相互に確認した。また、いじめ対応マニュアルの詳細版については、アンケートの項目や実施方法を検討し、スクールカウンセラーなどの専門家の意見の反映させることを指示するなど、早期発見・早期対応に重点を置き、現場がより一層活用しやすいマニュアルにするための協議を行った。いじめへの対応については、現体制や取組みの内容を検証しながら、今後も随時マニュアルを見直し、対応にあたる。

関係機関等との意見交換については、市長や市議会議員、保護者等と行い、相互理解を促進した。教育委員会制度や首長と教育委員会の連携が全国的に大きな議論となっていることを踏まえ、市長との意見交換を2回に増やして行い、教育行政のあり方や課題、重点事業等について意見を交わした。市議会議員とは、地域と学校の関わり方について意見交換を行った。また、県の移動教育委員会に浜松市とともに参加し、喫緊の課題である「命を守る教育」（防災や危機管理）と「教職員の資質向上」（不祥事根絶）の2つのテーマについて意見を交わした。

保護者との意見交換としては、市PTA連絡協議会と、「教職員の不祥事根絶」、「防災教育」に関する互いの取組みについて情報や意見を交換した。ここでは、保護者の立場からの切実な要望も聴くことができた。

教員との意見交換としては、現任教員が多く派遣されている静岡大学教職大学院生と、大学院の授業への参加などにより、2回の意見交換を行った。ここでは、「地域との連携」、「学校現場の多忙」、「いじめへの対応」などについて、現場の声を汲み上げることに努めた。

意見交換に関する24年度の新たな取組みとして、教頭会との意見交換を行った。教頭は、校長のサポートをはじめ、若い教員の指導・育成、地域との連携の窓口など、多くの役割を担っている。様々な実務を統括する教頭の立場から見た学校現場の課題や、学校が教育委員会に求めるものなどを聴き取った。



静岡大学教職大学院生との意見交換（静大にて）

(3) その他の意見等

教育委員の発案に基づいた取組みが、24年度に成果を表した事業が2つある。

まず、一つは、「子どもが作る弁当の日」活動の実現である。これについては22年度に実施に向けた検討を始め、23年度に開催した提唱者による講演会が各校への大きな刺激となっており、翌24年度には小中学校での取組みが大きく増加した。また、提唱者の講演会に参加した保護者がある感動を広めたいと、清水高部東小学校等近隣3校のPTAが協同して提唱者を

招いて講演会を実施するなど、保護者の自発的な活動にも発展した。取組み校では弁当作りを生き生きと経験している子どもたちの姿が見られる。食育はもとより人間形成に大きな効果が認められるこの活動を、今後も支援していきたい。

もう一つは、中学生向けの道徳冊子「よりよい自分へ～しずおかマナーブック」の完成である。わかりやすさを念頭において2年をかけて作成した冊子は、社会と接点を持つ際の基本的かつ実践的なマナーを示して中学生の規範意識を育てるとともに、本市の基幹産業であるお茶を題材にもてなしの心の醸成も目指している。冊子により、中学生が正しいマナーを身に着けて「よりよい自分へ」の一步を踏み出すことが、家庭や地域社会の規範意識の高まりへと広がっていくことを願う。

新規事業としては、学力アップサポート事業が確実な成果を上げていることが喜ばしい。学習につまづいて苦手意識を持ち始めている子どもが、放課後の学習支援によって「わかること」の楽しさを実感していく様子に、この事業の重要性を改めて認識した。「学習によって子どもが自信を持つようになり、自己肯定感が高まった。」という実施校からの報告もあり、こうした成果を丁寧に分析・検証して、今後の取組につなげていきたい。

課題については、教職員の多忙感の解消、力のある人材の登用や女性管理職の増を目指す人事方針の策定、小学校の統合の検討などについて、具体的方策を講じる必要がある。また、「子ども・子育て支援新制度」の導入に向けて、幼児教育の在り方の研究という新たな大きな課題もある。

教育委員会制度そのものを見直す動きが国レベルで進み、社会の関心も高まっているが、背景には、いじめや体罰、教職員の不祥事など学校が抱える様々な問題があり、それが、学校を指導監督すべき教育委員会への不信感につながっているものと考えられる。こうした中で、子どもや保護者、地域の信頼の上に立って地域の教育行政を進めるという教育委員会の役割を十分に果たすためには、学校現場や地域の状況、意見・要望等をよく把握し、併せて教育委員会の方針や活動について広く情報発信するという、双方向の関係を築いていくことが、益々必要となる。

教育委員会自身の「創意する力」を磨き、諸施策の実現に取り組んでいきたい。

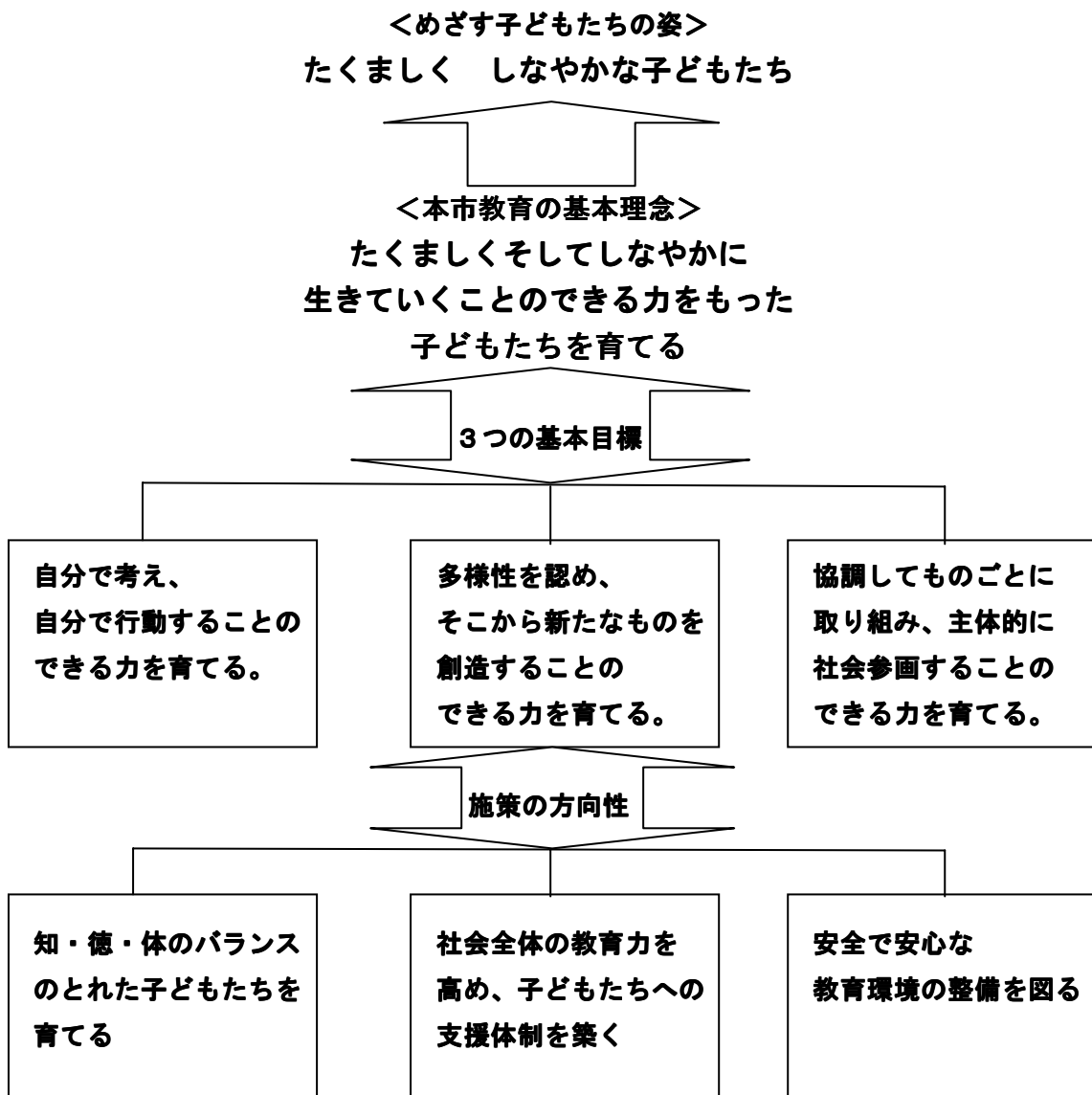


子どもたちの仕事体験事業に参加（静岡市子どもクリエイティブタウン）

Ⅲ 基本目標達成のための具体的事業の点検・評価

本市教育委員会では、これまでの教育基本構想（平成 17～21 年度）に続く 5 ヶ年（平成 22～26 年度）の計画として、今後の本市教育のビジョンを示す教育振興基本計画を策定した。ここでは、本市教育の基本理念「たくましくそしてしなやかに生きていくことのできる力をもった子どもたちを育てる」を具現化する 3 つの基本目標を達成するために、取り組むべき各施策及び具体的事業について、3 つの基本的方向性ごとに整理し、点検・評価を行った。

【静岡市教育振興基本計画の体系図】



静岡市教育振興基本計画の3つの施策の方向性と点検・評価事務事業との関係

施策の方向性	大施策	中施策	No.	点検・評価事務事業	所管課	頁	
1 知・徳・体の バランスの とれた子 どもたちを 育てる	① 確かな学力の育成	1 「分かる授業」の推進	1	学校訪問事業	学校教育課	46	
		2 学力、学習状況の把握と授業改善の推進	2	学力向上支援事業	学校教育課	48	
		3 学習指導要領を基に社会情勢に 適応した取組の推進	3	外国人講師派遣事業	教育総務課 学校教育課	50	
			4	複式学級への非常勤講師配置事業	教職員課	52	
		4 環境教育の推進	5	環境教育の推進	学校教育課	54	
			6	野外活動宿泊指導等事業	教育総務課	56	
		5 防災教育の推進	7	防災教育の推進	学校教育課	58	
	② 豊かな人間性と健やかな体の 育成	1 心の教育の推進	8	「静岡版道徳教育」推進事業	学校教育課	60	
			9	次世代育成プロジェクト事業	学校教育課	62	
		野外活動宿泊等指導事業（No.6 再掲）					
		3 問題を抱える子どもたちへの 適切な対応	10	スクールカウンセリング事業	学校教育課	64	
			11	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課	66	
		4 「絆づくり」による不登校対 策の推進	適応指導教室事業（点検評価対象外）				
			5 学校体育の充実	12	学校体育における新体カテストの実施	学校教育課	68
		13		中学校部活動指導員の配置	学校教育課	70	
		6 食育の推進	14	食育の推進事業	学校給食課・ 学校教育課	72	
			15	地産地消推進事業	学校給食課	74	
		7 健康教育の充実	16	児童・生徒の健康管理	学校教育課	76	
	17		薬物乱用防止教室	学校教育課	78		
	③ 情熱と指導力のある教員の 育成	1 人材の確保	18	教員採用事業	教職員課	80	
			19	熱血教師塾事業	教職員課	82	
		2 信頼される教員の育成	20	教職員研修事業	教育センター	84	
			21	近隣校研修	教育センター	86	
	④ 信頼される学校づくりの推 進	1 学校組織運営の改善	22	学校評議員制度	教職員課	88	
			23	学校評価システム推進事業	教育総務課・ 学校教育課・ 教職員課	90	
		市PTA連絡協議会補助金（点検評価対象外）					
	⑤ 幼児教育の推進	1 幼保一元化等の推進の検討	24	幼児教育振興事業	教育総務課	92	
			25	幼保小連携協議会	学校教育課	94	
		2 子育て支援機能の充実	26	地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	教育総務課	96	
	⑥ 高等学校教育の推進	1 高等学校教育の推進	27	高等学校基本計画推進事業	教育総務課	98	
28			清庵地区新構想高等学校（仮称）等整備事業	教育施設課	100		
⑦ 個に対応した教育の支援	1 特別支援教育の充実	29	特別支援教育推進事業	学校教育課	102		
		2 帰国・外国人児童生徒の受入 態勢の充実	30	日本語指導が必要な児童・生徒の支援事業	学校教育課	104	

施策の方向性	大施策	中施策	No.	点検・評価事務事業	所管課	頁	
2 社会全体の教育力を高め、子どもたちへの支援体制を築く	① 学校・家庭・地域等における連携の推進	1 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり	31	学校応援団推進事業	教育総務課	106	
		2 民間活力を教育に活かす施策の推進	32	学校給食施設整備事業	学校給食課	108	
		3 放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり	33	放課後子ども教室推進事業	教育総務課	110	
		4 有害環境から守るための取組の推進	34	情報モラル教育の推進	学校教育課	112	
	地域ぐるみの青少年健全育成事業（点検評価対象外）						
	② 家庭における教育力の向上	1 家庭の教育力向上に向けた取組の推進	家庭教育学級の実施（点検評価対象外）				
			ブックスタート・ブックステップ事業（点検評価対象外）				
	③ 地域における教育力の向上	1 キャリア教育等による実践的教育の推進	地域に開かれた幼稚園づくり推進事業（No.26 再掲）				
			次世代育成プロジェクト事業（No.9 再掲）				
	④ 生涯にわたって学べる環境の整備	2 地域における人材の育成	人材養成塾事業（点検評価対象外）				
			市民大学講座の実施（点検評価対象外）				
	④ 生涯にわたって学べる環境の整備	1 生涯学習社会の推進	生涯学習施設整備事業（点検評価対象外）				
			2 生涯学習の視点からの社会教育の推進	特別史跡登呂遺跡整備事業（点検評価対象外）			
				35	図書館資料整備事業	中央図書館	114
			4 地域における生涯スポーツの推進	生涯スポーツの推進（点検評価対象外）			
	① 安全・安心で快適な学校づくり	1 安全で安心な教育環境の基盤整備	36 学校施設整備事業				教育施設課
清庵地区新構想高等学校（仮称）等整備事業（No.28 再掲）							
学校給食施設整備事業（No.32 再掲）							
2 学校安全システムの構築		37	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課	118		
		日本スポーツ振興センター共済制度（点検評価対象外）					
3 放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり（再掲）		放課後子ども教室推進事業（No.33 再掲）					
② 質の高い教育環境の整備	1 学校の情報化の充実	38	小・中学校ICT環境整備事業	学校教育課	120		
	2 学校図書館の整備の推進	39	学校図書館教育推進事業	学校教育課	122		
③ 国公立学校との連携づくり	1 連携による教育研究の振興	幼保小連携協議会（No.25 再掲）					
		40	県立・私立高等学校との連携	教育総務課	124		
④ 教育機会の均等の保障	2 私学助成その他の総合的支援	私学振興助成事業（点検評価対象外）					
		就学援助事業（点検評価対象外）					
	1 就学援助等による経済的支援	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業（点検評価対象外）					
		奨学金貸付事業（点検評価対象外）					
2 山間地における通学等の支援	遠距離通学費補助金交付事業（点検評価対象外）						
⑤ 少子化に対応した教育環境の整備	1 適正規模・配置に基づく魅力ある学校づくりの推進	41	小中学校適正規模等検討事業	教育総務課	126		
		高等学校基本計画推進事業（No.27 再掲）					
2 通学区域の弾力化の研究	42	通学区域審議会	学事課	128			

（注）「所管課」は平成24年度の組織名称により表示。

施策の基本的方向性 1

(知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てる)

○方向性 1 大施策① 確かな学力の育成【対象事業No. 1～7】

<教育委員会自己評価>

「知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てる」という基本的方向性のもと、確かな学力の育成をめざし、『**分かる授業**』の推進、「**学力、学習状況の把握と授業改善の推進**」、「**学習指導要領を基に社会情勢に適応した取組の推進**」、「**環境教育の推進**」、「**防災教育の推進**」の5つの施策を掲げ、さまざまな取組を継続的に展開している。

中施策 1 「分かる授業」の推進については、学校教育課の指導主事が各学校を訪問して授業づくりを支援する「学校訪問事業」を積極的に進めてきた。新学習指導要領が全面実施となったことに伴い、全ての小中学校で教育課程が適切に編成されていることや、各教科等において指導要領に沿った授業が確実に行われていることを確認した。

中施策 2 「学力、学習状況の把握と授業改善の推進については、個々の子どもたちの学力や学習状況を把握し、指導改善を進めるため、学校ごとに、全国学力・学習状況調査の結果等から課題を掴み、改善計画書の作成を行った。専門家委員会による学校支援や学校訪問の際に、指導主事が授業改善資料や評価規準等を活用しながら指導助言を行った。また、新しい試みとして、有償支援員が放課後に学習支援を行う「学力アップサポート事業」を6校において実施したが、取組数か月にして、自己肯定感の高まりやテストの結果等に成果が表れている。

中施策 3 「学習指導要領を基に社会情勢に適応した取組の推進については、国際社会においてたくましく生き抜く力を身に付けるための基本として、子どもたちの言語能力やコミュニケーション能力の育成、国際理解の促進を図るため、外国人の外国語指導助手を6名増員し、小・中学校、高等学校に計35名を配置した。また、社会福祉協議会の福祉教育プログラム等も活用する一方で、子どもたちが地域の人材から学び、地域の施設で体験学習を行うなど、子どもが地域の中で主体的に活動し、理解を深める福祉教育を推進している。

異なる学年の子どもが一人の教員のもとで学習する複式学級は、平成24年度は18校35学級であるが、全対象校に非常勤講師計26名を配置して、基本4教科における複式解消を図った。

中施策 4 「環境教育の推進については、社会科等で施設見学や調査活動を行い、節水や節電などの資源の有効な利用について考え、自分の生活を振り返る学習を進めることができた。また、文部科学省発行の放射線教育副読本や本市が作成した放射線教育授業案集について、利用方法や留意点を学校に伝え、学校はそれを積極的に授業に取り入れて、放射線についての理解を図った。

中施策 5 「防災教育の推進については、各学校で避難訓練を複数回実施した。さらに、防災の専門家である防災アドバイザーより、各校の立地や地域の特性などを踏まえた助言や指導を受けて、改善を図った。

今後の課題として特に重要なものは、全国学力・学習状況調査の結果の活用である。児童生徒が確かな学力を身につけるために、各学校が調査結果を正確に分析し、それを具体的な授業改善につないでいくことができるよう、分析方法や具体的な授業改善の方法について、学校訪問等を通して学校に提供していく必要がある。

方向性 1 大施策① 中施策 1 「分かる授業」の推進【対象事業No. 1】

<平成23年度事業に対する学識経験者の意見>

新学習指導要領への全面移行を見据え、学習内容の定着を確実にする授業改善が求められている。「分かる授業」が学校で実際に推進されるためには、個々の教員の主体的な努力に加え、新人・若手教員の育成、授業研究の活性化、教員評価の充実など、学校組織をあげた総合的な取り組みが求められる。「学

校訪問事業」は、こうした各学校の取り組みをチェックし側面からサポートする取り組みとして位置づけられる。事業が直接・間接的に結果として子どもの学びの充実につながることを期待したい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

学校訪問を通して、新学習指導要領の全面実施を踏まえ、幼稚園教育要領、小中学校新学習指導要領の考え方に基づいた授業改善に取り組んだ。（「授業改善支援資料Ⅳ」を使用）その際、「教科の力を育む単元構想」、「子どもたちがじっくり考える場面での言語活動の充実」、「組織的な校内研修」を推進した。

さらに、各学校の教育課程ヒアリングにおいても、指導主事が授業改善や学校の教育環境全体について、学校の重点目標に照らし、また学校評価等も活用しながら指導助言を行った。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「学校訪問事業」を通して、新学習指導要領のねらいや考え方に基づいた授業改善に向けて効果的な指導助言が展開され、充実した授業や校内研修が推進できている。しかし新たな教育内容や教育課題に対する教材開発やその指導方法等について、教員に対して具体的な情報提供や助言・指導が必要となる。「学校訪問事業」が、教員の学習指導力を向上させ、子どもの学びを一層充実させる取り組みとなり、また各学校の特色を生かした学校力を発揮させる上で質の高い協働した事業となることを期待する。

方向性 1 大施策① 中施策 2 学力、学習状況の把握と授業改善の推進【対象事業No. 2】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学力、学習状況の把握と授業改善の推進は児童生徒の学びに直接関係することから、市の教育施策の中でもとりわけ重きを置かれるべき事業であるといえる。本事業に関しては全国学力・学習状況調査が実施され大きな影響力をもっている。これらが適切に評価され各学校の授業改善に役立てられることが必要であることは言うまでもないが、同時に、同調査で測定されているのは学力の一部であり、また児童生徒の成長には短期的に結果となって現れやすいものと、中長期的に見ていかないと適切に評価できないものがあることは忘れてはならない。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

授業改善に役立てるために、本年度、抽出されなかった学校に対する採点分析を業者委託し、全ての学校に詳細な調査結果を提供した。また、各校の結果分析から学校生活、家庭生活の見直しも含め、改善への取組を確実に実施させるため、全小・中学校より、本調査結果を活用した改善計画及び成果と課題について報告書を提出させた。さらに、各学校から提出された報告書の内容及び平成 25 年度の教育課程への反映について、教育課程ヒアリングにおいて確認をするとともに助言を行った。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

全国学力・学習状況調査の結果分析をもとにした改善計画の立案、報告は、今後の教育活動の充実や授業改善に向けて必要となる具体的方法といえる。しかしこれは各校が自校の強みや弱みを明確にするための一つの視点であることを忘れてはならない。大切な点は学校や教員が自校の特色や独自性、地域性等との関連から実態をいかに具体的に把握できるかであり、目に見える学力のみを追究することに注意を払わなければならない。「子どもに実力をつける」校内研修の在り方も今後の検討課題である。

方向性 1 大施策① 中施策 3 学習指導要領を基に社会情勢に適応した取組の推進

【対象事業No. 3、4】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

社会情勢の変化は今日ますます加速しつつある。ICT の影響、産業構造の変化、国際化の加速、高齢化、地域・保護者の変化などがきわめて急激に児童生徒の成長環境に影響を及ぼしているのに対して、学校は相対的に変化しにくい組織であるという特徴がある。点検・評価事務事業としては「外国人講師

派遣事業」と「複式学級への非常勤講師配置」が取り上げられているが、これらの施策を一つの手がかりとしながらも、教員の意識のあり方をはじめ、学校が社会変化に対応していくためにはどうしたらよいか、学校内外での広範な議論が期待される。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

学校が社会の変化に対応していくために、学校評価において、学校評議員や保護者から積極的に意見を聴くとともに、「学校応援団推進事業」や「民間教育力活用事業」等を通じて多くの地域人材を取り入れた学校運営を行っている。地域の方に学校の活動に参加していただくなど、教職員と地域との交流にも努めている。また、外国語活動を行う際、ALT と学校職員との交流を深めて、国際化に対する意識を高めている。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

国際化・グローバル化が進行する社会において、学校では子どもの学習意欲を高め、コミュニケーション力を培う授業の充実が一層必要となる。そのために ALT や非常勤講師等を増員し、有効に活用した取組は着実に成果を上げてきている。しかし ALT や非常勤講師の指導力に対する点検や向上に対する研修等の配慮、学校・教員との共通理解や指導方法等の検討等が必ずしも十分であるとは言えない。ALT や非常勤講師の指導力向上と共に、教員のグローバル化に対する指導力向上を図る研修プログラム等の開発を期待する。また各校が地域の強みを活かした事業を工夫し、展開することが重要となる。

方向性 1 大施策① 中施策 4 環境教育の推進【対象事業No.5、6】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

身近な自然や地球環境問題といった私たちを取り巻く環境に関心を持ち、親しむことは市民一人ひとりの責務であり、学校にとっても環境教育は非常に重要な活動である。また、環境教育に関しては教科横断的な特徴が強く、「野外活動宿泊指導等事業」とも連携しながら学校ぐるみの対応が求められる。

また、東日本大震災以降、近い将来に想定される東南海地震や原子力発電・放射能に関する正しい理解を進めていくことも急務である。迅速な対応を期待したい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

学習指導要領には、各教科及び総合的な学習の時間における、環境に関わる学習内容が示されている。これに基づく教科横断的な取組を確実に実施することにより、子どもたちに環境保全の意識をもたせることができるよう、各学校への指導を行った。

文部科学省発行の放射線教育副読本を有効に活用するために、市教育委員会が作成した放射線教育授業案集の利用方法や留意点等を理科主任者会で教員に伝えた。理科の授業の中で関連する指導内容がある際、副読本の積極的な利用をすることで、放射線に関する子どもたちの理解を図ることができた。

少年自然の家は社会教育施設として、自然の素晴らしさや厳しさに触れさせながら、集団生活を通して社会性を育み、様々な体験を通して子どもたちが豊かな人間として成長することをねらいとする事業を実施した。自然に関する学習や体験活動により、子どもたちが、自然に対する興味関心を深めるとともに環境保護について学ぶ環境教育の機会ともなるよう、意識的な取り組みを行った。

このように各教科及び総合的な学習の時間、特別活動とのつながりを考え、教科横断的な学習を行っている。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

環境の素晴らしさを実感させ、環境について考え、環境について学ぶ、という計画的・意図的な取り組みは学校の教育活動において極めて重要である。それはまさに日本そのものを理解し、ひいては地球そのものを理解することにつながるからである。放射線教育の推進にあわせて、これからはエネルギーを通して環境を考えるという「エネルギー環境教育」への取り組みが必要となる。持続可能な社会形成に向けて、確かな知識を備え、問題解決できる資質・能力を育て、市民としての自覚や責任・誇りを培う事業をさらに期待したい。

方向性 1 大施策① 中施策 5 防災教育の推進【対象事業No. 7】

※ この施策については、平成 24 年度から教育振興基本計画に追加したため、平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見等はありません。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

想定される地震や津波等の自然災害に対して各校では防災安全対策を見直し、学校行事等として強化してきている。避難訓練の実施回数増や防災アドバイザーによる指導はその改善的取り組みと言える。しかしこれに加えて子どもの発達段階に応じた体系的・系統的な防災教育目標や指導内容を各教科等との関連から明確にするとともに、その具体的授業例や実践を提供しあい共有できるシステムや場が必要であると考えられる。

○方向性 1 大施策② 豊かな人間性と健やかな体の育成【対象事業No. 6、8～17】

＜教育委員会自己評価＞

「豊かな人間性の育成」のため、子どもたちがさまざまな分野の大人や社会に接する機会を創出し、自らの経験を通じて、思いやりの心や命の大切さを学び、規範意識や道徳性を身につけ、また、現実感をもって将来の夢や目標を描けるような職業観をはぐくむなど、よりよく生きるための基礎を築くことをめざした事業を展開している。また、「健やかな体の育成」については、たくましい精神と体を育て、健康で充実した生活を送る能力を養うため、運動やバランスのよい栄養摂取の必要性、飲酒、薬物や生活習慣に起因する危険性などの知識の習得を図っている。

中施策 1 「心の教育の推進」については、小・中学校間の連携を充実させることによって、学校教育全体で取り組む道徳・人権教育についての理解を深めたほか、低学年、中学年、高学年から中学生など、それぞれの成長過程に向けて作成したあいさつ運動ポスターを活用し、道徳教育の基本であるあいさつ運動を、地域や保護者と共に推進した。また、2年間をかけて取り組んだ中学生向け道徳冊子「よりよい自分へ しずおかマナーブック」を完成させた。冊子を補完する資料として、生徒一人ひとりが考えや思いを書き入れるワークシート集も活用し、基本的な礼儀の習得や思いやりの心の醸成を図っている。

中施策 2 「豊かな心をはぐくむ体験活動の推進」については、文化芸術体験、職場体験学習（中学生）、集団宿泊体験など幅広い体験を通じて、時・場所・機会に応じたマナーの育成を図っている。また、地域社会との関わりを持つ機会として、全ての小・中学校に地域防災訓練等への積極的な参加を働きかけて地域との連携を強化し、その中で、子どもたちの、自分も地域の一員であるという意識や自分の命は自分で守るという意識の向上を図った。

中施策 3 「問題を抱える子どもたちへの適切な対応」としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、子どもたちの多様化・複雑化する課題に対応した。また、小・中学校の全児童・生徒を対象に悩み事に関するアンケート調査を年 3 回実施し、いじめを含め子どもたちの状況を把握した。アンケートの書式については、今後随時見直しを行っていく。いじめ対応マニュアルの詳細版を作成し、個々の問題に対する学年、学校全体での組織的な対応や、関係機関との連携による適切な対応を促進した。

中施策 5 「学校体育の充実」では、全小・中学校において新体力テストを実施し、その結果から課題を示し、体育の授業改善の必要性について啓発を行った。また、主に技術面で顧問の教師をサポートする指導員を、各学校の要望に応じて配置し、部活動の円滑な運営と教員の多忙感の軽減を図っている。

中施策 6 「食育の推進」については、平成 22 年度に策定した静岡市教育委員会食育推進計画と平成 23 年度末までに各学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、各学校で指導を行って

る。指導では、平成 21 年度から毎年開催している食育講習会の内容や食育資料等も活用し、食に対する子どもたちの正しい理解を促進している。また、学校給食に関する指導等を行う栄養士が研修として農業を体験するなど、指導者のスキルアップにも取り組んだ。子どもが自ら弁当作りを行う取組についても、実践校が増えている。今後も各学校における食育推進の取組みを支援していきたい。

中施策 7 「健康教育の充実」については、子どもとその保護者への啓発活動を充実させるとともに、今後実施が予定されている健康診断の改正に対応するために国の動向を見極めながら関係機関との連携調整を強化していく。

今後の課題については、問題を抱える子どもたちへの支援が特に重要だと考えている。そのための取組として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを適正に配置し、子どもたちへの支援体制を強化する。また、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、各学校で個別の支援計画を作成し、きめ細やかな支援を行う。いじめについては、いつでもどこでも起こりうるという危機感を持ち、学校全体で組織的に取り組む体制を整えるとともに、関係機関と連携しながら、迅速かつ的確に対応していく。不登校については、適応指導教室との連携を図り、学校内での居場所づくりにも配慮するなどの対応をしていく。

方向性 1 大施策② 中施策 1 心の教育の推進【対象事業No. 8】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

道徳コーナーの設置、礼儀・マナー集（仮称）の作成など、静岡版道徳教育として静岡市の教育委員会が非常に力を入れていることがうかがわれる取組みの一つである。本取組みが足かがりとなって児童生徒の豊かな人間性の育成へと連続させていくことができるよう、一人ひとりの教員が自覚をもち、学校生活全体をとおして、その精神を生かして行ってほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

道徳主任に対し、学校教育全体で取り組む道徳教育について理解を深めると同時に、本年度の自校の取組の重点を明確にし、主任としての自覚を促した。

学校訪問での研究授業を通して、本年度の本市における道徳教育の課題と改善内容について理解を図るようにした。また、各学校の作成する道徳全体計画を基に、各教科等においてもその関連を意識しながら適切な道徳教育が行われるよう指導を行った。さらに、地域社会との連携を図り、地域人材を活用した道徳教育を実践した。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「静岡版道徳教育」が、子どもの発達段階に応じ、学校教育全体を通じて適切に指導・実施されている。特に地域との連携を図ったあいさつ運動や中学生向けに作成された道徳冊子・ワークシートの活用は、今後さらに各教科等との関連を図り、指導の充実を一層期待したい。また人権教育に関しての実践交流や情報交換等を盛んにし、教員の指導力向上を期すると共に心の醸成に生かしていきたい。

方向性 1 大施策② 中施策 2 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進【対象事業No. 6、9】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

本施策で強調されている体験教育やキャリア教育は、直接体験が減少し、働くことのリアリティが薄くなりつつある今日の児童生徒にとってますます重要になりつつある。ただし同時に、これらは日々の授業実践とは乖離した、イベント化しやすい教育活動でもある。各事業が日常の教育活動へと結びつけられるよう、学校が組織的に取り組むことが期待される。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

学校で計画されている体験教育は、教育課程の中に明確に位置づけられているが、日々の授業とのつながりや子どもの学びが次に生きるような取組を考えるように、教育課程説明会や教育課程ヒアリングの中で説明をしている。キャリア教育のねらいは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基

盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すことである。このねらいの実現に向けて、学校の教育活動全体を通して取り組むことや小・中学校との連携や学校・保護者・地域・企業との連携が大切になる。学級や学年だけの事業にならないよう、学校教育全体の中での位置付けをはっきりとさせ、組織的に取り組んでいる。学校では、事業が終わってから子どもが講師等に感想を書いて送るなど、日常の活動と結びつけた取組を行っている。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

学校行事として位置づけられることが多い様々な体験活動のねらいを明確にするとともに、子どもに体験のねらいや意味を理解させ、子ども自身がその体験活動を通して何を学びたいのか、何を知りたいのか、どんな力を身に付けたいのか等、明確に意識して取り組むことができるようにすることが重要である。そのために学校は体験活動の位置づけやその意味等を体系的・系統的に整え、また地域や企業等から学習プログラムや子どもの様子についての評価をもらい、連携した取組となることを期待する。

方向性 1 大施策② 中施策 3 問題を抱える子どもたちへの適切な対応【対象事業No.10、11】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

困難を抱える児童生徒が増える中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的なリーダーシップの発揮が期待されている。しかし通常の場合、これらの方々は高い専門性を持ちながらも、いわゆる一人職として、学校の中では単独で職務が遂行されることが多いため、学校の中では他の教職員の組織活動から遊離しがちである。組織内の横のつながりを生かす工夫が求められる。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、定期的に校内連絡会に参加できる体制を整えることにより、教職員とのつながりを強化し、各学校における組織的な相談・支援体制の充実を図った。

校内連絡会への参加は、スクールカウンセラーについては、配置校においては中学校週 1 回、小学校月 1 回、スクールソーシャルワーカーについては配置校である小学校で月 1 回以上と定め、情報の共有を図り、具体的な支援についての協議を行った。

また、スクールソーシャルワーカーが、問題の情報収集、背景や原因の分析、問題の総合的な見立てなどを行うとともに、関係機関との連携の可否の判断や、連携する機関の選別を行うことにより、学校が問題を抱える児童に対して、より適切に支援できるようになった。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置により、問題を抱える児童生徒へのフォローアップ体制が充実してきている。また教職員との情報共有体制や関係機関等との組織的な支援体制も整備されてきており、適切な対応が図られるようになった。アンケート調査等により積極的な問題の情報収集等を行っている。しかし教職員には日頃の教育活動において子どもの状況を的確に判断できる資質・能力を備えることが必要である。全教職員への研修機会をより充実させなければならない。

方向性 1 大施策② 中施策 5 学校体育の充実【対象事業No.12、13】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

体力や運動能力の低下を危惧する声が近年高まっているが、これは短期的な努力ですぐに結果の現れるものではない。学校体育や部活動など、学校内での取り組みを充実させるとともに、長期的な視野の下、地域社会とも連携して児童生徒の運動環境の推進に取り組んでほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

短期的な取組として、学校体育における体力向上を第一と考え、授業改善に取り組んだ。各学校において、授業の中で、体力テストの結果を基に、具体的に課題となった体力や運動能力について改善に向けて取り組んだ。部活動指導員については、学校の規模及び教員の現状、希望に応えつつ、これまでの

実績等を踏まえて配置することができた。また、各学校においては、校長等から指導員に対し、部活動が学校教育活動の一環であることを踏まえた指導を行うよう周知した。

長期的な取組として、授業改善及び運動習慣改善に向けて、各学校が改善計画書を作成し、体力向上のために取り組んでいく。また、部活動と地域クラブチーム等との連携を図っていく必要がある。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

学校体育の充実を図るには、まず新学習指導要領に基づくカリキュラムの見直し・改善を図ると共に、目の前の児童生徒の実態を的確に把握することが肝要である。またこれまでの指導方法について、学習形態の工夫や視聴覚教材等の導入等による改善を、学校全体としての問題として検討し合うことも重要となる。各校が課題・問題を明確にし、短期的に解決・改善すべきことと、長期的に改善すべきことを区別し、計画、目標として明確にすることが必要である。

方向性 1 大施策② 中施策 6 食育の推進【対象事業No.14、15】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

食育基本法の理念の下、身体的成長のみならず人格形成の基礎として食の重要性が社会的に意識されつつある。「食に関する指導の全体計画」に基づく実践や「子どもが作る弁当の日」等積極的に推進してほしい。また、本事業はとりわけ、家庭環境の違いが鮮明に現れる部分でもあり、給食指導等を媒介として、家庭の食生活全体を向上させていくことを念頭に取り組んでほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

各学校での取組を支援するために、学校での講習会の開催や栄養教諭等の派遣などを継続して行っている。食教育推進委員会には保護者の代表にも参加していただいているほか、給食献立表等を各家庭に配布し、子どもと保護者に向けた食に関する情報交換に努めている。また、「子どもが作る弁当の日」については、学校と連絡をとり、栄養教諭や栄養士を派遣するなど積極的に支援した結果、平成 24 年度は平成 23 年度に比べて実践校を大幅に増やすことができた。今後、それらをさらに充実・発展させ、学校、家庭、教育委員会が連携して、子どもたちの食育を推進していきたい。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

食に関する基礎的知識や食の重要性等について、教職員の意識と理解を深める機会を一層充実させる必要がある。なぜならば、例えば給食指導に関してはその考え方には大きな差異があり、同じ指導観の下での取り組みが重要だからである。また各校では地域性を生かし、各教科等と関連させた食育に関する内容について体系的・系統的指導が図れるように、教育活動全体を通して、家庭・地域との一層の連携を期待する。

方向性 1 大施策② 中施策 7 健康教育の充実【対象事業No.16、17】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

児童・生徒の健康管理、薬物乱用防止など、本事業は学校の教育活動が円滑に行われる前提として重要である。特に「心の健康」については近年課題が大きくなっているところでもあり、重点的に取り組む必要がある。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

心の健康については、保健学習において、小学校では「心の健康」、中学校では「欲求やストレスへの対処法と心の健康」の単元で、身近な事例を用いて不安や悩みへの対処法等の学習を行っている。その際、より効果的に授業を行うために、養護教諭が積極的に参画するよう指導した。さらに、文部科学省の教材冊子「かけがえのない自分 かけがえのない健康」の有効利用を、保健担当者研修会で指導した。

一方、児童生徒の心の健康にまつわる諸問題に関わる教職員の研修の場として、本年度も引き続き、「子どもと家族の精神保健ネットワーク」を活用した研修会や相談会を年間 4 回開催し、事例検討会等

を通したスキルアップを図っている。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

児童・生徒の心の健康を保持、育成するためには、教職員に向けた研修会の充実を一層図ることが重要である。また養護教諭と連携した授業（体育＜保健＞、社会、理科、家庭科、学級活動等）の開発や指導法の工夫を図り、教職員が常に教育活動全体から児童生徒へ働きかけ、考えさせていくような場を意識して設定する必要がある。そのためにも「心の健康」を系統的・体系的に学ばせるカリキュラム整備をさらに検討しなければならない。

○方向性 1 大施策③ 情熱と指導力のある教員の育成【対象事業No.18～21】

＜教育委員会自己評価＞

「教育は人なり」と言われるように、学校教育は教員の資質に負うところが極めて大きいため、人材の確保を図るとともに信頼される教員の育成を推進した。

中施策 1 「人材の確保」においては、採用試験応募者数を増加させるため、地元や山梨県、岐阜県だけでなく関東の大学でもガイダンスを行なった。また、採用試験ガイダンスの方法として、視覚的に分かりやすいプレゼンテーションを作成し、該当大学出身者の受験状況一覧表の制作・配布を行い、より理解しやすいように改善した。このほか、即戦力となる人材の育成を目的とする「熱血教師塾事業」の第 3 期卒業生から、特別選考試験により 20 名を採用した。また、平成 24 年度「熱血教師塾事業」では、32 名を入塾させ、第 4 期生への講座を開始した。

中施策 2 「信頼される教員の育成」においては、教職員の資質や専門的な力量の向上を目指し、年代別、役職別、教科別等において、目標や課題に応じた研修を実施した。また、前年度に引き続き、喫緊の教育的課題に対応した研修の拡充や希望研修を積極的に周知した結果、平成 24 年度も希望研修参加者は延べ 2,000 人を超えた。近隣の小・中学校の教職員がともに研修を行う「近隣校研修」については、全学校(129 校)で小中連携を目的とした研修会が実施された。このうち全教職員が参加した学校は 88 校で、前年度より 18 校増え、小中連携の有用性について理解が深まりつつある。

今後の課題としては、「教職員研修事業」において、学習指導要領が求める授業改善や特別支援教育の充実などの喫緊の教育的課題に対応した研修を更に拡充することが大切である。また、体罰を含む不祥事の根絶に向けた倫理観や、教育に対する熱意・使命感など、教職員の資質の向上を図る研修の充実も重要な課題である。

方向性 1 大施策③ 中施策 1 人材の確保【対象事業No.18、19】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

教育委員会の自己評価に述べられているとおり、学校教育にとって人材の確保は命綱ともいえる重要性を持っている。今後しばらくは、退職者の増加に伴い、大量の採用が予想されるので、人材の確保がより難しくなる可能性が高い。教員採用の工夫・洗練および熱血教師塾活性化の取り組みを活性化させていくことで、着実な人材確保を期待したい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

採用試験ガイダンスをこれまでの大学等に加え、受験者実績のある関東の大学においても実施し、採用試験について周知を図った。採用試験ガイダンスの方法として、視覚的に分かりやすいプレゼンテーションを作成し、該当大学出身者の受験状況一覧表の制作・配布を行い、より理解しやすい方法に改善したことで、志願者数が 30 名増加した。「熱血教師塾事業」の改善に向けて、心身のたくましさや連帯感の向上を目的に宿泊体験活動の導入など、平成 25 年度カリキュラムの改正準備を行った。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

教員採用試験ガイダンスの実施や熱血教師塾事業の展開は、静岡市教育の充実・発展に資する人材を確保するための重要な施策の一つとなっている。退職者の増加により年々採用人数も増加しているが、熱血教師塾卒業生の特別選考試験による採用が、受験者にとっては狭き門のイメージとなり、静岡市の教員を志望しているが、仕方なく受験を見合わせる傾向も生じているのが実態である。この受験システムを明確に理解してもらえるように、広報の内容や方法を検討する必要がある。

方向性 1 大施策③ 中施策 2 信頼される教員の育成【対象事業No.20、21】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

教員の研修は、教員の採用とともに、学校教育の礎ともいえる事業である。そのためにセンターにおける研修や「近隣校研修」などを充実させていくことはもちろんであるが、盲点になりがちなのが、これらの取り組みを校内研修や教員評価と連動させ、体系的な教職員の力量形成をはかっていく視点である。各校でそれぞれの教職員が成長できる環境の整備に力を入れてほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

教育センターでの研修については、教職員一人ひとりが、そこで学んだことを学校での実践に活かしながら自身の資質向上に努めること、さらに、校内研修等を通してその成果を校内全体に広めるなど組織の一員として学校に還元していくことが、大変重要である。そこで教職員の研修受講後の状況を校（園）長が把握し、これを教職員が評価する資料の一つとして生かすよう、校長会の会合や教育センターだより等で全校長に働きかけた。各校では、校長が、教職員の個々の課題の解決に有効と思われる研修について、当該教職員の面接等で受講を勧めるなど、教職員が受講しやすい環境づくりに努めた。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

充実した研修機会の提供が教師の力量形成へとつながっている。また年代別・役職別、教科別等に分けての研修は、学校現場に生かすことができる研修といえる。しかし一過性の研修にもなりがちなため、教職員が明確な目的をもって継続的・段階的・系統的に学ぶことができる研修も重要となる。それにより教職員個々の専門性を培い、優れた指導力を備えることができる機会となる。課題としては研修成果の学校現場への還元方法を校内研修とのかかわりで検討する必要がある。

○方向性 1 大施策④ 信頼される学校づくりの推進【対象事業No.22、23】

＜教育委員会自己評価＞

学校に寄せられる要望や意見の内容がますます多様化している中で、信頼される学校づくりを推進するために、教育活動などの成果を検証する「**学校組織運営の改善**」や、保護者と学校の連携により「**PTA と一体となった学校の活性化**」に努めている。

中施策 1 「学校組織運営の改善」としては、保護者や地域住民から学校運営について意見を聴くための「**学校評議員制度**」を全校で実施している。平成 24 年度は、特に評議員ができるだけ学校の現状を把握できるよう、学校だよりや行事予定表を配布するなどして学校訪問の機会を増やす工夫をした。また、各学校のコンプライアンス委員会に評議員の参加を求め、教職員の倫理向上等についての意見や助言を受けた。

「**学校評価システム推進事業**」においては、学校が自ら行う評価をもとに、保護者や地域住民が学校関係者評価を行い、課題の顕在化や学校運営の改善に努めているが、平成 24 年度には、学校関係者評価学習会を各地区（葵・駿河地区、清水地区）で 1 回ずつ行い、評価の質の向上を図った。また、

評価システムについての意識調査を実施し、システムの実効性を検証した。

中施策2「PTAと一体となった学校の活性化」としては、学校と保護者が共同作業等のPTA活動を行うことで同じ方向性で連携を図るだけでなく、身近な課題等の協議を行うことができた。また、平成24年度には、日本PTA関東ブロック研究大会静岡大会が市内で開催され、他の自治体の取組を知るとともに、PTA会員相互の意見交換を行うことができた。教育委員も市PTA連絡協議会役員と、教員の不祥事根絶と防災教育の2点について意見交換を行い、情報や課題の共有と意思の疎通を図った。

今後の課題としては、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みの充実が挙げられる。学校評議員については、学校を訪問する機会を増やすなどの工夫により活発に意見を出しやすい環境をつくること、学校評価については、新任の評価委員に対する研修を行うことにより、学校評価の意義や目的、評価方法等について理解を深めてもらうことが必要である。

方向性1 大施策④ 中施策1 学校組織運営の改善【対象事業No.22、23】

＜平成23年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校が組織として協働して取り組まなければならない課題は、近年飛躍的に増大している。学校運営の責任は第一義的には校長にあるが、個々の教員が自律的に職務を遂行する度合いの高い学校の組織特性を考えるならば、関係者を巻き込みながら教職員全員が経営感覚を持って運営に当たることが望まれる。「学校評議員制度」やPTA等、保護者・地域住民の参画を高めるとともに、学校評価を積極的に活用して学校のPDCAサイクルを学校全体で運用して行ってほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成24年度の取組＞

各学校では、教職員全員が学校運営にあたるために、学校評価における自己評価の指標について、教職員が共通理解のもとに学校の教育目標を実現するための具体的な教育活動に取り組めるよう見直し、各分掌のリーダーが中心となって各教育活動に取り組んだ。さらに、学校評価と教職員評価制度との関連も整理され、各教職員は学校評価に照らして、自らが日々の活動の中で取り組む目標を設定し、その達成状況について自己評価を行うなど、日々の教育実践が学校運営全体の改善に関わっているという意識が高まってきた。

学校運営への保護者・地域住民の参画を促進するための取組としては、学校公開日や行事に参加していただくだけでなく、学校の教育活動年間計画を配付してスケジュールを予め伝えるなど、いつでも自由に学校を訪れることができるような環境づくりを行った。また、学校評議員に各学校のコンプライアンス委員会に参加していただくなど、学校組織運営の改善に向けてより建設的な意見をいただける場の創出に努めた。

各園及び学校では、学校関係者評価委員から、教職員とは異なる視点からの有益な評価や意見を得ることができ、学校評価を積極的に活用して学校運営の改善が図られている。

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

近年、コミュニティ・スクールの推進と共に学校・地域・家庭・行政が連携を取りあいながら学校運営を推進する取り組みが活発化している。静岡市でもコミュニティ・スクールの導入について検討されてきているようだが、現段階では「学校評議員制度」が子どもの健全育成を図る、よき支援者・推進役となりつつある。また学校評価を積極的に活用した学校運営がさらに重要である。教職員全員が経営感覚をもち、地域や家庭との連携ありきではなく、学校のリーダーシップのもとでの連携・協働システムを構築することが必要である。

○方向性1 大施策⑤ 幼児教育の推進【対象事業No.24～26】

＜教育委員会自己評価＞

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであるため、幼保一元化等の推進の検討や子育て支援機能の充実により、よりよい幼児教育を推進するとともに、保護者同士や保護者と幼稚園等の交流・情報交換を促進し、幼児期の子育て支援に努めている。

中施策1「幼保一元化等の推進の検討」については、12の地域ブロックごとに設置した支部幼保協議会を中心に、幼稚園教諭と保育士が保育参観や意見交換を行って、一元化に関する教職員の意識向上や幼保の交流を促進した。このような支部幼保協議会での成果を基に、さらに安東幼保園での共通教育課程の取組等も踏まえて、本市における幼保に共通の就学前教育（保育）のあり方に関する研究・協議を進め、「(就学前児童として)めざす子どもの姿」を明らかにした。また、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布されたことを受け、子ども未来局*新設に向け、関係各課との協議を進めた。

中施策2「子育て支援機能の充実」については、幼稚園が地域の幼児教育センター的役割を果たすため、公私立幼稚園において未就園児とその保護者を対象に「子育て広場」を実施している。各園で内容を工夫し、利用者の要望に応えるよう進めている。

今後の課題としては、子ども・子育て支援新制度*を視野に入れ、静岡市の就学前教育のあり方を検討し、市立幼稚園の今後のあり方を示すことができるよう、子ども未来局の関係各課と連携し十分な検討を重ねる。平成25年度末までに意見をまとめる予定である。

方向性1 大施策⑤ 中施策1 幼保一元化等の推進の検討【対象事業No.24、25】

＜平成23年度事業に対する学識経験者の意見＞

幼保一元化（一本化）は就学前教育のあり方として長く課題とされてきた事項でありながら、今日に至るまで抜本的な解決策は見いだされてない。こども園など国が推進する施策を見据えながら、より静岡の地域性に根ざしたあり方を積極的に探してほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成24年度の取組＞

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年度実施予定の子ども・子育て支援新制度の概要が明らかになった。これを受け、子ども未来局の立ち上げに向けて、平成24年度に関係各課が協議を重ね、平成25年度に子ども未来局が新設されることとなった。さらに、静岡市子ども子育て会議での意見交換や、市民ニーズ調査等を受け、子ども子育て支援事業計画を策定し、就学前教育（保育）のあり方や、静岡市立幼稚園のあり方について検討していく予定である。

今後は、子ども未来局の関係各課との連携を深めるとともに、静岡市立幼稚園のあり方検討委員会及び作業部会を立ち上げ、本市における幼児教育の考え方及び市立幼稚園の今後のあり方について意見をまとめていく予定である。

さらに、子どもの発達や学びの連続性を考えたとき、就学前と就学後の教育の円滑な接続は、重要であると考え。幼保並びに認定こども園と小学校の教職員が互いの教育について相互理解を深めるための取組を推進していく。

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

「幼保一元化」が、生涯にわたる学びの基礎を培う幼児教育を推進する上で必要な施策であるという共通理解を図ることがまず何よりも重要である。子ども・子育て関連3法の公布に伴い開設された「子ども未来局」が幼児教育の考え方、在り方をより具体化させるための推進役となるよう、その責任と役割を明確にした取り組みを期待する。

方向性1 大施策⑤ 中施策2 子育て支援機能の充実【対象事業No.26】

＜平成23年度事業に対する学識経験者の意見＞

核家族化、共働き家庭、シングルペアレントの増加など、その変化は漸次的ではあるが、子育ての環

境は孤立しつつある。幼稚園が地域に開かれていくことを一つのきっかけとして、地域全体で子育てを見守ることのできる社会形成を目指したい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

ご指摘のとおり、子育てが「孤育て」となっているなどとも言われる一方、インターネット等で子育てに関する情報を簡単に入手できるため、氾濫する情報に振り回される傾向も生じているという現状がある。

そのような中、幼稚園が地域の核となり、地域全体で子育てを見守ることは意義あることである。平成 24 年度は、各園で「子育て広場」に PTA 会員が協力したり、卒園した幼児の保護者が子育ての相談にのったりと保護者同士のつながりを深めようとする取組が増えた。また、地域の子育てサークルや主任児童委員、家庭教育学級と連携しながら「子育て広場」を実施している園もある。その結果、参加者より「園と地元がとても密な感じで温かみがあっていい。」「地区に子育てのイベントが多く、子育てに役立っている。」といった声が聞かれる。今後も、各園で地域の方々と一緒に活動し、地域行事にも参加して、地域とのつながりを深めていく。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

今日の社会的状況から「子育て支援」対策の充実は必要不可欠である。また幼稚園がその支援の中核施設として機能することへ期待は大きい。しかし幼稚園本来の機能・役割を充実させた上での施策でないとい幼稚園への過剰負担や教育機能の低下を招くおそれもある。幼稚園を核とした地域の様々な社会教育施設との連携を図る対策も必要であり、就学前教育そのものの在り方を子ども未来局が中心となり様々な社会教育施設との可能性や具体性を検討いただきたい。

○方向性 1 大施策⑥ 高等学校教育の推進【対象事業No.27、28】

＜教育委員会自己評価＞

中施策 1 「高等学校教育の推進」においては、時代や社会のニーズに対応するため、平成19年10月に策定した静岡市高等学校基本計画及び平成20年1月に策定した静岡市内の公立高等学校の共同再編計画に基づき、市立高等学校の改革を推進している。

静岡市立高等学校においては、平成 23 年度に科学探究科(理数科)を設置し、理数教育を推進する様々な取り組みを開始した。将来の理数系人材育成につながる実験・実習等のプログラムを実践し、平成 25 年度から 5 年間のスーパーサイエンスハイスクール研究指定を受けることができた。普通科においても国公立・難関私立大学進学等の目標を果たす指導を継続している。

静岡市立商業高等学校については県立静岡南高等学校との再編による県立駿河総合高等学校として、清水商業高等学校については県立庵原高等学校との再編による静岡市立清水桜が丘高等学校として、各校毎に開校準備委員会を設置し、学校が目指す姿や具体的な教育内容について検討を重ねてきた。平成 24 年度には、それぞれの校章、校歌を決定し、公表した。また、校舎施設について工事が完了し、平成 25 年度の開校に向けて、学校経営にかかわる具体的な準備を進めた。

方向性 1 大施策⑥ 中施策 1 高等学校教育の推進【対象事業No.27、28】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

静岡市高等学校基本計画に基づき、着実な高等学校教育の推進が望まれる。特に「新構想高等学校」については県立高と市立校との合併再編であることもあり、注目を浴びているところである。少子化が進行する中での高等学校のあり方として積極的な構想の具体化を期待する。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

静岡市高等学校基本計画の各高等学校の基本的方向性に示すとおり、静岡市立高等学校は大学進学を目指す教育の実践に加え、スーパーサイエンスハイスクール研究指定による科学教育推進のPRができた。静岡市と静岡県が協調して行う共同再編整備計画については、再編整備される4校の関係者ばかりでなく、中学校関係者や多くの市民の関心が高い。静岡市立商業高等学校は、静岡市で初となる総合学科の設置、清水商業高等学校は、普通科、商業科併置校として、情報化に対応する学校としてICT環境の整備を含めた新しい校舎施設の整備を行った。開校に向けて多くの情報発信を行い、新しい学校の教育が理解されるように努めた結果、県立駿河総合高等学校は、志願倍率が1.03から1.13に、清水桜が丘高等学校は、1.14から1.20に増加した。

《平成24年度事業に対する学識経験者の意見》

静岡市立高等学校の取り組みや静岡市と静岡県の共同再編整備計画によって開校する「新構想高等学校」2校に対して、地域からの期待は極めて大きい。再編がこれまでの高等学校教育の課題・問題をどのように克服し、教育への効果はどのようにあらわれたのか等、「新構想高等学校」2校の開校後、学校経営等の状況を具体的に把握できる評価システムを構築・整備すると共に、「設置の趣旨」と照らし合わせた検証を確実に実施し、新たな高等学校教育の在り方を提言できるよう積極的な取り組みを期待する。

○方向性1 大施策⑦ 個に対応した教育の支援【対象事業No.29、30】

＜教育委員会自己評価＞

子どもたち一人ひとりのニーズに応じた指導や支援を提供するための体制を強化し、個に対応した教育の支援の推進を図った。

中施策1「特別支援教育の充実」では、市費負担特別支援教育支援員を3名増員し、指導と支援の充実を図った。また、就学先の決定などに悩みをもつ保護者や園・学校に対して、専門調査や特別支援相談を実施して助言を行うとともに、市就学指導委員会を3回開催し、審議を行い、適正な就学指導に努めた。さらに、通常の学級に在籍する発達障害等のある特別な支援を要する子どもたちに対し、臨床発達心理士等の資格を有する相談員が巡回相談を実施して学校や保護者への支援を行い、より高度な専門性を要する相談ケースに関しては、ケース検討会議で検討し支援を強化した。特別支援学級間の交流や共同学習の推進については、特別支援学級連絡協議会を教育委員会事務局におき、様々な活動を支援した。

このほか、幼児言語教室では早期からの教育相談や個々に応じた指導を行い、指導員の研修会を設け、特別支援教育についての理解を深める取組を実施した。また、特別支援教育体制整備検討委員会（平成22、23年度実施）での提言を受け、特別な支援を必要とする人に対する関係各機関での相談・支援の充実を図るため、具体的な情報共有や役割調整を行う場として、「特別支援連携協議会（仮称）」を設置する準備を進めた。

中施策2「帰国・外国人児童・生徒の受入態勢の充実」については、日本語指導が必要な児童・生徒の支援事業として、日本語指導センターにおいて、通級指導・訪問指導・母国語による適応相談を実施しており、66名の子どもたちが通級している。ここでは、日本語の初級指導はもとより、日本での日常生活・学校生活への早期適応を支援している。また、学校毎の取組としては、外国人の保護者の協力を得て、「モーニングイングリッシュ」の時間を設けるなど、子どもたちが異文化に触れる機会を設け、相互理解の促進を図っている。

今後の課題としては、特別支援教育の充実のため、インクルーシブ教育システム*の構築を目指した教職員の専門性の向上、通常の学級や通級による指導及び特別支援学級での指導の充実、相談支援体制の強化、関係各機関との連携等の充実などにより、個のニーズに応じた指導・支援を一層充実さ

せることが必要である。

日本語指導が必要な児童・生徒への支援については、対象となる子どもたちが日本の生活習慣や学校生活に一日も早く慣れるよう、初期及び初級レベルの指導の充実を図る。指導の充実のために、日本語指導センターと学校、保護者との連携体制を強めていく必要がある。

方向性 1 大施策⑦ 中施策 1 特別支援教育の充実【対象事業No.29】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

特別支援教育に関しては、その対象となる児童生徒数が増加する中で、特別支援学校、特別支援学級、通常学級における指導と、個に応じた多様な指導が展開されることが必要とされている。その際、特別支援教育支援員などの支援を活用しながらも、個々の学校・教員がこの課題に対してどのように向き合っていたら良いのか、校内研修等を通じて、組織的に検討して欲しい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

各学校では、特別支援教育コーディネーターである教員が中心となり、校内研修で特別支援教育を取り上げ、校内就学指導委員会等で特別な支援を必要とする児童生徒に関する共通理解を図るなどし、組織的に個に応じた指導の向上に取り組んだ。教育委員会では、こうした学校の取組を推進するために、指導主事や巡回相談員の学校訪問や、特別支援教育に関する研修会を実施した。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

特別支援教育の充実に向けて、子どもの実態を的確に把握し、個に応じた指導・支援の方法を具体的に検討しながら推進している。保護者の思いや願いを受け止めながら、一方では保護者には指導の状況や手だて等を十分説明したり理解を図ったりする機会を設定し、よりの確な指導・支援が行えるような連携した取り組みを期待する。さらに教職員・指導員・支援員の専門性を高める事例研究等を含めた研修機会の充実を図っていただきたい。

方向性 1 大施策⑦ 中施策 2 帰国・外国人児童生徒の受入態勢の充実【対象事業No.30】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

帰国・外国人児童生徒への対応は、多様な背景を持つ児童生徒に対応していかなければならないという点で学校の課題であるとともに、もっとも身近なところから国際化への扉を開くチャンスでもある。冊子の配布や支援員など、必要な対応を着実に実施するとともに、国際化社会における学校のあり方について草の根の議論が期待される。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

多様な背景を持つ児童生徒に対応していくため、日本語指導センターでは、学校、指導員、教育委員会間の連携強化について、指導員との懇談をもとに、学校の指導の状況等を共有し、センター、学校共に指導効果をあげるよう対応をしている。また、帰国・外国人児童生徒を受け入れている学校においては、子どもたちが国際化や多文化共生についての理解を深める活動にも取り組んだ。帰国・外国人児童生徒の受入については、国際化のチャンスとして受け止め実施している。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

国際化・グローバル化の進展に伴い、帰国・外国人児童生徒への対応は益々必要となっている。日本語指導センターは学校等との連携を図りながら、着実な指導効果を上げてきている。今後は、各学校における指導体制の整備と充実を図ると共に、国際理解教育を推進する教職員の指導力等を向上させる研修内容・研修プログラムを一層充実させる必要がある。さらに外国人保護者との連携を図る具体的方策を各学校の実態に応じて検討し、特色ある学校経営・運営に生かすよう検討いただきたい。

施策の基本的方向性 2

(社会全体の教育力を高め、子どもたちへの支援体制を築く)

○方向性 2 大施策① 学校・家庭・地域等における連携の推進【対象事業No.31～34】

＜教育委員会自己評価＞

社会全体で子どもを見守る体制が取りにくくなっている今、学校・家庭・地域等の連携を推進するため、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりに努め、社会全体の教育力の向上を図った。

中施策 1 「地域ぐるみで学校を支援する体制づくり」では、「学校応援団推進事業」において、小学校 12 校と中学校 1 校に配置された学校応援団本部コーディネーターが、学校と地域ボランティアとの連絡・調整を行うことにより、学校の要請に応じた学校応援団の活動を行ってきた。また、市内全小・中学校へ事業を拡充するため、各支部教頭会等で事業説明を行うとともに、市民討議会を活用するなど、市民に対しても広く周知を図った。

中施策 2 「民間活力を教育に活かす施策の推進」については、西部学校給食センターの改修工事契約を締結し、改修工事に着手した。また、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）のあり方を研究するために、清水江尻小学校を研究校に選定した。

中施策 3 「放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり」では、放課後子ども教室を、これまでの 9 校に新たな 1 校を加えた 10 校で実施し、地域・学校・行政の連携のもと、学校施設を活用して子どもたちに体験学習や異世代間交流等の学びの場を提供することができた。

中施策 4 「有害環境から守るための取組の推進」では、市内全小・中校生を対象に携帯電話アンケートを実施してメール等のトラブルを把握し、ICT 環境を利用したネット上の問題を扱う情報モラルの授業で活用して、その事例をとりあげた課題解決学習に取り組んだ。また、いじめ対応マニュアル（詳細版）に「静岡市の情報モラル教育」として掲載をした。

今後は、清水江尻小学校において、本市の実情に応じた多様性をもった学校運営協議会制度の可能性について研究を進め、その運営や組織について検討していく。

また、北部学校給食センターの整備に関し、PFI 方式の導入を含め、民間事業者の創意工夫を活用し効果的に事業運営できる手法について検討していく。

方向性 2 大施策① 中施策 1 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり【対象事業No.31】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「学校応援団推進事業」では、コーディネーターの働きに重点を置いた点が評価できる。特に、コーディネーターによる「情報共有」や「特色ある活動」が、すべて「学校づくり」と「地域づくり」に連動しているということが重要で、この視点を踏まえれば、どうしても学校が持ってしまう「してもらい」という意識や、「その気のある人がやればいい」という地域観から抜け出すための具体的な方策が生まれてくるはずである。その意味で、本部コーディネーターの役割・働きを明確にした上で、研修会を行ってほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

「学校応援団推進事業」では、平成 24 年度から各ブロック 1 校の拠点校に学校支援地域本部を設置し、複数の学校との関わりの中で、本部コーディネーターとして何ができるかを見だし、意識を高めるため、類似手法を実践している御前崎市のコーディネーターを講師に招いた事例学習会を実施した。

また、まちなびや（市内広域で活躍する地域 NPO）の方を講師に招いた「放課後子ども教室推進事業」との合同研修では、同じく静岡市の子どものために行われている他事業や行政以外で行われている活動についての理解を深め、多角的な視点で地域連携を考えるとともに、普段なかなか関わることのないコーディネーター同士が、ワークショップを通してお互いがもつ情報やノウハウの共有を図った。

この他、各本部コーディネーターが、ブロック内の学校応援団活動の活性化を促すという役割を果たすことができるよう、事例紹介や情報交換を中心とする研修を実施した。今後は、本部コーディネータ

一が、拠点校以外の学校についても応援団活動の充実を図るため、広報活動や人材リストの作成等を通して積極的な働きかけをすることにより、学校を活性化できる地域人材の確保・育成する役割を果たしていくよう、指導していく必要がある。このため、本部コーディネーターに対する研修の充実と、校長等に対する応援団活動の理解の促進を図ることが課題である。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

学校応援団推進事業では各ブロックに拠点校を設置し、本部コーディネーターに対しても学習会等の研修をはかりながら事業は推進されており、非常に積極的な動きが見られる。今後是非活発な事業展開が行われることを期待したい。

尚、この学校応援団事業と関係し、地域の教育資源を学校の運営においても活かすべく、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールのしくみを導入する動きが全国的に拡大している。静岡でも「学校支援型コミュニティ・スクール」への発展が検討されているがこれらの新たな制度を本事業やPTAや学校評議員制度とも関連づけ、今後どのような地域と学校の関係のあり方を構築していくべきか、長期的な方策についても検討してほしい。

方向性 2 大施策① 中施策 2 民間活力を教育に活かす施策の推進【対象事業No.32】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校関係者には、なんとなく「教育にPFIはふさわしくない」と考える人がまだ存在する。PFIによって生み出される「新たな価値」をしっかりと公表し、伝えるとともに学校側の意見を十分に理解するよう努めてほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

学校給食施設におけるPFIは、調理・配送業務のほか、施設設計から建設までを一括して民間事業者が発注し、長期間事業を実施する手法である。本市では、平成 22 年から西島学校給食センターでPFIを導入しており、新たな価値として長期間契約することで施設の維持管理等経費の縮減を見込んでおり、縮減額をホームページで公表している。

また、学校からは、安全・安心の観点から献立作成等に関し懸念する意見があるが、本市では、献立の作成、食物アレルギー対応及び食材調達業務はPFI対象とせず、本市栄養士が責任をもって実施しており、これをPTA代表・校長会代表で構成する学校給食センター運営協議会及び献立委員会を通じて伝えている。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

PFIについては、様々な懸念も議論されてはいるが、学校給食についてはPFIの長所がより顕著にあらわれる分野である。財政的にも効果があるとすれば緻密な検討を重ねた上で、是非積極的にこれを推進し、学校給食の充実と食育の推進を図ってほしい。

方向性 2 大施策① 中施策 3 放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり

【対象事業No.33】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「地域・学校・行政の三者連携」の重要な取り組みであるが、その中で、特に「地域」の部分が見えにくい。地域の自治会、地区会等既存の機能についてどのような情報を持ち、その地域における「地域力」をどう評価しているのかが重要で、それをどう生かせばいいのか、アドバイザーというものに対する認識が、地域との間で食い違いがないか、などをまず確認しておいてほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

コーディネーターの後継者育成と学習アドバイザー（H25年度より「教育活動サポーター」）の人材確保については放課後子ども教室にとっては継続的な課題である。

放課後子ども教室を新規に実施する際には、その地域で貢献（活動）している人材や、団体の情報などを事前に把握し、学校との共有化を図っている。また、保護者や地域（自治会など）に対しても説明会を実施することで、事業への理解を深めるとともに、地域の状況把握を行っている。

したがって、実行委員会を組織するにあたっては、学習アドバイザーを保護者や地域（自治会など）から募集し、事業への賛同を得ながら事業の調整を進めているため、学習アドバイザーに対する考え方や認識に地域との食い違いはないと考えている。

今後は、事業内容や活動の説明だけでなく、新たに学習アドバイザーへのアンケートを実施し、事業に対する共通認識を深めるとともに、学習アドバイザーの声からやりがい等を紹介するなど、スタッフ確保や後継者育成へ繋げていく。また、子どもや家庭の状況等によりコーディネーターや学習アドバイザーの入れ替えが常に起きていることから、コーディネーターの後継者育成や地域ごとに課題が異なる学習アドバイザーの人材確保について、実行委員会がより積極的に考え、課題への対策に取り組めるよう指導していく必要がある。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」とも、子ども達の安全・安心な居場所づくりや、保護者（特に女性）が安心して働くことのできる環境づくりのためにも非常に重要な事業である。とりわけ放課後や休日における子どもの遊びのコミュニティが、危機管理的な視点からも難しくなっている今日、これらの事業のように、学校教育の論理とは異なった視点から子どもの成長を見守る機会はより重要になってくるであろう。

それぞれの取り組みにおいて、具体的な成果指標を求めることも重要であるが、地域が主体となって、子育ての環境が整備されたこと自体が成果に値するものといえることから、今後も学習アドバイザー（H25 年度より「教育活動サポーター」）の理解を深め、育成を続けながら関連する部署との情報の共有に努めつつ、事業を活性化して欲しい。

方向性 2 大施策① 中施策 4 有害環境から守るための取組の推進【対象事業No.34】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「有害環境から子どもたちを守る」という事業であるから、評価報告書の中でも、「情報によるトラブル・事件・事故」というキーワードが多くなるのは仕方がないが、原点として、保護者が「これからの社会と情報」あるいは「生涯学習社会と情報」といった点に立った「情報の力の大きさ」を踏まえた上でないと、その被害の状況が分かってももらえないし、家庭での対応も不十分なものになりがちではないか。各学校の先生方の「情報教育の在り方」とも連動して、そのような意識状況の調査も必要ではないか。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

静岡市の情報モラル教育の取組内容を教育課程に位置付けて指導するとともに、情報モラル教育に関する実践状況調査を行い、たよりや研修会等で子どもへの指導や保護者への啓発を行った。いじわるな書き込みや問題のある写真をインターネット上に公開して、不特定多数の人に閲覧されることが、ネットいじめや事件・犯罪につながることを理解してもらうために、保護者、児童生徒及び教職員を対象として、非行・被害防止教室などを行った。

今後、5年間実施した携帯電話アンケート調査に替えて、昨今の課題に合った調査を、専門家からの助言を得て作成していく。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

携帯やネットを通じた事故や事件は連日のように報道されており、有害環境から子どもを守り、情報モラル教育の取組内容を教育課程に位置付けて指導することは今日非常に重要な課題であり、機敏な対応が求められる。同時に、今日の情報環境の中では、行政や施策の対応を上回るスピードで新たなメディアは社会に浸透していくし、さらに教員よりも児童生徒の方が新たなメディアに対する習熟は総じて早い。その意味では、有害な情報環境から児童生徒を保護するという視点と同時に、一人一人の児童生徒が、情報とどのようにつきあっていくか、より広く情報リテラシーの観点に立って施策を推進してほしい。

○方向性 2 大施策② 家庭における教育力の向上 【対象事業No.26】

<教育委員会自己評価>

少子化や核家族化、情報化等の社会の変化や、地域における人間関係の希薄化などを背景として、地域社会や家庭における教育力が低下している中、家庭における教育を推進するため、家庭の教育力向上に向けた取組の推進を図るとともに、子育て支援の機能の充実の推進に努めた。

中施策 1 「家庭の教育力向上に向けた取組の推進」については、各地区の保健福祉センターで行われる6ヶ月育児相談時に、図書館職員等がおすすめの絵本を紹介しながら手渡し、親子が共通する話題を持ち、心触れ合うきっかけとして活用してもらうための「ブックスタート事業」を引続き実施している。また、1歳6ヶ月児健康診断時には、「ブックスタート事業」のフォローアップ事業として「ブックステップ事業」も実施している。

中施策 2 「子育て支援の機能の充実」については、幼稚園が地域の幼児教育センター的役割を果たすため、公私立幼稚園において未就園児とその保護者を対象とした「子育て広場」を実施している。幼稚園教諭からのアドバイスや、保護者同士の仲間づくりや情報交換を通して、子育ての不安を解消し、子育てに意欲的に取り組めるよう支援を続けている。

方向性 2 大施策② 中施策 2 子育て支援の機能の充実 【対象事業No.26】

<平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見>

幼保一元化の動きが、まだ、確定していない段階ではあるが、教育改革国民会議の「教育という川の流れの、最初の水源の清冽な一滴となりうるのは家庭教育である」という指摘は、非常に重要なものであり、教育の場にあるすべての人が確認できる事業とするために、今まで以上に幅広く広報してほしい。

<上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組>

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が公布され、平成 27 年度に実施予定の子ども・子育て新支援制度の概要が明らかになった。3 法の一つである子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、あらゆる分野の人々が各々の役割を果たし、相互に協力すること」と示された。

そこで、子育て支援の機能の充実のために実施する本事業については、平成 24 年度より、各園でその取組を回覧板やポスター、ホームページ等に掲出し、地域に広く紹介する機会を増やしている。さらに、地域の方々に手伝いをお願いしたり、在園児の保護者に子育ての先輩としてアドバイスしてもらったりと、関わる人の範囲も広げている。地域での子育て支援が、家庭における教育力の向上にもつながることをめざしている。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識を社会で共有することが必要であると同時に、保護者自身が孤立した環境にある家庭も多く存在することを考えておかなければならない。

こうした課題にどの程度対応していけるかは地域社会の成熟度が問われるところであろうが、そうした社会の共助のために行政として何が可能か、現行施策にとらわれず積極的に検討してほしい。

○方向性 2 大施策③ 地域における教育力の向上 【対象事業No. 9】

<教育委員会自己評価>

子どもたちの社会的、職業的に自立する能力や態度を育てていくため、キャリア教育等による実践的教育を推進した。

中施策1「キャリア教育等による実践的教育の推進」については、「次世代育成プロジェクト事業」として、各界の第一線で活躍する専門家を学校に招き、講師の方々の生き方や専門的知識・技術力を学ぶことができる『スペシャリスト』派遣事業を53校で56回実施し、児童・生徒が直接指導を受けた。また、民間教育力を活用する事業として、各小・中学校において、職業人による講話を行うほか、地域の方による地元に伝わる話の伝承や福祉体験など、学校毎に創意工夫した取組が見られ、1年間で、484件、約2200人の民間講師を活用した。キャリア教育の中核として位置付けられている職場体験学習については、受入事業所登録数を144ヶ所に増やし、「全中学校で連続3日間以上の職場体験学習を実施する。」という目標を達成することができた。

平成24年度をもって『スペシャリスト』派遣事業が廃止となるので、今後、スペシャリストと地域の人材を活用した「民間教育力活用事業」の内容を見直し、さらに密度の濃いキャリア教育等の実践的教育を推進していく必要がある。

方向性2 大施策③ 中施策1 キャリア教育等による実践的教育の推進【対象事業No.9】

＜平成23年度事業に対する学識経験者の意見＞

キャリア教育という大事な事業を、各学校が、どのような組織で、あるいは、どのような担当が取り組んでいるのか、を確認しておきたい。なぜなら「開かれた学校」なり「地域との連携」なり、「生涯学習者の成果が生きる社会」なりに繋がる重要な課題であり、キャリアという生涯にわたっての生き方の追求が「学校の在り方」にも繋がるという課題認識を確認した上でないとその取り組みの方向性が確認できないことになるからである。

＜上記学識経験者の意見に対する平成24年度の取組＞

各学校には、キャリア教育担当者がいる。担当者は、学校教育全体を見通してキャリア教育全体計画を立て、それぞれの教科、活動とのつながりをつける推進役となっている。各学校のキャリア教育担当者を集めた研修会において、キャリア教育への理解を深めるとともに、小中学校の連携を図り、方向性を確認している。

地域との連携については、地域の方を講師として学校に招き、その体験談や技に触れる「民間教育力活用事業」を通して、子どもたちの興味や経験の幅を広げている。

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

スペシャリストの派遣は全国で実践されているが、本来のキャリア教育とは、個々の児童生徒の持ち味に応じた職業生活を自らデザインし、それに向けて主体的に成長を図ってするための取組であり、第一線で活躍する人材が実践の中核である必然性はない。その意味で、キャリア教育のあり方はイベントや担当分掌の活動という次元から、すべての教員が日常的に取り組むべき組織的活動へと深化させるべきであり、こうした観点から施策を推進してほしい。

○方向性2 大施策④ 生涯にわたって学べる環境の整備【対象事業No.35】

＜教育委員会自己評価＞

中施策3「生涯学習の視点からの図書館の充実」に向けて、図書館資料を整備するとともに、各種講座やイベント等を開催し、図書館利用の促進を図っている。

政令指定都市内の1人当たりの数値比較では、直近の平成23年度も前年までと同様に貸出点数・蔵

書点数とも高い水準を保っている。

また、平成 24 年 3 月から富士市との相互利用が試行され、両市民は相互の市の図書館のカードを持てるようになった。現在は協定書を結び、本格施行されている。

ただし、個人への貸出点数は 3 年連続で前年より減少している。これには、平成 24 年度の図書館システム更改に伴う休館の影響もあるが、インターネットによる情報収集の定着といった要因もあると思われる。こうした点を考慮して、今後の図書館事業のあり方を検討していく必要がある。

方向性 2 大施策④ 中施策 3 生涯学習の視点からの図書館の充実【対象事業 No.35】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

図書館法の中でも「学校教育の援助・家庭教育の向上に資する」などが上げられているが、連携の中から「地域学の推進」ということにつながるという捉え方は、最大のテーマであるといってよい。そこを踏まえることによって、「利便性・サービス」から始まって、さらに「ニーズから参加へ」という事業の在り方にまで繋がっていくはずである。その在り方のための事業、取り組みをもう少し明確にさせたい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

学校教育については、団体貸出し・協力貸出し等の資料提供の他、小学生の図書館見学や調べ学習への対応、中学生の職場体験実習の受入先として各学校と連絡を取り合っている。また、職員が高校に出向いてブックトークを行い、本の楽しさや図書館の有用性を宣伝している。

家庭に対しても、図書館内で行う読み聞かせの他、保健福祉センターにて行う乳幼児への「ブックスタート事業」・「ブックステップ事業」等を引き続き実施し、幼い頃からの図書館の利用について PR を行っている。

さらに、利用者の多様なニーズに応えるべく、成人向けにも各種講座や催し等市民の学習機会の提供を行っている。平成 24 年度から、新規に男性向け読み聞かせ講座を行い、講座終了後受講生有志による読み聞かせが、月 1 回北部図書館で行われるようになった。これは、ニーズから参加に昇華できた一例である。また、清水中央、藁科、蒲原図書館では、地域の歴史を学ぶ講座を開催し、毎回大勢の市民が参加し、好評を得ており、今後も引き続き開催することとした。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

平成 24 年度はシステム更改等による休館等の影響もあり、個人貸出点数は目標を下回る結果となったが、他の政令市と比較して、図書館の利用率は依然非常に高い水準にあることを指摘できる。ただし、生涯学習の視点からすると、利用者の拡大のみならず、図書館を活用して教養を高めていく手立てが総体として問われるべきであろう。電子書籍の影響も含め、読書のあり方を広く検討していく必要があるのではないだろうか？

施策の基本的方向性 3

(安全で安心な教育環境の整備を図る)

○方向性 3 大施策① 安全・安心で快適な学校づくり

【対象事業No.28、32、33、36、37】

＜教育委員会自己評価＞

子どもたちがのびのびと安心して教育を受けられるよう、安全で安心な教育環境の基盤整備に取り組み、学校と地域、警察等関係機関との連携を図る学校安全システムの構築を進めている。

中施策 1 「安全で安心な教育環境の基盤整備」については、「学校施設整備事業」において、構造保全工事やトイレリフレッシュ工事、屋上防水工事等の施設改修工事を計 28 校で実施した。また、市総務局危機管理部防災対策課との協議のもと、清水駒越小学校へ津波避難階段設置の計画を進めている。現在、学校施設の多くが改築や大規模改修の時期を迎えていることから、施設の整備を効率的に進めるため、中長期的な学校施設整備計画の策定に向け準備を開始した。

「学校給食施設整備事業」においては、西部学校給食センターの改修工事にあたり、衛生面だけでなく、食物アレルギー対応専用調理室を設けるなど安全・安心な施設となるよう設計を行い、改修工事を着手した。

中施策 2 「学校安全システムの構築」では、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、防犯の専門家である警察 OB によるスクールガードリーダー 15 人が学校や学区内を巡回し、学校関係者や学校安全ボランティアへの指導助言を行い、また、防犯教室において学校の安全担当へ指導を行った。これらのことは、児童の安全で安心な教育環境の確保につながっている。また、学校から保護者へ、不審者情報等のメール配信を行った。

中施策 3 「放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり」としては、「放課後子ども教室推進事業」において、放課後児童クラブが整備されていない市内 10 小学校で、地域・学校・行政の三者連携により、学校施設を活用して様々な体験学習や異世代間交流等を行うことで、子どもたちに学びの場を提供し、放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行った。

今後の課題としては、特に「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の充実が重要である。平成 25 年度からのスクールガードリーダー廃止に伴い、地域住民による協力体制をさらに強化するとともに、交番や派出所、学校応援団等との連携を深めていくことが必要である。

方向性 3 大施策① 中施策 1 安全で安心な教育環境の基盤整備【対象事業No.28、32、36】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「安全・安心で快適」は「特色ある学校づくりの原点」であるから、各学校が、この事業を、どう受け止め、先生方と共有し、子どもたちにどう伝え、保護者がどう理解し、そして、防災に関しては、地域がどう理解しているか、そして、そのことを学校が明日の教育活動につなげるものとしていったか、という報告が、一番重要な事業評価であると思う。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

学校評価システムの中項目には安全管理に関する項目があり、地域住民からの意見を参考に、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう教育環境の整備に努めている。

防災に関しては、学校では、地震の規模や状況に応じた訓練を行い、避難場所や学校への児童生徒の留め置き等について、保護者や地域の意見を聞きながら、安全対策を行っている。また、児童生徒へ地域防災訓練の参加を進め、訓練において保護者や地域の方と協力するなど連携を密にするよう努めている。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

学校の安全・安心は学習環境整備の基本であり、児童生徒の学校生活の基礎となるものであり、着実に整備を行ってほしい。また、今後想定される東南海地震に向け、耐震や津波等への対応を行っていくことはもちろん、避難場所や学校への児童生徒の留め置きなど、複合的な状況を加味した整備を行ってほしい。

方向性 3 大施策① 中施策 2 学校安全システムの構築【対象事業No.37】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

この「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」は、「学校支援・放課後子ども教室」などと同じように、「地域力向上・活性化」ともつながっているが、学校側、特に教職員が「開かれた学校」の在り方として「地域」をどのように受け止めているかが事業の成否に繋がる。その点で、具体的に、子どもの指導に、どのように生かしているかが見えてくるような工夫がされているとよい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度取組＞

子どもの安全を地域で守ることができるよう、学校が PTA や自治会、交番等との連携を図り、協力体制を強めた。具体的には、5 月頃に通学路マップを持って教職員やスクールガードリーダーが地域の交番・派出所を訪ね、登下校時の巡回の強化を依頼し、情報提供の仕方についての確認も行った。

また、教職員対象の防犯教室を開き、子どもたちの防犯意識や危険回避能力を高めるための具体的な指導方法を学ぶ機会を設けた。

《平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見》

スクールガードリーダーによる巡回指導が平成 24 年度で終わり、今後は学校安全ボランティアに受け継がれることになるので、今後はスクールガードリーダーによるノウハウの蓄積を、どのように継承・発展していけるかが鍵となる。学校安全をより地域に密着したかたちで、主体的かつ柔軟に推進していけるよう、行政による支援のあり方が問われることであろう。

○方向性 3 大施策② 質の高い教育環境の整備【対象事業No.38、39】

＜教育委員会自己評価＞

質の高い教育環境の整備を目指し、教育の情報化や学校図書館の充実を図っている。

中施策 1 「学校の情報化の充実」としては、「小・中学校 ICT 環境整備事業」により整備された高速インターネット回線を使用し、インターネットを活かした授業の増加につなげた。また、デジタル教科書の活用環境を改善し、学校の授業での利用を高めている。

今後はこれらの機器を活かし、授業改善、校務処理改善に向けた教育用ネットワークづくり等が必要となる。

中施策 2 「学校図書館の整備の推進」としては、学校図書館の読書センター、資料センター及び学習情報センターとしての機能の充実を図るために、8 学級以上の学校に司書教諭の補助として学校司書を配置した。さらに、平成 25 年度からは、6 学級以上の学校についても配置することとした。

今後、学校司書が配置されていない 5 学級以下の学校について、学校図書館の機能を充実させていくことが課題である。

方向性 3 大施策② 中施策 1 学校の情報化の充実【対象事業No.38】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

施策の基本方向性 2 大施策 1 中施策 4 「有害環境・・・」(108 頁参照)との関連をしっかりと付けてほしい。つまり、教職員一人ひとりが「情報とは何か」といったことに取り組みない限り、「余分な仕事が増える」と受け取られてしまう。また、「同じレベルでのスキルアップ」と指摘されているが、むしろ、それぞれの教職員のレベルの差は、職員室における情報リテラシー(情報活用能力)の向上を通してのコミュニケーション・関わり・指導といったような関わりが生まれるような気もするが、そんな工夫で取り組めないだろうか。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度取組＞

有害環境から子どもたちを守る事業との関連については、携帯電話アンケートの調査結果を学校に通知し、ホームページ上に掲出することで家庭へも情報を提供した。

教職員の情報リテラシーを向上させるためには、校内での職員間のコミュニケーションは有効である。ICT 担当者会や、教育の情報化推進研究委員による研究授業の内容を学校向けに通知して、教職員が校内で互いに教え合うことにより、情報活用能力の向上を図った。また、各校の ICT 支援員やソフトメーカー等に協力を依頼し、校内でのコミュニケーションの素材になるよう、効果的な活用例等をリーフレット等で各校に周知した。更に、ICT 支援員やメーカーのサポート体制についても学校への連絡を再度行い、気軽に問い合わせができる体制が存在することの周知を深めた。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校の情報化には、PC 設備の充実やネットワークの整備などのハードウェアの側面と、ICT を活用して教育成果の向上を目指して行くソフトウェアの側面がある。このうち、ハードウェアの整備は計画しやすく、投入される資源に見合う成果が見込まれるのに対して、ソフトウェアの側面については絶えざる創意工夫が要求される。とりわけ、ICT の活用については教科間のニーズの違いや、教員間でのスキルの格差が大きいことから、より柔軟できめ細かい対応が求められる。こうした環境の中で、学校の情報化を推進していくためには、単なるツールとしての活用という視点を脱却し、ICT の活用により、学校の運営や児童生徒の学びがどのように変化していくことになるのか、中長期的な視点に立ったグランドデザインが必要であろう。今後の議論の深まりを期待したい。

方向性 3 大施策② 中施策 2 学校図書館の整備の推進【対象事業No.39】

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

各学校には、先生方が勉強するための書籍なり、資料なりがどの程度あるのだろうか。また、先生方のコーナーが作ってある学校は、どのくらいあるのだろうか。子どもたちが読書に親しむことは大切なことであるが、先生方のナレッジ・マネージメント(知識管理)は、子どもたちの読書活動に繋がる重要な点でもあると思う。

また、各学校では、「保護者から不要になった本」「生徒からもう読まなくなった本」「地域からの推薦の本」など寄贈図書扱いはどうなっているのか、確認しておきたい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度取組＞

教職員の研修のための書籍や資料は、学校図書館とは別に、各学校の職員室や会議室等に置かれており、それらを活用して授業や子どもたちのための読書活動に繋げている。

寄贈図書については、各学校で蔵書として受け入れをして、学校図書館において広く子どもの読書に活かしている。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校司書の配置や研修会は着実に進んでおり、この点は高く評価できる。ただし、学校図書館教育が本当に活性化されているか否かは、学校における日常の授業や休み時間の中、学校図書館をどの程度積極的に活用していけるかによる。学校司書の学校内での活用のあり方など、総合的な視点から施策を推進してほしい。

○方向性3 大施策③ 国公立学校との連携づくり【対象事業No.25、40】

＜教育委員会自己評価＞

中施策1「連携による教育研究の振興」のためには、幼稚園、保育園、小学校が各々の教育活動について相互に理解を深め、公私立の枠を超えた連携体制をも築くことが必要であることから、「幼保小連携協議会」を開催した。積極的な公開保育の必要性を確認し、研修交流を行い、連携を深めていく具体的な方法について理解を深めた。

今後は、幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業を行い、互いの教育についての理解を深めたい。

また、「県立・私立高等学校との連携」については、既に校務分掌（業務分担）・教科・部活動等の各分野で情報交換及び研究協議が行われている。平成24年度も、前年に引き続き、静岡市立高等学校の生徒・教員が、県立高等学校及び私立高等学校と連携して「科学の広場 in る・く・る」を開催した。

方向性3 大施策③ 中施策1 連携による教育研究の振興【対象事業No.25、40】

＜平成23年度事業に対する学識経験者の意見＞

教職員の資質向上は、「情熱と指導力」を掲げた「静岡の教育」の原点であろう。そのための取組は、いろいろな所で取り組まれているが、なかなか目に見える成果になってこないのは、すべての学校の、すべての教職員にまで、その成果が下がる筋道が出来ていないことと、連携のテーマを設定するとき、教師の学びのニーズという所から上がってきていないことなどが問題になっていることはないだろうか。こうした成果を、各学校がどう生かすかの手法も必要であり、それらについての工夫なども確認しておきたい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成24年度の取組＞

各分野で行われる情報交換について、教育委員会、学校が同じ情報を共有するとともに、重要な事柄については、学校の教職員に対し、指導伝達等を行い、活用を工夫するように改善を図りたい。

教育委員会事務局としても各種協議会への参加・聴講を心掛けるとともに、テーマ設定の工夫等を要請する。

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

市内の幼保小の連携、県立・私立高等学校と市立高等学校の連携など、連携下で行われる教育研究により、得られる成果は非常に大きい。しかしこれら異種の施設間の連携は、物理的な距離や文化の違い、多忙やリーダーシップの難しさなどからとかく敬遠されがちである。この点を踏まえ、教員委員会として可能な手立てを模索し、ガイドライン等を設定して着実に実施して欲しい。

○方向性3 大施策④ 教育機会の均等の保障

＜教育委員会自己評価＞

経済的な理由により就学や進学が困難な者に対しては就学援助等による経済的支援により、また住居地が山間地等であるため通学が不便である者に対しては山間地における通学等の支援により、教育機会の均等に努めた。

中施策1「就学援助等による経済的支援」のうち、「就学援助事業」では、経済的な困難を抱える小・中学生の保護者に対し、学用品費・給食費等の一部を援助することにより、負担の軽減を図った。援助対象となる児童・生徒数及び支給総額は年々増加しており、平成25年3月末現在、4,457人に300,727,773円を支給した。

また、「私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業」において、私立幼稚園に通う園児の保護者に対して、経済的負担を軽減し幼稚園教育の振興を図るため、入園料・保育料の一部を補助する事業について国

の補助を受け、私立幼稚園 58 園（6,731 人の園児保護者）に対して 660,750,800 円を支給した。なお、補助対象者数は昨年度に比べ減少しているが、補助単価の増額により、支給総額は増加している。

優秀な人材育成を目的とする「奨学金貸付事業」においては、高校生（月額 8,000 円）、短大生（月額 15,000 円）、大学生又大学院生（月額 20,000 円）に対し計 39,856,000 円を貸与した。

また、奨学金給付事業において、高校生 12 人（50,000 円）、短大生 3 人（100,000 円）、大学生 8 人（100,000 円）に対して計 1,700,000 円を給付した。

中施策 2 「山間地における通学等の支援」としては、市立小・中学校の児童生徒の遠距離通学に係る経費について、補助金を交付することにより 922 人の児童生徒の保護者の経済的負担を軽減した。今後も引き続き、就学にあたり経済的支援が必要な児童生徒の保護者に対して、適切な支援を行っていく。

なお、「私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業」は、平成 25 年度から子ども未来局に移管する。

方向性 3 大施策④ 中施策 1 就学援助等による経済的支援

方向性 3 大施策④ 中施策 2 山間地における通学等の支援

＜平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見＞

機会均等は教育の重要な理念であり、大切な事業であるから、積極的な取り組みを今後も期待したい。同時に、その取り組みの成果を評価する手法を教育委員会として持つことも必要であろう。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組＞

教育の機会均等を保障するための人員増加、必要な予算の確保に積極的に努めた。また、成果を評価することについて、どのような手法が適当か検討は行っているが、結論には至っていない。

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

児童生徒の経済的環境等の差が児童生徒の学力差と相関していることが指摘されている。教育の機会均等は公教育の基本原則の一つであり、児童生徒の家庭の経済的環境による学習環境の違いを最小化できるよう、不断の取組を行ってほしい。

○方向性 3 大施策⑤ 少子化に対応した教育環境の整備【対象事業No.27、41、42】

＜教育委員会自己評価＞

中施策 1 「適正規模・配置に基づく魅力ある学校づくりの推進」では、少子化だけでなく地域特性等による過大規模校や過小規模校を解消し、よりよい教育環境を維持していくため、「小中学校適正規模等検討事業」を進めている。平成 24 年度は、平成 23 年度に設置した静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会を 4 回開催し、平成 24 年 10 月に答申を受けた。この答申にうたわれた統合検討対象校の統合計画策定に関する検討を行うため、新たに教育委員会事務局及び市長部局の関係各課による静岡市立学校統合等検討委員会を設置するとともに、統合の検討対象となった 4 小学区の関係者と協議を進めている。

高等学校においても、静岡市高等学校基本計画及び静岡市内の公立高等学校の共同再編計画に基づき、静岡市立高等学校は、平成 23 年度から科学探究科(理数科)を設置、市立商業高等学校及び清水商業高等学校は、それぞれ県立静岡南高等学校及び庵原高等学校と再編し、県立駿河総合高等学校及び市立清水桜が丘高等学校として平成 25 年度開校に向け、生徒及び社会のニーズに対応した特色ある学校づくりを進めた。

中施策 2 「通学区域の弾力化の研究」では、児童生徒の通学区域に係る諸問題について「通学区域審議会」に諮り、通学の安全性、通学距離、地域性や歴史的経緯などを総合的に判断して、より実態に合った通学区域のあり方を研究し、改善に努めた。

今後の課題としては、通学区域については、実情に応じた通学区域の弾力化の研究を行う必要がある。学校の規模と配置の適正化については、引き続き統合検討対象学区の関係者との十分な協議を行う。

方向性3 大施策⑤ 中施策1 適正規模・配置に基づく魅力ある学校づくりの推進

【対象事業No.27、41】

＜平成23年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校は、子どもたちと先生一人ひとりが共に作りあげるもの、という考え方に立てば、「生徒及び社会のニーズに対応した特色ある学校づくり」をテーマにされているのは、とても大切なことである。このテーマはもちろん、重要な審議会の報告や考え方などが、どのように理解され、共感されているかが、教育委員会が「開かれているか」が問われることに繋がるはずである。

＜上記学識経験者の意見に対する平成24年度取組＞

静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会では、地域住民や保護者の代表の参加を求め、意見を聴取した。また、審議会からの答申後は、答申にうたわれた統合検討対象学区のPTA役員、学校評議員、自治会・町内会役員、学校関係者に答申内容を説明して理解を求めた。さらに、小学校統合に係る協議を実施し、要望や意見を聴取した。今後も引き続き統合検討対象学区の関係者と小学校統合に係る十分な協議を進めていく。

高等学校では、静岡市高等学校基本計画及び静岡市内の公立高等学校の共同再編計画に従った科学探究科の設置、再編整備による市立清水桜が丘高等学校(普通科、商業科)、県立駿河総合高等学校(総合学科)の設置により、7学級規模で、多様なニーズに応える学科の高等学校に改善することができた。

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校統合の検討は地域社会の問題でもあり、非常に困難を伴う場合が多い。児童数の推計なども加味し、子どものことを考えた検討が求められる。また、規模が小さいということは、教員一人に対する児童生徒の数が少ないということでもあり、その分だけきめ細かい教育ができる余地がある。規模が小さいことによるメリットとデメリットを考慮し、将来を見据えた学校統合を検討することも必要ではないか。

方向性3 大施策⑤ 中施策2 通学区域の弾力化の研究 【対象事業No.42】

＜平成23年度事業に対する学識経験者の意見＞

子供たちのニーズ(単に通学距離等の利便性といったものだけでなく)を学校・地域が共に検討し、認識を共有できることが重要である。「学校選択制」という考え方にも留意しながら通学区域の弾力化の研究に取り組んでほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成24年度取組＞

通学区域の変更を、通学距離等の利便性だけでなく、学校の適正規模や地域の実情に即して行い、地域や子どもたちの人間関係に配慮した。今後も、保護者や地域の要望を様々な面から検討して、子どもたちの視点から通学区域の弾力化の研究を進めていく。

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

通学区域の弾力化は、より細かく児童生徒のニーズに対応した学校教育の可能性を拡大する一方で、学校間の非生産的な競争や保護者の不公平感を生む結果にもなり得る。透明な教育行政のためには、今後の社会展望に立ち、様々な影響を見据えた上で、通学区域の弾力化に取り組んでほしい。

学校訪問事業 《方向性 1－大施策①－中施策 1－事業No. 1》

1 内容

学習指導要領に基づいた「授業研究の推進」「教育課程の改善の推進」などの施策を踏まえ、学校教育課指導主事が計画的に訪問する。学校評価を踏まえた教育課程の実施状況の把握及び授業改善や校内研修について指導助言を行う。「授業改善支援資料Ⅳ」*の周知を図り、各幼稚園、小・中学校における教育実践の一層の充実・向上を図る。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

小・中学校において、全面実施となった新学習指導要領に基づいた授業について、どのような指導方法が効果的であるかを実証していく必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 新学習指導要領の全面実施が適切に行われることが目標である。新学習指導要領の考え方に基づいた授業改善として、本市では「授業改善支援資料Ⅳ」を使用し、「教科の力を育む単元構想」、「子どもたちがじっくり考える場面での言語活動の充実」、「組織的な校内研修」を推進していく。
- ② 各小・中学校において、上記に示した本市の授業改善の方針を踏まえた適切な指導及び全職員が授業改善に取り組む組織的な校内研修が行われているかどうかを把握し、優れた事例を集めていく。こうした事例を、研修主任会、教科主任者会等で紹介し、周知を図っていく。
- ③ 必要に応じて、計画訪問*の際に他校での授業改善や研修推進についての具体的な取組を例示しながら指導助言する。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

(1) 新学習指導要領への移行に伴う対策(平成23年度に小学校、平成24年度に中学校で全面実施)

新学習指導要領の内容の周知と理解を深めるために、静岡市では全面実施に先立ち、平成21年度から国の基準*に加え一部の教科を先行実施した。

(2) 以下の学校訪問によって、上記(1)の実施状況を確認し、指導助言を行った。

- ① 当初訪問* 全幼稚園、全小・中学校を対象に5～7月に実施
- ② 計画訪問 6～12月に実施(参考:平成24年度実績 289回)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
幼稚園	8園	6園	8園	6園
小学校	43校	42校	44校	42校
中学校	22校	21校	22校	21校

③ 要請訪問* 幼稚園、小・中学校からの要請による訪問(指導主事訪問のべ回数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
幼・小・中	125回	125回	180回	80回

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 学校訪問を通じて、各校において新学習指導要領に示された学習内容が実施されていることを確認できた。訪問の際には「授業改善支援資料Ⅳ」を使用した指導助言により、新学習指導要領の趣旨に基づいた授業改善について現場の教員の理解を深めた。
- ② 幼稚園教育要領や小・中学校の学習指導要領に基づいた保育や授業について、各校で実施された優れた事例を集め、授業改善だよりや研修主任会、教科主任者会等で紹介した。これにより教員の理解がより深まっている様子が参観授業から見られた。
- ③ 訪問した学校が抱える課題の解決に向けて、訪問時に集めた優れた事例を具体的に示しながら指導助言を行った。これによって各学校の課題に応じた授業改善が進められた。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 教科の力を育むために、新学習指導要領と子どもの実態を踏まえた単元構想の充実、言語活動の充実、組織的な校内研修の推進を図る必要がある。
- ② 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づいた保育や授業について、どのような指導方法が効果的であるかを実証していき、継続して優れた事例を集めていく必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 「授業改善支援資料Ⅳ」を使用した「教科の力を育む単元構想」、「子どもたちがじっくり考える場面での言語活動の充実」、「組織的な校内研修」を、引き続き推進する。平成 25 年度の重点は、「教科の力を育む単元構想」の質の向上である。単元目標の実現に向けて、教科の力を育む視点と子どもの思考の流れの視点から、各校における単元構想を充実させるよう、学校訪問や研修主任会等を通して働きかける。
- ② 幼稚園教育要領や小・中学校の学習指導要領に基づいた保育や授業について、優れた事例の収集と発信を行う。
- ③ 学校評価を踏まえた教育課程の実施状況や教育環境の把握を行い、各校の重点目標の実現に向け指導助言を行う。

学力向上支援事業 《方向性 1－大施策①－中施策 1－事業No. 2》

1 内容

全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）の結果から、学力や学習状況等に課題の見られる学校の改善に向けた取組に関する実践研究を実施し、その成果の普及を図る。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 学力向上のための取組に係る検証改善サイクルの質の向上
各学校が学力向上に向けた課題を解決するため、全国調査の詳細な分析に基づく課題把握とその改善計画の立案、成果の検証など一つひとつの作業を的確に行い、次年度の教育課程に確実に反映させていくことが必要である。
- ② 静岡市学力向上専門家委員会*（以下「専門家委員会」）による学校支援事業の活用促進
専門家委員会の支援を希望する学校は増えてきており、この事業についての学校間の意識の差は改善されつつある。また、事業の活用をきっかけに、大学部会の講師を独自に招いて授業改善の指導助言を受けるなど、各学校の自立的な取組も見られる。今後も引き続き、事業の活用を各学校に働きかけていく必要がある。
- ③ 各学校の実情に応じた学力向上のための取組の充実
新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒に確かな学力を身につけるため、各学校の実情に合わせた授業改善の推進を図る必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 検証改善サイクルの質の向上を図るため、全国調査の調査結果を詳細かつ正確に把握することができるよう採点・分析を専門業者に委託するとともに、課題を明確に認識することができるよう、改善計画書の報告内容や報告時期等を改正し、改善の立案や成果についての検証を進める。
- ② 専門家委員会による学校支援については、説明会や学校訪問時に、その趣旨やメリット等を伝えて活用を働きかける。また、支援を希望する学校に対しては、その学校の課題を十分に把握・分析した上で、的確な支援を提供していく。
- ③ 学校訪問や教育課程ヒアリング*等関連する事業との調整を行い、また授業改善支援資料や評価規準モデル*等本市独自の資料を活用しながら、各校の児童・生徒の実情に応じた学力向上のための取組を支援していく。
- ④ 新規事業として「学力アップ支援員」による放課後に学習支援をする「学力アップサポート事業」*を、支援校 6 校において実施する。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

(1) 全校に調査の分析、活用を指導

- ① 各校において校内検証改善委員会*を設置
全国調査の結果について、専門家委員会が作成した冊子を参考に課題を把握し、改善計画書を作成して各校の課題改善に取り組んだ。なお、平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国的な調査は見送られたが、本市においては調査用紙を全校に配付し、実情に応じて活用した。
- ② 次年度の教育課程への反映
3 月に全小・中学校を対象に実施する教育課程ヒアリングの際に、各校の取組状況を確認するとともに、次年度の教育課程への反映を指導助言した。

(2) 学校支援

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学力向上専門委員会による学校支援	19校	8校	9校 (うち5校新規)	11校 (うち7校新規)
学力アップ支援員による学校支援*				新規事業 6校
文部科学省委託事業	2校	制度なし	制度なし	制度なし
その他	事例集配布			

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- 平成24年度末に全ての小中学校から改善計画・報告書が提出され、各校での実施状況を確認した。報告様式において、授業改善に向けた具体的な実践事例を記載する項を起こしたため、これまでよりも具体的な改善策と成果が報告されている。
- 専門家委員会による学校支援については、説明会や学校訪問の際に周知し、希望のあった学校11校（うち新規7校）に対し支援を実施した。また、国語、算数・数学に加えて理科についての支援も設定した。支援継続校においては、専門家委員会からの助言を研修にいかし、PDCAサイクルの質の向上につなぐことができた。
- 学校訪問の際に、指導主事が授業改善支援資料や評価規準モデル等を活用しながら、具体的な指導助言を行った。これにより、各学校が自校の課題を明確にした校内研修を推進することができた。
- 「学力アップサポート事業」を、支援校6校において実施した。各校4名ずつ計24名の支援員を配置し、週2回を原則として合計44時間、算数を中心とした放課後学習支援を行った。この支援を受けた児童は、支援を受けなかった児童に比べ、算数の正答率の大幅な伸びが見られた。さらに、意識調査の結果、「算数が好き」「算数がよく分かる」といった肯定的な回答に大きな伸びが見られた。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- 全国学力・学習状況調査の結果をどのように活用し授業改善につなげていけばよいかについて、分析の仕方や具体的な改善方法を提供することにより、各校の検証改善サイクルの質をさらに高めていく必要がある。
- 新たに7校の支援が行われた。専門家委員会による支援が行われた学校については、支援内容を他校と共有しようという動きも見られ、近隣校との連携も広がっている。また、本事業をきっかけに授業改善に向けた自立的な取組につなげた学校もある。今後、本事業を活用することが、自校の課題改善に有効であることを全小・中学校に周知し、普及させていく必要がある。
- 「学力アップサポート事業」で行われている全国学力・学習状況調査の結果を活用した個に応じたきめ細やかな学習支援の方法と併せて、支援の結果学力の向上が見られたこと、またそのことにより子どもの自己肯定感が高まったこと等の成果を、全小・中学校に伝えていく必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- 全国学力・学習状況調査の結果の有効な活用の仕方に関する説明会を実施し、全校に対する調査の分析、活用について周知することを通し、各校の検証改善サイクルの質的な向上を図る。さらに、本市の調査結果の分析から見られる傾向について、「授業改善だより」で国語、算数・数学、理科における具体的な改善例を示し、全小・中学校の教員に配布するとともに、教育課程編成説明会、研修主任会、教科・教科外担当者会で説明を行い全小・中学校へ周知する。
- 支援校の課題に応じた支援プランを提案し、学力向上に向けた検証改善手法をモデル化するなどして、支援校の課題改善に向けた取組への専門家委員会による支援を充実させる。
また、専門家委員会の支援を受けた学校の成果を市内全小中学校へ報告する機会を設け、学力向上のための検証改善手法について共有・普及を図る。
- 「学力アップサポート事業」実施校6校における学習支援の取組とその成果を全小中学校に示し、実施校以外の学校においてもそれぞれの状況に応じた取組を促進する。

外国人講師派遣事業 《方向性1—大施策①—中施策3—事業No.3》

1 内容

外国人の外国語指導助手を小・中・高等学校に派遣し、子どもたちが外国人と気軽に接する機会を設ける。これにより、コミュニケーション・ツールとしての英語学習の意欲を高めるとともに生の英語による語学力の向上を図る。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

- ① 平成24年度中学校学習指導要領改訂による英語授業時間数増加への対応として、ALT*の人員増が必要である。
- ② 小学校外国語活動における新教材の導入や中学校学習指導要領改訂に係る中学校新英語教科書に対応し、限られた人員でもALT派遣の効果を上げるべく、ALTの指導力の向上が課題である。

(2) 平成24年度目標

平成24年度は、ALT6名を増員した合計35名を招致し、児童・生徒が生の英語に触れる機会を設けるため、学校に派遣する。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

外国語指導助手（ALT）を、学校教育課及び市立高等学校に配置した。学校教育課に配置したALTは、小学校や中学校を訪問し、語学指導を行った。

(1) ALT招致人数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ALT招致人数	22名 (小中学校19名・ 市立高校3名)	27名 (小中学校24名・ 市立高校3名)	29名 (小中学校26名・ 市立高校3名)	35名 (小中学校32名・ 市立高校3名)

(2) ALT招致数と出身国（平成24年度末）

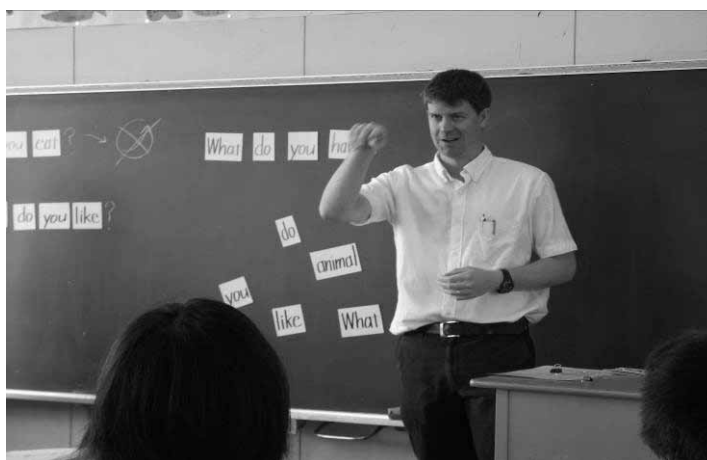
JET* 16名

(アメリカ11、ジャマイカ2、
ニュージーランド1、カナダ1、
シンガポール1)

独自招致 19名

(アメリカ9、イギリス4、カナダ2、
アイルランド1、イタリア1、
ジャマイカ1、オーストラリア1)

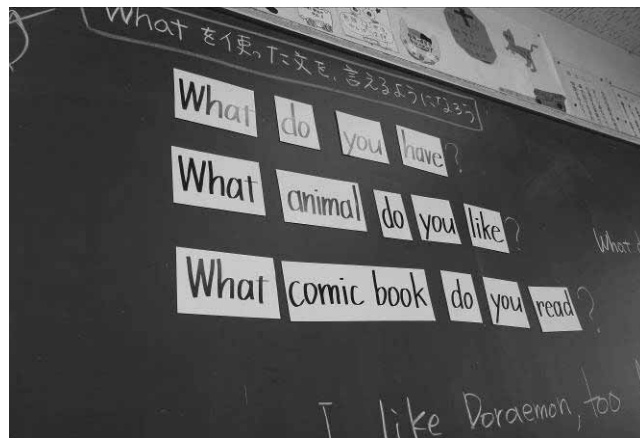
合計 35名



中学校での授業の様子

(3) 指導力向上のための活動

- ・ALT 会議を毎月 1 回開催し、互いの授業案、外国語活動及び英語科指導のあり方、教材や教具の活用等についての意見交換を行い授業改善に努めた。
- ・新任 ALT に対しては 8 月に日本の学校を知るためのガイダンスを行い、先輩 ALT が業務内容や授業のあり方について研修会を実施した。
- ・年間 2 回、ALT が互いの授業を見合っって協議することを通して、指導力の向上を図る研修会を行った。
- ・県主催指導力等向上研修会に本市 ALT が日本人教員と共に参加し、他市町の ALT や教員と合同で効果的な授業方法や実践例について模擬授業や意見交換会等を通じた研修を行った。
- ・各小学校において放課後等の時間を利用して実施される外国語活動のための教員の研修に、ALT も参加した。



(4) 学校等における活動状況

ALT と日本人教員が協力して授業作りを行い、児童・生徒のコミュニケーションの能力の育成に努めた。授業外では、子どもたちの英文日記に返事を書いたりもしている。また、夏休みには、青少年育成課主催のサマーキャンプに参加するなど、様々な人たちとの交流を図っている。

子どもたちは、授業以外の英語での交流も楽しみにしており、直接 ALT と交流することが、異文化を理解する良い機会となっている。

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

平成 24 年度は、ALT を 6 名増員し、計 35 名の ALT を招致し、以下のとおり配置した。

【内訳】小中学校 32 名（うち ALT の相談業務等も行うカウンセリング担当 2 名）

高等学校 3 名（各市立高校に 1 名常駐）

平成 24 年度中学校学習指導要領改訂による英語授業時間数増加への対応として、ALT の人員を増加した。その結果、中学校の英語の授業 5～6 回に 1 回、小学校の英語の授業 4 回に 1 回訪問し、子どもたちが外国人と気軽に接する機会を確保した。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

小学校外国語活動の充実と中学校・高等学校におけるコミュニケーション能力の一層の育成を目指すために、ALT の更なる指導力の向上が課題である。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 平成 25 年度は、34 名の ALT を各学校に派遣する。（昨年度より 1 名減ったのは、高校の再編整備により市立高校が 3 校から 2 校となったためである。）派遣にあたっては、児童・生徒が生徒の英語に触れる機会をより多く設けるため、効率のよいローテーションを設定する。
- ② ALT に対し、県主催の指導力向上研修会に積極的に参加するよう促す。

複式学級への非常勤講師配置事業 《方向性 1－大施策①－中施策 3－事業No. 4》

1 内容

複式学級*では、異なる学年の子どもたちが一人の教師のもとで学習するため、子どもたちの学習内容の定着や授業のやり方等において困難が生じがちである。この困難さを解消するため、市内の複式学級を有するすべての小学校へ非常勤講師を配置して、複式授業*の解消を図っている。解消教科は、「国語、社会、算数、理科」の基本4教科である。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

複式学級は、平成 24 年度には 35 学級、26 年度には 36 学級と、今後も増加が見込まれる。そこで、学級数増加に見合う非常勤講師の人員確保と、併せて複式学級における授業の質を向上させるための取組が不可欠であり、これに伴う雇用経費の確保等についても工夫・検討する必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

複式学級においても基本 4 教科の授業については学年ごとに単独で実施できるよう、新たに必要となる非常勤講師の人員を確保するとともに、授業の質の向上に取り組むため、教材研究や OJT 等非常勤講師の研修機会の充実を図る方策を検討する。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

(1) 複式授業の解消

複式学級を抱えるすべての学校に非常勤講師を配置し、複式授業の解消を図った。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
複式学級配置校数	14校	12校	16校	18校
複式学級数	27学級	24学級	30学級	35学級
非常勤講師配置人数	18人	16人	22人	26人

24 年度配置学校名

賤機北小、大河内小、梅ヶ島小、玉川小、井川小、水見色小、大川小、清沢小、久能小、北沼上小、松野小、峰山小、清水宍原小、清水中河内小、清水和田島小、清水小河内小、清水西河内小、由比北小

(2) 非常勤講師の資質向上

平成 24 年度の非常勤講師 26 名のうち教員経験者が 13 名、講師経験者が 7 名で多くの経験者の配置を図った。

また、週 1 時間の教材研究や評価の時間を設けることで、非常勤講師による授業の質向上を図った。



(複式学級の授業風景)

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 平成 23 年度は 30 学級に必要な非常勤講師は 22 名であったが、平成 24 年度は 35 学級に増え、そのため 26 名の非常勤講師の配置が必要となった。平成 24 年度に新たな非常勤講師を確保することで、すべての複式学級において複式授業の解消ができた。
- ② 週 1 時間の教材研究の時間を設けることや管理職による授業参観及び指導・助言を行うことで、非常勤講師による授業の質向上を図った。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

基本 4 教科以外でも、複式授業の解消を図ることでより効果的な授業ができる場面がある。

- ・ 学年毎の学習内容が大きく異なる場合、必要に応じて複式授業の解消を行う必要がある。

(例) 2・3 年生の複式学級における音楽の授業での、3 年生のリコーダー学習への対応など

(2) 平成 25 年度の目標

各学校の工夫により基本 4 教科以外の教科においても、必要に応じて複式授業の解消を試行する。

環境教育の推進 <<方向性 1－大施策①－中施策 4－事業No.5>>

1 内容

子どもたちの身近な自然及び地球環境問題やエネルギー問題などについて考えていき、よりよい環境保全に参画していく姿勢を育てる。学校では、地域の実情に応じて、ごみの分別回収や清掃活動への参加、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の意識啓発など環境に対する理解を深める。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

新学習指導要領では、各教科横断的に環境教育に関する記載がある。学校教育において、各教科及び総合的な学習の体験学習等を通じて、子どもたちが環境問題やエネルギー問題について正しい理解を深めるとともに、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにする必要がある。

そのために、今後も静岡科学館「る・く・る」や井川少年自然の家などの施設の体験プログラムを活用した学習を促進していきたい。

また、東日本大震災による原子力発電所事故被災の放射線に関する不安等に対応し、エネルギー問題について正しい知識を身につけさせていく必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 子どもたちが環境やエネルギー資源の大切さをさらに認識できるように、各教科及び総合的な学習の時間のつながりや体験活動を意識し、授業実践を進めていく。
- ② 文部科学省発行の「放射線教育」副読本や市教育委員会が作成した「放射線教育授業案集」を利用して、放射線に関する子どもたちの正しい理解を図る。

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

- ① 市（清流の都創造課）、県、国や大学等各種団体の事業について小・中学校へ周知し、環境学習の推進を図った。
- ② 各教科や総合的な学習の時間において児童・生徒の自然環境保全やエネルギー資源の有効活用に対する意識の向上を図った。
- ③ 関係各機関から配信された環境問題や環境保全に関する情報を各学校に周知した。さらに静岡科学館「る・く・る」における環境学習事業や井川少年自然の家における自然体験活動等の利用促進を図った。
- ④ 各教科や総合的な学習の時間における活動や体験を重視した学習等を通して、児童・生徒の身近な環境について問題を見だし、考え判断して、よりよい環境保全に配慮した望ましい行動がとれる態度の育成を図った。その結果、社会科で「清掃工場の見学」をした子どもたちが、自分の生活を振り返ってゴミを減らすために工夫したことを総合的な学習の時間に発表する、という事例等が見られた。
- ⑤ 学校訪問の際、節電に対する協力依頼をするとともに、経済産業省資源エネルギー庁から出された

「節電教育に資する教材」について有効活用を促した。

- ⑥ すべての小・中学校の担当者を集めて説明会を開き、文部科学省発行の「放射線教育」副読本と、それを使った授業例が示された市教育委員会作成の「放射線教育授業案集」を配付した。各学校は、それらの副読本を参考にするなどして、子どもの発達段階に応じた放射線に関する知識が身につくように、教材の取扱を工夫した。

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 学習指導要領解説に記載された環境教育に関わる学習内容を実施することで、子どもたちに環境保全と限りあるエネルギー資源を大切にすることを意識を持たせていくことができた。環境保全に関しては、総合的な学習の時間で、地域に流れる川の水質調査を行い、生息する生き物について調査する活動を通して、環境に対する意識を高める活動が行われた。またエネルギー資源の大切さに関しては、社会科等で施設見学や調査活動を行い、節水や節電などの資源の有効な利用について考え、子どもたちが自分の生活習慣を振り返る学習が行われた。
- ② 文部科学省発行の「放射線教育」副読本を有効に活用するために、「放射線教育授業案集」の利用方法や留意点等を理科主任者会で伝えた。授業の中で関連する内容がある際、副読本の積極的な利用を促すことで、子どもの発達段階に応じた放射線に関する知識の理解を図ることができた。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

子どもたちが、よりよい環境作りや環境保全に配慮した望ましい行動がとれる能力と態度を育てるためには、各教科等の学習を進める中で、身近な問題を教材として取り上げることや、体験や活動を重視すること等、子どもの発達段階を踏まえた指導の工夫が必要である。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 次の 3 点に留意し、各教科等において環境教育の教材を工夫する。
- ア 世界遺産に登録された富士山・三保の松原等、子どもの身近な問題を取り上げる。
 - イ 校外教育活動などの野外活動や社会体験を重視する。
 - ウ 映像や新聞などの様々な資料を活用する。
- ② 各教科で横断的な指導を継続して行っていく。

野外活動宿泊指導等事業 <<方向性 1—大施策①—中施策 4—事業No.6 >>

1 内容

自然の素晴らしさや厳しさにふれながら自然に親しむ心や社会性、たくましく生きる力を育てるため、野外活動や宿泊活動を実施する。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 井川少年自然の家は、1 年先送りとなった耐震補強工事と老朽化対策工事について、工期や改修内容等による利用団体への影響を考慮しつつ、具体化させていく必要がある。清水和田島少年自然の家は、引き続き利用者の安全な自然体験活動のために、適切な施設の維持保全を進めながら、次期総合計画へ位置づけていかなければならない。また、地域への台風被害の復旧工事や中部横断道路建設工事が継続されている中、各団体の活動を安全に実施するために、活動エリアの点検補修はもちろんのこと代替コースの設定等を含め、万全な受け入れ体制で臨みたい。
- ② 引き続き各方面への PR 活動を行い、リピーターの確保や新たな利用団体の獲得、利用時期の分散化など利用の促進に努める必要がある。特に井川少年自然の家では自然災害の影響による施設離れが起きないように、より一層の利用促進が必要である。
- ③ 野外活動における危機管理マニュアルの見直しの検討を行う。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 主催事業全体の応募率及び親子対象の主催事業やオープンデーの応募率 100%達成、利用者の満足度 90%以上を目指す。
- ② 学校関係への訪問活動に加え各種団体への PR 活動等、新たな利用者の獲得を目指すとともに、プログラムの開発や多方面にわたって情報発信等、利用の促進を図る。

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 施設利用状況について

施設名	井川少年自然の家				清水和田島少年自然の家			
	年度	H21	H22	H23	H24	H21	H22	H23
利用団体数	88	99	87	89	116	107	117	107
利用人数(実人数)	6,777	7,150	6,482	4,254	7,132	7,388	7,828	7,243
利用人数(延べ人数)	16,797	17,698	16,963	10,312	14,432	14,166	15,315	13,723

(2) 主催事業について

施設名	井川少年自然の家				清水和田島少年自然の家			
	年度	H21	H22	H23	H24	H21	H22	H23
主催事業数	16	15	13	14	7	8	9	9
主催事業全体応募率	194.8%	166.9%	169.0%	135.1%	142.5%	152.2%	133.2%	199.8%

○ 平成24年度の特徴（改善・工夫した点など）

<井川少年自然の家>

- ・井川の自然を十分に生かしたプログラムを工夫した。
(登山 山菜グルメ 紅葉狩り トレラン 里文化体験等)
- ・安全を最優先するため、定期的に、また利用者が利用する前、必ずエリア点検を行った。

<清水和田島少年自然の家>

- ・和田島の特色である川を利用した主催事業「親子沢登り」を新設した。
- ・安全面の向上や活動希望数の多さ等、実態に合わせ、指導者研修会の内容を「沢登り体験」に変更した。

(3) 悪天候時における野外活動の危機管理マニュアルの見直しについて

悪天候時における野外活動等の中止の決定については、「少年自然の家運営協議会」にも諮るなど、改めて内容等を検討し、施設の管理者も利用団体の代表者もそれぞれお互いが命を預かっているという自覚と責任感をもって自然体験に臨む必要があると考えているため、これまでどおり、事業中止の決定権は事業の主催者側にあるものとした。

なお、これまでも、特に悪天候時における野外体験活動の中止や、中止の際に代替えプログラムの提供を行う旨の説明はしているが、今後は団体指導の観点から、事前説明会や研修会、事前打ち合わせ時に注意事項を文書化したものを配布するなど、利用団体の代表者のみならず、参加者に対しても改めて周知の徹底と安全管理意識の向上に努めることとした。

(4) 両施設とも利用の促進を図るための閑散期を中心に学校関係への訪問活動、各種団体へのPR活動を行った。具体的には井川少年自然の家は、市内外の小学校15学校、静岡・清水子ども会、青少年活動団体、市PTA連絡協議会、静岡市中央体育館へ出向き、パンフレットを基に施設、事業、環境等の紹介を行った。清水和田島少年自然の家は、幼稚園・保育園専用のポスターを作成し、市内公立・私立の全幼稚園・保育園に配付した。また、各施設の特色を生かしたプログラムや日帰りプログラムの開発を行い、ホームページや市政広報誌等で情報発信し、新たな利用者の獲得を目指した。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- (1) 主催事業全体及びオープンデーの応募率 100%以上、及び主催事業参加者のニーズに合った事業であったかを確認するためアンケートを実施し、満足度も100%を達成できた。
- (2) 施設のPR活動の結果、新規利用が2団体増えた。しかし年間利用人数が減っているのは、井川少年自然の家は、平成23年の台風により幹線道路（三ツ峰落合線）が崩落し、未だ開通していないためであり、和田島少年自然の家は、中学校の利用が減少したためである。新指導要領実施に伴う学校行事の精選が少なからず影響していると思われる。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 井川少年自然の家は、平成26・27年度に実施される耐震補強工事と老朽化対策工事について、工期や改修内容等による利用団体への影響を考慮しつつ、具体化させていく必要がある。

清水和田島少年自然の家は、道路復旧工事や中部横断道路建設工事の経過を把握しつつ、活動コースの安全確保に努め、必要に応じて迂回コース等の準備を行う。

- ② 利用の促進を図るため、両施設とも各方面へのPR活動や情報発信等を継続して実施する必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 主催事業全体の応募率100%達成、利用者の満足度90%以上を目指す。
- ② 新東名開通により、他市や他県からの新たな利用者も期待されるため、県内にとどまらず、県外へも広域的にPR活動や情報発信等を推進していく。
- ③ 井川少年自然の家は、耐震補強工事と老朽化対策工事の内容と工期を具体化する。

防災教育の推進 <<方向性 1 - 大施策① - 中施策 5 - 事業No. 7 >>

1 内容

想定別の避難訓練を繰り返し実施するなどして、自らの危険を予測し、回避する能力を高め、主体的に行動する態度を育成する。

また、各学校の安全担当・防災担当者等を対象に研修を行い、教職員の資質向上も図る。

さらに、外部の専門家を防災アドバイザー*として学校に派遣して指導・助言を行う。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

〔 「防災教育の推進」 については、平成 24 年度から新たに教育振興基本計画に盛り込み
取り組んでいる。 〕

(2) 平成 24 年度目標

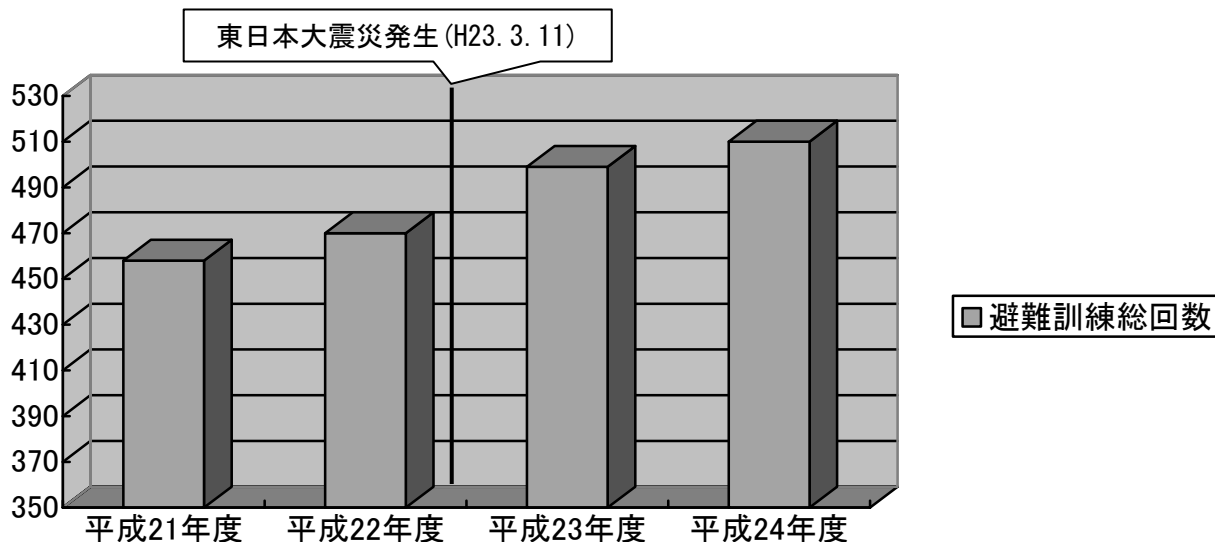
- ・避難訓練（地震・津波、火災、不審者等）の複数回実施
- ・防災に関する研修会開催
- ・防災アドバイザー派遣

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 避難訓練総回数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
避難訓練総回数 (幼・小・中143校)	458回	470回	499回	510回



(2) 平成24年度

- ① 防災に関する研修会 平成24年11月 9 日開催
- ② 防災アドバイザー派遣 静岡市内 5 校派遣
中島小、大里東小、清水駒越小、清水三保第一小、蒲原東小

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

① 避難訓練複数回実施

全ての学校において避難訓練を複数回実施した。

② 防災に関する研修会実施

平成 24 年 11 月 9 日静岡市立小・中学校の防災担当者 129 人を対象に実施

上越教育大学 藤岡達也教授を招いての講演

③ 防災アドバイザー派遣

富士常葉大学※ 阿部郁男准教授に依頼

中島小、大里東小、清水駒越小、清水三保第一小、蒲原東小にて実施

※ 平成 25 年 4 月から、富士常葉大学は常葉大学富士キャンパスに

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

① 災害の発生時間や場所に変化を持たせた避難訓練の実施

② 防災に関する研修会の充実

③ 防災アドバイザー派遣の継続

(2) 平成 25 年度の目標

① 静岡県防災教育基本方針に基づき、総合的・体系的な防災教育を行う。特に、県教育委員会が作成した学校安全指導資料「命を守る力を育てる」を自校の年間計画に位置づけ、日頃から防災上必要な安全教育を行うよう周知する。また、学校では様々な災害について多様な想定の下における訓練等の実践的な活動を通して、幼少期には大人の指示に従いながら適切な行動をとること、成長するに従い地域の人々の安全に役立つことができることなど、発達段階に応じた防災対応能力を身に付けることができるように指導をする。

② 各校の防災教育の実践を紹介し、防災に関する研修会の持ち方を工夫する等、教員が積極的に防災教育を推進していこうとする意識を高める。

③ 防災アドバイザーの指導・助言をもとに、減災への理解を深め、各校の防災教育の推進に役立てる。

実施校 清水浜田小 駒形小 長田南小 由比小 籠上中

「静岡版道徳教育」推進事業 <方向性 1－大施策②－中施策 1－事業No. 8 >

1 内容

義務教育9年間を通して、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てることを目標としている。方策としては、すべての学校で地域の方々の体験などを基にした臨場感のある道徳授業の実施や各教室に道徳授業の定着を図るための「道徳コーナー」*を設置するなど、人間としてのあり方・生き方を考える実践的・継続的な道徳教育を行う。

また、幼稚園から高等学校までのすべての子どもたちが、あいさつの励行など基本的な礼儀作法の大切さを学び、自ら実践できるためのあいさつ、礼儀作法の冊子を作成し取り組む。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

- ① 新学習指導要領では、道徳の時間を要とし、教育活動全体を通して、児童・生徒の道徳的資質や道徳的实践力を養うことを目指している。着実な成果を上げるためには、各校の道徳教育の推進役となる道徳主任の研修会で理解を深めることが大切である。

道徳教育が教育活動全体の中で行われているか検証及び改善を図るため、各学校の道徳主任が参加する研修会を企画する。

- ② 礼儀・マナー集の作成委員会を立ち上げ、冊子を作成し、平成24年度中の配付をめざす。

(2) 平成24年度目標

- ① 地域・保護者に道徳授業の取組を紹介することや地域・家庭での具体的な実践を呼びかけることを道徳主任者会や学校訪問等で伝え、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進するための実践化を図る。研修会で、各校の実践を持ち寄り、道徳教育が教育活動全体で行われているか検証する場を設ける。

道徳的实践力の育成を目指して作成した「あいさつ運動ポスター」については、地域の掲示板を活用する。加えて、道徳の時間にポスターを利用した授業を組むなどして、活用を促す。

- ② 道徳教育の取組を広げるため、大学教授や小・中学校長・教諭、PTA関係者等で組織した礼儀・マナー集作成委員会を立ち上げ、冊子を完成させる。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 学校訪問

・教育委員会の学校訪問において、「道徳の全体計画」、「年間指導計画」、「静岡版道徳教育」*の実践状況を確認した。また、道徳の公開授業について、指導助言を行った。

(2) 道徳主任者会と道徳（人権）教育担当者会の実施

【道徳主任者会 主なねらい】

・各学校の教科主任等に、該当教科等に関する指導の重点を伝達講習することで、主任及び担当者としての役割を理解し、自校の教育実践に資する。（4月）

・本年度の道徳教育における取組の成果及び課題等を明らかにすることを通して、新学習指導要領の趣旨の実現に向けた授業改善に資する。（2月）

【道徳（人権）教育担当者会 主なねらい】（5月、12月）

・学校教育全体で取り組む道徳、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める行動や態度の育成について理解を深めると同時に、自校の取組の重点を明確にして、道徳主任（道徳教育推進教師）及び人権教育担当者としての役割を自覚する。

(3) 道徳教育推進状況調査の実施

・毎年度末（2月）に、全ての小・中学校を対象に調査し、次年度の取組に活かしている。

※ 実施率は下記(1)～(6)の具体策の全てについて取り組んだ学校の割合

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
静岡版道徳教育の実施率	73%	77%	82%	82%

《具体策》

- ① 地域人材を活用した道徳授業（行事等を含む）を実施する。
- ② 学校訪問時に道徳授業を全校公開する。
- ③ 各教室に「道徳コーナー」を設ける。
- ④ 「心のノート」を具体的に活用する。
- ⑤ 授業後の板書を蓄積する。
- ⑥ 地域・保護者に道徳授業の内容を紹介し、地域・家庭での具体的実践の協力をお願いする。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

① 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進について

- ・市内全小・中学校を対象に実施したアンケートの結果では「地域の方々の参加や協力を得て、道徳教育を実施したか」という項目に74%が実施したと答え、前年度比は1ポイント上がった。
- ・道徳主任者会において、自校の取組の重点を明確にして取り組む重要性について指導した。同主任会の中で実施した協議会では、学校内の行事や教科の授業と道徳の時間とのつながりを意識した道徳教育の実践が多く出された。しかし、学校が主体となって地域や家庭との連携を図った実践は少なかった。
- ・「あいさつ運動ポスター」を活用した道徳教育の推進については、年度当初の周知活動や研修会での中学校区毎の課題協議を通して、取組の意識化を図った。学校毎に特別活動等との連携を活かし、創意工夫しながら取り組んでいる様子が見られた。

② 中学校向け「礼儀・マナー集」については、作成委員会を立ち上げて学校現場での実用性を図ることも協議して、新たにワークシート集も加えて完成することができた。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 教育振興基本計画にある「心の教育の推進」の充実のために、学校・家庭・地域の連携について協議したが、各校における課題の洗い出しができた段階である。
- ② 「心の教育の推進」の取組の一つである、中学校向け「礼儀・マナー集」が完成し、配付した。配付のねらい（ア、学校教育全体で行う道徳教育の充実をはかる。イ、生徒に相手に対する思いの表し方を伝える資料とする。）や活用方法については周知していく必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 各校で洗い出した課題について道徳（人権）教育担当者会で協議する。その協議の中で、学校・家庭・地域が連携した心の教育の具体策を探り、各校の実践につなげる。
- ② 道徳主任会を通して、「礼儀・マナー集」について理解を深めると共に、活用状況調査を行い参考となる実践事例を集めて今後の取組を充実させる。

次世代育成プロジェクト事業 《方向性1－大施策②－中施策2－事業No.9》

1 内容

次代を担う子どもたちが、自分の将来に夢や希望を抱き、その実現をめざして努力していくことができるよう、職業等将来の生活への子どもたちの関心を高め、自立心や社会性をはぐくんでいくことをめざして、次の事業を進めていく。

(1) 「スペシャリスト」派遣事業

静岡市にゆかりのある各界の第一線で活躍する専門家を学校に招き、講師の方々の生き方や専門的知識・技術力に学ぶ。

(2) 民間教育力活用事業

民間の様々な教育力（主に地域の人材）を積極的に活用し、講師から体験談を聞いたり、技に触れたりすることで、児童・生徒の学習の充実を図る。

(3) 自立をはぐくむ職場体験学習推進事業

連続3日間以上の職場体験学習を全中学校で実施する。そのための条件整備を行う。職業や仕事を実体験するとともに、様々な働く人々に接して、その仕事に対する姿勢や態度を学ぶことを目的としている。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

① 「スペシャリスト」派遣事業等の成果指標の検討・設定・アンケート調査の実施

「スペシャリスト」派遣事業等の取組が、キャリア教育の目指している能力や資質の育成に向けて、効果的に活用されているかどうか確かめ、さらに理解を深めていけるように改善していく必要がある。

② 民間教育力活用事業の実施件数の増加

学習指導要領の改訂による総合的な学習の時間数の減少を受け、23年度は実施件数が減少した。各小・中学校に積極的に活用するよう促す。

③ 職場体験学習受入事業所リストの拡充継続

職場体験学習の受入先については、各校でも苦勞して独自に開拓している。今後も受入事業所リストの掲載数を増やしていくことは、生徒の選択肢を増やすことになるので、学校と協力して、受入事業所の確保に努めていく。

(2) 平成24年度目標

① 「スペシャリスト」派遣事業

- ・実施回数を59回以上実施とする。
- ・学校のニーズに合った分野のスペシャリストを3人以上新規登録する。
- ・学校へのアンケート調査を実施し、客観性のある成果指標の設定を検討する。

② 民間教育力活用事業

- ・民間講師活用人数を1,800人以上とする。

③ 自立をはぐくむ職場体験学習推進事業

- ・連続3日間以上の職場体験学習を全中学校で実施する。
- ・職場体験学習受入事業所リスト掲載数を135事業所以上にする。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
「スペシャリスト」派遣事業の実施件数	37校で38件	45校で56件	48校で59件	53校で56件
民間教育力活用事業講師活用件数と人数	413件 (約1,900人)	437件 (約2,100人)	415件 (約1,800人)	484件 (約2,200人)
中学校職場体験学習連続3日間以上の実施率	95.3% (インフルエンザの影響のため)	100%	100%	100%
中学校職場体験学習受入事業所リスト拡大	75事業所	133事業所	132事業所	144事業所

職場体験学習における学校支援として、教育委員会が学校に代わって新規登録事業所の開拓や申込先事業所と連絡調整を行った。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① 「スペシャリスト」派遣事業
 - ・実施回数は、56件で目標値を下回ったが、開催学校数は増加した。
 - ・アンケート調査によって学校のニーズを把握し、これに基づき、性教育、日本の伝統音楽、漁業、睡眠医学、情報モラル教育、キャリア教育、声楽の分野で新たに8人の講師を新規登録した。
 - ・成果指標については、学校へのアンケート調査を基に検討して設定した。
- ② 民間教育力活用事業
 - ・民間講師の活用は、484件で延べ約2,200人に達し、目標値を大きく上回った。
- ③ 自立をはぐくむ職場体験学習推進事業
 - ・全中学校で連続3日間以上の職場体験学習を実施した。
 - ・受入事業所については、新たに12カ所を登録し、登録数は144事業所に増えた。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 事業再編に伴い「スペシャリスト」派遣事業は廃止となるが、「スペシャリスト」派遣事業の人材リストを民間教育力活用事業に移行させる必要がある。各校の外部人材の活用を特定の教科での授業で終わらせることなく、他教科等との関連を図って展開させたい。
- ② 継続して受入事業所リストの登載数や職種を増やしていくことは、生徒の選択肢を増やすことと学校の受入事業所探しの負担軽減につながる。その他には、委員会が受入事業所リストの公示時期や、各校から提出される希望事業所の取りまとめ時期をできるだけ早くして、学校の事務手続きを支援する必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 新たな民間教育力活用事業*
 - ・「スペシャリスト」派遣事業の人材リストを取り入れ、新たな民間教育力活用事業を計画する。
 - ・キャリア教育担当者研修会*等で、効果的な人材の活用の仕方について指導助言し、教育活動を充実させるようにする。
- ② 自立をはぐくむ職場体験学習推進事業
 - ・生徒の選択肢を増やせるように、継続して受入事業所リストの充実を図る。
 - ・受入事業所リストの公示時期や、各校から提出される希望事業所の取りまとめ時期を改善する。

スクールカウンセリング事業 <方向性1-大施策②-中施策3-事業No.10>

1 内容

いじめや不登校、問題行動等、児童・生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラー*及び教育相談員*を小・中学校に配置し、学校における組織的相談機能の向上を目指す。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

- ① 問題を抱える児童・生徒を適切に支援するために、各校で「支援計画」を作成し、スクールカウンセラー、教育相談員、学校が、共通理解を図り、役割分担をしながら組織的に支援・対応していく。
- ② 小学校は中学校に比べ業務時間が少ないことが、校内連絡会*の開催や組織的教育相談体制の確立を難しくしていることから、スクールカウンセラーが毎週配置できる体制(週3時間)を整える必要がある。
- ③ スクールカウンセラーによる児童・生徒対象の「心理教育」や「ソーシャルスキルトレーニング」*の実施が増加しているため、スクールカウンセリング事業連絡協議会*等で実践事例を紹介する必要がある。
- ④ 問題を抱える児童・生徒への対応を、学級担任あるいは学校だけで抱え込むことがないように、スクールカウンセラーや教育相談員に対して、関係機関(サポートセンター、児童相談所、子ども青少年相談センターなど)の理解や連携の強化を目的とした連絡協議会を実施する必要がある。
- ⑤ 緊急対応が必要な場合、「事件・事故後に係る『緊急サポートガイドライン』」*にしたがって対応できたか、振り返りを通じて、ガイドラインの内容に関して再検証をする必要がある。

(2) 平成24年度の目標

- ① 問題を抱える児童・生徒への「支援計画」を作成し、学校、スクールカウンセラー、教育相談員が組織的対応・支援を実施する。
- ② 市内の小・中学校にスクールカウンセラーを学校の規模に応じて配置する。小学校においては週3時間の配置をめざす。
- ③ 問題を抱える児童・生徒への支援と併せて、「予防」という視点からのアプローチ(心理教育、ソーシャルスキルトレーニング)をスクールカウンセラーとともに学校で実施していく。また、連絡協議会等で実践例を紹介する。
- ④ 教職員、スクールカウンセラー、教育相談員に対して、関係機関の理解や連携を目的とした研修会を実施する。
- ⑤ 作成した「事件・事故後に係る『緊急サポートガイドライン』」を学校に周知し、緊急対応が必要な場合、ガイドラインにしたがって、迅速に対応する。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 事業拡大と要綱など(ガイドライン)の整備

平成17年度	静岡市の単独事業として開始。中学校にスクールカウンセラーと教育相談員を配置
平成18年度	小学校へのスクールカウンセラー派遣を開始
平成19年度	小学校へのスクールカウンセラーの配置を開始。中学校は時間増。実施要項が施行
平成20年度	中学校は配置時間増
平成21年度	相談ケースの多い小学校(5校)の配置時間増
平成22年度	相談ケースの多い小学校は、スクールソーシャルワーカー活用事業との連携で対応
平成23年度	「静岡市スクールカウンセリング事業 業務ガイドライン*」の施行
平成24年度	児童数600名以上の大規模小学校の配置時間増。「緊急サポートガイドライン」の施行

(2) 事業を通して、校内教育相談体制の確立

年間3回実施される連絡協議会において、定期的な「校内連絡会の開催」を啓発し、スクールカウンセラーが配置されるすべての中学校で、週1回、校内連絡会が開催され、積極的に「支援計画」の協議を行った。

(3) 学校で発生した事件事故後の緊急サポートの整備

「緊急サポートガイドライン」に従い、学校で発生した人命に係る事件、事故等の惨事に遭遇した児童生徒、教職員等に対し、心理的な被害の拡大防止及びストレス障害の軽減を図るために「緊急サポートチーム」の派遣等の学校支援を行った。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① 全中学校で、「支援計画」を意識した週1回の校内連絡会が定期的に行われ、学級担任だけで問題を抱え込むことがないように役割分担をしたケース対応が可能となった。
- ② 児童数600名以上の小学校は、月10時間、それ以外の小学校は、月4時間、生徒数600名以上の中学校は、週8時間、それ以外の中学校は、週6時間、スクールカウンセラーを配置した。4学級以上の中学校には、教育相談員を週15時間配置した。小学校における週3時間の目標は達成できなかった。
- ③ 「予防」を視野に入れた心理教育をカウンセラーと学校が連携して実施し、その実践報告を研修会や教育委員会作成の「生徒指導だより」で市内の小中学校に紹介した。
- ④ 教職員、スクールカウンセラー、教育相談員を対象に、関係機関から得られた情報を実際の教育相談でどのように生かしていくかを研修会で検討する機会を設けた。
- ⑤ 「緊急サポートガイドライン」について、学校に周知し、緊急対応が必要な事態の発生に際しては、ガイドラインに基づき、迅速かつ柔軟に対応することができた。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 校内連絡会の実施について、スクールカウンセラーを交えて定期開催している小学校は、全体の41%にとどまっているので、スクールカウンセラーの配置時間を増やすことや、教職員との時間調整を工夫すること等により、全校で定期開催ができるようにしていく必要がある。
- ② 「予防」の視点からの心理教育を展開していく。
- ③ 緊急対応について、今後も多くのスクールカウンセラーが研修や経験を積む必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 全小学校の配置時間を増加（全小学校が月12時間の配置）させ、校内連絡会を定期開催（月1回）する。中学校と同様に個別の「支援計画」の充実を図り、個別支援における校内外の関係者・機関の役割分担を明確にすることにより、組織的・機能的な支援が行われることをめざす。
- ② 「いじめ」を含めた心理・集団教育について、「予防」という視点からのアプローチを実施する。
- ③ スクールカウンセラーと連携し「いじめ対応マニュアル」の検討、精査を実施する。
- ④ 緊急対応ケースについては、その背景や他の児童生徒への影響等を含めた多面的な分析が必要であり、また、外部機関との連携も不可欠であることから、そのような点を主眼とした研修を充実させる。

スクールソーシャルワーカー活用事業 《方向性 1－大施策②－中施策 3－事業No.11》

1 内容

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

① スクールソーシャルワーカー 6 名を小学校 12 校に、1 回 6 時間、年間 35 回ずつ配置をめざす。

② スクールソーシャルワーカーの効果的な活用

- ・問題を抱える子どもたちの支援体制を一層充実させるため、スクールソーシャルワーカーの配置校を単年度で変更し、限られた数のスクールソーシャルワーカーをより多くの学校で活用する。また、校内ケース会議や関係機関を含むケース会議*を開催し、組織的な校内生徒指導体制の充実や関係機関との連携を促進する。
- ・市内 12 地域に 1 校ずつ配置校を置き、各地域に置いた配置校を中心とした体制づくりをめざす。

(2) 平成 24 年度目標

① スクールソーシャルワーカー 5 名を小学校 10 校に、1 回 6 時間、年間 35 回ずつ配置する。

② 配置校以外の学校に派遣する。1 回 4 時間、年間 35 回で合計 140 時間実施する。

③ 関係機関と連携したケース会議について、配置校で 25 回以上、配置校以外で 25 回以上の開催をめざす。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

(1) 取組内容

スクールソーシャルワーカー 5 名任用し、学校や地域の状況に応じて配置校を選定する。

- ① 問題を抱える児童生徒の状況把握、問題の整理
- ② 校内ケース会議に参加し、課題を抱える児童生徒のアセスメント、支援策、関係機関や専門家との連携等について指導・助言
- ③ 児童生徒の置かれた環境改善を図るために、教職員への指導・助言
- ④ 必要に応じて保護者に対する相談活動、学校と家庭との関係調整
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会等への参加、関係機関等とのネットワークの構築及び円滑な行動連携のための調整（虐待の問題は児童相談所、養育の問題は生活支援課や保育児童課、非行の問題は県警の少年サポートセンターや生活安全課などと連携する。）

(2) 配置校

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
任 用 人 数	4	4	5	5
時 間 数	6 校× 7 h×40週	8 校× 6 h×35週	10校× 6 h×35週	10校× 6 h×35週
ケ ー ス 数	146	225	327	370
校内ケース会議	334	661	728	883
機関連携ケース会議	12	31	25	24

(3) 配置校以外

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
時 間 数	0	0	140	140
ケ ー ス 数	6	8	68	80
校内ケース会議	4	6	44	98
機関連携ケース会議	8	2	31	18

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① スクールソーシャルワーカー 5 名を次に記載した小学校 10 校に、1 回 6 時間、年間 35 回ずつ配置した。
葵 区 …… 安倍口小、城北小、千代田東小
駿河区 …… 大里東小、東豊田小、川原小
清水区 …… 清水有度第二小、清水不二見小、清水興津小、蒲原東小
家庭状況が起因して学校生活が落ち着かない子どもたちについて、課題を明確にし、保護者支援の役割を明確化することによって、家庭環境の改善につながり、子どもたちの安定につながった。
- ② 対応ケース数は、配置校で 370 ケース、配置校以外で 80 ケースと、昨年度に比べて増加傾向にある。
- ③ 校内ケース会議の開催回数も、配置校で 883 回、配置校以外で 98 回と、昨年度に比べて増加傾向にある。しかし、機関連携ケース会議の開催回数は目標を達成しなかった。これは、学校とスクールソーシャルワーカーが情報収集や分析、「見立て」等を丁寧に行うことにより、迅速・効率的な機関連携ができるようになったため、会議自体の回数が減少したものである。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

スクールソーシャルワーカーが校内で組織的に動けるようになってきたが、より手厚い支援を行えるように、積極的に関係機関との連携を行っていきたい。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① スクールソーシャルワーカー 5 名を小学校 10 校に、1 回 6 時間、年間 35 回ずつ配置する。
- ② 配置校以外の学校への派遣を、1 回 4 時間、年間 35 回で合計 140 時間設ける。
- ③ 年間対応ケース数を配置校 10 校で 330 ケース、配置校以外で 70 ケースの対応をめざす。
- ④ 関係機関による多面的な支援や、関係機関と学校の連携による環境調整の効果をさらに確実なものとするよう、学校が迅速に連携できる関係機関を増やしていく。
- ⑤ スクールソーシャルワーカー連絡会議を年 4 回開催し、本市のケースの事例研究や他都市の事例検討等を行うことにより実践力の向上を図る。
- ⑥ 「いじめ対応マニュアル」の検討、精査に向けて、スクールソーシャルワーカーの立場からの意見を求める。

学校体育における新体力テストの実施 《方向性 1－大施策②－中施策 5－事業No.12》

1 内容

体力・運動能力を測る一つの指標として、各小・中学校で新体力テストを実施し、現状の把握をすると共に、課題の洗い出しをする。各校や各児童・生徒が、体力向上や運動能力向上に向けたさらなる目標を設定する際に生かしていく。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

課題であるソフトボール投げに関しては、体育の授業の中で重点的に指導にあたる必要がある。普段取り組む運動が偏りがちな子が多いため、記録向上（課題の克服）だけを目的とした練習を行うのではなく、学校体育においては、学習指導要領に載っている全領域をバランスよく扱う必要がある。

新体力テストは種目によって複雑であり、小学校 1～4 学年の参加を増やすことは難しいが、各種目のおもしろさを体感させることは有効である。

(2) 平成 24 年度目標

① ソフトボール投げと上体起こしについては、記録向上に効果のあるボール運動や器械運動を体育の授業で扱う際に、投げ方を理解させながら練習を重ねることが有効と考えられる。引き続き、教科主任者会等の機会を通して課題の改善に向けての体育授業の充実を繰り返し呼びかけていく。

② 小・中学校においては、体育科年間指導計画に学習指導要領で扱う全ての運動をバランスよく位置づけ、計画的な授業を行って、体力の向上を図る。体育実技講習会で効果的な指導法を伝達し、体育主任者会で実践事例を紹介して、各校の取組を支援する。

③ 新体力テストは、体力・運動能力を測る指標として、今後も実施していく。「小学校低学年の希望参加の増」については、低学年には理解が難しい種目もあるため、低学年から学習指導要領が示す学年毎の目標をおさえて確実に履修させ、着実に体力を向上させることを呼びかける。平成 24 年度は、新体力テスト実施校 1 校（文部科学省が抽出）で、1 年生も含めた低学年での全種目実施を予定している。

④ 学習指導要領、小学校体育科、および中学校保健体育科の目標には、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力（の基礎：小学校）を育てる…（抜粋）」とある。学習指導要領の目標と内容をおさえ、授業を充実させることで、運動を楽しむ子や体力向上への意識を持てる子の育成が可能であることを、体育主任者会等で呼びかけていきたい。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

体育授業改善により学校及び各児童・生徒が、体力や運動能力を向上させた結果は、指標である新体力テストの測定値に表れる。このことから、市内全小・中学校が学習指導要領に沿った体育授業を充実させることをめざし、次の支援を行った。

① 体育主任者会（年 2 回 4 月と 2 月に実施）

② 小学校体育実技指導者講習会

（平成 21 年度：器械運動と水泳、平成 22 年度：表現運動と体づくり、平成 24 年度：表現運動と水泳）

③ 中学校体育実技指導者講習会

（平成 21 年度：柔道とダンス、平成 22 年度：柔道と体づくり、平成 23 年度：柔道、平成 24 年度：柔道とダンス）

④ 体力向上専門家委員会

（平成 21 年度：文部科学省委託年 4 回開催し事例集配付、平成 22 年度～24 年度：年 2 回開催し 24 年度には報告書配付）

⑤ 体力向上専門家委員会による学校支援

（平成 21 年度：16 校、平成 22 年度：9 校、平成 23 年度：6 校、平成 24 年度：4 校）

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 体育主任者会において、本市児童・生徒の新体力テスト結果の課題である「ソフトボール投げ」と「上体起こし」について、体力向上に向けての授業改善の啓発を行ったが、まだ記録には課題が残っている。
 - ② 体育実技指導者講習会において、教員に対し、実技指導を中心とする指導を行った。また、体力向上専門家委員会による学校支援を受けた学校の実践をまとめた報告書（H24 度版）を、体育主任者会で紹介するとともに市内全小・中学校に配付し、体力向上に向けた指導方法を広めた。
 - ③ 学校訪問時、特に低学年には、学習指導要領の趣旨を踏まえ、発達段階に応じた授業を行うことの重要性を伝えた。小学校低学年で新体力テストに参加したのは 22 校であった。
 - ④ 体育主任者会及び学校訪問の授業研究の場で、体育（小）・保健体育（中）の目標と内容について伝え、運動に親しむことの重要性など、先生方の理解を深めることに努めた。
- ①～④の支援を行った結果、本市の平均測定値は、次のようになった。

種目	市・県	男				女			
		H23 小5	H24 小6	H23 中2	H24 中3	H23 小5	H24 小6	H23 中2	H24 中3
上体起こし (単位:回)	市	19.45	22.03	28.19	31.16	17.80	19.52	22.84	24.79
	県	20.17	22.44	28.80	31.67	18.54	20.05	24.05	25.66
ボール投げ (単位:m)	市	22.82	25.59	22.74	25.73	14.41	15.97	14.24	15.36
	県	23.73	27.00	22.42	25.13	14.92	16.68	14.12	14.94

※ボール投げは、小学校はソフトボール、中学校はハンドボール

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 体力向上に関する支援事業は多岐に及ぶ。体力向上専門家委員会による学校支援事業及び体育実技指導者講習会による指導力向上支援事業に重点をおいて取り組む必要がある。
- ② 新体力テストの結果を基に、課題改善への取組内容を工夫する必要がある。
 《課題》 小学校：敏捷性（反復横跳び）、筋力・瞬発力（立幅跳び）、投力（ソフトボール投）
 中学校：全身持久力（持久走シャトルラン）

【H24 年度の結果】

平成24年度	反復横跳び	20mシャトルラン	立ち幅跳び	ソフトボール投げ	平成24年度	反復横跳び	20mシャトルラン	持久走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ
小5男子(市)	41.62 回	54.41 回	152.74 cm	21.96 m	中2男子(市)	53.47 回	90.25 回	379.61 秒	201.80 cm	22.58 m
小5男子(県)	43.30 回	54.40 回	155.86 cm	22.94 m	中2男子(県)	54.32 回	90.58 回	376.79 秒	203.16 cm	22.36 m
小5女子(市)	39.28 回	43.07 回	145.51 cm	14.08 m	中2女子(市)	47.47 回	61.96 回	282.52 秒	174.55 cm	14.23 m
小5女子(県)	40.96 回	43.73 回	149.31 cm	14.61 m	中2女子(県)	47.69 回	60.19 回	280.53 秒	174.38 cm	13.89 m

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 体力向上専門家委員会の支援を受けた学校の取組内容とその成果を、市内全小・中学校に示し、効果的な指導方法を共有する。
- ② 平成 25 年度の体育実技指導者講習会では、投力が小学校の課題であることを踏まえ、ボール運動系の講習会を実施し、教員の指導力向上をめざす。
- ③ 学校訪問時に、学校が公開する体育・保健体育の授業実践を基に、課題解決に向けた授業改善の視点を伝えていく。
- ④ 全小・中学校において、本市と県のテストの結果を意識して課題の改善に取り組み、その内容を教育委員会事務局に報告する。取組にあたっては、各校はそれぞれ PDCA サイクルを構築する。

中学校部活動指導員の配置 《方向性 1－大施策②－中施策 5－事業No.13》

1 内容

中学校の部活動の指導において、主に技術的な面で顧問の教師を補佐する外部指導員としての「中学校部活動指導員」*を学校の要望に応じて適切に配置し、部活動運営をより円滑にする。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 各学校への指導員配置数については、従来学校規模や部活動の数、教職員の配置状況をもとに決めてきたが、今後はこれに加え、各指導員の実績等も考慮して決めていく必要がある。
- ② 指導員の継続配置に際しては、生徒に対する指導や顧問教師とのコミュニケーションが適切に行われているか等について学校長が十分把握した上で、継続の適否を決める。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 教員の高齢化や部活動の多様化等に伴い、部活動の指導教員を確保することが年々困難になっている、という実情を踏まえ、各学校への指導員配置については、配置総数や学校間のバランスを考慮しつつ、できるだけ希望に応えられるよう改善を進めていく。
- ② 一人ひとりの指導員が、学校教育活動の一環としての部活動の意義を十分理解して生徒への指導にあたることができるよう、学校長が必要な指導助言を行っていく。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

部活動指導員の配置

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
配置校	41校	41校	41校	41校
配置総数	120人	120人	120人 (140人に増員 希望を申請)	120人

※市立中学校 全43校中41校に、1校上限5名を配置している。

希望のなかった2つの学校は、部活動が少ない小規模校*。

部活動の様子



4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 年度当初、学校からの任用希望数は 133 名であった。学校の規模及び教員の現状、希望に応えつつ、これまでの実績等を踏まえて、任用総数 120 名を配置した。1 名は 4 校兼任、1 名は 2 校兼任。
- ② 年度当初、学校長が指導員の面接及び研修を行い、学校教育活動の一環としての部活動の意義を十分に理解してもらった。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 学校の規模及び教員の現状、学校からの要望に沿った部活動指導員の配置をする必要がある。
- ② 部活動指導員は、部活動を学校教育の一環としてとらえ、顧問教員の補佐としての役割を果たすこと、体罰等の不適切な言動をとらないことを周知徹底していく必要がある。
- ③ 特に体罰については、大きな社会問題となり、文部科学省からも、体罰禁止を趣旨とする部活動指導ガイドラインが示された。体罰は絶対に許されないものであることを、顧問教員及び指導員に対して徹底していく必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 学校の規模及び教員の現状、学校からの要望に沿った部活動指導員の適正配置に努める。
- ② 部活動指導員と生徒、顧問教員との間のコミュニケーションが十分に図られ、体罰等の防止も含め、円滑な部活動運営が行われるよう、学校長は、今後も継続的に面接を実施していく。
- ③ 体罰を根絶するため、文部科学省のガイドラインに基づく部活動指導指針を作成して顧問教員及び指導員に配布する。また、学校長に対して、この指針を活用して顧問教員や指導員への指導を行うことを徹底する。

食育の推進事業 《方向性1－大施策②－中施策6－事業No.14》

1 内容

- (1) 栄養教諭及び栄養士による子どもたちへの食育指導
- (2) 食に関する指導の全体計画・年間指導計画の作成

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

- ① 各学校において「食に関する指導の全体計画」に基づいた適切な指導が行われるようにするための、継続した指導・支援
- ② 4名となる栄養教諭の有効活用（平成23年度までは1名）
- ③ 「子どもが作る弁当の日」の推進のための課題の洗い出しや支援内容の検討等

(2) 平成24年度目標

- ① 教職員や保護者の「食育推進」の意識の更なる向上
- ② 栄養教諭を核とした食育推進を図るための組織や体制づくり
- ③ 「子どもが作る弁当の日」について、各学校の取組状況を調査の上、既に実践している学校の具体的な取組事例を紹介することなどにより、実践に向けて動き出す学校を支援し、活動を推進する。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

(1) 食育講習会の開催や、各学校における指導の支援

平成21年度から開催している食育講習会は、各年度の対象者（教務主任、特別活動主任など）に合わせた講演内容や実践発表、グループワークなどを行っている。

各学校における食に関する指導については、全ての学校に担当栄養士を決め、各学校の要望により指導・支援を行っている。また、これまで指導の実施報告のみを求めてきたが、本年度より、年度当初に実施計画を求めることで、各学校の意識を更に向上させた。（平成24年度実施予定校は129校（全校））

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
食育講習会の参加者数	145人	137人	161人	161人
食に関する指導の全体計画作成率	10.1%	56.0%	100%	100%
食に関する指導の実施校	122校	124校	124校	129校

学校給食の紹介と食育の大切さを伝える冊子を、これまでの小学校入学時（4月）ではなく、入学説明会（2月頃）に配布することにし、保護者に少しでも早くから食育の意識をもってもらえるようにした。

(2) 栄養教諭の活用

平成23年度までは栄養教諭が1名であったため、各種の会合に出席してもらっていたが、平成24年度より、4名の栄養教諭を地区分けして、市内4つの学校に配置した。栄養教諭は、次の部会や委員会の活動を推進した。

- ・栄養士研修会の三部会のうち、食育部会と献立作成部会の部会長・副部会長に栄養教諭を配置し、各部会の内容の充実を図った。また、部会長会を年4回開催し、各部会が連携して活動できるよう協議を行った。

- ・衛生管理委員会と献立委員会に、栄養教諭2名ずつを参加させ、専門的な立場からの意見を求めた。
- ・栄養教諭連絡会を開催し、栄養教諭としての活動内容等についての協議を行った。

(3) 「子どもが作る弁当の日」についての調査の実施

平成23年の実績と平成24年度の計画について調査を行い、その結果を各学校に通知した。また、実践予定校については、栄養士の支援希望やその内容の聞き取りを行い、必要な指導や支援を行った。

	平成23年度	平成24年度
全校で取り組んだ小学校	1校	8校(0)
特定の学年や学級で取り組んだ小学校	8校	29校(4)
全校で取り組んだ中学校		6校(2)
特定の学年や学級で取り組んだ中学校	2校	4校(2)

()内は栄養士が支援した学校



清水第二中学校の
「子どもが作る弁当の日」
栄養バランスを考えた、
すてきなお弁当が
出来上がりました。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① 全ての学校で食に関する指導を実施した。
- ② 栄養教諭を各委員会に位置づけて食育推進の中核に据えるとともに、各学校での実践に活用してもらうために、食に関する指導の授業公開を行った。
- ③ 「子どもが作る弁当の日」に取り組む学校が増加した。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 教職員や保護者の「食育推進」の意識は少しずつ向上してきているが、まだ十分とは言えない。今後とも継続した指導・支援が必要である。

(2) 平成25年度の目標

- ① 教職員の食育への意識を高め、全ての児童生徒に「食に関する指導」を実施
- ② 食育に関する情報の発信と学校への支援
 - ・冊子やファイルの配付や「子どもが作る弁当の日」の成果の発信、教職員の食育講習会の開催

地産地消推進事業 <方向性1—大施策②—中施策6—事業No.15>

1 内容

学校給食における、地場産品（県内産食材）の活用推進を図る。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

- ① 県内産食材使用率30%以上維持に向けた取組
- ② 県内産・市内産食材について、安定した品揃えや量、流通ルート等確保のために、情報収集や関係機関との協議の継続

(2) 平成24年度目標

- ① 県内産食材使用率30%以上
- ② 「ふるさと給食週間」や「ふるさと給食の日」を設定し、県内産食材や地域の食文化を生かした献立を提供する。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 県内産食材の使用率を高める

各調理場での献立作成の基本となる静岡市学校給食の「献立原案」に県内産食材の多い組み合わせを数多く入れ、献立のねらいにも「地産地消食材」等を明記した。

各調理場の栄養士が、献立作成や物資の発注時に、県内産食材を多く使用することを意識して取り組んだ。栄養士の研修会で生産者（農家）の話を聞く場を設けたり、収穫体験を行ったりしたこと、栄養士の地産地消に対する意識が高まった。

生産・流通・消費の関係者で組織する、地産地消推進事業連絡会を開催し、食材や流通についての情報交換と、小規模の給食センターで行っている、近隣の農家の生産した野菜を、JAを通して購入する取組を大規模センターに広げるための協議を行っている。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県内産食材使用率	24.2%	31.1%	28.7%	39.5%

(2) 「ふるさと給食週間」や「ふるさと給食の日」を設定し、県内産食材や地域の食文化を生かした献立を提供

6月の「ふるさと給食週間（5日間）」には、各施設で工夫した献立と地元産食材の情報等を提供した。この期間における県内産食材の使用率は、41.7%であった。

また、施設ごと各月の献立に「ふるさと給食の日」を設定し、県内産食材や地域の食文化を生かした献立と、その情報を提供している。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ふるさと給食の日実施回数 (30調理場×11ヶ月の計)	527回	536回	550回



中藁科小学校の様子：大根の種を植えて1ヶ月後に、きゅうくつになったので間引きをします。
間引き菜を使って味噌汁をつくりました。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① 県内産食材使用率 39.5%を達成 (11月調査)
- ② 「ふるさと給食週間」における県内産食材使用率 41.7%
「ふるさと給食の日」の実施 550回

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 児童生徒の、地域で収穫される農作物等への関心が低い。
- ② 県内産・市内産食材について、安定した品揃えや量、流通ルート等確保のために、情報収集や関係機関との協議の継続が必要である。

(2) 平成25年度の目標

- ① 栄養士の食農体験を児童生徒に伝えることで、地産地消や地場産品に対する意識を高める。
- ② 県内産食材の使用率 40%以上。
- ③ 「ふるさと給食週間」や「ふるさと給食の日」を設定し、県内産食材や地域の食文化を生かした献立の提供。

児童・生徒の健康管理事業 《方向性1－大施策②－中施策7－事業No.16》

1 内容

子どもたちの健康管理と疾病の早期発見を図るため、検診及び学校環境衛生の検査を実施し、学校保健・学校環境の円滑な管理・運営を行う。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

アレルギー疾患のある児童・生徒に対し、アレルギー疾患の学校生活管理指導表の運用は周知されてきたが、アドレナリン自己注射薬*を処方されている児童・生徒がいるため、特に救急対応に関して引き続き関連機関との連携を図る必要がある。

さらに、定期健康診断及び結核健康診断の大幅な改正が見込まれるため、国の動向を見極め迅速に対応する必要がある。

また、児童・生徒の心の健康問題について、引き続き教職員が共通理解を深める必要がある。

(2) 平成24年度目標

児童・生徒等の心身の健康管理と疾病の早期発見を図るための諸検査や、教職員への研修指導を実施し、学校保健の円滑な管理・運営を行う。併せて学校医等を委嘱し、健康診断等を実施する。

児童・生徒が健康で安全に学校生活を送るために環境衛生検査を実施し、学校環境の円滑な管理を行う。併せて学校薬剤師等を委嘱し、環境衛生検査等を実施する。

今後行われる健康診断の改正に対応した実施に向けて、関連機関との連絡調整を実施する。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

(1) アレルギー疾患のある児童・生徒の対応について

アドレナリン自己注射薬*を処方されている児童・生徒が在籍している20校の保健担当者及び児童・生徒の担任、もしくは管理職を対象として、アレルギー疾患緊急対応講習会を実施した。講習会に際しては、児童・生徒がアナフィラキシーショックを起こした場合を想定して、対応のシミュレーション研修や、静岡市消防局の救急課から講師を招いての心肺蘇生法を実施した。

また、アドレナリン自己注射薬に関するDVDを市立全学校に配付し、校内研修等での活用等を通じて、学校の全職員の知識と理解を深める取組をした。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
食物アレルギーを有する児童・生徒数		407人	418人	473人
アドレナリン自己注射薬を処方されている児童・生徒数		12人	13人	23人

*アレルギー疾患学校生活管理指導表の運用は平成22年度から開始された。

(2) 児童・生徒の健康管理について

すべての幼稚園、小中学校において学校医等を委嘱し、計画的に健康診断を実施した。諸検査の結果精密検査の必要な児童・生徒について、再検査を実施した。特に今年度から、結核検診の変更に伴い、通常の検診後（8月以降）に高まん延国から転入してきた児童・生徒に対しては、随時精密検査を実施した。

(3) 学校環境衛生について

学校環境衛生基準*に定められた環境検査を実施し、基準を満たさなかった項目については、改善策を講じた上で随時再検査を実施した。

(4) 児童・生徒の、心の健康に関する対応について

保健学習では、小学校では「心の健康」、中学校では「欲求やストレスへの対処法と心の健康」の単元において、身近な事例で不安や悩みへの対処法等について学習する機会がある。その際、専門性を生かした指導を行うために、養護教諭が授業者として積極的に参画するよう指導した。特に養護教諭経験10年研修では、心の健康に関する授業案を検討した。その授業案を基に担任教諭と共にチームティーチングを実施し、効果的な指導を行った。また、保健担当者（養護教諭かもしくは保健主事）研修会では、文部科学省から配布させる教材冊子「かけがえのない自分 かけがえのない健康」の有効活用について指導した。

一方、児童・生徒の心の健康にまつわる諸問題にかかわる教職員の研修の場として、本年度も引き続き「子どもと家族の精神保健ネットワーク」*を活用した研修会や相談会を年間4回開催し、事例検討会等を通じたスキルアップを図った。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① すべての幼稚園、小中学校において学校医等を委嘱し、計画的に健康診断を実施した。また、諸検査の結果精密検査の必要な児童・生徒について、再検査を実施した。
- ② 学校において学校保健を担当している養護教諭に対して、研修指導を実施した。
- ③ 学校環境衛生基準に定められている環境衛生検査を実施するとともに、基準を満たない場合は学校薬剤師の指導を仰ぐなどの改善を図った上で再検査を実施した。
- ④ 今後行われる健康診断の改正に対応した実施に向けて、関連機関との連絡調整を実施していく。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① さまざまな救急対応に関して校内連携を引き続き図る必要がある。
- ② 定期健康診断の大幅な改正が見込まれるため、国の動向を見極め迅速に対応する必要がある。
- ③ 児童・生徒の心の健康をはじめとするさまざまな健康問題に関する教職員の意識を、引き続き高めていく必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① アレルギー疾患への対応を始め、さまざまな健康問題に起因する救急対応に備え、研修や校内連携の充実を図る。
- ② 定期健康診断の改正の動向がわかり次第、改正後のスムーズな実施に向けて迅速に対応する。
- ③ 児童・生徒の心身の健康問題を早期発見するためには、健康診断や日頃の健康観察等が重要であり、このことについて、引き続き教職員への啓発を図る。

薬物乱用防止教室事業 《方向性 1－大施策②－中施策 7－事業No.17》

1 内容

学校薬剤師等を講師として、各学校で乱用防止教室を開催し、喫煙、飲酒、薬物（覚せい剤、麻薬等）の体への弊害の周知徹底を図る。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

薬物乱用防止教室*について、小学校では 100%の開催、中学校では年間 2 回以上の開催をめざす。また、保護者に対する啓発活動を充実させる必要がある。併せて、保健学習における薬物乱用防止に関する指導の徹底を図る必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

子どもが生涯にわたって薬物乱用という危険行動を選択しないために、引き続き、喫煙・飲酒・薬物（覚せい剤、麻薬等）の乱用防止に努める。学校薬剤師等を講師として全小・中学校で薬物乱用防止教室を開催するとともに、家庭の参加を増やし、知識の周知などの啓発活動の充実を図る。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

(1) 薬物乱用防止教室開催校数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校（86校）	83校	84校	86校	86校
中学校（43校）	43校	43校	43校	43校
（うち開催回数2回以上）	（14校）	（14校）	（21校）	（24校）
高等学校（3校）	3校	3校	3校	3校

平成24年度も、小学校は全校実施し、中学校においては年に 2 回以上開催した校数が増えた。

(2) 薬物乱用防止教室の開催の工夫について

子どもたちの薬物乱用防止には、保護者の薬物の危険性に関する知識と理解を深めることが大きな力となるため、保護者が学校参観する行事に薬物乱用防止教室も併せて開催し、保護者の参加率の向上を図った。その際には、発達段階に応じて、学年ごとテーマや講師を変えて実施した。平成24年度の薬物乱用防止教室には、小中学校及び高等学校の計18校において、233人の保護者の参加を得た。

(3) 薬物乱用防止教育について

発達段階や小中学校の連携を重視した薬物乱用防止教育を中学校区毎に実施した。その際は、学校薬剤師だけでなくさまざまな専門家を講師として招き、実施効果の向上を図った。

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

学校薬剤師等を講師として全小・中学校で薬物乱用防止教室を開催することができた。また、家庭の参加人数の調査を開始することにより参加率を把握した。

今後は、参加率の向上のため工夫をしていきたい。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 薬物乱用防止教室については、保護者の参加人数、実施校数ともにまだ少ない状況である。より多くの保護者の参加を促し、保護者が参加しやすい薬物乱用防止教育の場を設定する必要がある。
- ② 児童・生徒の発達段階に応じて、薬物を取り巻く最新の状況に対応した内容を取り入れた啓発活動を行う必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 学校保健委員会や学習発表会など、保護者が参加しやすい場に薬物乱用防止教室を設定するなどにより、多くの保護者に知識を広め、啓発を図る。
- ② 学校公開日や学習発表会など、保護者が参加する行事に薬物乱用防止教室を併せて設定するなどにより、多くの保護者に知識を広め、啓発を図る。

教員採用事業 《方向性 1－大施策③－中施策 1－事業No.18》

1 内容

静岡市独自の教員採用システムを構築し、適性のある教員を確保する。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

より質の高い人材を確保するため、ガイダンス等の広報活動を拡充することにより、志願者数の増加を図る必要がある。

定年退職者数がさらに増加し採用数の増加が見込まれることから、現行の採用予定数の 3 分の 1 を熱血教師塾卒塾者より採用するという基準の見直しが必要である。

(2) 平成 24 年度目標

学生に向けたガイダンスを、関東周辺の教育系大学にも拡大して実施する。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

- ① 市内にある 2 大学へ赴き採用試験ガイダンスを行うほか市庁舎で一般向けのガイダンスを行った。また、隣接する県の 2 大学でガイダンスを行った。この結果、全国的に採用数が増え志願者数の維持が喫緊の課題となる中、静岡市の志願者数は、30名の増加となった。

平成25年度教員採用選考試験（志願者数合格者数の状況）

*特別選考志願者は、小学校の「一般・教職・身障」の選考試験にも志願。

校種・教科	志願者数		特別選考 受験者数		特別選考 合格者数		1次受験者数		1次合格者数		2次受験者数		2次合格者数		最終合格者数		
	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差	前 年 度 差		
小学校	特別選考	33	5	33	5	21	3									21	3
	一般・教職・身障	218	23					194	24	84	8	84	9	42	6	42	6
	合計	218*	23	33	5	21	3	194	24	84	8	84	9	42	6	63	9
中学校	国語	15	1					13	-1	10	0	10	0	4	0	4	0
	社会	30	3					30	4	12	6	12	6	3	0	3	0
	数学	23	-10					23	-7	12	0	12	0	3	-2	3	-2
	理科	26	7					25	6	12	0	12	0	7	0	7	0
	音楽	16	-3					13	-4	6	1	6	1	2	0	2	0
	美術	6	3					4	1	2	0	2	0	1	0	1	0
	体育	22	-6					20	-5	12	0	12	0	3	-2	3	-2
	技術	4	0					3	-1	2	0	2	0	1	0	1	0
	家庭	3	-2					3	-2	2	0	2	0	1	0	1	0
	英語	25	7					24	7	14	8	14	8	8	5	8	5
	合計	170	0					158	-2	84	15	84	15	33	1	33	1
小中合計	388	23	33	5	21	3	352	22	168	23	168	24	75	7	96	10	
養護教員	19	-7					18	-8	6	0	6	0	2	0	2	0	
幼稚園教員	58	9					53	13	10	-1	10	-1	2	-1	2	-1	
合計	465	25	33	5	21	3	423	27	184	22	184	23	79	6	100	9	

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校教員受験者	164人	171人	188人	215人
中学校教員受験者	176人	182人	160人	158人
養護教員受験者	22人	34人	26人	18人
幼稚園教員受験者	50人	45人	40人	53人

- ② 本市独自の試験項目であるグループ活動試験により、人間関係調整力やコミュニケーション能力等についても十分に観察することができ、よりの確な採用選考につながった。
- ③ 新規採用教職員の受験時の得点データと採用後の貢献度を比較し、面接試験やグループ活動試験の内容の改善を図った。
- ④ 静岡熱血教師塾の第3期卒塾生を対象に特別選考試験*を実施し、静岡市の教育に情熱と使命感を持ち、即戦力となりうる人材20名を採用することができた。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① 採用試験ガイダンスを市内大学、市庁舎、山梨県にある都留文科大学で行ってきたが、受験者実績のある関東の東京学芸大学および玉川大学においても実施し、静岡市の採用試験について周知した。
- ② 採用試験ガイダンスの方法を、視覚的に分かりやすいプレゼンテーションにし、該当大学出身者の受験状況一覧表の制作・配布を行い、質疑応答時間を十分に確保することで、より理解しやすい方法に改善した。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

- (1) 平成24年度末における課題
 - ① より質の高い人材を確保するため、採用試験の広報活動をさらに拡充することにより、志願者数の増加を図る必要がある。
 - ② 年金の受給年齢引き上げにより再任用制度が新設されることから、再任用制度をどのように活用するのか、熱血教師塾卒塾者からの採用枠をどうするのかなど、教員採用事業の全体的枠組みを明確にする必要がある。
 - ③ より優秀な教員を採用するために、毎年度、新規採用教員の勤務状況を基に、採用試験の内容を吟味・改善していく必要がある。
- (2) 平成25年度の目標
 - ① 新規の広報活動を取り入れ、静岡市の採用試験の周知を図る。
 - ② 再任用制度の活用方法や熱血教師塾からの採用枠などを含め、教員採用事業の全体的な枠組みを検討する。
 - ③ 新規採用教員の受験時の得点データと採用後の貢献度を比較し、面接試験やグループ活動試験の内容の改善を図る。

熱血教師塾事業 <<方向性 1－大施策③－中施策 1－事業No.19>>

1 内容

昨今の学校現場を取り巻く環境は、これまでに増して厳しい状況にあり、特に小学校に新規採用される教員には、学級担任などを受けもつことのできる即戦力としての能力が必要とされる。本事業は、こうした小学校現場の教育的ニーズにこたえるため、市独自に開塾する熱血教師塾と小学校教員採用を連動させた事業である。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 塾の成果や魅力を広く発信し、入塾希望者の増加を図る。…ホームページ、公開参観会の充実
- ② 教員として採用された卒塾生のその後の状況をアンケート調査及び校長による職務状況確認個票で把握し、講義内容の改正に活用する。
- ③ 第 5 期生からの運用改善に向けての具体的な方向性を確立する。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 熱血教師塾第 3 期卒塾生を対象にした特別選考試験を実施し、小学校教員採用予定者数の 3 分の 1 程度を採用する。
- ② 第 4 期生の募集において、入塾希望者の増加を図る。…ホームページ、公開参観の充実
- ③ 卒塾生の状況把握を基に、第 4 期生カリキュラムを改正する。
- ④ 第 5 期生からのカリキュラム大幅改正に向けての素案を作成する。(名称変更・選考試験のあり方等)
- ⑤ 第 5 期生からの塾運用改善の素案を作成する。
- ⑥ 現場講師に対する公開ゼミを実施する。

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 開塾まで

- ① 前年度 3 月、入塾生の募集要項、募集案内、掲示用ポスター等を作成し、5 月から募集開始
- ② 2 度の入塾選考試験を実施し、応募者から入塾生を決定
- ③ 10 月 入塾式 6 月 卒塾式

	平成21年度 第1期生	平成22年度 第2期生	平成23年度 第3期生	平成24年度 第4期生
応募人数	94	70	66	71
入塾者	31	29	34	32
卒塾者	30	29	34	
特別選考試験合格者	14	18	20	
教員採用試験合格者	6	1	1	
新規採用者	20	19	21	

(2) 開塾後

- ① 10月から翌年6月までの9ヶ月間を3ステージに分け、「入学講座」「教官ゼミナール・教職専門演習講座」を実施
 - 第1ステージ(10月～12月) 教育現場に必要なことを観る眼を養う課程
 - 第2ステージ(1月～3月) 教育現場に必要な専門的スキルを身に付ける課程
 - 第3ステージ(4月～6月) 教育現場に必要な実践的態度を養う課程
- ② 「入学講座」では、塾長である市長の特別講義のほか様々なジャンルの講師を招き、講義を実施
- ③ 熱血教師塾第3期卒塾生を対象にした特別選考試験を実施し、小学校教員採用予定者数の3分の1程度を採用した。
- ④ 第4期生の募集において、応募人数の増加を図った。
- ⑤ 卒塾生の現場における勤務状況を把握した。
- ⑥ 第5期生にむけて事業改善策の具体案決定

4 平成24年度目標の達成状況

◀Check▶

- ① 熱血教師塾第3期卒塾生34名を対象にした特別選考試験を6月に行い、小学校教員採用予定者数(63名)の3分の1程度として、20名を教員採用した。
(一般選考による採用者1名を含め、卒塾生21名が教員に採用された)
- ② 第4期生の募集において、前年度より入塾希望者が増加した。(66名→71名)熱血教師塾第4期生の入塾選考試験を実施し、71名の応募者から入塾生32名を決定した。
- ③ 卒塾生の状況把握を基に、第4期生カリキュラムを改正した。
 - ・・・話し方講座、いじめ・不登校への対応、学校ICTの活用、教師のメンタルヘルス等
- ④ 第5期生からのカリキュラム改善計画を作成した。
 - ・・・名称変更・宿泊体験活動の導入等
- ⑤ 第5期生からの塾運用改善計画を作成した。
 - ・・・募集期間の延長、入・卒塾式の会場変更、入塾選考試験において適性検査の導入等
- ⑥ 現場講師に対する公開ゼミナールを実施(4回)した。・・・30名の参加
- ⑦ 卒塾生の現場における勤務状況の把握のため、教職員課による学校訪問にあわせ、授業参観及び校長、本人との面談、「1年の振り返り」をテーマとしたアンケート調査及び校長による「職務状況確認個票」を実施した。校長からは、一生懸命で熱意をもって取り組んでいる、初任者教員としてのレベルはクリアしている等高評価を得た。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

◀Action▶

(1) 平成24年度末における課題

- ① 第4期卒塾生を対象にした特別選考試験を実施し、小学校教員採用予定者数の3分の1程度を採用する。
- ② 塾の成果や魅力を広く発信し、第5期生応募者の増加を図る。
- ③ 第5期カリキュラムと塾運用に係る改善計画の円滑な実施

(2) 平成25年度の目標

- ① 第4期卒塾生を対象にした特別選考試験を実施し、小学校教員採用予定者数の3分の1程度を採用する。
- ② 第5期応募者数を前年度比10%増をめざす。
- ③ 第5期に向けて作成したカリキュラムと塾運用に係る改善計画の確実な実施。(名称変更・入塾選考試験における試験項目の追加・宿泊体験活動の実施等)

教職員研修事業 <<方向性1-大施策③-中施策2-事業No.20>>

1 内容

教職員を対象とした初任者研修、5年、10年経験者研修などの経年研修、教育ニーズに合わせた希望研修の開催。

喫緊の教育課題に対する教育課題講演会の開催や先行研究を行い、啓発を図る。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

- ① 授業づくりに関する研修会・実践講座や、特別支援教育などの喫緊の教育的課題に対応した研修の充実を図る。
- ② 倫理に関する研修などを実施し、不祥事根絶に向けて教職員の資質向上を図る。
- ③ 教職員の教育に対する熱意や使命感を高め、仕事への意欲を支える研修を実施する。

(2) 平成24年度目標

- ① 喫緊の教育的課題に対応した希望研修（新学習指導要領全面実施に対応した授業づくり研修等33講座）を展開するとともに、積極的な広報を進める。
- ② 経年研修及び希望研修における、不祥事根絶に向けての更なる資質の向上を図る研修会（5講座）を実施する。
- ③ 希望研修において、教職員の教育に対する熱意や使命感を高め、仕事への意欲を支える研修（7講座）を実施する。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

研修実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経年研修、希望研修などの事業実施数	59事業 (177講座)	54事業 (164講座)	56事業 (174講座)	60事業 (180講座)
希望研修参加者数	1,647人	1,954人	2,106人	2,231人
特徴的な事項	・新学習指導要領への対応として、英語活動等国際理解指導者養成研修や新カリキュラム講座開催	・希望研修についてPDCAサイクルを実施し次年度計画に反映	・小学校外国語活動のシリーズ研修授業づくり研修、学級経営力向上研修ほか開催 ・希望研修の積極的な広報	・授業づくり研修、通常の学級における特別支援教育研修、学校チェンジマネジメント研修ほか開催 ・希望研修の積極的な広報

平成 24 年度希望研修、経年研修の様子

【経年研修】初任者研修

初任者の班代表による研究授業の成果と課題について付箋紙を用いて協議している様子



【希望研修】「危機管理マネジメント」研修

スクールハラスメントの根絶を中心とした教職員の倫理向上を図った研修の様子



4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 授業づくり研修や通常の学級における特別支援教育研修等 32 講座を開催し、教育課題に対する理解と授業改善への意欲向上を図った。また、ホームページの改良や希望研修一覧パンフレットを全教職員に配付するなどし、積極的な広報に努めた。
- ② 初任者等の経年研修、臨時的任用教員研修、また、「危機管理マネジメント」研修において 5 講座を開催し、教職員の不祥事根絶に向けて倫理観や教職に対する熱意、使命感など資質の更なる向上を図った。
- ③ 「マイスター講座」「学級経営力向上研修」「学校チェンジマネジメント研修」「学年経営マネジメント研修」等 7 講座を行い、課題解決の方策や仕事への意欲を高める職員育成等のあり方を学び合った。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 学習指導要領が求める授業改善や特別支援教育の充実などの喫緊の教育的課題に対応した研修の更なる拡充を図る必要がある。
- ② 倫理に関する研修などを実施し、体罰を含めた不祥事根絶に向けて教職員の資質向上を図る。
- ③ 教職員の教育に対する熱意や使命感を高め、仕事への意欲を支える研修を引き続き実施する。また、本市では女性教員の管理職登用が遅れていることから、女性教員のキャリアアップ支援を目的とする研修等についても検討する。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 授業づくり及び学級経営における子どもへの指導に対する喫緊の教育的課題に対応した希望研修（教育課題講演会、子ども理解・授業づくり研修等 30 講座）を展開するとともに、積極的な広報を進める。
- ② 経年研修、臨時的任用教員研修及び希望研修において、不祥事根絶に向けての更なる資質の向上を図る研修会（6 講座）を実施する。
 - 経年研修（初任者、5 年・10 年経験者）及び 臨時的任用教員研修 4 講座
 - ・コンプライアンス遵守の法的根拠、違反者への罰則等の理解
 - ・信用失墜行為発生の原因と予防対策（セクハラ、体罰等の根絶）
 - ・子ども、保護者・地域からの信頼を得るための心構え
 - 希望研修（「危機管理」マネジメント研修 第 2 及び第 4 回） 2 講座
 - ・学校内の人権意識の向上のための講義・演習 ～セクハラ・体罰の根絶に向けて～
 - ・校内組織による危機管理のための講義・演習 ～いじめ・体罰の訴訟事例に学ぶ～
- ③ 希望研修において、教職員の教育に対する熱意や使命感を高め、仕事への意欲を支える研修（9 講座）を実施する。また、女性教員のキャリアアップ支援を目的とする研修会実施に向けた検討を行う。

近隣校研修 <<方向性 1-大施策③-中施策 2-事業No.21>>

1 内容

義務教育 9 年間の子どもの学びの連続性の保障やその地域の子どもに共通する課題の解決を目指して、近隣の小・中学校に勤務する教職員が共に学び合う研修。

本研修により、教職員一人ひとりの資質向上を図る。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

小中連携研修はより多くの教職員が交流することにより、大きな成果が得られる。そのため、一部教職員のみでの参加だけでなく、できるだけ多くの教職員が参加する小中連携研修にしていく必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 小中連携研修の実践例やその効果等について積極的に広報し、全教職員がこの研修に参加する学校を 75 校に拡大する。
- ② 「子どもの学びの連続性の保障と、地域の子どもに共通する課題の解決をめざす」という目的意識の共有状況や研修成果に関する教職員の意識について、調査を行う。

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

研修実施状況等

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施状況	中学校区を中心とした41地区全ての地区で実施（小学校同士、中学校同士の連携含む）	36地区で実施（小学校同士、中学校同士の連携含む）	小中連携を目的とした研修会の実施率93.8%。このうち全教職員が全員参加した学校数は70校で、全学校129校の54.3%	小中連携を目的とした研修会の実施率100%。このうち全教職員が全員参加した学校数は88校で、全学校129校の68.2%
広報状況	・16地区20回の実施内容をホームページ等で広報	・24地区33回の実施内容をホームページ等で広報 ・かわら版（年3回発行）で研修の趣旨を徹底	・取材活動とともに、研修の指導助言を実施 ・かわら版（年3回発行）で研修の趣旨を徹底	・取材活動とともに、研修の指導助言を実施 ・かわら版（年5回発行）で研修の趣旨を徹底 ・事業報告会で研修を充実させるための具体策を全学校に提案

平成 24 年度 近隣校研修の様子



←【飯田中学区】「凡事徹底」をテーマにした小中連携研修



【清水二中学区】講師を招いての小中合同研修会→

実践協力校の研修内容（例）

【中島地区の子どもの課題：中島小学校・中島中学校で共通している目標・付けたい力】

学習指導	生活指導	特別活動	キャリア教育
<ul style="list-style-type: none"> ○基礎学力の定着 ○学習ルール of 定着 ○話す、聞くのスキルの定着 	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉づかい ○思いやりの心 ○コミュニケーション能力 	<ul style="list-style-type: none"> ○望ましい人間関係 ○実践力 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己肯定感

課題

【中島小学校・中島中学校が連携して取り組める内容】

学習指導	生活指導	特別活動	キャリア教育
<ul style="list-style-type: none"> ○「話す、聞く」のスキル表を通した学習スキルの定着 ○読書時間の確保 ○国語辞典の活用と習慣づくり（語彙力アップ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○名前をつけてあいさつ ○「ありがとう」を日常生活で自然と言えるようにする ○年齢に応じた授業中の話し方ルール ○無言で清掃に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動（児童会、生徒会のコラボ） ○縦割り活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校入学後、小学校へ近況報告を行う。 ○小6が中学生にインタビューする。（中学校説明会の後） ○小・中の交流

具体的な取組

4 平成 24 年度目標の達成状況

◀Check▶

- ① ①の目標に対して、小中連携を目的とした研修会の実施率 100%を達成した。取材から分析した全教職員参加の小中連携研修の効果を広報したことにより、全教職員が研修会に参加した学校数は、88校で68.2%となった。
- ② ②の目標に対して、全校から提出された近隣校研修実施報告書を基に研修成果等に関する調査を行った。その結果、地域の子どもの共通する課題の解決に積極的に取り組み、小中連携研修の目的を共有している学校が増えつつある反面、小中連携研修の実施が目的化し、情報交換という研修の入口で止まっている学校も多いことがわかった。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 小中連携研修はより多くの教職員が連携することによって大きな成果が期待されることから、全教職員が研修に参加する学校を更に増やしていく。
- ② 小中連携研修において、自分たちの地域の子どもの共通する課題や、その解決のために小・中学校が互いに何をつなげるかを明確にする必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 現在市内の 88 校（68.2%）の学校で全教職員が小中連携研修に参加している。これを 97 校（75.2%）に拡大する。
- ② すべての中学校区で実施されている小中連携研修において、小学校と中学校の教育をスムーズに「つなげる」ための具体策を検討・実施する。また、その成果を小・中学校教職員で共有し、来年度の研修内容に生かす。

学校評議員制度 <<方向性 1－大施策④－中施策 1－事業No.22>>

1 内容

学校運営に関して、地域住民や保護者を学校評議員として委嘱し、以下の内容で意見を聞く。

- ① 教育目標及び教育計画に関する事項
- ② 教育活動に関する事項
- ③ 学校と家庭や地域社会との連携に関する事項
- ④ その他校長が必要と認めた事項

各校 5 名程度の学校評議員を委嘱

学校評議員会の開催

学校評議員の教育活動参観

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 学校評議員が学校の状況を的確に把握することができるための工夫が必要である。
- ② 学校運営について幅広い意見や助言を求めため、学校評議員に新たな人材を導入していく必要がある。
- ③ 各学校が直面する課題に迅速に対応するため、学校評議員制度を有効に活用していく。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 学校評議員が学校の状況を的確に把握できるよう、学校評議員に対して日常的な学校訪問の継続を働きかけるとともに、各学校においても学校全体で、訪問機会を増やすための工夫や訪問を受入れる雰囲気づくりに努める
- ② 学校評議員の人選にあたっては、地域との結びつきに配慮するとともに、新たな人材の導入を意識して行っていく。
- ③ 学校評議員に各学校のコンプライアンス委員会*への参加を求め、教職員の倫理観向上策やメンタルヘルス等についても、意見や助言をいただく。

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 学校評議員に関する全校への指示

- ① 特別な行事の参観だけでなく、日常の学校訪問を継続的に依頼すること
- ② 学校内に組織するコンプライアンス委員会のメンバーに学校評議員を加える例を示した。(平成 24 年 9 月 25 日)
- ③ 学校評議員の構成員については、地域との結びつきに配慮しつつ新たな人材の導入を意識すること。

この結果、平成 23 年度は学校評議員 742 人中 230 人 (31.0%) が新たな人材となり、

平成 24 年度は学校評議員 739 人中 217 人 (29.2%) が新たな人材となった。

(2) 各学校での取組

- ① 学校公開日や学校行事への参加を依頼するだけでなく、学校便りや学校の予定表を配付するなどして気軽に学校訪問できるように工夫をした。

- ② 平成 24 年度は、静岡市全体で 739 人の学校評議員を委嘱し、1 校平均年間 3.7 回の学校評議員会を開催した。開催回数は横ばい傾向にあるが、学校の行事のみならず日常の様子をプレゼンテーションする等して、学校への共通理解を深め、学校評議員同士の活発な意見交換が行われた学校も多く、以下のように学校評議員制度により成果が上がったと答えた学校の割合が向上した。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学校経営	81.9%	83.1%	87.3%	90.7%
教育課程、学習指導	86.6%	88.3%	90.4%	89.4%
生徒指導	83.1%	90.2%	86.5%	88.9%
学校の危機管理、 子どもの安全管理	77.3%	84.0%	84.7%	92.8%
地域との連携・協力	97.9%	95.8%	95.8%	95.7%
学校の施設設備	63.4%	61.0%	63.6%	73.9%

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 訪問機会を増やすための工夫等
学校公開日や学校行事への参加のほか、学校便りや学校の予定表を配付するなどを行った。
- ② 学校評議員の人選
平成 24 年度は学校評議員 739 人中 217 人（29.2%）が新たな人材となった。
- ③ コンプライアンス委員会への参加
149 校中 117 校（幼稚園、小中学校、高校）で、学校評議員がコンプライアンス委員会に出席し、教職員の倫理観向上等に係る意見や助言を行った。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 24 年度末における課題
 - ① 学校評議員からより有効な意見や助言をいただくために、学校への訪問機会を増やす工夫をする必要がある。
 - ② 学校評議員会がより活性化するように、評議員の人選方法も含め、学校評議員会の運営方法を改善していくことが必要である。
- (2) 平成 25 年度の目標
 - ① 学校評議員がより学校の現状を理解することで、学校評議員制度がより有効に働き、学校が活性化するように、学校評議員の学校への訪問機会を増やす工夫を行うよう教育委員会から各学校に対し働きかける。
 - ② 平成 26 年度に向けて学校評議員会が活性化する運営方法についてのガイドラインづくりを検討する。

学校評価システム推進事業 《方向性1－大施策④－中施策1－事業No.23》

1 内容

教育活動その他の学校運営の状況について、学校が自ら行う自己評価とその自己評価をもとに保護者や地域住民が行う学校関係者評価を行うことによって学校運営改善を図るとともに、開かれた学校づくりをとおして教育の質の保障や向上をめざす学校評価システムの推進を行う。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

- ① 学校評価書からの学校運営改善状況の把握や教員意識調査による効果測定を継続することで、学校評価システムにおける学校運営改善の進捗状況について検証していく必要がある。
- ② 学校関係者評価の質の向上と充実のための取組が必要である。
- ③ 今後、学校評価を教育委員会による学校運営改善の支援にどのように生かしていくのか、関係各課と連携を密にしていく必要がある。

(2) 平成24年度目標

- ① 学校改善のための情報提供や支援等を必要とする学校の訪問等の資料として活用するため、改善に結びつく目標の重点化や評価指標の具体化が行われているか、また、教職員のコミュニケーションの向上や改善に向けた組織的な取組が行われているかなど、学校評価書や効果測定の結果の分析を継続して行う。
- ② 学校関係者評価の充実を図るため、評価委員の経験年数やニーズに応じた学習会や研修会を実施する。
- ③ 教育委員会による学校運営改善の支援については、関係各課による学校訪問の機会を捉え、学校評価の結果を踏まえた指導・助言ができるよう連携し、学校評価書の活用を進める。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

(1) 学校評価システムの普及

(平成21年度)

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校のすべてにおいて学校評価システムを開始
- ・学校評価を担当する各学校教務主任に「静岡市学校評価システムの手引き」を配布し、着実な取組を依頼
- ・学校関係者評価委員学習会を実施（105人参加）

(2) 学校評価システムの構築及び検証

(平成22年度～平成24年度まで)

- ・各園・学校の学校評価書をもとに学校運営改善の進捗状況を分析し、その結果と好事例を周知
- ・校長会学校評価部会で、事例の研究やシステムについての意見交換を実施（年4回）
- ・学校関係者評価委員学習会を各地区（葵・駿河地区、清水地区）で年1回実施
- ・学校評価システムにおける学校運営改善の効果について教員へ意識調査を実施
- ・学校評価書や教員意識調査から学校運営改善の状況や効果を分析し、学校訪問等での指導に活用

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① すべての園・学校の学校評価書及び学校評価システムにおける学校運営改善の効果測定の結果から、学校運営改善の推進を図ることを指導するために学校訪問を行った。

- ② 学校関係者評価委員学習会では、学校評価システムの概要、実際の評価方法や記入の仕方等について説明し、学校評価の意義や目的について周知した。本研修後のアンケートの集計結果では、「今後の活動に役立つ」という肯定的回答の割合が90%以上であった。
- ③ 関係各課に学校評価書と学校運営改善の進捗状況の結果を配布し、学校訪問の資料として提供した。指導主事等が各園・学校を指導するための資料として活用できた。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

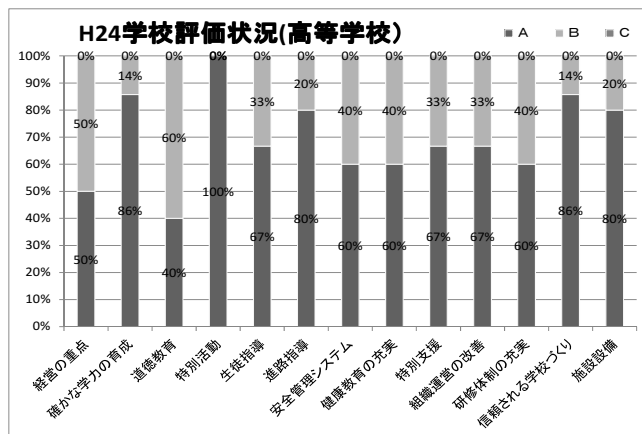
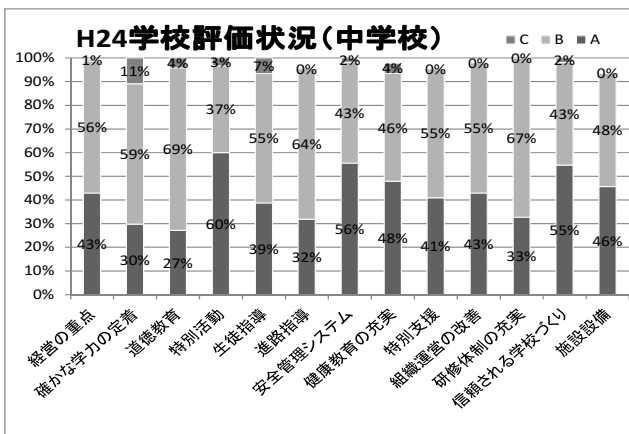
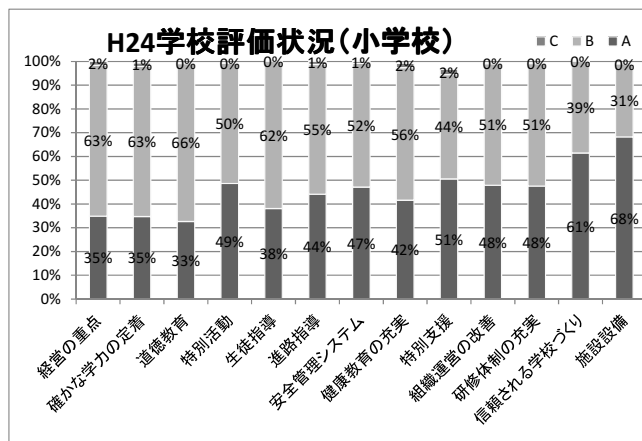
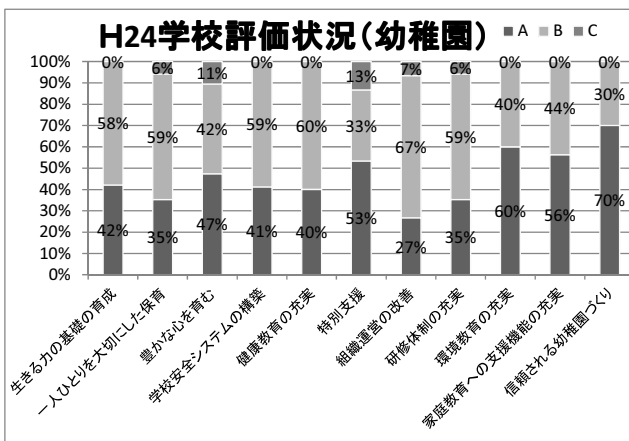
(1) 平成24年度末における課題

- ① 市共通項目10項目の進捗状況について平成23年度との比較及び教職員による学校運営改善の効果測定を分析した結果、市共通項目によっては改善が必要な園及び学校がある。(下記資料参照)
- ② 学校関係者評価委員学習会を実施したところ、参加が主に新任委員であり、経験年数に応じた学習会が実施できなかった。
- ③ 関係各課に平成23年度学校評価書を配布し、学校運営改善のための資料として活用するよう働きかけてきたが、市共通項目において改善が必要な園及び学校があることを踏まえると、今後も学校運営改善のための資料として、学校評価書を活用するよう促す必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 学校運営改善の進捗状況から、市共通項目において特に改善を必要とする園及び学校を訪問し、事情を聞き取るとともに、改善を図るための方策について検討を促す。
- ② 新任委員の研修へのニーズが多いため、新任委員対象の研修に重点を置き、学校関係者評価委員研修会を各地区(葵・駿河区、清水区)で年1回7月に開催する。
- ③ 学校評価を通じた学校運営改善を推進するために、学校教育課及び教職員課、教育施設課との連絡を密にし、運営面の支援や条件整備を進めていく資料として、学校評価書の活用を促す。

◆校種別における各共通項目の評価状況 (A:大変良い, B:まあまあ良い, C:あまり良くない)



幼児教育振興事業《方向性 1－大施策⑤－中施策 1－事業No.24》

1 内容

幼稚園児も保育園児もともに「就学前教育(保育)」を受ける子ども」と捉え直し、幼稚園と保育園それぞれのよさを取り入れた教育(保育)の実現を図るとともに、その成果としての教育(保育)内容や運営方法を他の幼稚園・保育園に広める。

研究会を開催し、幼児教育の総合的推進を図る。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 支部幼保協議会*の取組を充実させるために、幼児教育研究委員会*で取組方法を検討する必要がある。
- ② 本市の就学前教育を考える上では、私立幼稚園及び私立保育園との交流等も必要であり、その方法を検討していく必要がある。
- ③ 特別支援を必要とする幼稚園児に対する支援については、個別の支援計画・支援体制づくりを継続して充実させていく必要がある。そのためには、保育園との連携の中でその取組を参考にするとともに、特別支援教育センターや特別支援学校、発達障害者支援センターとも連携を図っていく。
- ④ 子ども・子育て新システムについては、最新の情報を収集するとともに、第 2 回静岡市「子ども・子育て新システム」検討会議の中で静岡市としての取組方向を示していく必要がある。そのためにも、保健福祉子ども局の関係各課（保育課、子育て支援課等）と連携を深めていく必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 市内 12 の支部幼保協議会において、各支部年間 1 回以上の会合を開催し、幼稚園教諭と保育士の互いの理解を深めるとともに、就学前の子どものめざす姿を明らかにする。
- ② (仮称) 静岡市私立公立幼稚園懇話会*発足に向けての準備を進める。
- ③ 発達障害者支援センター「きらり」との連携の中で、静岡市就園指導相談会*発足の準備を進める。
- ④ 「子ども・子育て新システム」については、国の動向を注視し、保健福祉子ども局の関係各課（保育課、子育て支援課等）と連携を深めていく。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

平成 17 年 4 月 ・安東幼保園の開設 幼児教育研究委員会の設置

平成 20・21 年度

- ・幼児教育研究委員会内での市立幼稚園、保育園の交流（互いに参観して互いの良さを認識し、運営や活動に対して共通認識を図る。）

平成 22 年度

- ・幼児教育研究委員会内で、幼保交流ペア園をつくり積極的な交流を図る。
- ・「子ども・子育て新システム」の情報提供及び学習会の実施

平成 23 年度

- ・幼児教育研究委員会で「支部幼保協議会」を立ち上げ、各支部内で幼稚園教諭と保育士が交流することを通し、互いの保育のよさについて理解し合う。(幼稚園が保育を公開し、意見交換会の場を提供)

平成 24 年度

- ・昨年に引き続き「支部幼保協議会を」実施。保育園が保育を公開し意見交換の場を提供。協議会の中で、静岡市の幼児のめざすこどもの姿を明らかにする。
- ・(仮称) 静岡市私立公立幼稚園懇話会に向けた準備会を私立幼稚園代表、公立幼稚園代表、担当で 6

月と10月に実施。平成25年度より「静岡市就学前懇話会」として、事業開始

- ・発達障害者支援センターきらりとの連携により、静岡市就園指導相談会を11月に実施
- ・支部幼保協議会の意見交換の場で、保育士より障害児保育の取組を幼稚園教諭に紹介。園での実践に活かす。
- ・8月に「子ども・子育て関連3法」が成立、公布。平成27年4月施行予定のため、静岡市でも子ども子育てに関する施策を一元化するため、平成25年4月に子ども未来局*を新設。幼児期の学校教育・保育の総合的な提供をめざす。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① 市内12の支部において、計19回の支部幼保協議会の実施。

幼稚園児、保育園児の育ちを互いに見合い、「めざす子どもの姿」は共通であり、その基盤となる姿が「自分が好き」「自分のことは自分でやる」姿と捉えた。めざす姿として、「夢中になって遊ぶ姿」、「自分の思いを伝える姿」、「人とかかわる姿」と押さえた。

- ② (仮称)静岡市私立公立幼稚園懇話会に向けた準備会を2回開催。平成25年度より、静岡市就学前懇話会として、事業開始。

- ③ 静岡市就園指導相談会を11月に1回実施。

実施後のアンケートより、「専門的な視野で医師にアドバイスをもらえるのは貴重な機会。来年以降の継続を希望する。」との意見が大多数。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

- (1) 平成24年度末における課題

- ① 支部幼保協議会では、支部内の幼稚園教諭と保育士の交流を継続していくとともに、各自の課題が解決できるような場の工夫を検討していく。
- ② 私立幼と公立幼では、それぞれが独自で研修等を進めているため、今まで交流の機会がほとんどなかった。同じ静岡市の就学前教育に携わる職員として、その機会を作る必要がある。
- ③ 特別な支援が必要と思われる幼児の数が増加の傾向にあり、市立幼稚園への入園も増えているため、就園相談会の実施回数を増やし、保護者、幼児、園を支援していく必要がある。
- ④ 子ども子育て支援新制度*については、最新の情報を収集するとともに、子ども未来局の関係各課との連携を深めていく必要がある。教育委員会として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び保育の量的拡大のため、市立幼稚園の今後のあり方について検討をしていく必要がある。

- (2) 平成25年度の目標

- ① 市内12の支部の支部幼保協議会において、各支部年間1回以上の協議会を開催し、幼稚園教諭と保育士の互いの理解を深めるとともに、意見交換会ではテーマを設定し、各自の課題を解決する場とする。
- ② 私立公立幼稚園がそれぞれ独自で実施している研修会並びに公開保育について、参加可能なものについて案内を出し合い互いに参加し合う。できるだけ多くの機会を確保できるよう就学前教育懇話会を通して、理解と協力を呼びかける。
- ③ 静岡市就園相談会の年2回の実施。就園相談会の一環として、子育て広場での医療専門家による相談会の実施。
- ④ 静岡市立幼稚園のあり方検討委員会及び作業部会を立ち上げ、地域の実情や保護者ニーズも踏まえ、本市における幼児教育の考え方、及び市立幼稚園の今後のあり方について、平成25年度末までに意見をまとめる。

幼保小連携協議会 <方向性1—大施策⑤—中施策1—事業No.25>

1 内容

小学校校長代表、公私立幼稚園長代表、公私立保育園長代表により、円滑な連携の方法等についての協議や公開保育の協議を行う。また、幼保小の円滑な連携の事例や情報提供を行う。これにより、小一プロブレム*への対応につなげていく。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

幼保小が互いの保育・教育を理解し円滑な連携に結びつけるためには、より多くの保育士、幼稚園教諭及び小学校教諭が、互いの実践を具体的に参観し合い協議する場が必要である。

平成23年度末の段階では、小学校教諭が幼稚園保育園を参観する機会（公開保育）は設定されていたが、幼稚園教諭・保育士が小学校の授業を参観する機会は設定されていなかった。

また、公開保育においては保育の参観目的が特別な支援を要する幼児の把握に限られることが多く、幼保小が互いの教育についての理解を深めるための公開保育を実施していく必要がある。

公開保育の目的について一層の周知を図ること、及び、各園・各校の連携の現状や事例について、広く情報・意見を収集して公開保育の持ち方に反映させていくことが必要である。

(2) 平成24年度目標

- ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向け、幼保と小学校が互いの保育・教育を理解する機会の拡大を図るために、幼稚園教諭や保育士が小学校の授業を参観する機会をどのような方法・内容で設定するかについて協議し、平成25年度からの実施につなげる。
- ・幼保小の代表者による連携協議会での協議を通じて、幼児と児童の交流や、幼稚園教諭・保育士・小学校教諭の研修交流など、各幼稚園・小学校における具体的な取組の事例等をより広く収集し、各幼稚園・小学校へ情報提供を行うなどして、幼保小の連携の大切さについて認識を深める。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 幼保小連携協議会の実施

- ・小学校校長代表、公私立幼稚園・保育園代表が協議会委員となり、前年度の各園・各校における連携事例の情報交換、及び本年度における連携に関する計画や方向性について協議を行った。
- ・幼児期の子どもの発達や学びについて理解を図る取組（公開保育等）について、前年度の成果と課題を踏まえ、検討を重ねた。

なお、本協議会においては、平成21年度より保育課の出席を依頼するとともに、平成22年度より市立幼稚園長代表の協議会委員を2名増員し、協議の充実を図っている。

〔H24協議会委員〕	市立小学校長代表	3名
	市立幼稚園長代表	3名
	私立幼稚園長代表	3名
	市立保育園長代表	2名
	私立保育園長代表	3名

(2) 公開保育の実施

- ・幼児期の子どもの発達や学びについての理解を深めるために、国公立・私立の各幼稚園と保育園における公開保育の実施に取り組んできている。
- ・実施後に、公開園と参観者のアンケートを集約し、その結果をもとに、幼保小連携協議会で実施

上の改善点を明らかにして、翌年度の公開保育の実施に生かしている。

〔公開保育実施の概要〕

公開園：幼稚園と保育園が、毎年交互に公開。

実施時期：毎年1月 2日間

実施状況：以下の表のとおり

【公開保育の実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施日		1月20、22日	1月19、20日	1月18、19日	1月16、17日
公開園		保育園	幼稚園	保育園	幼稚園
公開園数		—	64園(93%)	96園(91%)	65園(94%)
参観者数	小学校教諭	—	218名	229名	241名
	保育士 幼稚園教諭	—	101名	74名	75名

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ・幼稚園教諭と保育士が、小学校の子どもの学習や生活の様子について理解を深める新たな機会として、幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業を、平成25年度から実施することとした。実施方法・内容についても、幼保小連携協議会で検討し合意した。
- ・公開保育の目的の周知については、各園長会・校長会で伝達を行うとともに、公開保育時の参観者に配るアンケートに参観の視点を示した。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

幼稚園教諭・保育士が小学校の子どもの学習や生活の様子について知り、小学校教育についての理解を深めるための取組を推進する必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 幼小の教育課程の円滑な接続をめざして、幼稚園・保育園と小学校の双方が互いの教育について理解を深めるために、「幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業」を新規の取組として立ち上げ、周知を図る。
- ② 各小学校において実施した公開授業について、その実施状況や内容を調査し、成果と課題を把握する。

地域に開かれた幼稚園づくり推進事業 <<方向性 1－大施策⑤－中施策 2－事業No.26>>

1 内容

保護者の育児不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりの一環として、幼稚園が「地域の幼児教育センター的役割」*を果たすため、幼稚園がもつ人的・物的教育機能や施設を開放する。未就園児にはふれあいや遊びの場の提供、保護者には仲間づくりや情報交換・育児相談の場とする。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① アンケート結果より、今後に期待することとして、「それぞれの未就園児に適した遊びの提供」があり、その中で「在園児とのふれあい」が数多くあげられている。園の実態に応じて、季節の行事と一緒に参加したり、遊びの中でふれあいの時間を設けたりするなど、より保護者のニーズに応える内容を検討する必要がある。
- ② 育児相談の中で、特別な支援が必要と思われる未就園児に対しては、発達障害者支援センター「きらり」や清水うみのこセンターへの紹介、特別支援学校の情報提供を行った。今後も、園長、教務主任、担任、養護教諭が相談にのるだけでなく、必要に応じて上記の機関や特別支援教育センター（幼児言語教室*）、医療福祉センター、いこいの家と連携し、子育てを支援していく必要がある。
- ③ 学校教育課主催の「幼保小連絡協議会」、さらには幼児教育研究委員会*主催の「支部幼保協議会」と連携し、就学前教育の一環としての地域に開かれた幼稚園づくり推進事業*の取組内容や、この取組から把握した未就園児とその保護者のニーズ等を、関連する小学校や保健福祉こども局の関係各課（保育課、子育て支援課等）にも情報提供していく。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 市立幼稚園全 14 園、「地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会」より選出された私立幼稚園 19 園で、「子育て広場」の中で「在園児とのふれあい」を計画的に実施し、保護者のニーズに応える。
- ② 市立幼稚園において子育て広場に関するアンケート調査を実施し、参加保護者の満足度 8 点以上（10 点満点）を維持する。
- ③ 特別な支援が必要と思われる未就園児に対して、関係機関と連携して支援体制を構築する。

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

- ・「静岡市教育振興基本構想」に基づき、幼稚園に地域における幼児教育のセンターとしての役割をもたせ、市民に対する子育て支援の一環として開かれた幼稚園づくりの推進が位置づけられた。
- ・市内の公私立幼稚園において未就園児を対象とした「子育て広場」を実施した。（取組実績については、次ページのとおり。「子育て広場」の一環として育児相談も併せて実施）

（私立幼稚園は、静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業にて実施園を選出）

(平成 20～24 年度における実施状況)

年度	「子育て広場」の実施園数及び参加者数 (延べ人数：上段・未就園児 下段・保護者)					育児相談件数
	市立	私立	合計	市立	私立	
H20	13 園	4,532 人	19 園	7,668 人	12,200 人	市立 79 件
		4,279 人		7,163 人	11,442 人	私立 159 件
H21	14 園	4,011 人	19 園	6,254 人	10,265 人	市立 96 件
		3,853 人		6,091 人	9,944 人	私立 109 件
H22	14 園	3,414 人	19 園	7,271 人	10,685 人	市立 68 件
		3,396 人		7,043 人	10,439 人	私立 85 件
H23	14 園	3,756 人	19 園	7,350 人	11,106 人	市立 52 件
		3,623 人		7,109 人	10,732 人	私立 94 件
H24	14 園	3,654 人	19 園	7,341 人	10,995 人	市立 20 件
		3,489 人		6,910 人	10,399 人	私立 78 件

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 市立幼稚園全 14 園、「地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会」より選出された私立幼稚園 19 園の「子育て広場」の中で、在園児とのふれあいを計画的に実施。行事に参加したり、園庭で一緒に遊んだりしたことにより、参加者より「在園児の生活を見ることができ参考になった。」「園児に優しくしてもらい幼稚園に行くことが楽しみになった。」等の声を数多く聞くことができた。
- ② 満足度アンケート 8.13 点 (10 点満点)
- ③ 学校教育課主催の「幼保小連絡協議会」の中で、地域に開かれた幼稚園づくり推進事業の取組内容を紹介。発達障害者支援センター「きらり」との連携の中で、育児相談での医療専門家による相談の場の準備を進めた。平成 25 年度から実施予定。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① アンケートには、「子育て広場の回数を増やしてほしい。」との意見が多い。園の教育活動を第一に考えながら可能な限りの回数増を目指し、保護者のニーズに応じていく必要がある。

平成 24 年度実施回数 市立 286 回、私立 158 回

- ② 「子育て広場」には、発達や行動が気になる幼児の参加が増えている。この場が、こうした幼児の子育てに悩む保護者への支援や幼児本人の発達に対する早期支援の窓口となり、関係機関と結びつけていく必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 市立幼稚園全 14 園で、「子育て広場」を計画的に実施し、回数増をめざす。(私立幼稚園については、平成 25 年度よりこども未来局で実施)
- ② 市立幼稚園において子育て広場に関するアンケート調査を実施し、参加保護者の満足度 8 点以上 (10 点満点) を維持する。
- ③ 市立幼稚園の中で拠点園を 4 園決め、各拠点園の育児相談に年 1 回医療専門家を派遣し、発達が気になる幼児の早期発見、早期対応をめざす。

高等学校基本計画推進事業 《方向性 1－大施策⑥－中施策 1－事業No.27》

1 内容

静岡市高等学校基本計画に基づき、普通高等学校及び商業高等学校の改革等を推進し、学校の特色化を図ることにより、多様化する生徒や社会のニーズに対応する。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 静岡市立高等学校科学探究科については、理数系国公立大学、難関私立大学への進学希望を叶えるため、学力向上のための授業改善や進学指導体制を整備する必要がある。
- ② 静岡市立高等学校定時制課程については、将来のあり方について、県教育委員会と情報交換、連携を進める必要がある。
- ③ 静岡市立清水桜が丘高等学校及び県立駿河総合高等学校と現高等学校との教育内容の違い、移行期における学校生活の留意点、通学方法の変更などの教育条件について、中学校、中学生及び保護者に、進路選択に必要な情報として、十分周知する必要がある。

(2) 平成 24 年度目標

- ① 静岡市立高等学校科学探究科の運営支援
3年間を見通した教育内容の改善、人事上の改善要望への対応など
- ② 定時制課程については、将来のあり方検討のため、県教育委員会と必要な情報交換を行い、課題の共有を図る。
- ③ 静岡市立清水桜が丘高等学校及び県立駿河総合高等学校開校準備業務の完了
開校準備委員会への指導助言（教育課程、校内内規の整理への対応、両校の意見調整）、中学校への周知、県教委への認可申請、規則改正など

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

平成19年10月 「静岡市高等学校基本計画」策定 市立3高等学校の改革の方向性を示す。

平成20年1月 「静岡市内の公立高等学校の共同再編計画」策定

平成20年3月 「静岡市内の公立高等学校の共同具体構想」策定

平成20～21年度

- ① 「理数教育推進委員会」で静岡市立高等学校の理数科設置について検討
「静岡市立高等学校における理数教育推進計画」策定(平成21年9月)

- ② 清庵地区及び静岡地区新構想高校(仮称)設置準備委員会において、教育内容を検討
「清庵地区及び静岡地区新構想高等学校(仮称)基本計画」策定(平成22年3月)

平成22年度

- ① 静岡市立高等学校の理数科開設の準備、学科名の決定「科学探究科」、実験教室の改修、備品等の整備、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)*申請
- ② 「清庵地区及び静岡地区新構想高校(仮称)実施計画」策定(平成23年3月)
- ③ 静岡市立高等学校定時制課程について、生徒実態調査、教職員の聞き取り調査で現状を把握

平成23年度

- ① 清庵地区及び静岡地区開校準備委員会の開催、新制服の決定
- ② 清庵地区新構想高校(仮称)の校名の決定 「静岡市立清水桜が丘高等学校」
- ③ 新しい体験学習を取り入れた静岡市立高等学校科学探究科の運営（・探究プログラム・外国人研

研究者による出張講義・英語でプレゼンテーション・大学・研究機関との連携)、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)申請

④ 静岡市立高等学校定時制課程の今後のあり方を、県教育委員会との間で連携、協議
平成24年度

① 静岡市立高等学校科学探究科について、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)申請の支援を行った。また、理科教育の充実、科学探究科のプログラムの円滑な実施のため、来年度からの、理科教員の増員について市当局と調整し承認を得た。

② 定時制課程については、県教育委員会と必要な情報交換を行った。本年度入学人数5人のような状況が継続するようであれば、今後のあり方について検討する必要があることを相互に確認した。

③ 静岡市立清水桜が丘高等学校及び県立駿河総合高等学校開校準備業務として、具体的な課題を調整決定する運営部会を静岡市立清水桜が丘高等学校は15回、県立駿河総合高等学校は14回実施した。その中で、それぞれの学校の校章、校歌を決定し、公表した。

開校準備に伴う体育授業、部活動の活動支援のため、市・県・民間のスポーツ施設、県立学校の体育館の借用、生徒が移動するためのバス手配等を行った。

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

① 静岡市立高等学校科学探究科の運営支援について、理科教員1名の増員、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)申請等を行い、平成25年度から平成29年度の5年間の研究指定を受けた。

② 定時制課程については、県教育委員会と必要な情報交換を行った。

③ 静岡市立清水桜が丘高等学校及び県立駿河総合高等学校開校準備業務が完了し、平成25年4月1日にそれぞれ開校した。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

① 平成25年度には静岡市立高等学校科学探究科が3学年そろい、第1期の生徒の進路が注目される。普通科の生徒と同様に理数系国公立大学や難関私立大学への進学を希望している生徒の進路実現への指導、援助体制を整える必要がある。また、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業に対する指導助言が必要である。

② 定時制課程の25年度入学人数が前年度の5人から17人に増加したが、単年度の現象かニーズの変化か、今後数年間の経年変化の状況を判断しつつ、将来のあり方を定める必要がある。

③ 静岡市立清水桜が丘高等学校は、体育館等の施設、グラウンドの整備事業と、平成26年度末まで工事が継続する。工事期間の教育環境が維持されるよう対応が必要である。

④ 県立駿河総合高等学校と静岡市立清水桜が丘高等学校の2、3年生が新高校の体制に適應できる配慮を行う必要がある。

(2) 平成25年度の目標

① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)の研究推進を支援し、理数教育の改善を行う。

② 定時制課程のあり方について、県教育委員会と連絡調整を行い平成28年度までに方向を定める。

③ 静岡市立清水桜が丘高等学校の教育環境が維持されるよう関係機関と連絡調整を行う。

④ 駿河総合高等学校の状況について、県教育委員会と積極的な情報交換と出来る対応を行う。

市立清水桜が丘高等学校等整備事業（旧 清庵地区新構想高等学校(仮称)等整備事業）

《方向性 1－大施策⑥－中施策 1－事業No.28》

1 内容

清水商業高等学校と県立庵原高等学校を再編整備して新構想高等学校を設置する。
設置場所は、清水商業高等学校校地と旧清水文化センター敷地とし、岡生涯学習交流館との複合施設として整備する。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

- (1) 平成 23 年度末における課題
- ① 平成 25 年度の開校に支障が生じないように、関係部局及び関係者との連絡を密にし、円滑な事業実施に努める必要がある。また、校舎完成までの残りの期間、耐震に課題がある現校舎等の使用に際し、安全措置等の対応が必要である。
 - ② 開校後も、平成 26 年度まで長期に渡り工事が継続されるため、その間の生徒の教育活動等に対する影響を引き続き最小限に抑える必要がある。
- (2) 平成 24 年度目標
- ① 校舎建設工事完了
 - ② 体育館及び岡生涯学習館棟建設工事着手
 - ③ 「学校警備、防火及び防災計画書」により、防災等の組織、訓練（年 2 回）、教室等の安全点検に関する年間計画を定め、生徒等の命を守ることを第一に防災教育、器具の固定等を行い、防災上の改善を図る。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

- (1) 基本計画
- 平成20年度末に定められた学校規模（1 学年 7 学級）や設置学科（普通科及び商業科）に基づき、平成21年度に基本設計を実施。新校舎を清水商業高等学校グラウンド北東部分に、新体育館と生涯学習交流館は現在の文化センター敷地に配置することとした。
- (2) 施設整備
- ① 校舎：鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建 延床面積 12,360㎡
 - ② 体育館（屋上プール、視聴覚ホールを含む）
：鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建 延床面積 7,680㎡

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
校舎	実施設計	建設工事着手	建設工事完成
体育館		実施設計	建設工事着手（26年度まで）
その他	地質調査他各種調査	文化センター等解体工事	文化センター等解体工事 一部民有地取得



(校舎完成写真)



(体育館完成予想図)

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 校舎建設工事が完了した。
- ② 体育館及び岡生涯学習館棟建設工事に着手した（12月）。
- ③ 「学校警備、防火及び防災計画書」により、防災等の組織、訓練（年2回）、教室等の安全点検に関する年間計画を定め、防災教育、器具の固定等を行い、防災上の改善を図った。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 開校後も、平成 26 年度まで長期に渡り工事が継続されるため、その間の生徒の教育活動等に対する影響、特に旧施設を解体するまで運動場が狭小なことによる部活動への負担を、引き続き最小限に抑える必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健やかな心身」・「たくましい自己実現力」・「次代を担う社会力」を育成するとして本校の指導方針を達成するために必要な施設整備を推進する。

- ① 運動場実施設計及び旧校舎・体育館の解体設計
- ② 体育館・岡生涯学習館棟建築工事進捗率 80%達成及び工事の安全管理
- ③ 校舎と旧体育館を結ぶ連絡通路として暫定活用する旧校舎の安全管理
- ④ 部活動のための校外体育施設の確保及び生徒移動のためのバス賃貸借管理

特別支援教育推進事業 《方向性 1－大施策⑦－中施策 1－事業No.29》

1 内容

一人ひとりに応じた適切な指導・支援の充実や校内支援体制の整備・充実を図るため、特別支援教育支援員*の派遣、就学指導委員会*の設置、特別支援相談*を行う。

また、特別支援学級が合同で実施する教育活動の充実のため、特別支援学級連絡協議会*を設置する。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

- ① 静岡市特別支援連携協議会（仮称）*の設置
- ② 幼児期からの、継続した相談・支援体制の整備
- ③ ニーズに応じた支援・指導、保護者への助言を的確に行うことができる教員の育成
- ④ 特別支援学級および通級指導教室における指導の一層の充実
- ⑤ 通常学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童・生徒への適切な対応
- ⑥ 幼児言語教室*及び通級指導教室の待機幼児・児童数増加への対応

(2) 平成 24 年度目標

- ① 静岡市特別支援連携協議会（仮称）の設置に向け、準備会を 9 月に立ち上げる。
- ② 就学指導委員会にて、一人ひとりのニーズを踏まえた適正な就学判断を行う。
- ③ 教員の特別支援教育に関する理解と、専門性や指導力を向上させる研修を設ける。
- ④ 学校訪問における丁寧な指導と、交流行事に向けた支援の充実を図る。
- ⑤ 巡回相談*の充実とともに、発達障害者支援センターとの連携により、特別な教育的支援を必要とする幼児児童・生徒の支援を充実させる。
- ⑥ 通級指導教室や幼児言語教室の待機児童・幼児の減少を図るために、各教室が担当している地区や指導員の配置について見直す。

3 平成 24 年度までの取組内容

《Do》

(1) 特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）配置実績

年 度	H21	H22	H23	H24
市費負担支援員	85	104	130	134
県費負担支援員	37	38	39	27

市費負担及び県費負担が有り、それぞれ配備基準を設けて、配置を進めている。

(2) 特別支援相談実績回数

年 度	H21	H22	H23	H24
幼 児	470	552	539	790
児童・生徒	185	115	113	197

発達検査、子どもの行動観察、保護者面接等を行う「専門調査」を主要業務として行う。

(3) 静岡市就学指導委員会*審議実績件数

年 度	H21	H22	H23	H24
審 議 件 数	1,197	1,264	1,365	1,546

年 3 回（6、10、1 月）実施している。

(4) 巡回相談実績件数等

① 臨床発達心理士等の専門家 5 人による巡回相談件数

年 度	H21	H22	H23	H24
実 施 件 数	100	139	205	203

② 専門家チーム会議

- ・巡回相談だけでは対応の難しい事案は、「ケース検討会議」*を開催し、医療、保健福祉、教育の連携による支援を行った。
- ・医師 2 名、臨床心理士等有資格者 4 人、学識経験者 2 人、専門的な知識・技能を有する市職員（指導主事を含む）若干名で構成され、年間 6 回開催した。

(5) 特別支援学級交流事業

- ・連絡協議会（4・9・3月） ・社会見学（6月） ・交流ゲーム大会（6月）
- ・なかよし体育大会（10月） ・中学校体験入級 ・交流持久走大会（11月）
- ・中学校区交流会（12月） ・交流学习発表会（2月） ・伸びゆく児童・生徒作品展（12月）

(6) 幼児言語教室

年 度	H21	H22	H23	H24
指導幼児数	451	489	508	520
待機幼児数	—	146	142	194

特別支援教育センター内、麻機小内、南部小内、清水浜田小内の4教室合計

4 平成 24 年度目標の達成状況

◀Check▶

- ① 静岡市特別支援連携協議会準備会を立ち上げるという目標に対し、12月21日及び3月7日に準備会を開催し、平成25年度設置に向け準備を進めた。
- ② 就学指導委員会による適正な就学判断を行うという目標に対し、幼児児童・生徒の専門調査実施の上、市就学指導委員会を3回開催し、障害の種類と程度及びニーズに応じた就学判断を行った。
- ③ 経年・職能研修4講座9回、推薦研修2講座8回、希望研修4講座7回を実施した。
- ④ 学校訪問による指導を行うという目標に対し、計画的に小学校23校、中学校11校、また要請に応じて100回ほどの訪問を実施した。交流事業に向けた支援の充実を図るという目標に対しては、特別支援学級連絡協議会主催の7つの交流行事、及び特別支援教育進路指導協議会主催による4つの交流行事への支援を行った。さらに、通常学級と特別支援学級や、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習が、各学校の教育計画に位置づき実施された。
- ⑤ 巡回相談の実績については上記のとおりである。発達障害者支援センターとの連携については、研修会に発達障害者支援センターの職員を講師に招聘し、ケース検討会議*に参加を求め、さらに発達障害者支援センター主催の研修会を小中学校に紹介した。
- ⑥ 通級指導教室や幼児言語教室の待機児童・幼児数の減少を図るという目標に対し、通級指導教室では小学校2校にサテライト方式*を設け、幼児言語教室では4教室の指導員配置数を入れ替えた。その結果、通級指導教室では、申込翌月初日からの入級が実施され、長期待機は無い状況となっている。しかし、幼児言語教室では、待機幼児数が194名に増加した。そこで、待機児に対しては、年長児の指導の優先、教育相談時間の設定増加、お楽しみ会の行事等を実施し、対応した。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 就学相談、就学指導、巡回相談の充実が引き続き必要である。
- ② 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性及び指導力の向上が必要である。
- ③ 特別支援教育支援員配置事業の充実が引き続き必要である。
- ④ 学校間及び発達障害者支援センター等の関係機関との連携の強化が必要である。
- ⑤ 幼児言語教室待機幼児数増加への対応が必要である。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 丁寧な就学相談、就学指導、巡回相談を心掛け、本人・保護者・学校に対する支援を充実させる。
- ② 特別支援教育に関する研修及び学校訪問による指導の充実を図る。
- ③ 特別支援教育支援員については、各園・学校の実態と、配置基準に基づいた適切な配置をめざすとともに、研修の機会の充実に努める。
- ④ 学校間及び発達障害者支援センター等の関係機関との連携を強化するとともに、静岡市特別支援連携協議会を立ち上げ、関係部門等との連携について協議し、特別支援の推進を図る。
- ⑤ 幼児言語教室待機幼児数の減少を図る。
- ⑥ インクルーシブ教育*システム構築のための、特別支援教育の推進を図る。

日本語指導が必要な児童・生徒の支援事業《方向性 1－大施策⑦－中施策 2－事業No.30》

1 内容

日本語指導が必要な児童・生徒に対し、日本語指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行う。

- ① 通級指導＊ 3つの日本語指導センターを設置。1人あたり週1回2時間、年間33回。
- ② 訪問指導＊ 日本語初期・初級レベルの児童・生徒、または、保護者の都合により送迎ができず通級教室に通えない児童・生徒を対象とする。1人あたり、年間10回程度。1回1時間。
- ③ 適応相談＊ 母国語を話す相談員が在籍校を訪問し、保護者やその児童・生徒が新しい生活に適応するための相談（教育相談、事務手続き等）を行う。年間3回程度。1回2時間程度。ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、韓国語の5言語に対応している。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 23 年度末における課題

① フィリピンからの転入の増加による指導員不足

平成 22 年度頃より、葵区又は駿河区の小・中学校にフィリピンから転入する児童・生徒が多くなっている。このような背景もあり、日本語指導センターの利用者が増えたため、通級指導や訪問指導を行う指導員が不足しており、その増員が必要である。

② 学校、指導員、教育委員会間の連携の強化

該当児童・生徒への指導を考えたとき、単に日本語の指導や日本の習慣や生活への対応指導だけでは十分な指導とはいえない。初期対応の充実に向けて、一人ひとりの日本語の習得状況の把握だけでなく、学習環境上の課題や悩みに対する支援も含めて、指導・支援を進める必要がある。

該当児童・生徒が安心して学ぶことのできる学校環境を整えることは、学校だけでは難しいので、教育委員会や指導員がそのコーディネーターとなって指導・支援を行うことが大切である。

また、該当児童・生徒に対する指導や支援を厚くする上でも、日本語指導 NPO 団体（日本語指導学生ボランティア「ONES」「ニョッキ」）との連携を充実させることは大切である。

(2) 平成 24 年度目標

① ニーズ増加に対応した指導員派遣の工夫

訪問指導員の派遣はニーズが増加しているが、経費面での制約があるため、指導員数や派遣回数に限られている。このため、日本語指導学生ボランティアとの連携を強化するとともに、関連する NPO 等にも協力を呼びかけ、日本語指導の支援拡大を図る。

また、できるだけ多くの該当児童・生徒に訪問指導を行えるように、学校や指導員との情報交換を密にし、日本語の習得状況を見極めて、適正な指導回数で行われるように運営を徹底していく。

その他の手立てとして、通級指導員が訪問指導員を兼ねて指導することで、初期・初級の日本語指導からの具体的な教科指導への移行の早期化と効率化を図れるようにする。

② 学校、指導員、教育委員会間の情報交換を大切にし、共通理解を図りながら、今後の課題や対応について、それぞれの役割を明らかにして指導に取り組む。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

(1) 通級指導・訪問指導・適応相談の実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
通級指導児童・生徒数	55人	64人	69人	66人
訪問指導児童・生徒数	35人	32人	34人	26人
適応相談児童・生徒数	10人	15人	9人	8人

(2) その他の支援活動

- ・当該児童・生徒とその保護者を支援するための教材及び支援冊子、学校の諸通知の翻訳集を配付。
- ・「高校進学ガイダンス」：当該児童・生徒及び保護者を対象に高等学校に進学する意義や高等学校入学者選抜の仕組み、各校の特色等について説明
- ・「日本語指導支援学生ボランティア派遣」：NPO法人ONES（静岡大学）及びニョッキ（静岡県立大学）と連携し、両大学の学生を日本語指導支援学生ボランティアとして派遣

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① ニーズ増加に対応した指導員派遣の工夫としては、指導開始前の保護者面談や学校との情報交換を行い、当該児童・生徒の日本語指導の習得レベルや家庭環境等を把握しながら、適切な指導を進めるようにした。その他には、春先や秋に急増する転入生の増加に対応できるように、通級指導員の配置を増やした。通級指導や訪問指導に加え、学生ボランティアの派遣も行った。就学前児童等への日本語指導の相談についても、NPO法人団体や国際交流協会と連携して迅速に対応した。また、一部通級指導員が訪問指導員を兼ねて行うことで、指導の効率化を図ることができた。
- ② 学校、指導員及び教育委員会の連携強化については、月末の訪問指導員からの実績報告やセンター指導員との情報交換を大切にし、今後の課題や対応について、それぞれの役割を明らかにして指導に取り組んだ。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

近年の動向を見ると、日本語指導が必要な児童・生徒については、市街地から離れた地域に散在する人数が少しずつ増加している。そして、その当該児童・生徒が訪問指導を希望する事が多い。これに対して、保護者や学校側が通級指導と訪問指導の特質を十分理解していないことや、保護者の地理的な把握の浅さなどが影響し、適切な指導に結びついていないことが課題としてあげられる。

訪問指導は1人あたり最高でも10時間までの指導である。訪問指導は、日本語の習得が中級レベルに近い児童・生徒であれば、学校生活への適応の手立てとして効果はあるが、初期・初級の児童・生徒にとっては十分な指導とはいえない。このような実態を踏まえて、当該児童・生徒の実情に合わせた効果的な指導を行うためには、通級指導と訪問指導の内容について保護者や学校側の理解を図ることや、当該児童・生徒の日本の生活歴や家庭環境などに配慮する必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 教育委員会と日本語指導センターが、本人の学習や家庭の状況を十分に把握しながら支援計画を立てる。そして、学校や保護者と情報交換を図りながら、当該児童・生徒とその保護者を支援していくようにする。
- ② 日本語指導センターにおける参観会等の場を活かし、当該児童・生徒についての課題の洗い出しを行う。そして、その課題に対する支援の仕方について、センター指導員、保護者や学校と共通理解を図り、指導に活かしていく。その他、保護者や学校の求めに応じて、他の関連機関等と連携を図り支援する。

学校応援団推進事業 《方向性2—大施策①—中施策1—事業No.31》

1 内容

子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校に本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助といった活動により学校を応援する体制を整える。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

- ① コミュニティ・スクール導入を視野に入れ、市内13ブロック毎に学校支援地域本部を配置し、これまでの実践校を拠点にした全小・中学校への学校応援団の拡大や、全小・中学校の学校応援団活動の財政的な支援など、事業の大幅な見直しを実施する。
- ② 学校応援団推進事業を全小・中学校に拡大するために、事業趣旨や内容を理解できるよう、校長会・支部教頭会やPTA・自治会等の会合で事業説明を行う。また、事業内容が分かるリーフレットを全小・中学校に配付し、教職員や学校評議員などに対する周知を図る。
- ③ これまでの実践校16校の内、市内13ブロック毎に実践校13校を拠点校として配置し、この拠点校に学校支援地域本部を設置する。この本部には、これまで実践校で培ったノウハウをもったコーディネーターを「本部コーディネーター」として新たに位置づけ、将来的には、学校支援地域本部を事務局として本部コーディネーターがブロック内の学校応援団の連絡調整をする業務が行えるようにするための体制づくりを進めていく。
- ④ 事業における地域住民の理解が十分に浸透することにより、地域総出で学校を支援する仕組みとして、静岡ならではの「学校支援型コミュニティ・スクール」への発展も視野に入れ、モデル校の立ち上げについて検討を重ねていく。

(2) 平成24年度目標

- ① 市内全小・中学校において、学校応援団推進事業の趣旨を理解してもらうため、支部教頭研修会などで事業説明を行う。
- ② ブロック毎のリーフレットを作成することにより、身近な学校応援団の事例を通して教職員や地域住民が地域の学校応援団に対して親しみが持てるようにし、一層の事業の周知を図る。
- ③ 本部コーディネーターとしての役割を担えるよう、他市町の事例学習会や市内広域で活躍する地域NPOによるワークショップを取り入れるなど、内容を工夫した本部コーディネーター研修会を行う。
- ④ 市内全小・中学校に学校応援団活動計画の作成を依頼し、学校応援団が必要とする消耗品の購入費などの財政的な支援を行う。また、この活動計画から本部コーディネーターによるブロック内の学校訪問を行い、活動内容やボランティアの情報を収集する。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

(1) これまでの経過

- | | |
|--------|--|
| 平成19年度 | 関係各課による検討委員会を立ち上げ、方針や研究校等を検討 |
| 平成20年度 | 研究校3校による実践研究（横内小、長田西小、清水有度第一小） |
| 平成21年度 | 実践校13校（小学校）において学校応援団事業を開始
（井宮北小、横内小、西奈南小、賤機南小、南藁科小、中田小、南部小、長田西小、清水有度第一小、清水小、清水江尻小、清水興津小、蒲原東小） |
| 平成22年度 | 中学校3校が加わり、実践（観山中、城山中、清水第五中）※23年度も継続 |

(2) 平成24年度

- ① 市内13の各ブロックにおいて、既に事業を実施している1校を拠点校に指定。拠点校に学校支援地域本部を設置し、ブロック内各校の事業を支援。

【拠点校】井宮北小、横内小、賤機南小、南藁科小、観山中、中田小、南部小、長田西小、

清水有度第一小、清水小、清水江尻小、清水興津小、蒲原東小)

※関係各課による検討委員会及び作業部会を設置し、情報の共有、拠点校の決定、事業内容の企画立案などを行った。

- ② 各小中学校に対して、活動に必要な消耗品購入のための財政的支援を行う。
- ③ 外部有識者等による地域教育協議会を設置し、事業に係る指導・助言、成果の普及などを実施。

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 支部毎に行われる教頭研修会で学校応援団事業の内容の周知を図った。さらに、市民討議会を活用し、地域住民に対しても広報を行い、事業に対する理解を図った。
- ② ブロック毎に、ブロック内の学校で実施される学校応援団活動のリーフレットを作成し、全ての保護者に配付して、周知を図った。
- ③ 本部コーディネーターのために研修を実施し、スキルアップを図った。(全6回)
 - ・外部講師(御前崎市コーディネーター)を招いた事例学習会
 - ・まちなびや(市内で活動する地域NPO)を講師に招いたワークショップ形式の研修会 など
- ④ 学校毎に学校応援団活動計画を作成。それを基に必要な消耗品購入費を学校に支給した。また、ブロック毎に本部コーディネーターが各校の応援団活動の情報を収集し、ブロック内で共有するなど、ブロック内のネットワークの構築を進めた。
- ⑤ 静岡版コミュニティ・スクール研究事業のモデル校として「清水江尻小学校」を指定した。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 本部コーディネーターが、ブロック内の各校における活動についても指導や調整等の役割を果たしていくことができるよう、その力量を高めていく必要がある。
- ② 拠点校における活動を、その他の学校にも着実に広げていくためには、特に活動の中心となる地域の人材を確保・育成していく必要がある。
- ③ 学校によっては、事業についての理解が十分でない。一層の情報発信に努め、学校への事業説明やコーディネーター紹介等の機会を増やし、教職員や学校評議員の理解を深める必要がある。
- ④ 消耗品費の活用状況は 93%であり、一部の学校で活用しない学校があった。各小中学校に本事業の周知を徹底し、更なる応援団活動の活性化を図る必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 本部コーディネーターを対象に、情報交換や活動視察等を含めた実践的な研修を実施する。
- ② 活動の中心となる地域の人材を確保・育成するため、ブロック内の各校に対し広報活動や人材リストの作成等を通して働きかけをするよう、本部コーディネーターを指導する。
- ③ 各学校が、本部コーディネーターからの働きかけに応じて、地域人材の確保や地域への情報発信等に積極的に取り組み、応援団活動を充実させるよう、支部教頭研修会等を通して周知するとともに、学校応援団だよりやリーフレットを作成・配布して活動例の紹介等を行う。
- ④ 年度末に全小中学校の教員を対象とするアンケートを実施し、学校応援団事業への満足度 80%以上をめざす。
- ⑤ 清水江尻小学校において、「静岡版コミュニティ・スクール研究事業」を実施し、学校と家庭・地域の連携のあり方等について研究成果を公表する。

学校給食施設整備事業 《方向性2－大施策①－中施策2－事業No.32》

1 内容

西島学校給食センターのPFI*手法による建替え及び両河内学校給食センターに引き続き、西部学校給食センター、北部学校給食センターの改修及び清水区に2センターを建設し、学校給食施設整備を進める。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

北部学校給食センターの改修及び清水区の2センター建設に伴う用地取得が、第2次総合計画への掲載が見送りになり、第3次総合計画で検討することとなったため、整備計画に遅れが生じている。

また、改修後の学校給食センターの業務委託については、個々の学校給食センターの整備手法等を勘案しながら、民間活力を効果的に導入できるよう検討するとともに、学校給食の安全管理について指導を徹底する。


(2) 平成24年度目標

補正予算要求し、議決後は速やかに関係部署との調整を図り、西部学校給食センターの改修工事着手前の諸手続の完了及び調理用備品（一次発注）の発注準備を完了する。

3 平成24年度までの取組内容

《Do》

(1) 学校給食センターの整備状況

センター名	H22年度	H23年度	H24年度	備考
両河内 (新設)	4月供用開始			
西島 (改築)	9月供用開始			西島及び西部の休止期間中、エリア内の小中学校には、中吉田学校給食センターから配送。
西部 (改修)	7月から休止	《実施設計》 H24.2完了 	《改修工事》 H25.3着工	

(2) 西部学校給食センターの整備の推進

改修工事にかかる実施設計の完了	(平成24年2月)
同 債務負担行為の設定	(平成24年6月)
改修工事及び調理用備品調達にかかる契約締結	(平成25年3月)
工事着工	(")

※ 平成26年4月に供用開始予定

市街地学校給食センター

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

名称 区分	東 部	北 部	中吉田 (西部代替)	西 島
所在地	葵区東瀬名町	葵区門屋	駿河区中吉田	駿河区西島
開 設	昭和 48 年 5 月	昭和 53 年 9 月	平成 19 年 4 月	平成 22 年 8 月
給食校数	小 11 校 中 4 校 1 日 9,267 食	小 16 校 中 8 校 1 日 8,378 食	小 13 校 中 5 校 1 日 10,370 食	小 11 校 中 6 校 1 日 9,651 食

小規模学校給食センター

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

名称 区分	藁 科	井 川	梅ヶ島小学校 給食室	両河内	庵 原	由 比
所在地	葵区大原	葵区井川	葵区梅ヶ島	清水区和田島	清水区庵原町	清水区由比
開 設	昭和 59 年 4 月	昭和 43 年 11 月 (平成 11 年 4 月建替)	昭和 37 年 4 月 (昭和 60 年 10 月改築)	平成 22 年 3 月	平成 9 年 4 月	平成 12 年 3 月
給食校数 及び食数	小 5 校 中 2 校 1 日 324 食	小 1 校 中 1 校 1 日 29 食	小 1 校 中 1 校 1 日 59 食	小 6 校 中 2 校 1 日 640 食	小 1 校中 1 校 1 日 788 食	小 2 校 中 1 校 1 日 713 食

4 平成 24 年度目標の達成状況

◀Check▶

西部学校給食センターの整備推進

平成24年 6 月市議会で改修工事費等にかかる債務負担行為の議決を得、平成25年 3 月に改修工事及び調理用備品の調達にかかる契約を締結し、工事に着手した。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 24 年度末における課題

① 北部学校給食センターの整備推進

ア 平成 26 年 4 月の西部学校給食センター再稼働に合わせて休止し、整備を進める。

イ 市 PFI 検討会の審議に基づき、PFI 手法の導入可能性調査を実施し、調査結果から、PFI 導入の適否を的確に判断する必要がある。

② 西部学校給食センターの再稼働にかかる諸準備

今後調理・配送等委託契約の締結など、再稼働にむけた準備をする。

(2) 平成 25 年度の目標

① 北部学校給食センター整備の推進

PFI導入可能性調査を実施し、経営会議等の審議を経て整備手法を決定する。調査結果及び整備手法について、ホームページで公表する。

② 西部学校給食センターの再稼働準備の完了

平成26年 4 月の稼働に向けて、平成25年12月までに調理設備の試験運転を、平成26年 3 月に試験調理を、それぞれ実施し、全ての機器の試運転・作業手順等の確認を完了する。

放課後子ども教室推進事業 <方向性2—大施策①—中施策3—事業No.33>

1 内容

放課後児童クラブ整備対象外の小規模小学校で、放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、地域・学校・行政の三者連携により、学校施設を活用し、子どもたちの様々な体験学習や異世代間交流等の「学びの場」を提供する。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

放課後子ども教室の運営に携わる人材について、地区によっては、事業開始以来、同一人が継続して務めるなど、個人に頼る傾向があるが、事業を継続して行っていくには、その後継者を育成し、将来的に安定した人材確保を図っていくことが必要である。

(2) 平成24年度目標

放課後児童クラブが整備されていない、中山間地域の小規模小学校10校において、学校・地域の実情を踏まえ、放課後子ども教室を計画的に実施する。

<<実施予定校>>

継続校 9校（松野小・玉川小・大河内小・清水小河内小・清水宍原小・賤機中小・清沢小・中藁科小・清水和田島小）

新規校 1校（水見色小学校）

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 放課後子ども教室の拡充

平成20年度より放課後子ども教室推進事業を実施し、以下の通り実施校を拡充している。なお、この事業については、各地域（学区）内において実行委員会を組織し、教室の運営を行っている。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施校	平成20年度実施校 + 清水小河内小 + 清水宍原小	平成21年度実施校 + 賤機中小 + 清沢小	平成22年度実施校 + 中藁科小 + 和田島小	平成23年度実施校 + 水見色小
校数	5校	7校	9校	10校

(2) スタッフの設置基準について

活動中の安全確保のため、スタッフの設置基準の内容について具体的に検討し、契約書中の仕様書に「1回の活動において、教育活動サポーターを2名以上配置することとし、活動中の児童の安全を十分に確保するための適正な人員を配置することとする。」と明記することとし、平成25年度の契約から実施することとした。

(3) コーディネーターおよび実行委員への指導助言

定期的に学校への訪問を行い、放課後子ども教室の運営に関することやこれに伴う事務・会計についての指導・助言を行っている。また、年2回の研修会では、夏に教室の運営に関しての情報交換を主とするもの、冬には児童の安全管理に関するものを毎年開催している。

(4) コーディネーターの後継者育成・学習アドバイザーの人材確保への取組

コーディネーターの後継者育成・学習アドバイザーの人材確保については、地元とのつながりや関係性などが重要となるため、その地域ごとに対応を変える必要がある。そのため、地域住民で構

成されている実行委員会が主体となって対策を行っていきけるよう、学校訪問の際にアドバイス等を行っている。また、同時に実行委員会から地域の情報も聞き取り、お互いに継続的な対策方法を検討している。

(5) 静岡市における総合的放課後児童対策の調整

静岡市における放課後児童対策事業の所管課と各事業の進捗及び方針の確認・検討を行っている。



(活動風景)

4 平成 24 年度目標の達成状況

◀Check▶

平成 23 年度実施校の 9 校については引き続き実施するとともに、新たに水見色小学校を加え、計 10 校において放課後子ども教室を実施した。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 24 年度末における課題

① 放課後子ども教室のねらいの 1 つには、異学年交流による集団遊びを通じて社会性を育むなどの観点がある。既実施校では、各小学校に地域で実行委員会を形成し、放課後子ども教室を実施しているが、今後拡充していく中で、児童数が 5 人に満たないような、特に小規模校*での実施に関しては、これまでの実施形態では対応できないことが想定される。従って、今後整備を進めていく中で、学校や地域の実情を具体的に把握し、どのような形態で実施していくのが効果的なのか、継続的に検討していく必要がある。

② 継続的な課題として、コーディネーターの後継者育成と教育活動サポーターの人材確保を図る必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

① 放課後児童クラブが整備されていない、中山間地域の小規模小学校 12 校において、学校・地域の実情を踏まえ、放課後子ども教室を計画的に実施する。

② 特に児童の少ない学校での放課後子ども教室を実施する場合の仕組みについて検討を行う。

③ コーディネーターの後継者育成と教育活動サポーターの人材確保を図る。

◀実施予定校▶

継続校 10 校 (松野小・玉川小・大河内小・清水小河内小・清水宍原小・賤機中小・清沢小・中藁科小・清水和田島小)

新規校 2 校を予定

情報モラル教育の推進 <方向性2－大施策①－中施策4－事業No.34>

1 内容

各小・中学校を通してすべての子どもたちと保護者あてに「携帯電話アンケート」を実施し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」の啓発に努めるとともに、各学校では、関係機関から講師を招いて講話を受けるなどしながら、各教科等を通して「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」の育成を図る。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

携帯電話やインターネットによるトラブルを未然に防ぐためには、新たに携帯電話を持つ児童・生徒も増えていることから、毎年、繰り返しの指導と啓発が大切である。最近急速に普及しているスマートフォンのフィルタリングについても保護者への啓発を行っていききたい。そのために、今後も携帯電話アンケート結果から見える課題を把握・分析して、提供するとともに、実際に起こった被害事例の紹介や保護者向けの注意喚起を継続して行っていく。また、友だちへの誹謗中傷や個人情報の流出等によるトラブルや事件・事故が発生している実態を踏まえ、本市における情報モラル教育の重点事項を明確にし、道徳教育との関連も視野に入れた具体的な指導内容を学校現場に提案していく。

(2) 平成24年度目標

- ① 携帯電話アンケートの全校実施と5年間の集約及び5年間のアンケート結果から見える課題を中心とした啓発を子どもたちや保護者に対して行う。
- ② ICT環境を積極的に活用した授業の実施と情報モラル教育の重点及び指導領域、教科、単元の明確化を図り、重点に応じた授業実践を各学校へ促す。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 携帯電話アンケートの実施に関して

平成20年度より毎年、全小・中学校の全ての子どもたちと保護者を対象とした「携帯電話アンケート」を実施し、アンケート結果を学校教育課ホームページ上に掲載している。また、各小・中学校において、アンケートを活用した啓発を行った。

平成23年度においても、例年同様に携帯電話アンケートを実施し、これをもとに4年間のアンケート結果を比較するデータを作成した。これらのデータと、アンケート結果から見える課題に関する資料を、各学校が指導・啓発の資料として活用できるよう全小・中学校に提供した。アンケート結果から見える課題としては、掲示板等による誹謗中傷やメールによる友人間のトラブル、個人情報の流出等があり、生徒指導担当者会の折にこれらの課題を中心に各学校での指導を依頼した。

(2) 情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度の育成に関して

教室で使用できるノートパソコンを導入することにより、平成22年度は、各学校においてICT環境を活かし、資料の一斉配信をしたり、友だちの考えをネット上で共有したりしながら一人一人の考えを深めていく授業や、資料提示を工夫するためにICT環境を活用した授業が行われた。こうしたICT環境を活用した授業は、子どもたちの考えを深め、学習内容の理解を図る上で有効であった。

一方、情報モラルの育成に関しては、ICT環境を活用した授業を通して、情報の入手、活用に加え、発信する際の留意すべきことや受信者への配慮等、望ましい態度の育成にも目標を置き、指導を重ね

ている。具体的には、「情報モラル教育—実践ガイダンス—」冊子を各小・中学校に配付し、主に道徳、社会科、技術・家庭科における情報モラル教育の推進を働きかけた。特に中学校においては、技術・家庭科の「情報伝達の安全性とマナーを考えよう」の単元で重点的に指導してきた。

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

① 児童生徒及び保護者を対象とした「携帯電話アンケート」の調査を全小・中学校で実施し、本年度及び5年間の集約を行った。集約結果と5年間のアンケート結果から見える課題を通知および生徒指導担当者会で各学校に伝え、各学校では、直接またはたより等で子どもへの指導と保護者への啓発を行った。集約結果については、静岡市教育委員会学校教育課ホームページ上に掲載している。

② ICT環境を活用した授業を推進するために、情報化推進研究委員による授業研究を実施している。各学校においても、昨年度に引き続き、教室で使用できるノートパソコンを有効活用できるように授業実践を通して研究を進めている。

また、情報モラルの育成については、「静岡市の情報モラル教育」として平成24年度・25年度の重点と具体的な取組内容を明記し、通知や研修会等で各学校への周知を図った。小学校低学年・高学年・中学校における具体的な取組内容と指導領域や教科、単元を明確にし、情報モラル教育の推進に努めた。情報モラルの育成は、いじめ問題の未然防止にもつながることから、いじめ対応マニュアル（詳細版）にも資料の中に「静岡市の情報モラル教育」として掲載した。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

① 5年間の「携帯電話アンケート」調査結果の集約及び浮き彫りにされた課題（小学生の保護者に比べ中学生の保護者の方が、子どもとのルールを決めていなかったり、子ども任せにしていたりする割合が高いなど）以外に、インターネット利用時間の増加やネット依存による生活習慣の乱れが問題化してきている。また、スマートフォンの使用により、ソーシャルゲームやアプリ、メールなどでのコミュニケーション、音声や映像などのデジタルコンテンツの閲覧などをすることによって、利用時間が長時間になることや、いじめにつながる書き込みをするなどの問題が起きている。

② いじめ問題の未然防止にもつながる情報モラルの育成にさらに力を入れていきたい。各学校で具体的に取り組むための働きかけを検討し、指導、助言を行いたい。

(2) 平成 25 年度の目標

① 5年間の「携帯電話アンケート」調査に替えて、上記の課題に合った調査を、専門家から助言を得て作成し実施する。PTA や家庭教育学級と連携して、保護者向けの啓発、指導を図る。

② 「静岡市の情報モラル教育」の取組内容を教育課程に位置付けて指導するように、各学校の情報化推進委員を通して周知を図る。生徒指導担当者会や学校・関係機関に係る研修会、静岡市中学校・警察連絡協議会などにおいても、「いじめ防止対策推進法」に基づき、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。インターネットによるいじめ防止を推進するために、警察署員による「インターネット環境における非行・被害防止教室」、総務省のe-ネットキャラバンのような講座の開催を働きかけていく。また、情報モラル教育に関する実践状況調査を実施し、推進していく。

図書館資料整備事業 《方向性2—大施策④—中施策3—事業No.35》

1 内容

図書館の資料（本・雑誌・AV資料）を整備し、子どもの読書活動推進や市民の図書館利用促進を図る。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

《Plan》

(1) 平成23年度末における課題

電子書籍については、国や他市の動向に注視するとともに、電子書籍提供サービスのメリット・デメリットについて研究・検討する必要がある。

図書館は、教養・娯楽として本等を利用するだけでなく、地域における学習や情報の拠点としての役割も担っており、様々な機会・施策により図書館の有用性について伝えていく必要がある。

幼児・児童を対象とした事業は、内容・回数等比較的充実しているが、一般成人を対象とした事業はあまり多くないことから実施について検討する必要がある。

本市は、平成23年度図書館の管理運営形態を直営とする方針を決定したことから、図書館サービスにおける重要な要素である人材の確保とその育成を図り、更なる図書館サービスの向上に努める。

(2) 平成24年度目標

- ・貸出点数 4,992,000 点

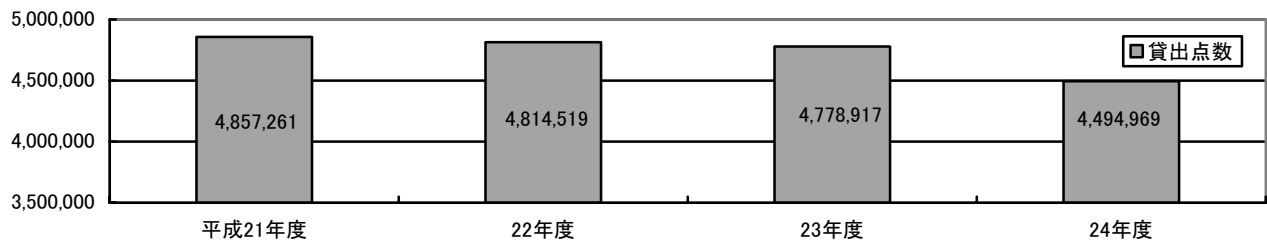
- ・地域資料の体系化や地域に根差した事業の実施により地域学を推進する。

静岡市に関する講座や展示を行うことで、静岡市に対する誇りを持ってもらうと共に、図書館に対する親近感を深めてもらう。

3 平成24年度までの取組内容

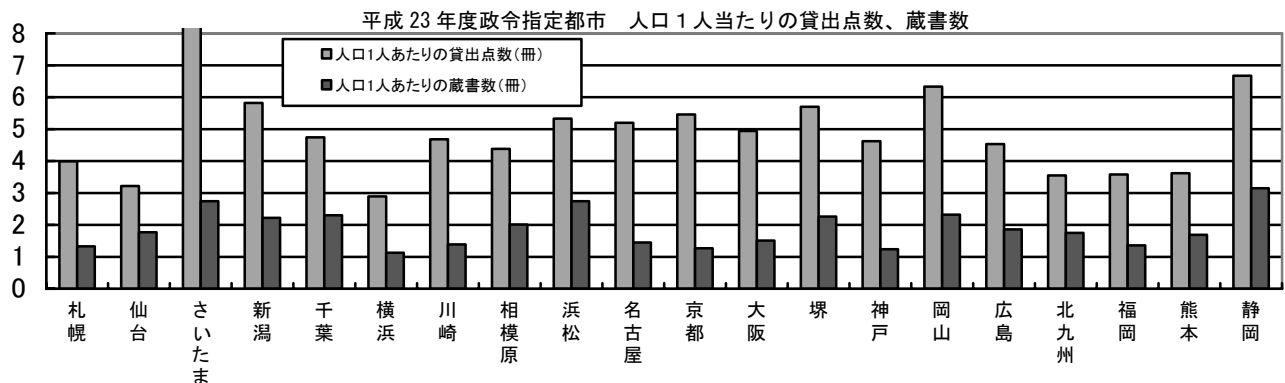
《Do》

(1) 個人貸出点数推移



(2) 平成23年度政令指定都市20市の比較のうち (日本の図書館2012より)

人口一人当たりの貸出点数 6.67点 (第2位) 人口一人当たりの蔵書数 3.15冊 (第1位)



(3) 富士市との相互利用（平成 24 年 3 月～平成 25 年 3 月）

富士市民の個人登録者 : 197人

富士市民の個人貸出点数 : 3,748点

（富士市在住で、静岡市へ通勤・通学している場合は従来から作成可のため除く）

(4) 駐車場の整備

移転した清水文化会館の有料駐車場を、8月1日から清水中央図書館駐車場として35台の車両を収容できるように整備した。従来、図書館前に違法駐車が続いていたが、1回40分の時間制限はあるものの、図書館利用者には無料とすることで、違法駐車をほとんど見かけなくなった。

また、中央図書館の第2駐車場は、約440㎡で駐車台数23台を収容できたが、狭い駐車スペースであったため、隣接地を取得し、約1,000㎡で駐車台数31台を収容できるものに拡張整備した。1台あたりの駐車スペースに余裕をもたせ、車両を一方通行とするなど、利用者の利便を向上させた。なお、駐車場整備については、2月から3月までの図書館システム更新に伴う休館期間に実施し、利用者に配慮した。

4 平成 24 年度目標の達成状況

◀Check▶

① 貸出点数（目標 4,992,000 点）は、システム更改のための休館の影響もあり、目標を大きく下回ることとなった。（実績 4,494,969 点）統計調査によれば、貸出点数は全国的に減少に転じている。（平成 23 年度時点で昭和 40 年の調査開始以来初の減に）

② 地域学の推進については、地域の歴史を学ぶ講座を実施し、多くの市民の参加を得ている。地域資料の体系データについては、更改する新システムへの移行方法が変更を余儀なくされ、現在、過去の記録の再入力作業を行っている。平成 25 年度中には全館において運用を開始する予定である。

③ 静岡市に対する市民の誇りや図書館への親近感の醸成については、地域学の講座開催により、促進している。

この他に、図書館からの情報発信として、学校や各種団体へ職員が出向いてイベントなどの情報を積極的に広報した。また、一般成人対象事業を充実させるため、男性対象の読み聞かせ講座や大人向けの朗読会等の新規イベントを行った。男性対象の読み聞かせ講座終了後には、受講生有志によるおはなし会が開催されている。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 24 年度末における課題

所蔵資料のデジタル化や電子書籍についての研究・調査も含め、時代のニーズにあった図書館のあり方を考えていく。また、年齢に関係なく誰もが図書館に来てもらえるように創意工夫を行う必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

① 貸出点数 5,067,000 点

② 美術館等他の公共施設と連携し、情報発信することにより、利用者の拡大に努めていく。

③ 時宜に合った書籍の特集や展示、好評を得ている地域学や成人対象の講座の継続実施などにより、利用者の知的ニーズに対応する。

④ 静岡市だけが所蔵しているものも多数含まれる徳川文庫（清水中央図書館所蔵）の一部をデジタル化するとともに詳細目録を作成し、平成 27 年度の徳川家康公 400 年顕彰に合わせてデジタルライブラリーとして公開する等の対応をする。

学校施設整備事業 <方向性3－大施策①－中施策1－事業No.36>

1 内容

子どもたちが一日の大半を快適に過ごすため、校舎の改修やトイレフレッシュを行う。また、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、計画に基づいた学校施設の整備を行う。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

東日本大震災の被害状況を受け、改めて学校施設の防災機能の強化が求められており、構造保全事業*の重要性が増している。また、トイレフレッシュ事業は学校施設の避難所機能の向上にも繋がる。しかしながら、第二次総合計画において構造保全事業は次期総合計画へ先送りとされている。

今後も構造保全事業の総合計画への登載とトイレフレッシュ事業の推進に向けて、財源の確保を含めた関係機関、部署との協議を継続していく必要がある。

また、津波対策についても、今後公表される県が策定する被害想定や市の防災計画の見直しによっては、対策を検討する必要がある。

(2) 平成24年度目標

「静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会」の検討結果を踏まえた施設整備の長期的計画(学校施設整備計画*)の策定。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 耐震対策事業

- ① 校舎等の改築・耐震補強工事により、平成21年度までに全ての学校施設において文部科学省補助基準* (Is値0.7未満) を超える耐震性能を達成
- ② 構造保全事業として賤機北小学校(校舎1棟)の補強工事を実施

(2) 学校施設の老朽化対策

- ① トイレフレッシュ事業を延べ13校で実施
- ② 校舎屋上防水改修工事、プール改修工事・その他施設工事を順次実施

(3) 学校施設整備計画の策定

- ① 計画の策定へ向け、資料収集やデータ整理を行い基本的な考え方をまとめた。

(4) 学校の津波災害対策

- ① 津波避難ビルに指定された学校で、校舎の屋上に塔屋があり、避難が可能な屋上へ転落防止柵を設置
- ② 市総務局危機管理部防災対策課と協議し、周辺に他の避難可能な建物が無い清水駒越小学校に津波避難階段の設置を計画(平成25年度に設置工事)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
校舎等改築・耐震補強工事	全校達成			
構造保全事業				賤機北小（校舎1棟）
トイレリフレッシュ工事		清水船越小ほか6校	東豊田小ほか2校	清水入江小ほか2校
津波避難ビル転落防止柵設置			長田南小ほか7件	
校舎屋上防水改修工事	清水第一中	賤機北小ほか9校	南部小ほか4校	足久保小ほか8校
プール改修工事	清水庵原小ほか1校	清水江尻小ほか7校	高松中ほか1校	川原小ほか4校
その他の改修工事	松野小ほか10校	清水高部小ほか9校	服織小ほか21校	長田西小ほか9校

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

現在策定中の（仮称）静岡市立小中学校配置計画との整合を図りながら、学校施設整備計画の基本的な考え方をまとめた。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 東日本大震災の被害状況を受け、改めて学校施設の防災機能の強化が求められており、構造保全事業の重要性が増している。また、トイレリフレッシュ事業は学校施設の避難所機能の向上に繋がるため、早期実施が望まれる。
- ② 建設後数十年を越えた多くの学校施設が、改築又は大規模改修の時期を迎えており、構造保全事業やトイレリフレッシュ事業等を包括した中長期的な施設整備計画の策定が必要となっている。

(2) 平成25年度の目標

- ① 現在の第2次静岡市総合計画に基づき、計画的に施設の整備を進める。
- ② 計画的な施設の整備を図るため、次期の第3次静岡市総合計画に登載できるように、学校施設整備計画の策定をめざす。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業<方向性3-大施策①-中施策2-事業No.37>

1 内容

小学校を中心に、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、スクールガードリーダー*による子どもの安全確保のための巡回指導を実施するとともに、地域の学校安全ボランティア*への指導を行い、連携を取り、協力しながら地域ぐるみで安全確保に努めている。また、学校安全ボランティアの活動を支援するための講習会を開催する。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

- ① 各地域での学校安全ボランティアの数や「子どもひなん所」*等の戸数を増やす。
- ② 交番・派出所と情報を交換し、地区安全会議の方々と連携しながら地域で子どもを守る体制を更に強めていくこと。

(2) 平成24年度目標

- ① スクールガードリーダー15人による小学校区65校の巡回指導。また交番へ立ち寄り、連携を深める。
- ② 山間地21校は年1回、業者委託による巡回指導。
- ③ 学校安全ボランティアへの指導実施。
- ④ 全小学校の安全担当者対象に防犯教室を実施し、スクールガードリーダーや地域との連携を強める。
- ⑤ 「子どもひなん所」等の把握をし、戸数を増やす。

以上の取組により地域との連携を深め、安全確保に努める。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) スクールガードリーダー、業者巡回指導

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
スクールガードリーダー 小学校巡回校数	86校	65校	65校	65校
スクールガードリーダー 活動指標	93.6%	94.2%	100%	96.7%
業者委託巡回校数	0校	21校	21校	21校
学校安全ボランティア 講習会実施	7月6日開催 (15校対象)	7月5日開催 (15校対象)	7月11日開催 (15校対象)	6月25日開催 (86校対象)

(2) 子どもひなん所（隔年調査）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
子どもひなん所 総数		31,527箇所 (平成23年1月調査)		31,171箇所 (平成24年5月調査)
子どもひなん所 ステッカー配布数	611枚	731枚	1,640枚	455枚

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① スクールガードリーダーが当初の計画通り精力的に巡回指導を行ってくれた。そのため、学校安全ボランティアが増加し、交番・学校間で不審者情報などの情報交換がスムーズに進むなど連携を深めることができた。
- ② 山間地21校には、委託業者が巡回指導を行い、危険箇所等について学校へ報告をした。
- ③ スクールガードリーダーが学校安全ボランティアに巡回方法等について、アドバイスをすることができた。
- ④ スクールガードリーダーが中心となって、安全担当職員向けの防犯教室を開催した。また、非常時の対応マニュアルへの指導助言等、これまでの経験や知識をもとに充実したアドバイスを受けることができた。
- ⑤ 「子どもひなん所」については、新たに455箇所ステッカーを配布したが、ひなん所の総数は年々減少傾向にある。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

平成17年度から始まったスクールガードリーダーは、学校安全体制基盤が整い平成24年度をもって終了した。今後は、これまでのノウハウを生かし、各校の実情に応じて組織している学校安全ボランティアを中心に防犯活動を行っていく。地域の協力者の増加が犯罪の抑止力となるため、学校応援団との連携等により、学校安全ボランティアを増やすとともに、その核となる人材の育成を図っていく。

(2) 平成25年度の目標

- ① 各校においては、学校安全ボランティアを増やし、併せてボランティアの核となる人材を確保・育成するため、教頭を中心に、地域への働きかけに努める。また、学校と学校安全ボランティアの役割分担を明確化するなどして活動の充実を図る。
- ② 交番や派出所との連携を深め、不審者や危険箇所等の情報を交換・共有する。また、市職員による青パトの活動を通して、地域の情報を積極的に取り入れる等、学校安全を支えていく。
- ③ 子どもひなん所を増やし、地域のひなん所の場所や利用方法等を児童生徒に周知する。

小・中学校 ICT 環境整備事業 <方向性3—大施策②—中施策1—事業No.38>

1 内容

学校 ICT 環境整備とそれに伴う児童・生徒の学力向上と教職員の校務の省力化を実施する。

2 平成 23 年度末における課題と平成 24 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 23 年度末における課題

① 学力向上に向けて

- ・全ての教員の同じレベルでのスキルアップが難しく、教員個人の情報活用スキルに差が見られるので、ICT 関係の研修会を実施し、コンピュータ使用の推進を図る。
- ・学校に於ける ICT を活用した授業実践を進めていく。

② 校務情報化に向けて

どのようなシステムを作れば校務省力化につながるのかを研究するために、校務情報化実証実験*を引き続き行う。

(2) 平成 24 年度目標

「教育の情報化ビジョン～21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」*（平成 23 年 4 月 28 日文科科学省）の指針を基に、市の実態を踏まえた教育の情報化、特に ICT 機器を効果的に活用した「分かる授業」の推進に努める。

① 学力向上に向けて

ア 授業における活用機会（回数）を増やす。

- ・コンピュータ教室・教室用ノートパソコン・デジタル教科書の活用・活用できる ICT 機器の充実
- ・ICT 関係の研修会等でスキルアップ

イ 「分かる授業につながる ICT 機器活用」などの先進的、効果的な取組への支援、指導を行う。

これらの指導を通し、児童・生徒が適切に情報を受信・編集・発信できる情報活用能力も育成していく。また効果的な指導実践例をホームページなどで紹介する。

② 校務情報化に向けて 実証実験のデータの蓄積をし、校務省力化を図る研究を進める。

3 平成 24 年度までの取組内容

<<Do>>

学力の向上と校務の情報化について、以下のICT環境整備に取り組んだ。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学 力 向 上	機器整備	コンピュータ室を中心に80台を基準に整備			デジタル教科書活用環境改善
	ネットワーク	ネットワーク環境高速化	無線LAN整備完了		無線LAN改善
	状況把握	学校訪問で状況把握	活用状況アンケート実施	活用授業実践拡大	活用状況アンケート実施
	職員研修			研修会実施	研修会実施
校 務 情 報 化	校務情報化実証実験	実証実験を実施（12校）	実証実験を実施（12校）	実証実験を拡大（18校）	実証実験を拡大（21校）
	状況把握				実験参加校職員へのアンケート実施

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 学力向上に向けて
 - ・小学校のリース機器更新に合わせ、デジタル教科書の活用環境を改善した。その結果、改善前に比べ、利用が増えている。また、児童生徒自身がまとめた発表に ICT を活用する事例が増え、情報活用能力の向上がうかがえた。
 - ・ICT に係る研修会を実施し（年 14 回）、活用スキルと情報教育への意識の向上を図った。「情報化推進研究委員会」では校内無線 LAN と教室用ノートパソコンを活用した情報モラル教育を実践するなど、先進的な取組が行われ、参観した教員の意識を高めることができた。
 - ・効果的な指導実践例を静岡市教育センターホームページで紹介した。
- ② 校務情報化に向けて
 - ・実証実験を拡大し（前年度より 3 校参加増）サンプル数を増やすことでデータの信頼性を高めた。
 - ・実証実験参加校職員アンケートを年 2 回実施し、職員の意識、要望等を把握した。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 学力向上に向けて
 - ・授業における ICT 活用に関する意識が高まりつつあるが、活用スキルが十分、身につけていない教員もいる。
- ② 校務情報化に向けて
 - ・小・中学校で連携したデータ活用や成績処理、出欠管理など校務省力化につながる有効な支援要件について、実証データを増やし、さらに研究を深める必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

「教育の情報化ビジョン」の指針を基に、市の実態を踏まえた教育の情報化の推進に努める。中でも、授業における ICT 機器の有効活用を広める。

- ① 学力向上に向けて
 - ・学力向上につながる ICT 活用に向け、ICT 支援員や既にリース機器を導入している企業と連携し、効果的な取組や活用スキル向上法を学校に紹介するなどし、支援体制を強化する。
 - ・ICT 活用実践事例研究と活用スキル向上を目的とした研修会を継続して実施する。その際、現場の要望を加味していく。
 - ・教職員向けに活用事例、授業実践例をホームページなどでさらに紹介する。
- ② 校務情報化に向けて
 - ・学校間ネットワークと校務支援ソフトを中心とした校務支援システム実現を目指した検討を深めていく。
 - ・平成 26 年度までは実証実験を継続し、有効なシステム構築に向けて職員の意識や稼働状況を把握し、必要な機能の選定など、安全利活用・省力化につながるシステム要件の研究を深める。

学校図書館教育推進事業 <方向性3－大施策②－中施策2－事業No.39>

1 内容

学校図書館の蔵書を確保し、学校図書館の読書センター、資料センターとしての機能の充実に加え、学習情報センターとしての機能の充実を図るために各校に司書教諭及び学校図書館担当者の補助として学校司書を配置する。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

学校図書館機能のさらなる充実

- ・7学級以下の学校に対する学校司書の配置のあり方について検討する。
- ・子どもが足を運びたくなり、学習においても利用されるような学校図書館にするため、環境づくりや学校図書館担当者と学校司書との連携の仕方について働きかけていく。

(2) 平成24年度目標

- ① 8学級以上の小・中学校96校に学校司書を配置する。
- ② 7学級以下の学校への配置のあり方を検討する。
- ③ 学校図書館が学習センターとしても機能し、利用されるよう、年3回の学校司書対象の研修会や4月の学校図書館担当者対象の研修会を実施する。その場を通して、学校図書館担当者と学校司書との効果的な連携のあり方や選書の仕方、子どもが利用しやすい配架の仕方等について働きかけていく。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

【学校司書の配置】

- (1) 平成23年度は10学級以上ある学校93校に93人を配置
- (2) 8学級以上ある学校への学校司書の配置のあり方を検討し、平成24年度から8学級以上ある学校96校に96人の学校司書の配置をすることにした。

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
配置人数	15	30	45	51	51	78	79	80	81	79	82	81	86	93	96

【学校図書館機能の充実】

(1) 研修会の実施

- ① 4月に学校図書館担当者を対象とした研修会を開催した。
- ② 学校司書を対象とした研修会を年3回開催し、司書の仕事内容について理解を図った。
- ③ 学校司書の配置により、学校図書館の掲示や図書の配置の工夫など、学校図書館の環境が整えられ、子どもが足を運びやすいものになってきている。

(2) 学校図書館の利用活用状況

- ① 小学校において、新学習指導要領に対応した本や資料が学校図書館担当者や学校司書によって選書された。子どもが本を手に取りやすい環境作りや必要に応じて本を選ぶアドバイス等を学校司書が行うことで、学習意欲の向上につながった。
- ② 年間計画に基づき、授業で活用する本や資料を学校司書が用意することで、子どもの学習支援に結び付いている。

- ③ 本に親しませるために、読書週間、朝読書の時間、ボランティアや教員による読み聞かせ等が行われた。
- ④ 学校司書と図書ボランティアと協力して、掲示や本の並べ方などの環境面の整備、読み聞かせによる読書活動が一層推進された。
- ⑤ 学校で用意できない本や資料を市立図書館から借りて役立てている。

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 8学級以上ある小・中学校 96校（小学校 61校・中学校 35校）に学校司書を配置した。
 - ・勤務日数 12学級以上ある学校 年間 172日以内 8～11学級ある学校 年間 133日以内
 - ・勤務時間 1日 4時間以内
- ② 平成 25 年度から 6・7 学級の学校へ学校司書を配置することを検討し、配置することにした。
- ③ 学校図書館機能の充実
 - ア 研修会の実施
 - ・ 4月に学校図書館担当者を対象に学習指導要領に対応した学校図書館の活用を働きかけた。
 - ・ 新規任用学校司書対象を対象に 4月と 6月に講話、情報交換等の研修を行った。
 - ・ 全学校司書対象に、10月に市立図書館館長の講話と情報交換の場を設け、学校図書館が学習センターとして機能するため、本の選書の仕方、市立図書館との連携について研修を行った。
 - ・ 研修の一環として、よい取組をしている学校の図書館を司書が皆で訪問し、優れた事例を共有して自校の取組の参考にしている。
 - イ 学校図書館の利用状況
 - ・ 新しい学習内容に対応した本や資料の選書、関連図書のコーナーや資料の充実、本の配置の工夫、学校司書による子どもたちへの支援などにより、学校図書館が授業で活用された。
 - ・ 読書推進のため読書週間、朝読書の時間の位置付け、ボランティアや教員による読み聞かせや環境面の整備等が行われ、子どもたちが本に親しむことができた。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 24 年度末における課題
 - ① 5学級以下の学校の学校図書館における機能の充実を図る必要がある。
 - ② 学校図書館の機能充実のために、学校司書の配置のあり方を検討する必要がある。
 - ③ 学校図書館の更なる充実をはかるために、環境作りや学校図書館担当者と学校司書との連携の仕方について研修会等を通して働きかける必要がある。
- (2) 平成 25 年度の目標
 - ① 5学級以下の学校の図書館について、司書が配置されている学校図書館の優れた取組事例を紹介するなどにより、機能の充実を図る。
 - ② 6学級以上の学校に学校司書を配置する。
 - ③ 学校図書館の機能をさらに充実させるため、学校図書館運営の資料を作成し、年 3回、学校司書対象の研修会に活用する。

県立・私立高等学校との連携 <<方向性3－大施策③－中施策1－事業No.40>>

1 内容

高等学校教育における教育内容の改善や教職員の資質向上を図るため、県立・私立高等学校と連携し、情報の共有及び研究協議を実施する。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

- ① 理数科教育に係る生徒、教員の情報交換を深め、先進事例等を積極的に取り入れ、改善することが必要である。
- ② 静岡市立商業高等学校は25年度から県立の駿河総合高等学校となるため、県立高等学校の学校経営、事務処理について理解を深める必要がある。
- ③ 清水桜が丘高等学校では、県立高等学校と同様の情報管理システムを利用する計画である。成績、出欠管理等の操作、処理について県立高等学校から学ぶ機会が必要である。

(2) 平成24年度目標

- ① 静岡科学館の「科学の広場 in る・く・る」に、高等学校教員や生徒が運営スタッフとして引き続き協力していく中で、SSHに指定されている県立・私立高等学校との情報交換、連携を深める。
- ② 清水桜が丘高等学校、駿河総合高等学校開設準備委員会の中で、庵原高等学校、静岡南高等学校教職員、県教育委員会との情報交換、調整を進める。
- ③ 県立高等学校で使用している「te@cherNavi」*のシステムを市立高等学校で利用するための条件整備と、操作、処理方法を研修する。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 県立高等学校との連携

- ・公立高等学校の教職員対象の研修会や連絡協議会の中で、情報交換・共同研究等を実施している。
 - ・生徒指導関係…生徒指導地区研究協議会*
 - ・進路指導関係…高等学校進路指導連絡協議会*
- ・県立高等学校対象の各種調査*（教育課程や授業に関すること、生徒指導に関すること、進路指導に関すること）に協力し、その結果を教育活動に反映させている。

(2) 県立・私立高等学校との情報交換

科学教室「科学の広場 in る・く・る」において、静岡市立高等学校科学部や科学探究科が、県立高等学校及び私立高等学校の生徒及び教員と合同で準備や運営、情報交換を行った。

県主催の特別支援教育地区研究協議会などで、県立高校・私立高校と研究協議を行った。

(3) 新構想高等学校開校準備に伴う情報交換・調整

再編整備による開校準備の中で、市立、県立高校それぞれのシステムの差異や状況・課題を把握することができ、新しい学校の具体的内容の検討（成績や出席のデータ管理・処理の方法、生徒指導や成績処理の校内規則の整理、学校行事等の検討等）の中で改善を図った。

(4) ICT環境整備のための連携

県立学校で使用している「te@cherNavi」のシステム導入のため、清水商業高校、庵原高校と県教育委員会と情報交換や利用のための整理を行った。

4 平成 24 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 静岡科学館の「科学の広場 in る・く・る」に、高等学校教員や生徒が運営スタッフとして引き続き協力していく中で、他の県立・私立高等学校との情報交換が行えた。
- ② 清水桜が丘高等学校、駿河総合高等学校開設準備委員会の中で、庵原高等学校、静岡南高等学校教職員、県教育委員会との情報交換、調整を進めることができ、市立、県立高校それぞれの学校の状況を理解把握することができた。
- ③ 県立高等学校で使用している「te@cherNavi」のシステム導入を進めることができたが、すべての教職員が操作できる環境が準備できなかったため、情報管理に関わる一部の教員の研修に留まった。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Action》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 研修会や連絡協議会は問題なく実施・継続できているが、テーマや内容が教員のニーズに合っているか疑問の意見がある。
- ② 科学教室の運営以外に、私立高校との連携の機会が少ない。
- ③ 清水桜が丘高校の整備事業進行に伴い、部活動等の活動場所の調整が必要であり、県立高校への協力依頼、調整が必要である。
- ④ 清水桜が丘高校、県立駿河総合高校は、2年間、元の市立、県立の高校で入学した生徒が混在する。教員の意識、教育観の共通化について継続した助言が必要と考える。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 研修会や協議会への参加・聴講や、会議資料の収集に努め、テーマや内容の工夫改善について関係組織に働きかける。
- ② スーパーサイエンスハイスクール指定校である静岡北高校と、研究開発に関する情報交換を進める。
- ③ 旧庵原高校グラウンドや県の施設が利用できるよう所管部署へ働き掛けていく。
- ④ 再編整備した学校に対する情報交換を密に行い、必要な助言指導を行う。

小中学校適正規模等検討事業 <<方向性3—大施策⑤—中施策1—事業No.41>>

1 内容

急激な少子化に伴い、学校が小規模化すると活力ある教育活動ができにくいなど、学校運営に支障が生じている。このため、適正な学校規模を確保し、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するとともに、一層の教育効果の向上を図ることを検討する。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

平成24年度中に「(仮称)静岡市立小中学校配置計画」を策定するため、「適正規模の基本的考え方」及び「適正配置の基本的考え方」に照らして課題のある学校については、適正規模を確保するための具体的な方策を検討していく必要がある。

(2) 平成24年度目標

審議会を4回開催し、秋頃に答申を受けた後、年度内に「(仮称)静岡市立小中学校配置計画」を策定する予定である。

- ・第4回 平成24年4月 適正配置の具体的な方策の検討
- ・第5回 平成24年6月 適正配置の具体的な方策の検討
- ・第6回 平成24年8月 答申案の検討
- ・第7回 平成24年9月 答申

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会の開催

- ・第1回 平成23年7月6日 諮問、会長・副会長選任、現状分析
- ・第2回 平成23年10月21日 学校の小規模化の影響及び適正規模の基本的考え方について検討
- ・視 察 平成24年1月21日 山間地域の小中学校の現状視察
- ・第3回 平成24年2月1日 適正規模の基本的考え方の確認及び適正配置の基本的考え方について検討
- ・第4回 平成24年4月26日 小規模な課題校の具体的な方策について検討
- ・第5回 平成24年6月29日 大規模な課題校の具体的な方策及び山間地域における学校配置の考え方について検討
- ・第6回 平成24年8月30日 答申案について検討
- ・第7回 平成24年10月11日 答申

(2) 静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会からの答申内容

- ① 平成14年1月に策定した「静岡市立小学校統合計画」の中で統合計画が示され、今後さらに小規模化が進むと予測されている新通小と駒形小については、統合を検討する。
- ② 小規模化が進む安倍口小と美和小については、今後も児童数の増加が見込まれないため、統合を検討する。
- ③ その他の小規模な課題校については、将来に向け推移を見守ることとし、当面現状を維持する。
- ④ 大規模な課題校である西豊田小と大里西小については、将来に向け過大規模な状態が継続するようであれば、地域の特性等を考慮したうえで、具体策を検討する。

⑤ 山間地域に位置する1中学校区1小学校の学校については、保護者や地域住民等の意向や地域の実情等を踏まえたうえで、施設一体型の小中併設校の設置を検討する。

(3) 統合検討対象学区への答申説明

【参加者】PTA役員、学校評議員、自治会・町内会役員、学校関係者

- ・美和学区 平成24年11月19日（参加者12名）
- ・安倍口学区 平成24年11月20日（参加者8名）
- ・駒形学区 平成24年11月26日（参加者11名）
- ・新通学区 平成24年11月28日（参加者7名）

(4) 静岡市立学校統合等検討委員会

- ・第1回検討委員会及び作業部会 平成24年11月14日 答申及び検討委員会の概要説明
- ・第2回検討委員会及び作業部会 平成25年1月8日 統合計画策定に関する検討

(5) 静岡市立小学校統合に係る協議

【参加者】PTA役員、学校評議員、自治会・町内会役員、学校関係者

- ・美和学区 平成25年3月6日（参加者13名）
- ・安倍口学区 平成25年3月12日（参加者7名）
- ・駒形学区 平成25年3月8日（参加者13名）
- ・新通学区 平成25年3月6日（参加者7名）

4 平成24年度目標の達成状況

《Check》

- ① 審議会を4回開催し、秋頃に答申を受けるという目標に対し、審議会を4回開催し、平成24年10月11日に答申を受けた。
- ② 年度内に「(仮称)静岡市立小中学校配置計画」を策定するという目標に対し、答申にうたわれた統合検討対象校の統合計画策定に関する検討を行うため、新たに教育委員会事務局及び市長部局の関係各課による「静岡市立学校統合等検討委員会」を設置し、検討委員会及び作業部会を2回開催した。また、統合検討対象学区の関係者への答申説明及び静岡市立小学校統合に係る協議を実施し、参加者の意見を聴いた結果、統合計画の策定についてはさらに各学区の関係者と協議する必要があると判断されたため、年度内の策定までには至らなかった。

5 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Action》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 統合検討対象学区の関係者との協議による方向性の検討
- ② 静岡市立小学校統合計画の策定

(2) 平成25年度の目標

- ① 学校の統合は、保護者や地域住民等の理解と協力があって、はじめて実現可能になるものと考えられることから、引き続き統合検討対象学区の関係者と統合に係る十分な協議を進め、秋頃までに方向性を決定する。
- ② 協議の結果、統合するという結論になった場合は、静岡市立小学校統合計画(案)を作成した後にパブリックコメントを実施し、平成26年3月末までに統合計画を策定する。

通学区域審議会 <<方向性3－大施策⑤－中施策2－事業No.42>>

1 内容

通学区域の調整を図ることにより、学校の適正規模化と教育効果を充実させる。

2 平成23年度末における課題と平成24年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成23年度末における課題

学校の適正規模・適正配置、保護者・地域の要望、通学距離などを総合的に判断して、通学区域について検討していく必要がある。

(2) 平成24年度の目標

① 地域からの要望に基づき、西豊田小学校が指定学校とされている「柚木地区」と、東豊田小学校が指定学校とされている「恩田原地区」の指定学校の変更について、様々な視点から通学区域について調査・検討し、通学区域審議会に諮問し、答申を得る。

② 通常学級の学校適正規模を考慮する中で、過大規模校*の通学区域について調査・検討する。

③ 保護者・地域の要望を受けて、特別支援学級の新設等に伴う通学区域について検討する。

3 平成24年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 平成21年度

通常学級（葵区上土団地町内会の区域の通学区域の変更）（千代田東小学校→千代田小学校、観山中学校→東中学校）の通学区域の変更

特別支援学級（知的障害）（梅ヶ島中学校、長田西中学校、清水第一中学校）及び

特別支援学級（自閉症・情緒障害）（中田小学校、清水有度第一小学校）の再設及び新設による通学区域の変更

(2) 平成22年度

特別支援学級（知的障害）（東豊田中学校、清水第七中学校）の新設及び（田町小学校）の休級による通学区域の変更

(3) 平成23年度

指定学校変更要件の小中継続の拡充

指定学校を変更して小学校に就学していた児童が、中学校へ入学する場合は、卒業する小学校の進学先の中学校に入学できるように、平成24年度入学からの新中学1年生を対象に、指定学校変更制度の改正

特別支援学級（自閉症・情緒障害）（竜爪中学校、長田西中学校、由比中学校）の新設による通学区域の変更

(4) 平成 24 年度

「柚木地区」と「恩田原地区の一部」の指定学校を変更
通常学級（柚木地区）（西豊田小学校→伝馬町小学校、豊田中学校→城内中学校）、
通常学級（恩田原の一部）（東豊田小学校→大谷小学校、東豊田中学校→南中学校、高松中
学校→南中学校）の通学区域の変更
学校適正規模を考慮する中で、過大規模校の通常学級の通学区域（特に西豊田小学区）につ
いて調査・検討した。
特別支援学級（自閉症・情緒障害）（千代田東小学校、長田東小学校、由比小学校）の新設に
よる通学区域の変更

4 平成 24 年度目標の達成状況

◀Check▶

- (1) 柚木地区と恩田原地区の一部の通学区域の変更をした。
- (2) 過大規模校の通学区域（特に西豊田小学区）の現状について、関係機関との連絡を密にして情報を収集した。その結果、東静岡地区においては、大規模なマンションの建設が4棟以上予定されており、その他にも、中規模のマンションが建設中である。しかし、今後児童数がどの程度増加するかは、いまだ明らかではないので、今後具体的な検討に入る。
- (3) 保護者・地域からの要望があった、特別支援学級の新設等に伴い、千代田東小学校、長田東小学校、由比小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を設定することができた。

5 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

◀Action▶

- (1) 平成24年度末における課題
学校の適正規模・適正配置、保護者・地域の要望、通学距離などを総合的に判断して、通学区域について今後も調査・検討していく必要がある。（過大規模校化が懸念される西豊田小学校、大里西小学校及び統合が懸案に上がっている学校の通学区域など）
- (2) 平成25年度の目標
- ① 通常学級の学校の適正規模を考慮する中で、
- ア 過大規模校になると予想される西豊田小学校と大里西小学校の通学区域については、マンション事業主等と連絡を密に取り、児童数の増加の状況を注視していく。
両校の調整区域の見直しについては、地元の要望や児童生徒の受け入れが困難になる見通しが明らかになった時に行う。
- イ 小規模校*になると予想される新通小学校と駒形小学校の統合、安倍口小学校と美和小学校の統合の場合の、通学区域（調整区域を含む）の見直しや変更の調査・研究をしていく。
- ② 保護者・地域の要望を受けて、特別支援学級の新設等に伴う通学区域について検討する。

用語解説

あ

○アドレナリン自己注射薬 [No.16]

アナフィラキシーショック（血圧低下、意識障害等）に陥った際に、血圧を上げる作用のあるアドレナリンをできるだけ早く投与する必要がある。このアドレナリンをできるだけ早く体内に取り込めるよう、注射の形にして開発された注射薬のこと。

○新たな民間教育力活用事業 [No. 9]

平成 24 年度をもって静岡市「スペシャリスト派遣事業」は廃止となったが、今後も本市の子どもたちが様々な専門家や達人の皆様の特別授業を受けることができるように、これまで登録していただいた講師に「民間教育力活用事業」への移行を依頼し、新たな人材バンクとして再編成した事業である。

○インクルーシブ教育 [No.29]

障害のある者となない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方で、平成 18 年 12 月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示され、日本も同条約の批准に向けて平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮（16 条）」することとされた。

か

○各種調査 [No.40]

教務状況調査、生徒指導状況調査、交通安全実態調査、就職状況調査など。

○学力アップサポート事業 [No. 2]

全国調査の分析結果をもとに選定した支援校に、有償ボランティアによる「学力アップ支援員」を配置し、放課後学習を行う。支援校の決定や授業改善について、静岡市学力向上専門家委員会から意見を聴取して、児童の学力向上を進めていく。

○過大規模校 [No.42]

学級数が 5 学級を超える学年がある学校（31 学級以上の学校）。

○学校安全ボランティア（スクールガードともいう） [No.37]

地域の小学校に通う児童の登下校時間に、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視を行う、その小学校区の住民ボランティアのことである。

○学校環境衛生基準 [No.16]

学校保健安全法第 6 条に定められた学校環境衛生に関する基準のことである。（学校飲料水検査、学校プール水検査、学校空気検査、砂場の検査、ダニアレルゲン検査、教室照度検査）

○学校施設整備計画 [No.36]

学校施設の老朽化や構造保全事業等に対応し、「静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会」の答申を受けた学校配置計画に配慮した、中長期的な改築・改修計画をいう。パブリックコメントの手続きを経て計画を策定する予定である。

○キャリア教育担当者会 [No. 9]

各小・中学校のキャリア教育担当者が参加する研修会のことである。

○教育課程ヒアリング [No. 2]

年度末の 3 月に各校 1 時間ずつ、次年度の教育課程編成に対するヒアリングを行う。各校からの説明を受けて、各校の実情に応じ、次年度の教育課程を編成する際の指導助言を行う。参加対象は、各校の主幹教諭・教務主任である。

○教育振興基本計画 [No. 7] [No. 8]

教育基本法第 17 条に基づき、国が策定した計画。平成 20 年 7 月 1 日に閣議決定され、地方にも国の計画を参考として計画の策定が努力義務とされた。

○教育相談員 [No.10]

学校職員及びスクールカウンセラーと連携し、学級になじめないため教室に入れずに別室で授業等を受けている児童・生徒への支援補助や、児童・生徒及び保護者との相談活動を行う者をいう。4学級以上ある中学校に配置している。

○教育の情報化ビジョン [No.38]

初等中等教育段階における教育の情報化に関する総合的な推進方策である。文部科学省を含め、政府全体の動向を取りまとめたものである。

○業務ガイドライン [No.10]

「静岡市スクールカウンセリング事業 業務ガイドライン」の略。事業の充実を目的に、コーディネーター担当教員、スクールカウンセラー、教育相談員の仕事内容や業務遂行上の注意事項をまとめた冊子のことである。

○国の基準と本市の基準 [No.1]

「国の基準」とは、新学習指導要領への移行措置について、平成20年文部科学省告示第98号及び第99号で示された規定で、新学習指導要領に基づいた授業を先行的に実施する総則及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動については新学習指導要領によることとし、①算数（数学）及び理科については、新学習指導要領の一部を追加又は適用することとした。②その他の教科指導にあたっては、全部又は一部について新学習指導要領の規定によることができる。）にあたり、留意点を示したものである。

先行実施により子どもたちに新学習指導要領で求める力が育まれること、また教員の学習指導要領に対する理解が深まっていくと考えられることから、「静岡市の基準」として①と②に加え、③として小学校では生活、音楽、図画工作、家庭、体育を加え、中学校では音楽、美術を先行実施した。

○計画訪問 [No.1]

授業改善や組織的な研修等について指導主事が指導助言するため、小・中学校と幼稚園を対象に隔年で実施している訪問のこと。この訪問では、その幼稚園、小・中学校の全教員の授業を参観し、指導を行っている。

○ケース会議 [No.11]

対象となる支援ケースの改善を図るため、関係職員や関係機関が集まり、支援ケースの見立てや支援方針を検討する会議のことである。

○ケース検討会議 [No.29]

巡回相談において、医学的判断などより専門的な判断を要するケースについては、専門家（医師、学識経験者等）チームによるケース検討会議を行う。

○構造保全事業 [No.36]

静岡県が定める基準（下表）で、東海地震に対する耐震性能がやや劣るとする「耐震性能Ⅱ」（学校施設においては概ねIs値0.7以上1.0未満）に分類される校舎・体育館が、校舎44棟、体育館9棟 計53棟あり、これらは倒壊又は崩壊の恐れは低いが、被災後の建物使用にあたっては大規模な補修又は改修が予想される。これらの建物は、被災後直ちに避難所としての機能を確保する必要があり、この為の補強工事を構造保全事業としている。

・東海地震に対する耐震性能分類（静岡県基準）

分類	東海地震に対する耐震性能
I a	耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
I b	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
II	耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。
III	耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。

○**高等学校進路指導連絡協議会** [No.40]

各高等学校の進路指導上の諸課題について情報交換及び研究協議を行い、進路指導の充実を図る。県下10地区に分かれ、県立・市立高等学校の進路指導主事及び関係機関担当者から構成される。平成24年度は、2回開催され、テーマは、新教育課程におけるキャリア教育の実践についてであった。(6月、12月)

○**校内検証改善委員会** [No.2]

全国調査の結果を分析し課題を把握するとともに、改善計画を立てて実行するために校内に設置するので、校長、教頭、教務主任、研修主任、学年主任等で構成されている。

○**校内連絡会** [No.10]

校長、教頭、生徒指導主任(主事)、教育相談担当(コーディネーター)教員、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員等が集まり、問題を抱える児童・生徒についての情報交換や情報共有を通して、今後の支援法と役割分担等の決定を行う会議のことである。

○**校務情報化実証実験** [No.38]

現在は、各校独自のソフトウェアやデータ活用方法で学校ごとに行っている校務処理を市として統一した形で取り組んでいくために実証データを収集する実験のことである。「校務支援ソフト」と呼ばれるソフトウェアを安全な環境下で、実験参加校の職員が実際に活用し、成績や学籍、備品等の管理を行う。また、教職員間のデータ共有やメール交換等による容易な情報交換を行い、機能の有効性や安全性について検証している。

○**子ども子育て支援新制度** [No.24]

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育ての制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度。(平成24年8月以前は、子ども子育て新システムの名称)

○**子どもと家族の精神保健ネットワーク** [No.16]

主に児童生徒の発達障害、虐待等の事例に関する、学校現場での対応について、事例検討会や相談会、講演会などの形式で勉強会を年間4回程度行っている。静岡医師会、清水医師会、関係各課、学校関係者、精神科医等により構成されており、事務局を学校教育課保健担当に置いている。

○**子どもひなん所** [No.37]

通学路や学校付近等、子どもが危険な目にあった時、駆け込んで助けを求められることができる家や事業所など。「子ども110番の家」等別の言い方もある。

○**子ども未来局** [No.24]

平成25年度より、子ども子育てに関する施策を一元化するために新設された。平成24年度までは、保健福祉こども局子ども青少年部の子育て支援課、保育課で子育て・保育に関する施策を担当。

○**コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)** [No.31]

学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールという。コミュニティ・スクールでは、この学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民が継続的・計画的に学校運営に参画し、学校・家庭・地域住民が一体となって教育活動全般について協働する。

コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえた上で、学校設置者である教育委員会が決定する。

○**コンプライアンス委員会** [No.22]

教職員の倫理向上を目的に各学校に設置している組織。

さ

○**サテライト方式** [No.29]

通級による指導を受ける児童生徒やその保護者の通級による負担軽減を図るため、通級指導教室の担当者が、通級対象児童生徒の多く在籍する学校を巡回して、周辺校の児童生徒を含めて指導する方式。

○**事件・事故後に係る「緊急サポート」ガイドライン** [No.10]

事件・事故に遭遇し、心理的被害やストレス障害等を受けた児童・生徒、教職員のこころのケアを図る

ために派遣する指導主事及び臨床心理士を中心としたサポートチームの学校支援についてまとめた冊子のことである。

※ 平成 23 年度末に「こころのケアチーム」を「緊急サポートチーム」に、「こころのケア」ガイドラインを「緊急サポート」ガイドラインに名称を変更した。

○静岡市学力向上専門家委員会 [No.2]

全国調査の結果をもとに静岡市の学力状況を分析・検証するとともに、各学校の取組を支援するために設置されたもので、データ分析を行う静岡大学部会、模範授業や授業改善への指導助言を行う常葉学園大学部会、児童・生徒部会、地域保護者部会の 4 つの部会からなる。委員は学識経験者、保護者代表、学校関係者、行政関係者から構成されている。

○静岡市子ども子育て会議

有識者、市民等で構成された組織で、市民ニーズ調査の結果に基づく事業計画の策定審議等を行う。

○静岡市子ども子育て支援事業計画

静岡市の状況を踏まえながら、認定こども園・幼稚園・保育園とともに小規模保育や家庭的保育等を活用して、幼児期の学校教育・保育・子育て支援を総合的に提供するための計画。市民ニーズ調査をもとに事務局（子ども未来課）が事業計画案を策定。子ども・子育て会議等で審議をし、確定後、国・県へ事業計画を提出する。

○静岡市就園相談会 [No.24]

障害のある幼児の早期発見、早期対応及び入園後の支援方法についてアドバイスを受けるための相談会。相談会では、保護者と本人、専門医（発達障害者支援センター「きらり」所長、小児科医師）との 3 者面接を実施する。園では対象児に対して体験入園を実施し、その時の様子を相談会での資料とする。

○静岡市私立公立幼稚園懇話会（平成 25 年度より静岡市就学前教育懇話会） [No.24]

私立幼稚園職員代表と公立幼稚園職員代表が一同に会し、互いの立場で「静岡市の幼児教育」の現状を伝え合い、話し合うことで、「静岡市の幼児教育」を推進していくための懇話会。平成 24 年度に準備会を開催し、平成 25 年度から静岡市就学前教育懇話会と名称を変更して新規に立ち上げた。

○静岡市特別支援連携協議会（仮称） [No.29]

教育、福祉、医療、労働、保健等の関係機関、障害者その他の特別な支援を必要とする者（以下「特別支援者」という。）の保護者、学識経験者及び関係行政機関相互の連携を図り、特別支援者の支援に関する情報を共有することにより、特別支援者の発達段階に応じて生ずる課題の解決、その他特別支援者が生活しやすい環境の整備に資することを目的とする。

本協議会は、会員が行政の事業計画や内容を審議・評価する施策諮問型ではなく、各会員が任意に参加し、主体的立場での情報交換や全体又は各所属間の協力関係を構築する。

○静岡版道徳教育 [No.8]

義務教育 9 年間を通して、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てるという目標のもと、学校の教育活動全体を通して、人間としての在り方・生き方を考える実践的な道徳教育を行うように具体的で実感を伴い、心に響く道徳教育を工夫する。

具体策

- (1) 地域人材を活用した道徳授業（行事等を含む）を実施する
- (2) 計画訪問時（学校訪問時等）に道徳授業を全校公開する
- (3) 各教室に「道徳コーナー」を設ける
- (4) 「心のノート」を具体的に活用する
- (5) 授業後の板書を蓄積する
- (6) 地域・保護者に道徳授業の内容を紹介し、地域・家庭での具体的実践の協力をお願いする

○支部幼保協議会 [No.24]

各支部内で幼稚園教諭と保育士が交流することを通して、互いの保育のよさについて理解し合い、自園の保育に生かすとともに、普段の交流に結びつくことを目的とした協議会。協議会では、午前に公開保育、午後に意見交換会を実施する。幼稚園と保育園が交代で会場を提供する。

○**就学指導委員会（静岡市就学指導委員会）** [No.29]

各校から、障害のある幼児、児童・生徒を対象として、特別支援学級への入退級や特別支援学校への入学及び転入学を希望する旨の付託がされた場合に、専門調査や就学審議を行う委員会である。委員は、専門的な知識や資格をもつ医師や心理士、市職員や教育職員等で構成されている。

○**授業改善支援資料Ⅳ（平成23年度改訂）** [No.1]

新学習指導要領の全面実施に向けて、本市が独自に作成した授業改善のための資料で、同要領の趣旨を具現化した授業のあり方や本市としての重点項目、校内研修の進め方等について冊子にまとめたもので、市内全教員に配布している。

○**巡回相談** [No.29]

通常学級に在籍する発達障害のある児童・生徒の在籍する小・中学校からの要請を受け、臨床発達心理士等の有資格者が、指導のあり方や医療・保健福祉関係による支援等のあり方についてアドバイスをを行う。保護者や関係教員と面談し、相談の内容に応じて、発達障害に関わる検査や、該当児童・生徒の観察を行う。

○**小一プロブレム** [No.25]

小学校に入学したばかりの1年生が集団行動をとれない、授業中に離席する、話を聞かないなどの状態になり、その状態が数ヶ月継続することをいう。

○**小規模校** [No.13] [No.33] [No.42]

クラス替えができない単学級の学年がある学校（11学級以下の学校）

○**スーパーサイエンスハイスクール(SSH)** [No.27]

文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度のこと。先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続のあり方に関する大学との共同研究や、国際性をはぐくむための取組、創造性・独創性を高める指導方法、教材の研究開発等を行う。研究開発等、事業の推進に対し、初年度1600万円、2年目以降900万円の経費支援が文部科学省を經由し科学技術財団からあり、大学教授等を招く講義や、生徒の実習実験の経費等に充てられる。

○**スクールガードリーダー** [No.37]

学校や通学路等を巡回して、その安全体制について学校に対して指導・助言をするとともに、学校安全ボランティアに対しては、不審者への対応等についての具体的指導を行う。教育委員会が、警察官OBに委嘱している。

○**スクールカウンセラー** [No.10]

臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有し、児童・生徒、保護者及び教職員の心理面の援助や学校の相談体制への助言を行う。

○**スクールカウンセリング事業連絡協議会** [No.10]

年間3回（4月、8月、1月）に、学校関係者（教頭等）、スクールカウンセラー、教育相談員を一同に集め、事業に係る連絡協議及び研修を実施する。

○**生徒指導地区研究協議会** [No.40]

各高等学校の生徒指導に関する情報交換等を行い、生徒指導の充実を図る。県下10地区に分かれ、公立・私立の生徒指導主事により構成され、地元警察署も出席する。平成24年度は、3回実施され、テーマは、万引き及び窃盗の防止、いじめ問題であった。（6月、11月、2月）

○**ソーシャルスキルトレーニング** [No.10]

対人関係や社会生活への円滑な適応のために必要なスキル（ソーシャルスキル）を習得するための訓練で、ロールプレイ等の手法を用いて進められる。社会生活技能訓練（社会技能訓練）と訳される。

た

○**地域に開かれた幼稚園づくり推進事業** [No.26]

未就園児に対する「遊びの場」と保護者に対する「幼児教育相談」を合わせた事業。広報誌や園では、2つの事業を合わせ『子育て広場（通称）』と呼ぶ。

○**地域の幼児教育センター的役割** [No.26]

地域において子育て支援の役割を果たすこと。未就園児に遊びの場を提供し、地域に住む親の相談に乗る等、家庭の教育力を支え、地域の教育力を高めることが求められている。支援の内容は、各園や地域の実情や地域の保護者の要望に応じて工夫していく。

○**中学校部活動指導員配置事業** [No.13]

それぞれの学校が運営する部活動の種目のうち、指導にあたって一定の専門性が求められることから自校の職員だけでは対応が困難な種目について、顧問の教師を補佐するためにその種目の専門家を配置するものである。各学校は、配置を希望する専門家を地域の社会人等の人材の中から探し、各学校長が面接をした上で人選する。市の非常勤職員という身分で任用し、各中学校に配置している。

○**通級指導** [No.30]

該当の児童・生徒が最寄りの「日本語指導センター」に週1回通級し、1回2時間の日本語指導を受ける。「日本語指導センター」は市内3ヶ所にあり、森下小学校内センターでは小学生を、静岡県教育会館内センターでは中学生を、清水有度第一小学校内センターでは小・中学生を指導している。（※平成25年度から静岡県教育会館内センターは場所を特別支援教育センター内へ移動した。）

○**適応相談** [No.30]

児童・生徒の母国語を話す相談員を希望する学校に派遣し、該当児童・生徒が日本での生活に適応できるよう指導・相談を行う。また、必要に応じて、保護者面談の通訳を行う。

○**当初訪問** [No.1]

各学校が編成したその年度の教育課程について指導主事が確認するため、すべて小・中学校と幼稚園を対象に毎年度実施している訪問のこと。前年度末の教育課程ヒアリングにおいて指導主事が行った指導助言をどのように活かしているかを主な視点として、校長・園長や主幹教諭等との協議、授業参観、安全点検、指導要録の確認等を行っている。

○**道徳コーナー** [No.8]

子どもたちが道徳授業で考えたことや心にしみる詩などを掲示したコーナー。市立の全小・中学校のすべての教室に設置されている。

○**特別支援学級連絡協議会** [No.29]

小中学校の特別支援学級が合同で行う交流事業の実施に対し、その円滑かつ適正な運営について連絡協議を行う。

○**特別支援教育支援員** [No.29]

支援員は、静岡市立の幼稚園や小・中学校（以下「各校」という。）の、学校生活や学習上特別な支援を必要とする子どもの増加や障害の多様化という実態を踏まえ配置している。支援員配置基準に基づき、配置校を決め、1日4時間を基本として週20時間、年間175日を超えない範囲で行っている。

○**特別支援相談** [No.29]

身体や発達の状態、能力等に障害（疑いを含む）のある幼児、児童・生徒の保護者や幼稚園、保育所、小・中学校から要請があった場合に、園や学校に訪問し、対象者に発達検査を行ったり子どもの様子を観察したりして、就学上の悩み等に対して専門的な立場から支援を行うものである。

○**特別選考試験** [No.18]

教員採用選考試験には、一般選考試験と特別選考試験があり、特別選考試験はその年度に熱血教師塾を卒業した者を対象に実施するもので、採用数は小学校教員の採用予定数の3分の1程度としている。

な

○**認定こども園**

就学前の子どもに対して、教育・保育等を総合的に提供する施設。

○**熱血教師塾** [No.18] [No.19]

教育に対する情熱や使命感をもった市立小学校教員志望者を対象に、平成21年10月に開講された塾。公教育が抱える今日的な教育ニーズの多様性に正面から取り組むことができ、次代を担う人づくりへの職

責を意識し、市民から信頼される人材の育成を目的とする。教師に必要な本質を見る目を養う基礎講座、教育現場に必要な専門的なスキルを学ぶ実践指導講座、多様な教育的ニーズへの対応力を磨く課題対応講座を行う。

は

○評価規準モデル [No.2]

小・中学校各教科において、単元(学習のまとまり)・題材で身に付けさせたい力を達成させるための1時間ごとの授業到達目標を示したもので、授業をつくる際に参考となるものである。

○複式学級 [No.4]

学年ごとに編制されたクラスでなく、2つの学年を1クラスとして、一人の教師が担任する学級のこと。

○複式授業 [No.4]

2つの学年の授業を一人の教師が一つのクラスで同時に行う授業形態のこと。

○防災アドバイザー [No.7]

防災マニュアルづくりや防災訓練に助言をする津波工学、地質など防災の専門家や有識者のことである。

○訪問指導 [No.30]

日本語習得レベルが初期～初級の児童・生徒が在籍している学校を日本語指導員が訪問し、学校生活に適應する上で必要な最低限の日本語を指導する。1人あたり1回1時間。計10時間程度行う。

ま

○文部科学省補助基準 [No.36]

学校施設(Is値0.7未満)の耐震補強工事に対し補助金(補助率1/2)が助成される耐震対策が必要とされる基準。

や

○薬物乱用防止教室 [No.17]

児童・生徒が薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身につけることを目的として、小・中学校において実施している。覚せい剤や麻薬等の薬物のほか喫煙や飲酒についても取り上げる。学校薬剤師が行っている「薬学講座」をはじめ、学校が独自に外部講師を招いて実施しているものを併せて「薬物乱用防止教室」という。

○要請訪問 [No.1]

幼稚園、小・中学校からの要請があった場合、これに応じて指導主事を派遣する訪問である。研究授業を行う教科の指導主事や校内研修の進め方についてその幼稚園、小・中学校担当の指導主事を派遣している。

○幼児教育研究委員会 [No.24] [No.26]

幼保園代表、幼稚園代表、保育園代表、保育課、学校教育課、教育総務課の職員が一同に集まり、幼稚園児も保育園児もともに「就学前教育(保育)」を受ける子どもと捉え直すことで、幼稚園と保育園のよさを取り入れた教育(保育)を実現することを目的とする委員会。

○幼児言語教室 [No.26] [No.29]

言語や発達に問題を持つ幼児に対し、早期に教育相談及び指導を行い、スムーズな小学校への就学を図る。

英字

○ALT [No.3]

小・中学校、高等学校で語学指導に従事する外国語指導助手（Assistant Language Teacher の略称）。平成 24 年度末、本市に配置している ALT35 人のうち 16 人は、国等が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」を活用して招致した ALT である。

○Is値（構造耐震指標） [No.36]

$I_s < 0.3$ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

$I_s \leq 0.6$ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

○JETプログラム [No.3]

語学指導等を行う外国青年招致事業の略称。地方公共団体が外国人を招致し、学校の語学教育の充実を図り、地域レベルの国際交流の進展を目的とし、総務省、外務省、文部科学省、財団法人自治体国際化協会の協力のもと行われる事業。

○PFI [No.32]

民間事業者が、公共施設等の維持管理・運営を、建設を含め一括して主体的に行う整備手法のこと。民間の資金・経営ノウハウ・技術等を活用することで、市が直接実施するよりもコストを節減し、より付加価値の高いサービスを提供することが期待される。

本市では、平成 22 年 9 月西島学校給食センターを PFI 手法により運営開始している。

（PFI = Private Finance Initiative の略）

○te@cherNavi [No.40]

校務処理に関する情報を一元管理する支援システムで、授業の出席状況、定期テストや学期の成績、単位の履修、修得の状況、通知表、学校要覧等のデータの処理が可能となる。県立高等学校全校で利用している。

県立高校で利用しているシステムを参考に清水桜が丘高等学校に導入したことで、県立・市立間で教職員が異動しても操作に困らず、生徒のデータ管理上も共通の対応が可能となる。

IV 教育振興基本計画（H22～H26年度）の中間年度（H24年度）の達成状況

平成24年度は、教育振興基本計画の中間年度にあたることから、平成26年度目標を改めて確認し、現在の進捗を検証することで、平成26年度の達成見込みをAからCまでの三段階で評価した。

表中の「平成26年度の達成見込み」は、3段階評価（A・B・C）

A＝すでに達成又は達成見込み B＝おおむね達成できる C＝達成は困難である

No.1 学校訪問事業			
内容	学習指導要領に基づいた「授業研究の推進」「教育課程の改善の推進」などの施策を踏まえ、学校教育課指導主事が計画的に訪問し、授業改善や校内研修について指導助言をすることで、各園及び学校における自校（園）ならではの教育実践の一層の充実・向上を図る。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	○すべての教科において新学習指導要領を実施（小学校） ○一部の教科において実施（中学校）	○新学習指導要領に基づいた単元の目標を実現するための授業づくりを推進した。また、組織的な校内研修の推進に向けて各学校の理解を図った。	○新学習指導要領の内容を踏まえた子どもたちへの指導の充実
平成26年度の達成見込み	A	新学習指導要領を全面实施し、目標どおり指導を行っている。	

No.2 学力向上支援事業			
内容	全国学力・学習状況調査の結果から、学力や学習状況等に課題の見られる学校の改善に向けた取組に関する実践研究を実施し、その成果の普及を図る。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	全校に調査の分析、活用を指導	理科を含めた全国調査を活用し、本市や各校における調査分析を行うとともに、各校において課題改善につながるPDCAサイクルの確立の推進及び各校の実態に即した支援を実施した。	各学校の学力の向上につながるPDCAサイクルの確立
平成26年度の達成見込み	A	各校の実態に即した支援を行い、目標どおり行っている。	

No.3 外国人講師派遣事業			
内容	外国人の外国語指導助手を小・中・高等学校に派遣し子どもたちが外国人と気軽に接する機会を設ける。これによりコミュニケーション・ツールとしての英語学習の意欲を高めるとともに生の英語による語学力の向上を図る。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	【ALT配置人数】 高校3名、小中学校18名、カウンセリングアドバイザー1名 合計22名 【ALT配置割合】 中学校各学級：英語授業約5時間中1時間 小学校高学年各学級：年間4時間	【ALT配置人数】 高校3名、小中学校30名、カウンセリングアドバイザー2名 合計 35名	子どもたちの英語コミュニケーション能力を高め、異文化を理解し、多様な人種の人々とも隔てなく交流できる力を養う。
平成26年度の達成見込み	A	目標どおり行っている。	

No.4 複式学級への非常勤講師配置事業			
内容	複式学級では、異なる学年の子どもたちが一人の教師のもとで学習するため、子どもたちの学習内容の定着や授業のやり方等において困難が生じがちである。この困難さを解消するため、市内の複式学級を有するすべての小学校へ非常勤講師を配置して、複式授業の解消を図っている。解消教科は、「国語、社会、算数、理科」の基本4教科である。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	すべての複式学級（27学級）に18名の非常勤講師を配置して複式授業の解消を図った。	すべての複式学級（35学級）に26名の非常勤講師を配置して複式授業の解消を図った。 週1時間の教材研究や評価の時間を設けた。	全教科で必要に応じて、複式授業を解消できるだけの非常勤を配置する。教材研究や評価の時間を勤務時間に位置付ける。
平成26年度の達成見込み	A	各学校の工夫により、基本4教科以外においても必要に応じて、複式授業の解消を図ることができるか試行を行う。	

No.5 環境教育の推進			
内容	子どもたちの身近な自然及び地球環境問題やエネルギー問題などについて考えていき、よりよい環境保全に参画していく姿勢を育てる。学校では、地域の実情に応じて、ごみの分別回収や清掃活動への参加、4Rの意識啓発、外部講師等による講座など環境に対する理解を深める。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	関係機関からの情報提供及び体験活動の実施	環境に関わる授業実践により、子どもたちが環境やエネルギー資源の大切さに対して意識を高めることができた。	体験学習等を通じて子どもたちが環境やエネルギー資源の大切さを認識する。
平成26年度の達成見込み	A	各学校の実態に即して行っている。	

No.6 野外活動宿泊指導等事業			
内容	自然の素晴らしさや厳しさにふれながら自然に親しむ心や社会性、たくましく生きる力を育てるため、野外活動や宿泊活動を実施する。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	○主催事業9事業、オープンデー8事業の計17事業を実施。	○主催事業の応募率90%以上、親子対象の主催事業やオープンデーの応募率100%ともに達成できる見込みである。	○主催事業全体の応募率90%以上の達成。 ○親子対象の主催事業やオープンデーの応募率100%の達成。
平成26年度の達成見込み	A	利用者のニーズに応じた事業を行い、目標通り行っている。	

No.7 防災教育の推進			
内容	想定別の避難訓練を繰り返し実施するなどして、自らの危険を予測し、回避する能力を高め、主体的に行動する態度を育成する。 また、各学校の安全担当・防災担当者等を対象に研修を行い、教職員の資質向上も図る。 さらに、外部の専門家を防災アドバイザーとして学校に派遣して指導・助言を行う。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	平成24年度から教育振興基本計画に盛り込み、取り組んでいる。	○避難訓練（地震・津波、火災、不審者等）の複数回実施 ○防災に関する研修会開催 ○防災アドバイザー派遣	○教職員の防災意識の確立 ○自分の命は自分で守る意識の浸透
平成26年度の達成見込み	A	計画通り実施。	

No.8 「静岡版道徳教育」推進事業			
内容	義務教育9年間を通して、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てることを目標としている。方策としては、すべての学校で地域の方々の体験などを基にした臨場感のある道徳授業の実施や各教室に道徳授業の定着化を図るための「道徳コーナー」を設置するなど、人間としての在り方・生き方を考える実践的な道徳教育を行う。また、幼稚園から高等学校までのすべての子どもたちが、あいさつの励行など基本的な礼儀作法の大切さを学び、自ら実践できるためのあいさつ、礼儀作法の手引きを作成し取り組む。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	100%の実施を目指す。	研修会や学校訪問において、学校教育全体で行う道徳教育（静岡版道徳の実践）を行う上での課題を洗い出したり、上記道徳教育の推進を目指しマナーブックを作成したりした。	道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力を育成する。特にあいさつ等の礼儀作法を習慣化する。
平成26年度の達成見込み	A	目標通り行っている。	

No.9 次世代育成プロジェクト事業			
内容	(1)「スペシャリスト」派遣事業 各界の第一線で活躍する専門家を学校に招き、講師の方々の生き方や専門的知識・技術力に学ぶ。 (2)民間教育力活用事業 民間の様々な教育力を積極的に活用し、講師から体験談を聞いたり、技に触れたりすることで、勤労観や職業観をはぐくむ。 (3)自立をはぐくむ職場体験学習推進事業 連続3日間以上の職場体験学習を全中学校で実施する。そのため条件整備を行う。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	(1)スペシャリスト派遣事業：32校実施 (2)民間講師活用人数 約1,800人 (3)職場体験学習受入事業所リスト掲載事業所数：70事業所	(1)スペシャリスト派遣事業：56校実施 (2)民間講師活用人数 約2,200人 (3)連続3日間以上の職場体験学習を全中学校で実施 職場体験学習受入事業所リスト掲載事業所数：144事業所	各学校において外部人材による協力体制を整える。
平成26年度の達成見込み	A	目標通り行っている。	

No.10 スクールカウンセリング事業			
内容	いじめや不登校、問題行動等、子どもたちの心の問題に対応するため、スクールカウンセラー及び教育相談員を小・中学校に配置し、学校における組織的な相談機能の向上を目指す。		
成果指標	平成21年度末（現状）	平成24年度末（実績）	平成26年度（目標）
	市内小学校の規模及び相談の状況に応じて、月4～8時間スクールカウンセラーを配置した。 中学校については、学校規模に応じて、週6～8時間スクールカウンセラーを配置した。 また、4学級以上の中学校には、教育相談員を15時間配置した。	○児童数600名以上の市内小学校に月10時間、それ以外の小学校には月4時間スクールカウンセラーを配置した。 ○生徒数600名以上の中学校に週8時間、それ以外の中学校は月6時間スクールカウンセラーを配置した。 ○4学級以上の中学校には、教育相談員を週15時間配置した。	すべての小・中学校における校内連絡会を中心とした校内教育相談体制の確立と質の向上を図る。 また、各小・中学校でスクールカウンセラーと教育相談員の予防的・開発的な活用も含めた積極的な活用を図る。
平成26年度の達成見込み	A	目標通り行っている。	

No.11 スクールソーシャルワーカー活用事業			
内容	社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置又は派遣し、子どもたちが置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える子どもたちに支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力向上を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	市内 6 小学校に、週 1 日スクールソーシャルワーカーを配置した。	スクールソーシャルワーカー 5 名を小学校 10 校に、1 回 6 時間、年間 35 回ずつ配置した。配置校以外の学校への派遣時間を年間 140 時間確保した。 支援したケース数は、配置校で 370、配置校以外で 80 であった。	組織的な校内生徒指導体制の充実及び関係機関との連携を促進することにより、問題を抱える子どもたちの支援を行う。
平成 26 年度の達成見込み	A	各校の実態に即し、組織的な生徒指導体制の充実及び関係機関との連携を促進し、目標にそった支援を行っている。	

No.12 学校体育における新体力テストの実施			
内容	体力・運動能力を測る一つの指標として、各小中学校で新体力テストを実施し、現状の把握と次の目標設定に生かす。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	全小中学校において実施。（小 5、6、中 1～3 は全校参加。小 1～4 は任意参加）	体力テストの結果を踏まえ授業改善に向けた授業研究を深めた。学校訪問で授業改善の視点を伝えた。教科指導力向上研修会における実践報告を体育主任者会でを行った。	テスト結果・分析結果の更なる有効活用を図る。
平成 26 年度の達成見込み	A	各小・中学校に PDCA サイクルの構築を呼びかけ目標の実現を目指す。	

No.13 中学校部活動指導員の配置			
内容	中学校の部活動の指導において、主に技術的な面で顧問の教師を補佐する外部指導員を学校の要望に応じて適切に配置し、部活動を円滑に運営する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	43 校の学校に 120 名分の外部指導員を配置している。	希望のあった 41 校に対し、学校の規模及び教員の実情、これまでの実績を踏まえて、適正配置がはかれるように配慮した。	各校の要望に沿った外部指導員の配置による部活動の充実を図る。
平成 26 年度の達成見込み	A	適正配置と指導の充実が図れるように配慮していく。	

No.14 食育の推進事業			
内容	栄養教諭及び栄養士による子どもたちへの食育指導。食に関する指導の全体計画・年間指導計画の作成。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	食教育推進委員会の立ち上げ準備	食教育推進委員会の協議による食育の推進 食に関する指導の全体計画は全ての小中学校で作成	静岡市の食に関する指導全体年間計画の作成 (H24 年度見直し) 食教育推進委員会の協議による食育の推進 食に関する指導の年間計画の作成 全ての子どもに対して、食に関する指導を実施
平成 26 年度の達成見込み	A	全体計画に基づいて、各学校で指導が行われている。	

No.15 地産地消推進事業			
内容	学校給食における、地場産品（県内産食材）の活用推進を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	献立作成テーマを「たべものの旬を覚えよう（静岡県産）」とし、毎月の献立に地場産品を取り入れ、食指導し、給食日より等で紹介	献立原案の工夫や「ふるさと給食の日」を通して、県内産食材を積極的に取り入れた	国の目標値(30%)に近づける (H24 年度見直し) 県内産食材の使用率 40%を維持する
平成 26 年度の達成見込み	A	平成 26 年度目標を達成済である。	

No.16 児童・生徒の健康管理			
内容	子どもたちの健康管理と疾病の早期発見を図るため、検診及び学校環境衛生の検査を実施し、学校保健・学校環境の円滑な管理・運営を行う。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	健康診断・各種検診及び環境衛生検査の実施	すべての学校に対して、健康診断の実施と、対象者に対する再検査及び精密検査の実施を行った。また、学校環境衛生基準に準じた学校環境衛生検査の実施と改善を進めた。	健康診断等による疾病の早期発見に努めるとともに、環境の改善を進め、子どもたちの健康の維持・増進を図る。
平成 26 年度の達成見込み	A	引き続き滞りなく健康管理や環境衛生の管理運営を図る。	

No.17 薬物乱用防止教室			
内容	学校薬剤師等を講師として、各学校で乱用防止教室を開催し、喫煙、飲酒、薬物（覚せい剤、麻薬等）の体への弊害の周知徹底を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	全小・中・高等学校で実施	全小・中・高等学校で実施。中学校では 2 回以上開催したところもあった。	薬物乱用による身体への弊害の更なる周知徹底
平成 26 年度の達成見込み	A	引き続き薬物乱用防教室の充実を図っていく。	

No.18 教員採用事業			
内容	静岡市独自の教員採用システムを構築し、適正のある教員を確保する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	教員採用試験が実施され、新規教員が採用される。	優秀な教員の採用	優秀な教員の採用
平成 26 年度の達成見込み	A	新規採用教員の現場での貢献度と採用試験との関連性を分析し、面接試験問題等の改善を図った。また、志願者数を増やすことでより多くの採用希望者からの選考が可能となり、目標どおり行っている。	

No.19 熱血教師塾事業			
内容	昨今の学校現場を取り巻く環境は、これまでに増して厳しい状況にあり、特に小学校に新規採用される教員には、学級担任を受けもつことのできる即戦力としての能力が必要とされる。本事業は、こうした小学校現場の教育的ニーズにこたえるため、市独自に開塾する熱血教師塾と小学校教員採用を連動させた事業である。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	塾生選考試験、入塾式、開塾（第 1・2 ステージ）	第 3 期卒塾生のうち、特別選考試験により 20 名の採用者を決定し、また第 5 期に向けての事業改善計画を策定した。	入塾から卒塾までの事務の円滑な実施とともに優れた人材を小学校現場に採用するシステムを確立する。
平成 26 年度の達成見込み	A	卒塾生の状況把握を基にカリキュラムを改善し、目標どおり行っている。	

No.20 教職員研修事業			
内容	教職員を対象とした初任者研修、5 年、10 年経験者研修などの経年研修、教育ニーズに合わせた希望研修の開催。 喫緊の教育課題に対する教育課題講演会の開催や先行研究を行い、啓発を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	○新学習指導要領への対応として、英語活動等国際理解指導者養成研修や新カリキュラム講座開催 ○希望研修参加者 1,647 人	○授業づくり研修、通常の学級における特別支援教育研修、学校チェンジマネジメント研修ほか開催 ○希望研修の積極的な広報 ○希望研修参加者 2,231 人	○希望研修の内容を充実 ○参加者数 2,000 人の実施
平成 26 年度の達成見込み	A	希望研修の講座数、内容ともに拡充が図れ、参加者数が目標を大きく上回っている。	

No.21 近隣校研修			
内容	義務教育 9 年間の子どもの学びの連続性の保障やその地域の子どもに共通する課題の解決を目指して、近隣の小・中学校に勤務する教職員が共に学び合う研修。 本研修により、教職員一人ひとりの資質向上を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	中学校区を中心とした 41 地区全ての地区で実施（小学校同士、中学校同市の連携含む）	小中連携を目的とした研修会の実施率 100%。このうち全教職員が参加した学校数は 88 校で、全学校 129 校の 68.2%。	実践事例を積極的に広報し、研修に対する教職員の意識向上を図る。
平成 26 年度の達成見込み	A	リーフレット、研修だよりによる広報活動や、教育センターの実施校への支援により、小中連携研修が全校で実施されており、教職員の意識も高まっている。	

No.22 学校評議員制度			
内容	学校運営に関して、地域住民や保護者を学校評議員として委嘱し、以下の内容で意見を聞く。 ○教育目標及び教育計画に関する事項 ○教育活動に関する事項 ○学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ○その他校長が必要と認めた事項 各校5名程度の学級評議員を委嘱 学級評議員会の開催 学校評議員の教育活動参観		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	全校で 780 名に学校評議員が委嘱され、学校運営に貢献する。	全校で 739 名に学校評議員が委嘱され、学校運営に貢献している。	学校評議員制度が有効に働き、学校が活性化する。
平成 26 年度の達成見込み	A	各校で学校評議員が委嘱され、学校運営に係る助言や支援を通し、学校の活性化の一助として機能し、目標どおり行われている。	

No.23 学校評価システム推進事業			
内容	教育活動その他の学校運営状況について、学校が自ら行う自己評価と、その自己評価をもとに保護者や地域住民が評価を行う学校関係者評価とを行うことによって、学校運営の改善を図るとともに、開かれた学校づくりをとおして、教育の質の保証や向上を目指す学校評価システムの構築と推進を行う。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	市立幼・小・中・高 146 校（園）において静岡市学校評価システムによる学校評価を完全実施	146 校（園）の評価システム進捗状況を把握・検証した結果、各学校は、学校運営の改善を行いつつある。	各校における PDCA サイクルの定着を図る。
平成 26 年度の達成見込み	B	146 校（園）の学校評価システムの評価状況を把握・検証を継続し、学校運営の改善を進めていく。	

No.24 幼児教育振興事業			
内容	幼稚園児も保育園児もともに「就学前教育(保育)」を受ける子どもと捉え直し、幼稚園と保育園それぞれのよさを取り入れた教育(保育)の実現を図るとともに、その成果としての教育(保育)内容や運営方法を他の幼稚園・保育園に広める。 研究会を開催し、幼児教育の総合的推進を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	幼稚園・保育園・保育課・教育委員会事務局の代表が参観、交流しながら相互理解を深める。	支部幼保協議会の実施により、支部内での幼稚園教諭と保育士の交流が促進され、互いのよさを理解し合い、自園の保育に生かすことができた。	幼・保が互いのよさを理解し融合させた就学前教育の充実を図る。
平成 26 年度の達成見込み	A	目標どおり行っている。	

No.25 幼保小連携協議会			
内容	小学校校長代表、公私立幼稚園長代表、公私立保育園長代表により、円滑な連携の方法等についての協議や公開保育の協議を行う。また、幼保小の円滑な連携の事例や情報提供を行う。これにより、ホープロblemへの対応につなげていく。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	連携協議会を開き、相互理解を深めた。	○連携協議会（H24. 6. 25 実施）を開き、幼保から小への円滑な接続に向けての取組について、協議を深めた。 ○公開保育（H25. 1. 17, 18） 公開幼稚園数 65 園 参観者数（延人数） 小学校教諭：241 名 保育士：75 名	幼保と小が連携した教育の充実を図る。
平成 26 年度の達成見込み	A	計画通り実施。	

No.26 地域に開かれた幼稚園づくり推進事業			
内容	保護者の育児不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりの一環として、幼稚園が「地域の幼児教育センター的役割」を果たすため、幼稚園がもつ人的・物的教育機能や施設を開放する。未就園児にはふれあい遊びの場の提供、保護者には仲間づくりや情報交換・育児相談の場とする。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	【未就園児の集い】 ○市立・私立幼稚園あわせて、476 回実施 ○参加者数（延べ人数） 未就園児：10,265 人 保護者：9,944 人	【未就園児の集い】 ○市立・私立幼稚園あわせて、444 回実施 ○参加者数（延べ人数） 未就園児：10,995 人 保護者：10,399 人	○幼稚園の幼児教育センター的役割の充実 ○市民への周知の充実 ○実施回数及び参加人数の増加
平成 26 年度の達成見込み	B	就学前の幼児数の減少により、参加人数の増加は難しいが、実施回数及び内容の充実により、幼稚園の幼児教育センター的役割を果たす。	

No.27 高等学校基本計画推進事業			
内容	静岡県高等学校基本計画に基づき、普通高校改革、商業高校改革等を推進する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	○静岡市立高等学校における理数教育推進計画の策定 ○清庵・静岡両地区新構想高等学校（仮称）基本計画の策定	○静岡市立高等学校科学探究科 2 年目、理数教育の推進 ○静岡市立清水桜が丘、県立駿河総合高等学校の開校準備完了	○高等学校基本計画の推進
平成 26 年度の達成見込み	A	高等学校基本計画に則った高校改革が推進できている。	

No.28 市立清水桜が丘高等学校等整備事業（旧 清庵地区新構想高等学校（仮称）等整備事業）			
内容	清水商業高校と県立庵原高校を再編整備して新構想高等学校を設置する。設置場所は、清水商業高校校地と清水文化センター敷地とし、岡生涯学習交流館などの複合施設として整備する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	基本設計の完了	○校舎棟建設工事完了 ○体育館及び岡生涯学習館棟建設工事が着手	市立清水桜が丘高等学校（旧 清庵地区新構想高等学校（仮称））等整備事業の完了
平成 26 年度の達成見込み	A	運動場整備完了により全整備事業完了。	

No.29 特別支援教育推進事業			
内容	一人ひとりに応じた適切な指導・支援の充実や校内支援体制の整備・充実を図るため、特別支援教育支援員の派遣、就学指導委員会の設置、特別支援相談を行う。 また、特別支援学級が合同で実施する教育活動の充実のため、特別支援連絡協議会を設置する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	○幼稚園に 3 人、小中学校に 82 人の支援員を派遣 ○3 人の巡回相談員により、100 件の巡回相談の実施	○幼稚園に 3 人、小学校に 115 人、中学校に 43 人（内市費負担 134 人、県費負担 27 人）の支援員を派遣 ○臨床発達心理士等の専門家 5 人による巡回相談 203 件の実施。	幼稚園、小中学校への支援員の派遣、巡回相談、教育相談の実施等により、支援のさらなる充実を図る。
平成 26 年度の達成見込み	A	目標通り行っている。	

No.30 日本語指導が必要な児童・生徒の支援事業			
内容	日本語指導が必要な子どもたちに対し、日本語指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行う。 (1) 通級指導 3 センターを設置。週 1 回 2 時間、年間 33 回 (2) 訪問指導 年間 10 回程度。1 回 1 時間 (3) 適応相談 母国語による相談。年間 3 回程度。1 回 2 時間		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	(1) 通級指導 33 回/1 人、55 人利用 (2) 訪問指導 10~20 回/1 人、35 人利用 (3) 適応指導 3~6 回/1 人、10 人利用	(1) 通級指導 33 回/1 人、66 人利用 (2) 訪問指導 10~20 回/1 人、26 人利用 (3) 適応指導 回数制限なし/1 人、8 人利用	一人あたりの通級指導・訪問指導回数を増やし、きめ細かい指導を行う。
平成 26 年度の達成見込み	A	児童生徒の支援充実に向けて、敏速な対応を心がけている。	

No.31 学校応援団推進事業			
内容	子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校にコーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助といった活動により学校を応援する体制を整える。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	小学校 13 校での実践	拠点校に限らず、ブロック内で本事業の周知が進み、各学校では、各校の活動状況やボランティア情報を共有している。 ブロックの垣根を越え、拠点校同士での情報のやりとりも行われつつある。	区ごとのネットワーク体制の確立 (H24 年度見直し) 13 ブロック内の学校応援団ネットワーク体制の確立
平成 26 年度の達成見込み	B	13 ブロック内で近隣校を中心とした学校応援団ネットワーク体制を確立する。	

No.32 学校給食施設整備事業			
内容	両河内中学校給食センターの建設並びに西島中学校給食センターの建替えに引き続いて、西部学校給食センター、北部学校給食センターの整備を進める。また、清水区の学校給食センター建設について、整備計画を進める。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	○南部学校給食センター建設中 ○両河内中学校給食センター（平成 22 年 3 月完成）	○両河内中学校給食センター開設 ○西島中学校給食センター開設（旧南部学校給食センター） ○西部学校給食センターの改修工事に着手	○西部学校給食センター及び北部学校給食センターの改修、供用開始 ○清水区学校給食センターは、用地取得、PFI 可能性調査の実施（平成 24 年度見直し） ○西部学校給食センターの供用開始 ○北部学校給食センターの再整備
平成 26 年度の達成見込み	C	再整備のため現在休止中の西部学校給食センターを、平成 26 年 4 月に再稼働する予定で、その後、北部学校給食センターを休止し整備を進める。 清水区の学校給食センター整備については、今後第 3 次総合計画において検討していく。	

No.33 放課後子ども教室推進事業			
内容	放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、地域・学校・行政の三者連携により、学校施設を活用し、子どもたちの様々な体験学習や異世代間交流等の「学びの場」を提供する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	小学校 5 校で実施	小学校 10 校で実施	学校・地域の実情を踏まえ、計画的に実施する。
平成 26 年度の達成見込み	A	学校・地域の要望や実情に合わせ、目標どおり行っている。	

No.34 情報モラル教育の推進			
内容	市教委から各市立小中学校を通してすべての子どもたちと保護者あてに「携帯電話アンケート」を実施し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」の啓発に努めるとともに、各学校では、関係機関から講師を招いて講話を受けるなどしながら、各教科等を通して「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」の育成を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	アンケートを活用した啓発を全校で実施	○「携帯電話アンケート」5 年間実施し、子供への指導や保護者への啓発を行う。 ○ICT 環境を活用した授業の実施。	アンケートを活用した啓発と、ICT 環境を活用した授業の全校実施
平成 26 年度の達成見込み	A	道徳、ICT 推進と連携しながら目標とおり行っている。	

No.35 図書館資料整備事業			
内容	図書館の資料（本・雑誌・AV 資料）を整備し、子どもの読書活動推進や市民の図書館利用促進を図る。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末	平成 26 年度（目標）
	貸出点数 4,857,261 点	貸出点数 4,494,969 点 (目標 4,992,000 点)	貸出点数 5,200,000 点
平成 26 年度の達成見込み	C	計画策定当時は分館の開館や貸出冊数制限の緩和等もあり、順調に推移していたが、余暇の活用手段としての様々な媒体の出現や、システム更改による長期の休館等もあり、平成 24 年度は減少傾向が顕著となった。 貸出点数は図書館事業を図る上での重要な数値項目と認識しており、今後は美術館等の公共施設と連携し、情報発信することにより、利用者の拡大に努めていく。	

No.36 学校施設整備事業			
内容	子どもたちが一日の大半を快適に過ごすため、校舎の改修やトイレリフレッシュを行う。また、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、計画に基づいた学校施設の整備を行う。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	小中学校の校舎・体育館耐震化率（IS 値 0.7）100%	○校舎構造保全事業を1校で、また、トイレリフレッシュ事業を延べ11校で実施。 ○施設整備の長期的計画の策定（学校施設整備計画）について、資料収集やデータ整理を行い基本的な考え方をまとめた。	計画に基づく事業の実施
平成 26 年度の達成見込み	A	学校施設整備計画に基づいた施設整備の実施。	

No.37 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業			
内容	市内小学校を中心に、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、スクールガードリーダーによる子どもの安全確保のための巡回指導を実施するとともに、地域の学校ボランティアへの指導を行い、連携を取り、協力しながら地域ぐるみで安全確保に努めている。また、学校安全ボランティアの活動を支援するための講習会を開催する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	スクールガードリーダー15人による巡回指導、学校ボランティアへの指導実施	スクールガードリーダー15人による巡回指導、学校ボランティアへの指導実施。 各地区での交番・派出所との情報を交換し、連携を強めた。	市内各地区の安全ボランティアの組織の編成・連携を図り、地域社会全体での安全体制の確立を進める。
平成 26 年度の達成見込み	A	計画通り実施。	

No.38 小・中学校 ICT 環境整備事業			
内容	学校 ICT 環境整備とそれに伴う子どもたちの学力向上のほか教職員の校務の省力化を実施する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	全小・中学校のコンピュータ室の整備完了	校内無線 LAN の改善とデジタル教科書活用環境の改善を行った。	継続実施
平成 26 年度の達成見込み	A	校務省力化とともに ICT 環境の整備を行っている。	

No.39 学校図書館教育推進事業			
内容	学校図書館の蔵書を確保し、学校図書館の読書センター、資料センターとしての機能の充実に加え、学習情報センターとしての機能の充実に図るために各校に司書教諭の補佐として学校司書を配置する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	12 学級以上の学校に 81 人を配置	8 学級以上の学校に 96 人を配置	学校図書館の機能の更なる充実
平成 26 年度の達成見込み	A	計画通り実施。	

No.40 県立・私立高等学校との連携			
内容	高等学校教育における教育内容の改善や教職員の資質向上を図るため、県立・私立高等学校と連携し、情報の共有及び研究協議を実施している。 ○生徒指導関係…生徒指導地区研究協議会、高等学校生徒指導連絡協議会 ○進路関係…高等学校進路指導連絡協議会 ○各教科…教科ごとの研究協議会（例：理科教育研究会、商業教育研究会）		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	各団体により実施	○各連絡協議会の実施 ○ICT 環境整備のための県教委、県立学校との連携	高等学校教育の充実
平成 26 年度の達成見込み	A	再編整備に伴い、市立・県立学校の連携ができています。	

No.41 小中学校適正規模等検討事業			
内容	急激な少子化に伴い、学校が小規模化すると活力ある教育活動ができにくいなど、学校運営に支障が生じている。このため、適正な学校規模を確保し、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するとともに、一層の教育効果の向上を図ることを検討する。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	—	静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会からの答申に基づき、統合検討対象学区の関係者と協議を進めている。	全市的な適正規模・適正配置計画の策定
平成 26 年度の達成見込み	A	審議会からの答申に基づき、目標どおり行っている。	

No.42 通学区域審議会			
内容	通学区域の調整を図ることにより、学校の適正規模化と教育効果を充実させる。		
成果指標	平成 21 年度末（現状）	平成 24 年度末（実績）	平成 26 年度（目標）
	実施（3回開催）	第 1 回 柚木・恩田原地区からの要望について報告・検討。 第 2 回 柚木・恩田原地区の通学区域を変更する答申。 第 3 回 千代田東小学校、長田東小学校、由比小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う、通学区域を変更する答申。	継続実施
平成 26 年度の達成見込み	B	学校の適正規模や地域の要望をもとに、適正な通学区域を調整している。	

V 平成 24 年度 学校・園の主な取組

平成 24 年 8 月 21 日教育委員協議会（教育委員と点検評価報告書学識経験者との意見交換）の中で、学識経験者から教育振興基本計画や点検評価報告書の内容を学校・園にもっと周知することが必要であるとの意見があった。これまで、教育振興基本計画については教職員研修等で、点検評価報告書については校長会でそれぞれ配付し、教職員への周知を図っていたが、教職員に教育振興基本計画の施策をより身近なものと感じてもらうため、学校・園に、主な取組を 1 点と、その取組がどの施策に該当するかを報告させ、それを報告書に掲出することとした。各学校・園が報告書を手に取り、自校の取組とともに他の学校・園の取組を参考に活用することを期待する。

高等学校（3校）学校名はアイウエオ順

学校名	中 施 策	主 な 取 組
静岡市立高	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	時間を守ることに制服の美しい着こなしを重点に、登校時に生徒昇降口等での指導を全職員で実施している。また、授業がチャイムと同時に始められるよう早めに行動している。身だしなみについては、具体的なポイントをイラストで示し、季節ごとに職員、生徒に配布して意識の統一を図った。
静岡市立商業高 <small>(平成 25 年度から高校再編に伴い県立駿河総合高校に)</small>	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	授業の始業と終業の時間を厳守し、商業を学ぶ生徒のマナーとして服装を正して授業に臨ませる指導を行い、授業に集中して取り組む態度を身に付けさせ、シラバス（授業計画）に沿った生徒に分かりやすい授業展開に努めた。授業改善促進のため、1・2 学期に 5 日間の授業研修週間を設け、他の教員の授業を積極的に参観する研修を実施した。
静岡市立清水商業高 <small>(平成 25 年度から高校再編に伴い市立清水桜が丘高校に)</small>	学校の情報化の充実 (方向性 3 大②中 1)	新高校（清水桜が丘高校）のほとんどの教室に最新の電子黒板等が整備されるため、職員に対し利活用の研修や研究授業を行うなど、最新の ICT 機器を導入した理解度の高い授業展開の推進を図った。

中学校（4 3校）学校名は区ごとアイウエオ順

美 区

学校名	中 施 策	主 な 取 組
あべかわ 安倍川中	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	コミュニティースクールの意識をもち、総合的な学習の時間で竹千筋細工、静岡おでん、音楽で琴、家庭科でそばなど、地域で活躍される方をゲストティーチャーに招いた。また、読み聞かせや補充学習の支援、環境整備等でも活躍いただき、地域ぐるみで学校を支援いただいた。
あんどう 安東中	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	本校の重点目標「美しい学校、楽しい授業、高め合う仲間」の 3 つの内容を、年間の区切りである 3 ステージへ振り分けた。職員の係である学習・生活・特別活動の各々が重点目標を受け、さらに具体的な目標を設定しその実現を目指した。生徒・職員共に常に重点目標を共有し、具体的な取り組みをすることができた。
いかわ 井川中	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	校内授業研修を 3 回開催し、言語活動の位置づけを明確にした授業を行うため、言語能力個人シートを活用した。授業研究は、教員免許所有教科で全員が 1 回以上行った。個々の生徒について各教科の授業でのあらわれや願う生徒の姿等、取組の成果や課題をまとめ共有できるようにした。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
うめがしま 梅ヶ島中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2) 民間活力を教育に生かす施策の推進 (方向性 2 大①中 2)	総合的な学習の時間では、伝統芸能継承学習として、全校生徒で神楽に取り組んできた。計画的に神楽保存会の方に指導していただき、さらに上級生が下級生に指導した。年 2 回行われる白髭神社の祭礼において神楽を奉納し、地元の祭りでも堂々と披露することができた。
おおかわ 大川中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	聖一国師(学区内で生まれた高僧で、宋から持ち帰ったお茶の栽培を広めた)が開山した京都東福寺に修学旅行で訪問し、生徒が摘んだお茶を献茶するとともに、育てた苗木を植樹している。また、地域の講師を招いて、お茶のお点前や手揉みの体験学習を行っている。
おおこうち 大河内中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	アマゴの人工授精から放流まで、ワサビの植え付けから収穫まで、お茶の茶園整備からお茶摘みまで、命あるものの育成から収穫までを、勤労生産活動として生徒の手によって行っている。
なごうえ 籠上中	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大②中 3)	悩みを抱える子どもたちへの対応として、主に金曜日にカウンセリングを行っている。また週 1 回カウンセラーと担当職員とで支援部会や、随時外部関係機関とケース会議を開催し、対応について協議している。8 月に職員研修として思春期心理に詳しい医師を講師に招き、医療面の理解を深め、事例研究を行った。
かんざん 観山中	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	学校応援団コーディネーターが地域の方に学校応援団だよりを配付し、ボランティアを募集するなど学校と地域の調整役を行っている。ボランティアは「赤ペン先生」として定期テスト前のプリント学習の〇付けや、図書館蔵書の整理、花壇の整備など学校をサポートしている。
しずはた 賤機中	問題を抱える子供たちへの適切な対応 (方向性 1 大②中 3)	スクールカウンセラーが心の問題を抱えた生徒や親に寄り添いながら面談を行っている。週 1 回、スクールカウンセラーと教育相談員、養護教諭、特別支援コーディネーター、教頭で相談部会を開き、支援策を見出すとともに、学級担任や部活動顧問等との連携を図るなど生徒の居場所を確保している。
じょうない 城内中	学校の情報化の充実 (方向性 3 大②中 1)	校務情報化に向けて実証実験を行い、テスト処理・成績処理等を行い、課題の抽出や有効性や安全性の検証をした。成績処理が人為的でなく数値化され、教員の事務の軽減を図ることができた。
すえひろ 末広中	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大②中 3)	生徒指導主事(コーディネーター)を中心に、毎週行う支援部会において策定した個別の支援計画に基づき、学級担任、スクールカウンセラー、教育相談員、特別支援教育支援員や関係機関等と連携して、支援を必要とする生徒への計画的・組織的な支援・指導体制を構築することができた。
たまかわ 玉川中	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	少ない人数でも生徒が元気に取り組めるように、平成 11 年度から「玉川太鼓」を始めた。週に一度の練習を積み上げ、校内、地域での催し物や福祉施設慰問にとどまらず、市内のイベントや発表会から出演依頼があり、平成 24 年度も 10 数回に及ぶ演奏を行った。この太鼓演奏が、学校はもとより、地域にも元気や活力を与えている。
にしな 西奈中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	自尊心、挑戦意欲、集中力など、学習に向かう姿勢づくりや部活動における精神力の在りようが、本校生徒の大きな課題である。これを受け、スクールカウンセラーを中心とした校内支援体制の強化や、大学の研究室との連携などにより、メンタルトレーニングによる段階的な支援・指導を図っている。
ほとり 服織中	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	地域住民から、学習支援ボランティアを募り、希望生徒を対象に生涯学習センターにおいて、4 月の土日には 1 年生の数学講座を 4 日間、8、12 月の長期休業中に 2 年生の英語講座を 4 日間実施した。生徒は中学で学ぶ数学や英語を好きになることや、学力を高める方法を学ぶことができた。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
ひがし 東 中	学力・学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	国語と数学の全国学力・学習状況調査の分析結果をもとに、各教科における言語活動の充実を図り、思考・判断・表現力の育成を行った。
みわ 美和中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	重点目標の内の『明るい挨拶』を特に意識し、誰とでも明るく元気よく挨拶を交わすことで、相手を認め思いやる心を育てることに取り組んだ。生徒会も「あ；朝 い；いちばんの さ；さわやかな笑顔で つ；つながろう」の標語をつくり、生徒の意識高揚を推進した。地域住民から、中学生の挨拶が変わった、との感想が届いた。
りゅうそう 竜爪中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	重点目標の中に「すすんであいさつ」を位置づけ、日頃からあいさつの励行を意識付けるとともに、生徒会が中心となり学級輪番で毎朝のあいさつ運動を実施している。また、道徳授業においては、スクールカウンセラーを講師に招いた授業や保護者の道徳資料に対する意見を取り入れた授業を行うなど道徳実践力の育成に努めている。
わらしな 藁科中	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	藁科中学校同窓会が、芝生を守る会を兼任し、平成 22 年度からグラウンドの全面芝生化を実施した。学校は、地域との交流を深めるグランドゴルフ交流会などを生徒会が中心になり実施し、芝生を守る会がこうした活動の支援体制作りを行っている。

駿河区

学校名	中 施 策	主 な 取 組
おおざと 大里中	特別支援教育の充実 (方向性 1 大⑦中 1)	特別支援教育推進に当たり、不登校対策は必要欠くべからざるものである。本校では「適応指導」と「学力補充」の2つの方向性を策定し、当該生徒を支援する『個別プログラム』を設定した。特に「学力補充」では、週コマの中に数学基礎など 17 プログラムを開設し、指導した。〔欠席率；23 年度（2%台）→24 年度（1%台）に改善〕
おさだし 長田西中	健康教育の充実 (方向性 1 大②中 7)	給食終了後に、歯磨きタイムとして全校で虫歯予防の歯磨きを実施した。歯科医とも連携をとり、授業や学校保健委員会を通して、全校で口腔衛生上必要な内容を学習した。平成 24 年度は、県の学校歯科保健優秀校の表彰を受けた。
おさだみなみ 長田南中	学力・学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	漢字、計算、英単語の「黒潮チャレンジテスト（基礎学力の定着を目指した小テスト）」の基準点以上の合格を目指し取り組んでいる。予想問題を解くなどの事前学習や、一回目で基準点に満たない生徒も、教師の助言を受け復習し二回目にチャレンジして、多くの生徒が合格できた。（合格率 92.8%）
しるやま 城山中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	平成 23 年度来、「あいさつの質」を高める取り組みをしている。自己表現が苦手な生徒が多いことが課題であったため、テーマトーク等を通して、生徒に主張をする場を与え、自信をつけさせることにより、互いを認め合い、よりよい人間関係を築こうとする姿勢が育まれた。
たかまつ 高松中	信頼される教員の育成 (方向性 1 大③中 2)	義務教育 9 年間の子どもの学びの連続性の保障やその地域の子どもに共通する課題の解決を目指し、近隣校研修において小中連携を意識した。また、校内でも小集団による学び合いを意識した授業を心がけ、年間 2 回の授業公開週間を設定するなど教職員一人ひとりの授業力の向上を図った。
とよだ 豊田中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	キャリア教育の目標である「自分の在り方・生き方を考える」に到達する手立ての一つとして、全校や各学年で「夢の実現」や「よりよい職業観」等をテーマに「生き方講話」を計 4 回実施した。また各学年では、体験を重視し 3 年間を見通した系統的な生き方指導の実践にも努めている。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
なかじま 中島中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	全学年を 3 集団に分けた縦割り活動の一つとして園芸活動を実施した。安倍川河畔の花壇を整備するラブリバー活動は、生徒の豊かな感性や郷土を大切に作る心の育成につながった。
ひがしとよだ 東豊田中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	あいさつの励行として、「毎朝のあいさつ運動」を生徒会生活向上専門委員会・部活動・クラス当番・ボランティア等の単位で継続的に取り組んだ。また、学区内の小学校に出張して朝のあいさつ運動をしたり、スローガンの横断幕を作ったり、様々なアプローチで取り組んだ。
みなみ 南中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	義務教育 9 年間を通じた道徳的資質の育成を目標に道徳教育に力を入れている。具体的には各学年週 1 回の道徳授業案検討、授業後の板書撮影による実践蓄積、道徳コーナーの充実、外部講師を招聘しての道徳講話会、小学校との合同による道徳授業公開、挨拶と清掃を共通指導項目とした小中一貫の生徒指導等を実施している。

清水区

学校名	中 施 策	主 な 取 組
かんばら 蒲原中	キャリア教育等による実践的教育の推進 (方向性 2 大③中 1)	キャリア教育の一環として地域行事の蒲原宿場祭りに参加（3 年生は保護者から出資金を募り模擬店（わさび、ケーキ、おでんなど）を出店、2 年生は時代劇、フリーマーケット、理科実験プロジェクト、1 年生はボランティアとして参加した。地域の中で共に活動できる喜び、仲間とともに働く喜び、社会のしくみなどを学んだ。
しみずいだい 清水飯田中	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	連合自治会長、飯田生涯学習交流館長、庵原町交番長、社会福祉議会議長、民生委員児童委員協議会長、保護司会代表理事、保護司を招いて、「地域連携協議会」を 6 月と 11 月に開いた。この協議会では、本校の行事予定、生徒の様子を説明し、校内巡視をして情報交換を行い、本校の教育活動への理解と協力を求めた。
しみずいほら 清水庵原中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	民間教育力活用事業を利用し、和装教育推進会による「ゆかた着方授業」、青少年・乳児ふれあい促進事業を利用した「乳幼児ふれあい授業」、静岡市食育応援団を利用した調理実習、青年海外協力隊の方の講話など、生徒が本物にふれる授業を実施した。地域人を講師として、ジャム作りなどの体験的な学習も継続的に行っている。
しみずおきつ 清水興津中	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	平成 23 年度から引き続き、毎週水曜日、保護者の協力を得て、朝の挨拶運動を正門付近で行っている。挨拶をすることの大切さを、生徒たちだけでなく、地域にも伝えることができた。また、安全に登校できるよう、交通整理もその日に行っている。
しみずおじま 清水小島中	学校の情報化の充実 (方向性 3 大②中 1)	社会、数学、理科、保健体育、技術・家庭等、様々な授業において MacBook や iPad、大型ディスプレイ等を積極的に活用した。課題の解決に向けて、生徒がインターネットをツールとして活用し、ICT 機器を利用した学習成果を発表するなどビジュアル的でわかりやすい授業を展開した。
しみずそでし 清水袖師中	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	「かわり合う場のひと工夫」を研修テーマとし、授業の中に関わり合う（自分の思いを表現する）場を意図的に設定し、「分かりやすい授業」を目指した。平成 24 年度は授業改善のため、講師を招き、ファシリテーション（会議等で発言等を整理し、相互理解をサポートする）研修を行い、KJ 法（意見をカードに記載し、体系ごと分類する方法）などの手法を研修会や授業に取り入れ、「分かる授業」に向け、教員の意識を高めることができた。
しみずだいいち 清水第一中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	静岡市スペシャリスト派遣事業団体に登録している異文化理解教室の EGG の協力を得て、外国人講師 4 名を招き、講話や交流活動を行った。様々な国の文化を学び、外国人の日本における人生観を知ることができた。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
しみずだいに 清水第二中	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	近隣の中学校 4 校が合同で教科研修会を開催し、各教科 1 名が授業を公開して授業研究を行った。事後研修では、「分かる授業」の推進に向けて討議や意見交換が行われ、各校で取り組まれている授業改善の工夫を発表する機会になった。また、他校の教員との情報交換もでき、交流が深まった。
しみずだいさん 清水第三中	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	生徒が参加する登校時のあいさつ運動を行っており、毎週月曜日は PTA 活動で参加した保護者と一緒に活動することで、保護者との連携も図っている。生徒は自然にあいさつができるようになった。
しみずだいよん 清水第四中	防災教育の推進 (方向性 1 大①中 5)	総合的な学習の時間のテーマを「よりよく生きる一地域のためになにができるか」とし、2、3 年生で、地域貢献のための防災教育に取り組んだ。東北大震災の調べ学習や DIG 学習（図上訓練）を通して、学区の防災や災害時の対策などを学習した。
しみずだいに 清水第五中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	清水第五中学校の学区には、羽衣伝説で有名な景勝地「三保の松原」がある。平成 11 年度より本校卒業生、宝生流能楽師シテ方佐野登氏を講師に招き、日本の伝統芸能である能の学習を行っている。礼儀をとoshi、人の心を大切にす気持を育み、さらに郷土を愛する心を次の世代へ受け継いでほしいと願っている。
しみずだいろく 清水第六中	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大②中 3)	全生徒に年 4 回面談期間（三者面談・教育相談）を設け、心の問題を把握した。カウンセリング室には生徒指導主事を中心に全時間に教員が常駐し、相談員、特別支援員、スクールカウンセラーが交代で生徒の支援にあたる。特別支援会議と主任会を毎週開いて諸問題へ迅速に対応し、大きな成果をあげている。
しみずだいなな 清水第七中	キャリア教育等による実践的教育の推進 (方向性 2 大③中 1)	民間企業で働いている方を講師に招き、働くことの意義や仕事をしていて嬉しかったことや感動したこと、苦労などの体験談を聞き、プロの技にふれる事で、勤労観や職業観を育んだ。また、職場体験学習に向けての意欲づけにもなった。
しみずだいはち 清水第八中	防災教育の推進 (方向性 1 大①中 5) 放課後・休日における体験・交流活動の場づくり (方向性 2 大①中 3)	地域防災訓練に向けて、学区内 21 地区の防災担当者に学校に来校し、地区ごと、代表生徒に訓練の持ち方や中学生の役割分担を説明していただいた。後日、代表生徒から各地区の生徒に伝達する場を設け、当日は、どの地区でも地域の一員としての自覚をもち、地域の人々とのかかわりの中で、生き生きと訓練に参加する姿が見られた。
しみずりょうごうち 清水両河内中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2) 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	学校茶園において、施肥、草取り、茶摘みを行い、製茶した茶葉を使って、お茶会や闘茶会を実施した。施肥などの茶園管理、お茶会、闘茶会とも地域の方々を講師に迎え、お茶の歴史や育て方、摘み方、おいしい淹れ方などを学ぶとともに、交流を深めた。
ゆい 由比中	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	PTA や同窓会の協力により各界で活躍する専門家を招いた。3 年生は、世界で活躍する水墨画家と揮毫（毛筆で言葉や文章を書くこと）に加わり超大作を制作し、集中力を高めることの大切さを学んだ。また、JAXA 名誉教授を招き、「はやぶさ」に関する講話を聞き、日本人としての誇りや夢を持って世界へ発信することの大切さを再認識できた。

小学校（86校）学校名は区ごとアイウエオ順

葵 区

学校名	中 施 策	主 な 取 組
あおい 葵小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	修学旅行での京都市立上賀茂小学校との交流を最終目的とした「静岡の歴史」について学ぶ学習、京都・葵祭で使われ、校章のデザインのもとになっている「ふたば葵」の栽培活動、静岡の伝統文化となっている「木遣り」の学習などとおして、自分たちの住む静岡を知り、歴史と文化に誇りをもつ子どもの育成に取り組んだ。
あさはた 麻機小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	2ヶ月に1回程度、各学年が学年に応じた音楽発表会「うたごえタイム」を行った。地域の有識者によるサポートを受け、楽しく音楽の基礎知識を増やし、技能を大きく高めることができた。そして、友達と役割を分担し、助け合う心、最後まであきらめず努力する心が養われ、達成感・成就感を味わうことができた。
あしくぼ 足久保小	心の教育の推進 (方向性 1大②中1)	「温かな心と強い意志をもった子を育てる。」ことを柱に、道徳教育の推進に力を入れた。体育館に全校児童を集めて『全校道徳』を2回実施した。また、5月の参観会では、全学級で道徳授業を公開した。週1回の道徳授業を全学級火曜日1校時に位置づけ、積み重ねのある道徳授業の実践に努めた。
あべぐち 安倍口小	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1大②中3)	毎週金曜日を学級の日とし、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに來校して頂いている。授業中の児童を観察し、関係機関との連携を模索するなど、一人ひとりに細やかな対応を行っている。また、教育相談やケース会議など、担任一人で悩まずチームで問題解決ができるよう、校内体制を調整し、対策を講じている。
あんざい 安西小	「分かる授業」の推進 (方向性 1大①中1)	「熟考につながるかわり」を研修の重点として、子どもたちがかわりたくなるような学習問題の設定を中心にして、熟考する児童の姿を目指し、授業改善に取り組んでいる。また、国語タイムや力試しテストを設定し、文章理解能力を高め、基礎的学力の定着に努めている。
あんどう 安東小	「分かる授業」の推進 (方向性 1大①中1)	「教材研究」と「子ども理解」を両輪とし、授業の中で子どもを十把一絡げにとらえず、子どもへの願いと授業の流れを一枚にまとめた座席表指導案などを活用し、「ひとりひとりが生きる授業」を目指した。
いかわ 井川小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	御前崎の海と井川の山の自然体験活動、玉川小と葵小との交流学習体験、山菜採りやそば打ちの地域食文化体験などを行った。同級生、地域の先輩といった人との交流をすることで、人とのつながりの大切さを、身近な環境と遠く離れた自然を比べることで世間の広さや自然の大切さを学んだ。
いのみや 井宮小	心の教育の推進 (方向性 1大②中1)	全児童に共通の資料（こころゆたかに）を持たせ、道徳の授業、学級懇談、家庭学習等で家庭にも働きかけ、道徳性を養う機会を増やすとともに、「はあと（はたらく子、あいさつのできる子、ともだちを大切にできる子）」を合い言葉に、勤労・挨拶・思いやりの心を全校で育てている。
いのみやきた 井宮北小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2大①中1)	学校応援団コーディネーターが地域住民に依頼して、「太鼓や工芸の名人」や「昔の遊び名人」など多くの方々の力を教育活動に役立てている。また、家庭科では「裁縫ボランティア」が多数参加し、子どもたちを支援した。クラブ活動では「グランドゴルフボランティア」が助言をし、ゲームと一緒に楽しんだ。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
うめがしま 梅ヶ島小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2) 民間活力を教育に活かす施策の推進 (方向性 2 大①中 2)	地域の特産物でもあるお茶や椎茸の栽培と収穫活動に取り組んでいる。保護者を含む地域の方に講師となっただき、指導を受け、茶摘みから製茶まで、また椎茸は菌打ちから年間数回の収穫まで、子ども自身の体験活動として行っている。
おおかわ 大川小	信頼される教員の育成 (方向性 1 大③中 2)	年間 7 回の外部助言者を招いての授業研究、10 数回の近隣校研修への参加、自主研究発表「大川の子を見つめる会」の実施などを通して、教師の授業力向上をはかった。
おおこうち 大河内小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	全校児童で和太鼓に取り組んでいる。年間を通して地域の方に計画的に指導を受け、6 年生をリーダーとして自主的に練習に励んでいる。また、様々な行事に広く地域の方の参加を呼びかけ、授業を見学していただいたり、地域に伝わる生活様式や遊びを教わったりしている。
きたぬまがみ 北沼上小	食育の推進 (方向性 1 大②中 6)	1 月行事「えと（干支）祭り」で、自分たちで育てた野菜、作り方を教えてもらった蒟蒻、「白蛇は幸運の象徴」ということで白蛇を模したうどん、地産地消の考えの元、地域で獲れた猪の肉や椎茸を入れて猪汁に仕上げた。保護者や地域の皆さんと共に、地域の良さや味を堪能することができた。
きよさわ 清沢小	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	年 4 回の指導主事要請訪問や学力向上委員会大学部会（常葉学園大学の黒澤教授を招いて、示範授業や講話）の活用、近隣校研修への参加・呼びかけによる校内研修の充実をはかり、授業改善を行った。
こまがた 駒形小	学校図書館の整備の推進 (方向性 3 大②中 2)	学校司書を含む全教職員で、学校図書館の環境改善に取り組み、季節感や潤いのある環境となった。そのため、子どもの調べ学習の頻度や読書量が大きく向上した。また、PTA からの理解と協力が得られたことにより、新しい図書が購入でき、内容も充実してきている。今後も質の高い教育環境の実現に努めていく。
しずはたきた 賤機北小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	学校応援団推進事業で雑草抜き、小型熊手などの除草用具を購入し、地域、家庭、学校の協働での校庭除草作業により、環境を整備し交流を深めた。9 月の昼休みには、代表委員会や昼の放送で呼び掛けによって集まった児童ボランティアが、サツマイモ畑の草取り作業を行った。子ども一人の力は小さいけれど、仲間が集い、続けることで得られる成果を感じられるようになった。
しずはたなか 賤機中小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	自分の考えを既習事項（既に習った事項）や友達の違いに「つなげる」ことを重点におき、話し合いの型を意識した子どもの姿の検証を通して授業改善を行っている。平成 24 年度、窓口教科（学校が研修で重点的に行う教科）を算数に絞り、年間を通して常葉学園大学から講師を招き、指導を受けながら、日々の授業改善に努めている。
しずはたみなみ 賤機南小	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大②中 3)	平成 23 年度より 21 時間増加したカウンセラー配置時間が、保護者や子どもの相談件数増加につながり、指導の方向性が明らかになった。巡回相談や医療機関との連携にもつなげることができた。
じょうほく 城北小	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	校長、教務、児童のあいさつボランティアが毎朝正門で登校してくる児童にあいさつを行い、児童会ではあいさつカードを使って励行している。級外職員は昼の放送で気持ちの良いあいさつができた児童を紹介している。
しんとおり 新通小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	「伝え合いの充実」を校内研修テーマとして、授業改善に努めてきた。必然性のある学習問題の設定、根拠をもって考えを書く場の設定、考えを深めるための伝え合う場の設定の 3 つを手立てとして、授業研究を進めた。スキルタイムによる反復学習、校内到達度テストなどの基礎学力定着のための手立ても定期的に設定した。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
たまかわ 玉川小	放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり (方向性 2大①中3)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのために、教育活動サポーターによる「15分間読書」「外遊び」「手芸教室」「おやつ教室」「下校指導」等を行った。「おやつ教室」では、子どもたちが学校農園で育てたじゃがいもやさつまいもや地域で採れたこんにゃく芋を使い、こんにゃくづくり体験をして食べた。
たまち 田町小	心の教育の推進 (方向性 1大②中1)	児童会やあいさつボランティアを中心に、毎朝、校門付近であいさつ運動を実施し、元気で爽やかな声が全校に響いている。フェンスには「あいさつじまん田町っ子」の看板を掲げ、児童が自校の自慢と意識して実践できるよう、また、校内のみならず家庭や地域でもあいさつを励行できるよう意図的、継続的に働きかけている。
ちよだ 千代田小	「分かる授業」の推進 (方向性 1大①中1)	「話し合う場の充実」を研修テーマとし、授業の中に3人ほどの少人数での話し合いを設ける等の手立てを柱に、「思いを聴き合い、話し合う授業」の実現を目指し、授業改善に取り組んでいる。また、火、水、木曜日の朝に15分間の学習時間を設定し、漢字や計算の練習に継続的に取り組み、基礎学力の定着に努めている。
ちよだひがし 千代田東小	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1大①中2)	全国学力・学習状況調査等の結果から本校の課題を明確にし、改善に取り組んだ。静岡市学力向上専門家委員会の支援を受け、今後の授業改善「わかる授業の構築」の方向が明確になった。また、週2、3回学力アップ支援員による放課後学習を行い、5、6年生各10名程度を個別に指導を受け、基礎学力の向上に努めた。
てんまちょう 伝馬町小	学習指導要領を基に社会情勢に適応した取組の推進 (方向性 1大①中3)	平成9年度からキングスパーク小学校(豪州)との国際交流を続け、平成24年夏には児童と職員計14名が訪問した。外国語活動年間指導計画に基づき、朝の「英語に親しむ活動」やALTと担任による「英語に親しむ授業」を行ってきた。外国語活動の充実を通し「コミュニケーション能力・人間関係調整力・自ら考え進んで行動する能力」の育成を図った。
なかわらしな 中藁科小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	身近な自然と直接ふれ合い、その素晴らしさを実感し、地域を愛する心を育てることをねらいに、生活科・総合的な学習の時間の活動として、藁科川での鮎のつかみ取り・川遊び体験や、水質及び水生生物調査などを行った。
にしな 西奈小	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1大①中2)	全国学力・学習状況調査等から、児童の表現力や理解力の充実を目指して、「つたえあい」「おもいやり」「ささえあい」を教育活動の重点に据え、子ども同士が互いに自分の思いや考えを表現し、理解するために聞き合う練り合いの授業(討論型の授業)を追究している。
にしなみなみ 西奈南小	「分かる授業」の推進 (方向性 1大①中1)	児童の学力向上のため「考えが深まる授業」をテーマに学習課題の工夫について校内研修を進めた。校内授業研修はもちろん、近隣校研修等、年間30回以上の授業研究を積み重ねた。児童に身に付けさせたい本時(その授業)の目標を達成するために、学習課題が適切であったかを検証していき授業改善に努めた。
はとり 服織小	心の教育の推進 (方向性 1大②中1)	学校教育目標「共励(道徳的な項目だけでなく、「知・徳・体」の三領域にわたり、自らの目標をもって取り組む)」の実現のため、年2回「共励月間」を設定し、各学年の実態に応じて重点的に手だてを講じた。家庭道徳週間や生活カードにより家庭と連携し、個の目当てをもたせて取り組んだ。
はとりにし 服織西小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	語彙の増加、表現力の向上を目指し、地域の方による「落語鑑賞会」、地域の愛好家による「俳句学習(年4回)」を行った。さらに「劇団員によるワークショップ」を行い、身体表現の仕方を学んだ。そして地域の方を招いた「服西祭(学習発表会)」を開催し、これらの学びを生かした発表を行うなど表現力の育成に努めた。
ばんちょう 番町小	防災教育の推進 (方向性 1大①中5) 心の教育の推進 (方向性 1大②中1)	全校道徳(年4回)で「命の教育」をテーマに取り上げ実践した。2回目に「釜石の奇跡」のビデオを視聴して“自分たちの命を守る”こと、3回目は「いじめ自殺」のビデオ視聴と読み物資料を使って全校・学級でいじめ問題について考えるとともに“命の大切さ”について本音を語り合い、日常生活をふり返った。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
まつの 松野小	環境教育の推進 (方向性 1 大①中 4) 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	学校林(わくわくの森)・ピオトープ(どきどきの池)を活用して教科及び総合的な学習の時間に取り組んでいる。また、保護者や地域の方の御協力を得て、学校田、松野っ子農園における稲、椎茸、蕎麦、サツマイモ等の栽培体験を行っている。
みずみいろ 水見色小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	「教えて考えさせる授業」により、基礎的・基本的な知識や技能の習得と、思考力・判断力・表現力の育成に取り組んだ。考えのもととなる知識や技能を、教師からの説明や子ども同士の教え合い、学び合いを通して習得させ、そこで得た知識や技能を活用して問題解決を行うことで、理解を更に深める授業に取り組んだ。
みなみわらしな 南蘆科小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	縦割り班をもとにして、地域にある公共施設や史跡を訪れる「トライやるウォーク(地域探訪活動)」を行い、地域のよさを見つける活動を10年以上にわたって行っている。また、保護者や地域に住む素晴らしい技をもっている方々を講師に招いて、「昔の遊び体験」や「ものづくり活動」を行うなど、多くの学校応援団に支えられている。
みねやま 峰山小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2) 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	在宅の高齢者に対し、地域の施設に集まって、地域のボランティアの方々が中心となって実施している「S型デイサービス」へ参加し、地域のお年寄りと一緒にゲームを楽しみ、ほう葉餅やそばを作った。また、協力して文化祭を行い、地域の方々との交流を深めると共に社会性を育てている。
みわ 美和小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	授業への構えを作るために、朝の時間帯に「パワーアップタイム」を位置づけてきた。詩の音読・暗唱・簡単な計算を全校で取り組むことで、学習に入る前の脳の活性化を図り、学習モードを作るとともに言語感覚を養っている。
よこうち 横内小	学校体育の充実 (方向性 1 大②中 5)	昭和41年度から46年間継続してきた体育科研究を19次の全国発表に向け、外部講師を招聘して、研究授業を行い、研修を積み重ねている。朝の全校児童で行う基礎基本の運動(いずみ運動)や体育の授業で行う特色ある準備運動などの日常的な取り組みが、子どもたちの体力、運動技能の向上に結びついている。
りゅうなん 竜南小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2) 食育の推進 (方向性 1 大②中 6)	地域の方から田を借り、田植えから稲刈り、脱穀の指導を受け、465kgの米を収穫した。学校農園で2年生が育てたサツマイモも使って、サツマイモご飯を作り、収穫を祝った。

駿河区

学校名	中 施 策	主 な 取 組
おおざとし 大里西小	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	大西っ子の合い言葉「お：大きな声しっかり 挨拶素敵だね」「お：思いやり学校中に溢れてる」「に：ここに挨拶きれいな学校」「し：静かさは一人一人の心から」を、職員・児童の共通のめあてとして、その実現のために授業・道徳・特別活動・生徒指導などあらゆる場で一丸となって取り組んでいる。
おおざとひがし 大里東小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	図工鑑賞教室や全校写生会、学校近くの砂浜での造形活動、凧名人を招いての凧あげ大会などで、五感を刺激し、感性が研ぎ澄まされる本物体験を行った。本物に向き合い触れることで、子どもたちは目的をしっかりもち、生き生きと取り組むことができた。
おおや 大谷小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	授業の基本を「話す力」「聴く力」にあると考え、そのスキル育成に向けて発達段階に応じて指導している。その力をベースに、平成24年度は「友達のことを聞いて自分の考えを深める子」をテーマに全教職員で授業研究に取り組んだ。また、朝の15分間のドリルタイムを年間計画に基づいて有効に活用し、基礎基本の定着に努めた。
おさだきた 長田北小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2) 食育の推進 (方向性 1 大②中 6)	「植育から食育まで！」を合言葉にどの学年も栽培・収穫・調理と全過程を通して食物の恵みを学んでいる。1・2年は学級園でサツマイモや大根、4年はゴーヤ、3・5年は校外に出て地域の協力でソバ作り、米作り、6年は理科学習で育てたジャガイモを使った弁当献立と、学年ごと、感動を実感できる活動を展開している。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
おさだにし 長田西小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性2大①中1)	学校応援団コーディネーターとPTAが窓口になり、保護者・地域が連携し、年7回のサタデースクールを実施している。環境教育を目的とした「マイ石鹸作り」や地域の踊りを覚える講座など10を超える講座の中から選んだ活動を体験することで、子どもたちの居場所づくりの構築に努めている。
おさだひがし 長田東小	キャリア教育等による実践的教育の推進 (方向性2大③中1)	障害者(視覚、聴覚、車椅子、介助犬ユーザー)、地域の高齢者、幼稚園・保育園児との交流や外部講師(動物園飼育員、エコ活動推進者、スポーツ選手、戦争体験者等)の講話を聞く活動を通して、「命の大切さ」や「自分にできること」を気づかせながら生き方・キャリア教育を進めている。
おさだみなみ 長田南小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1大②中2)	重点目標の一つ「ともに活動する子」に向け、子どもの発想を生かし子どもの主体的な活動づくりに努めている。修学旅行や自然体験教室などの体験活動では、実行委員会を組織し、計画の段階から子どもが参画し、保護者説明会や事前準備、当日の体験活動、報告会とつなげ、活動全体で子どもの学びを支えることを意識している。
かわはら 川原小	心の教育の推進 (方向性1大②中1)	全教室に道徳コーナーを設けて、道徳を要とする教育を推進した。生徒指導の観点からも前期と後期に1時間ずつ全校で道徳を行う日を設定し、挨拶を窓口にと人の関わりを高める学習を行った。道徳と生徒指導それぞれの主任を中心に連携して心の教育に取り組んだ。
くのう 久能小	心の教育の推進 (方向性1大②中1)	年4区分ごとの生活目標達成に向けて、各学年・各個人で具体的な目あてを立てさせた。特に個人の目あてについては、全児童50名分を1階廊下に毎回掲示した。子どもたち同士が、そして全教職員が、児童一人一人の「今頑張っていること」を知ることができ、タイムリーな声かけや励まし合いをすることができた。
とうげんだい 東源台小	防災教育の推進 (方向性1大①中5) 学校安全システムの構築 (方向性3大①中2)	防災意識を高め、より現実的な避難訓練になるように、緊急地震速報を受信し、各教室に放送できる校内放送システム機器を設置した。そして、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことができるように、「適切に判断し主体的に行動する態度」の育成を目指して取り組んでいる。
なかしま 中島小	信頼される教員の育成 (方向性1大③中2)	中島中学校と互いに授業公開を行い、義務教育9年間の子どもの学びの連続性を大切にした小中学校連携研修に取り組んでいる。共通実践項目を、学習では「話し方・聞き方ステップ表」を活用した学習ルールの定着、生活では「あいさつ」の推進、特別活動では「縦割り活動」の充実と定め、同一歩調で子どもたちの指導にあたっている。
なかだ 中田小	心の教育の推進 (方向性1大②中1)	道徳的価値の自覚を深めさせるために、道徳授業の質の向上に取り組んできた。授業実践の積み上げにより、「ねらい」「それに迫る資料分析」「子どもの言葉でのおさえ」「自己を見つめる時間の確保」等の重要性を全職員で共通理解し、日々の授業に取り組み、その成果を道徳授業研究大会で子どもの姿で示すことができた。
なんぶ 南部小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性2大①中1)	毎週月水金曜日の放課後、希望する児童を対象に放課後学習教室を行っている。学校応援団コーディネーターが調整役となり、保護者、地域住民、大学生からなる学習ボランティアが宿題やプリント学習などに取り組む児童の学習支援を行った。
にしとよだ 西豊田小	「分かる授業」の推進 (方向性1大①中1)	分かる授業の推進に当たり、本校では「根拠をもとにして考え、伝え合う力を育てる授業」をめざして日々の教育活動を実践している。1人1公開授業に加え、1年間に2回行う全職員参加の研究授業の際には、学校教育課指導主事より、授業の組み立て方についての指導を受け、教員一人ひとりの授業力の向上を図っている。
ひがしとよだ 東豊田小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性2大①中1)	学校応援団として、読み聞かせボランティアや教育振興会の書き初め指導、太鼓教室など、多様な体験活動のために、地域の方の支援を受けた。
ふじみ 富士見小	心の教育の推進 (方向性1大②中1) 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1大②中2)	視覚障害者、聴覚障害者の方から講話を聞き、市立商業高校の手話クラブの生徒と手話を体験することにより、障害者に対する理解と思いやりの心をはぐくむ取り組みを行った。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
みやたけ 宮竹小	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1) 特別支援教育の推進 (方向性 1 大⑦中 1)	週一回の授業や全校道徳の機会を大切に、静岡版道徳の実践や全教育活動の中での道徳教育を推進した。南中と連携し、道徳の授業を見合う場を作り研修を深めた。 通級指導教室の職員も交えながら全職員が協力して、個に応じた具体的な支援計画・体制を確立した。
もりした 森下小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	研修テーマを「伝え合う力を育てる授業」とし、具体的な実践手立てを 4 つ設定した。平成 24 年度は、特に、「伝え合う場の設定」「書く場の設定」を授業の中で意図的に位置づけた。

清水区

学校名	中 施 策	主 な 取 組
かんばらにし 蒲原西小	幼保一元化等の推進の検討 (方向性 1 大⑤中 1)	小 1 プロブレムなど、学校生活への適応を図ることが難しい児童が増えている実態を受け、幼児教育から小学校への円滑な接続を図るため、入学当初をはじめとして生活科が中心的な役割を担いつつ、算数、図工など他教科においても、生活科と関連する内容を取り扱うことでスタートカリキュラムを充実させている。
かんばらひがし 蒲原東小	地域ぐるみで学校支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	学校応援団コーディネーターを中心に、図書・読み聞かせ・園芸・盆踊りなど、毎日のように地域の皆様がボランティアとして教育活動の支援を受けた。また、生活科や総合学習、クラブ活動等にも講師やスタッフとしてご協力いただいている。
しみず 清水小	食育の推進 (方向性 1 大②中 6)	「手作り弁当の日」を年 2 回設定し、親子のコミュニケーション作りを主な目的として、5・6 年生を対象に取り組んだ。平成 24 年度は、全児童が一人 1 品を作ることに挑戦し、保護者との買い物や保護者と一緒に試作する児童が増えた。さらにカードを用意し、作るまでの過程やできあがったお弁当を写真に残し掲示した。
しみずいだし 清水飯田小	食育の推進 (方向性 1 大②中 6)	栄養教諭が国語、社会、家庭科で食品の選択の仕方や調理の仕方、地産地消の大切さ等について授業を行った。子どもたちの食に関する学習について意欲を高めることができた。
しみず 清水 いだし 飯田東小	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	ひ「ひかるあいさつ」が「がんばるそうじ」し「しずかに歩こう」の「ひがし」を合い言葉として、安定した心で生活ができるよう取り組んでいる。特に平成 24 年度は、掃除に力点を置き、教師も一緒に取り組み、掃除の仕方を教えたり、よい姿を認めてほめたりしてきたので、黙って、丁寧に掃除できる児童が増えている。
しみずいはら 清水庵原小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2) 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	5 年生の総合的な学習の時間は、福祉教育をテーマとして、庵原地区社協の S 型デイサービスに年間 6 回参加し、お年寄りとの交流を深めた。「お年寄りのために」幸せづくりをしたいと思い、活動してきた子どもたちが、結果として「お年寄りと自分の」幸せづくりをしてきたことに気付く学習となった。
しみずいりえ 清水入江小	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	「どこをきいても思いやり」をキャッチフレーズに、思いやりと、感謝の心を育む教育を推進している。道徳の時間の充実と、友だちのよさを見つける「かがやき見つけ」に重点を置き、道徳コーナーの名称も「どこをきいても思いやり」とした。
しみずうど 清水有度 だいち 第一小	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	学力向上専門家委員の支援を受け、理科の研究授業・事後研究を行った。その時にいただいた専門家委員からの指導・助言をもとに理科の学習を実施するようにした。学力アップサポート事業として、20 名が毎週 2 回放課後の 1 時間、合計 40 回学習に参加した。参加した児童に基礎的な知識・理解の向上が見られた。
しみずうど 清水有度 だいに 第二小	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大②中 3)	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置により、保護者や子どものニーズに応える教育相談や支援体制作りに努めた。組織を生かした対応策を考えるケース会議、特別支援教育支援員との連携の在り方を考える支援会議を開く等、校内体制の整備・充実を図り、担当が問題を一人でかかえ込まない対応を進めた。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
しみずえじり 清水江尻小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	図書ボランティアは朝 15 分の読み聞かせを、フラワーボランティアは花園委員会とともに草取りや水やりなどの活動を、清掃ボランティアは普段気が付かない勉強机の汚れ拭きを行い、年間延べ 4,000 人を超える保護者や地域の方々が、「学校応援団」として学校運営を支えている。
しみずおか 清水岡小	健康教育の充実 (方向性 1 大②中 7)	平成 23 年度のグラウンド全面芝生化の完成を受け、「グラウンド芝生化を生かした学校運営」に取り組んだ。芝生を効率的に利用した種目や運動を教科や教育活動に取り入れると共に、休み時間の積極的な利用、転倒によるけがの減少や心のいやしによる情緒面での安定など、健康面での効能が成果として表れている。
しみずおきつ 清水興津小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	平成 21 年度から学校応援団事業に継続して取り組んでいる。参観会日に幼年児を預かる託児室の設置や校内研修にともなう自習の時間の退職教員による授業の巡視など、従来、あまり試みられなかった取り組みについても活動を広げている。保護者や子どもの安心・安全な環境づくりに大きく貢献している。
しみずおじま 清水小島小	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	小 1 から小 6 までの縦割り活動を通して、あいさつ活動・日常の清掃活動・遊びなどに取り組むことにより、子ども同士の絆を深め、互いの良さを認め合う場として交流を図った。
しみずこごうち 清水小河内小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	昭和 51 年度から続いている国語科を中心とした校内研修会を年 2 回開き、講師に元奈良女子大学附属小学校教官、尾石忠正氏を招き、授業改善のための指導・講演を依頼し研修を進めている。子ども同士が関わり合い、考えを伝え合うことを通し「分かった、できた」と実感できる授業づくりを進めている。
しみずこまごえ 清水駒越小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	地域のボランティアによる毎日の登下校の安全確認をはじめ、「読み聞かせ」、「図書館整備」、「外国人児童に対する日本語指導」、「保護司を講師とした道徳授業」等、子どもの学校生活への支援により、子ども一人一人の豊かな学びのための活動を行うことができた。
しみずししはら 清水栄原小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	「言語活動の充実」を校内研修テーマとし、授業改善に努めてきた。要請訪問として、年間 2 回、延べ 4 人の指導主事を校内研修に要請し、授業を公開で行い、指導主事から指導助言を受け、授業改善や校内研修の質の向上を図った。また、大学教授を講師として、授業における効果的な言語活動の選択の仕方や進め方について研修を 3 回実施した。
しみずそでし 清水袖師小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	子どもたちの教育支援に、学習スクールサポーター 35 名、図書ボランティア 34 名、3 年生総合学習サポーター 64 名、その他、男子ボランティア、女子ボランティアが、1・2 年生の生活科や 3 年生以上の総合学習・家庭科等の教育支援など、子どもたちの教育活動の支えとなっている。
しみずたかべ 清水高部小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	教師の目線ではなく、「子どもにとってどうか」の視点で校内研修の充実を図る。新学習指導要領のねらいと子どもの実態をよく吟味しながら、基礎基本を身につける授業を行うよう努めている。授業後の事後研修においても「子どもにつけたい力がついたかどうか」を検討するという体制を充実させた。
しみず 清水 たかべがし 高部東小	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	全国学力・学習状況調査等の結果から明確になった本校の課題を改善するために、「ひとりひとりができた喜びを味わえる授業」を研修テーマとし、児童が成就感・達成感を味わえる授業になるように取り組んだ。また、中学進学に向けて基礎学力を身につけさせるために、授業開始時のドリル学習を継続したり家庭学習の改善を呼びかけたりしてきた。
しみずつじ 清水辻小	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大①中 1)	分かる授業の推進にあたって「自分の考えの根拠を明らかにして、問題を解決していく子」を目指した授業作りに、日々取り組んでいる。1 人 1 公開授業、学年団の中心授業を通しての授業分析を行った。さらに外部講師を招いての研修会を開催し授業のあり方や幅広い子供の見方についての指導を受け、教師の授業力の向上を図った。

学校名	中 施 策	主 な 取 組
しみずなかこうち 清水中河内小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	持久走記録会の日には、保護者や地域の方々が、焼き芋（学校農園で栽培、収穫したサツマイモ）と豚汁を作り、一緒に食べた。一月には、地区の猟友会の方々が猪鍋を調理し、一緒に食べながら交流を図った。
しみずにしこうち 清水西河内小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	小規模校のメリットであるフットワークのよさ、地域とのつながり、近隣校との協力体制などを最大限に生かし、デイサービス訪問、生活科探検、社会科見学などの体験活動を頻繁に行った。また、理科授業で大学講師を招き、音楽ではプロのバンド演奏を聴くなど、本物に触れて学ぶ機会を多く持った。
しみずはまだ 清水浜田小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	年間 3 回のデイサービス訪問や保育園訪問、毎月行われる異学年交流の遊び、地域のお年寄りに暑中見舞いと年賀状を書くなど、年間を通じた活動でおもいやりの心をはぐくんでいる。また、全校児童で取り組んでいる毎朝のあいさつ運動を通して、人と関わる大切さを学び豊かな心をはぐくんでいる。
しみずふじみ 清水不二見小	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	地区の社会福祉協議会と連携し、デイサービスに参加し、地域のお年寄りと交流した。その際、グループ編成を工夫し、自分の居住区のデイサービスに出向くことができるようにした。そのため、普段の生活の中でも交流ができた。
しみずふなこし 清水船越小	心の教育の推進 (方向性 1 大②中 1)	2ヶ月ごとの全校統一の生活のめあてを、各学級で話し合った後個別に具体化し各教室の廊下へ掲示し、見える化した。中間評価をして取り組み方等の作戦を変更・改善したものを再掲示している。
しみずみほ 清水三保 だいち 第一小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	運動会や羽衣音楽会などの学校行事だけではなく、年 4 回の授業参観会、2 回の学校公開日等、子どもたちの生の姿を見てもらう場を設定した。また、学校応援団としての読み聞かせを実施し、地域の方々との「クリーンアップ羽衣」（ペア学年と合同で羽衣の松周辺での清掃活動）、「セカンドスクール」（3泊 4日の通学合宿）を共催した。
しみずみほ 清水三保 だいち 第二小	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大①中 1)	生活科・社会科や道徳授業・クラブ活動などにおいて、保護者や地域の方を講師として招き、「おいしいお茶のいれ方教室」やライフジャケットを着用した海水浴等を行った。子どもたちが積極的に地域行事に貢献することと相まって、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する協力体制が整い、明るく健やかな子どもたちが育っている。
しみずわだしま 清水和田島小	学校体育の充実 (方向性 1 大②中 5)	平成 23 年度、新体力テストの結果や日常生活の中で感じられた柔軟性の低下を改善するため、毎月 17 日を柔軟の日として長座体前屈を測定し、意識化を図った。
ゆい 由比小	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大①中 2)	「確かな学力をどの子にもつけたい」という願いをもって、平成 24 年度より「3・4 年生放課後学習室」を始めた。希望する子どもたちに花丸先生と呼ばれるボランティアの元教員の先生方がていねいに算数のつまずきを取り除く学習を進めている。今後は、対象学年・教科を拡大していく計画である。
ゆいきた 由比北小	食育の推進 (方向性 1 大②中 6)	「子どもが作るお弁当の日」として、年間 5 回計画し、取り組んでいる。お弁当の日には全校児童 36 人が一堂に会して食べ、学年を越えて交流している。4 回目は、学校農園で栽培したサツマイモを使ったおかずを入れた。

幼稚園（14園）園名はアイウエオ順

園 名	中 施 策	主 な 取 組
あべぐち 安倍口幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	安倍口地区社会福祉協議会との交流で、お年寄りが集う 2 カ所の「サロン（交流の場）」に毎月参加し、歌や合奏、踊り等を披露し、一緒に楽しんだ。一緒に手遊びをしたり、正月飾りを作ったり、折り紙をもらったりして新しい体験もでき、大勢の人たちの前で話すことに自信もつてきた。
あんど 安東幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大②中 2)	基本的な生活習慣とコミュニケーション能力とを身に付けることで自立と社会性の芽を育てている。3 年間の教育活動で、手作りの鯉のぼりを囲んで「子どもの日のつどい」や秋の遠足等を通じて四季を感じる活動・からだを動かす活動・リズム感や色彩感を培う活動などの体験をし、豊かでしなやかな心の育成をめざしている。

園名	中 施 策	主 な 取 組
いかわ 井川幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	極小規模の本園(園児数5人)は、静岡市立安倍口幼稚園との交流体験活動を毎年行っている。本年度は4回、井川から安倍口へ出向き、園児は自分と同年齢の子との多様ななかかわりを経験することができた。また、自園との違いを感じながら、自分の思いを広げ、イメージを豊かにして遊びを楽しむことができた。
おおや 大谷幼	防災教育の推進 (方向性 1大①中5)	特に津波が心配な地域であるため、職員園児だけでなく保護者も巻き込んで“早く!高く!”を合言葉とし、月2回避難訓練を行った。サンダル履きだった保護者は動きやすい靴に替え、また、児童が横断歩道を安全に渡れるため保護者が自主的に目印の旗を作るなど、園全体で防災意識が高められてきた。
きよさわ 清沢幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2) 食育の推進 (方向性 1大②中6)	四季折々の花や、野菜栽培を畑やプランターで行なった。育てる楽しさを体験すると共に、採れた野菜等を使って月2回のクッキングを行い、皆で食べた。家庭にも食育教育を推進したいため、年2回の親子クッキングでは味噌作りや行事食に取り組み、日本食の良さを見直す場とした。
くのう 久能幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2) 食育の推進 (方向性 1大②中6)	園農園において、そら豆、玉葱、キャベツなど季節の野菜を栽培した。収穫した野菜を活かすため年間の活用表を作り、毎月1回収穫した野菜を使って昼食を作った。自分で育て、調理したことで、野菜嫌いを克服する子が増えた。また、収穫したさつま芋を使って祖父母会でおやつを作り、祖父母との親睦を図った。
しみずおじま 清水小島幼	心の教育の推進 (方向性 1大②中1)	自己肯定感を高めることを園児だけでなく職員、保護者や周りの人に意識付けられることができるように「〇〇名人」探しを行った。身近なところから肯定的な見方をするきっかけ作りになり、自己肯定感の育成につながっている。
しみずこごうち 清水小河内幼	PTAと一体となった学校の活性化 (方向性 1大④中2)	小規模園のよさを生かし、園の大きな行事の運動会・発表会に保護者の出番をつくり、家族みんなで楽しさを共有できるように実施した。親のほりきる姿を見ることで、園児も意欲的に活動するようになった。
しみずたかべ 清水高部幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	近くの田んぼを借り、地域の方を「田んぼの先生」として指導を受け、年長児と保護者が一緒に代掻き、田植え、稲刈り、脱穀の作業を行った。地域のお年寄りを招待し、地域の方や保護者、園児がもちつきを通して、交流を深めることができた。
しみずわだしま 清水和田島幼	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2大①中1)	保護者や地域の方の協力を得て、地域の茶園で茶摘み体験を行った。摘んだばかりのお茶の葉を家庭用のホットプレートで蒸して、薫りを楽しみ、冷茶にして飲んだ。また、製茶した茶葉を使って、近くのお寺で親子お茶会を実施し、交流を深めた。
にしな 西奈幼	子育て支援機能の充実 (方向性 1大⑤中2)	地域に開かれた幼稚園として未就園児親子に「西奈っ子広場」として遊びの場を月2回提供した。子ども達が園に慣れ、保護者同士も仲間作りができるような内容になるよう工夫した。また特別支援も含めた育児相談も随時行った。七夕飾り・水遊び・運動会参加他の行事以外にも室内外での遊びの環境構成の工夫に心掛けた。
ひがしとよだ 東豊田幼	子育て支援機能の充実 (方向性 1大⑤中2)	未就園児の会は回数を増やし、昨年より多くの方が参加した。在園児の保護者に、参加者への声掛け等の手伝いを依頼した。安心されたようで、参加者から子どもの遊びのことなど気軽に相談する様子が見られた。あわせて、地域の主任児童委員の方にも参加いただき、何かあれば相談してほしいと投げかけていただいた。
ゆい 由比幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	地域の街並みや漁船が並ぶ由比漁港を散策した。船の中を見学するだけでなく、漁協の方に獲れたばかりで泳いでいる桜えびを見せてもらった。また、さくらえびを加工したドーナツなどを食べた。その経験が絵画制作活動やごっこ遊びに取り入れられた。
わらしな 藁科幼	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1大②中2)	恵まれた地域の自然を生かし、竹の子掘りやお茶摘み等の園外保育を実施し、五感をはぐくむ保育活動をしている。また、出川という地域の川で市清流の都創造課で登録された環境学習指導員や家族と共に生き物を見つけ、地域の自然環境に親しむ活動も実施した。

VI 総評（学識経験者意見）

安藤 雅之 氏による意見

常葉大学大学院初等教育高度実践研究科 教授

平成 24 年度は、静岡市の教育振興基本計画の中間年度にあたる。これまでの進捗状況を検証し、再度目標の確認と具体的な改善策を明確にする上で極めて重要な年度といえる。そのため本報告書では、各事業の PDCA を明確化し、学校・園の主な取組報告の掲出、中間年度達成状況の明示、用語解説ページの設定、という新たな工夫による改編が行われた。

「点検・評価」は、公教育のあり方、公立学校の運営に大きく関わっている。そのために報告書は作成することが目的であってはならない。教育委員会が下支えとなり、校長のリーダーシップのもと、教員個々が専門性を遺憾なく発揮し、より質の高い公教育、学校教育を推進するための具体的な改善計画や手段が示された生きた手引書として一層活用されなくてはならない。

そこで中間年度という時期を鑑み、再度「点検・評価」方法の見直しを図る必要があると考える。具体的には下記の 3 点である。

1. 「点検・評価」対象を重点化する。

すべての施策を対象にした「点検・評価」は膨大な作業を必要とし、結果として一つ一つの「点検・評価」がなおざりになる可能性がある。そこで「点検・評価」の事業対象を「重点的に取り組む施策」に絞る。対象を絞って確実に PDCA サイクルを回す方が「効果的な教育行政の推進」を実現できると考えるからである。そのために重点施策の基準を設定し、それ以外の施策は教育委員会の各事業担当課による点検・評価対象とし、「進捗状況」としてまとめる等の工夫を図る。

2. 目標を明確化・重点化する。

PDCA サイクルを回すには、改善策の具体化が必要であり、目標を網羅的にせず重点を明確にした目標とする必要がある。目標が明確であれば指標も設定しやすい。事業毎に数値目標を設定し、点数の合計点から結果を達成・未達成として評価する。数値目標設定による評価は、達成度合いを見るのに極めてわかりやすいからである。数値化できないものについては行動目標化する等の工夫を行う。

3. 具体的な改善策を明示する

目標達成のためには具体的な改善策が明示されなければならない。本年度までのプロセスのどこをどう修正するのか、昨年度提案された改善策は実行できたか、実行による成果と課題は何か等を明確にし、その結果に基づいて具体的改善策を提案する。

学校は「子どもの夢や誇りを育て、共に語り合い、共に学び合う」場である。そのために学校は、子どもに学校や地域に対しての帰属意識を強める生活空間・居場所等の機会・場を提供し、基礎学力、考える力・創造力・問題解決力を育成する充実した授業を展開し、確かな「人間形成」、「能力・学力形成」を保障しなければならない。子どもの学びを支え続けるのは教職員と家庭、地域・社会の信頼・支援・協力であり、行政はその基盤（支え）であることを「点検・評価」を通して再度確認する必要がある。学校が「学びのネットワーク拠点」となることが静岡市の教育振興基本計画を実現していく方向であると考えられる。

本年度は平成 22 年度から 5 年間の教育施策の基本方針を示すものとして策定された教育振興基本計画に基づいて行われる教員委員会点検評価の 3 回目にあたる。静岡市の教育振興基本計画においては、「たくましくしなやかに生きていくことのできる力をもった子どもたちを育てる」という基本理念の基に 3 つの施策の方向性、18 の大施策、44 の中施策、58 の事務事業（点検評価対象外事業を含む）というように諸施策が体系化して捉えられており、点検評価についても、この体系にそって行われている。

本年度の点検評価では前年度までの計画の進捗を踏まえ、4 点の大幅な変更が加えられている。第一に「平成 23 年度事業に対する学識経験者の意見」、「学識経験者の意見に対する平成 24 年度の取組」、「平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見」というように、各年度の点検評価への意見とそれへの対応が明示されることで、点検評価における応答性が高められ、改善の方向性と内容がよりわかりやすくなった。また、これと各事業の自己点検評価（46 頁以下）が分けて記載されることで、読者にとってよりわかりやすく整理されたものとなっている。第二に用語解説が加えられ、日常的には教育委員会の事業になじみの薄い方々にとっても、この評価書を手がかりに教育委員会に対して関心を持ち、アクセスすることが可能となるよう配慮されている。第三に教育振興基本計画との中間報告が記載され、平成 26 年度までの目標がどの程度達成されているかを一覧できるようになっている。第四に平成 24 年度「学校・園の主な取組」として、各施策と対応して各校園の主な取組一件の報告を受け、これが一覧化されて記載されている。このことにより、教育委員会の各事業と各学校の取組とが、より意識的に関連づけられる一つのきっかけになるであろう。

前章までで述べられたとおり、静岡市教育委員会の活動内容もさることながら、点検評価についても毎年着実に進化しているということが出来る。こうした常に改善を続ける静岡市教育委員会の努力にあらためて感謝と敬意の意を表すると共に、この点検評価が今後の教育委員会の諸施策、そして静岡市における公教育全体の向上に結びつけていくための検討課題として、次の二点を挙げておきたい。

第一に教育委員会組織および点検評価の形式と教育委員会が担う公教育事業の目的の間の整合性についてである。教員委員会の点検評価が所管部局と対応し施策ごとに行われているのに対して、公教育に関する多くの取組では、これらが有機的に働いてはじめて効果を発揮するケースが多い。

たとえば昨今しばしば話題とされる「学校と保護者との信頼関係の構築」という課題について考えてみよう。今回点検評価された施策の中にこれと直接的に対応する施策はないが、そこには指導主事訪問や各種研修による授業の改善、各種通信やホームページなどによる学校の情報発信、学校評価、スクールボランティアや学校応援団、PTA との連携等々、非常に多岐にわたる事業が複合的に絡んでいるはずである。そして信頼関係の構築のためには、個々の取組が充実しているのみならず、これらが「学校の姿勢」という、まとまりのあるメッセージとして、保護者に伝わるかが決め手となるはずである。ところが、教育委員会の個々の事業をそれぞれ充実させようとする結果、学校の各分掌や教育委員会事務局の各所管部局それぞれが多忙化して全体をとらえる余裕がなくなり、結果的に何をどう改善したいのかが学校関係者にとっても保護者にとっても見えにくくなる、という事

態に陥る可能性は意識しておく必要がある。

もっとも、教育という営みの性質上、個々の施策の体系と目的の体系とが二重性を持つこと自体はある程度仕方のないことであろう。個々の施策について、その進行を確認すると同時に、施策全体の構造を鳥瞰し、個々の取組が総体として効果的に機能しているか、常に問い続ける視点を持つ必要があるのではないか。

第二に教育振興基本計画の時間スパンと社会変化のスピードについてである。教育委員会の点検評価は上述の通り、教育振興基本計画の理念と体系に基づいて行われており、教育行政の安定性や長期的視点からも通常5年以上のスパンで計画を考えざるを得ない。現行の教育振興基本計画は平成22年度から平成26年度までのスパンで作成されている。当然にその内容は平成21年度以前に議論されたものである。

一方、過去数年の間に教育現場や子どもの生活に生じた変化を考えてみよう。東日本大震災が発生し学校防災の考え方を根本から見直す必要が生じ「命を守る教育」が全国的に課題となった。電子書籍や“Facebook”、“LINE”といった新たなインターフェイスが浸透し、子どもの社会生活や交友関係のあり方に大きく影響を与えるようになった。いじめや体罰といった問題が、従来とは違ったかたちでクローズアップされ、学校の指導のあり方の見直しを迫られるようになった等々……。いずれも公教育のあり方にとってかなり重大な課題であり、そしてこうした社会変化は今後も続いていくと考える。したがって、教育委員会としては一方で教育振興基本計画を基軸に教育行政の継続性・安定性を確保しながらも、社会の変化には機動的に対応しなければならないという、二面性を念頭に置きながら教育現場への対応を考えていかなければならない。

さらに教育振興基本計画の目標値の設定方法が教育現場の実態をうまく反映できていないと判断された場合どのようにするのか？教育振興基本計画で示されている目標値をより早い年度に達成した場合その後の目標設定はどのようにするのか？といった問題も併せて想定しておく必要がある。

さて、実は以上の二点は静岡市教育委員会のみが直面している課題ではなく、全国の教育委員会が頭を悩ませている課題であり、教育委員会の主体性が問われるところでもあろう。くしくも本年度は平成27年度以降の第二期教育振興基本計画の検討に入る時期にあたる。その際、(1) 個々の事業を着実に推進しつつも教育行政全体の統合性を見失わないためにはどうしたらよいのか、(2) 長期的な視野に立って継続的に教育行政を推進していくとともに、時代の変化に機動的に対応していくにはどのような計画構成と推進システムが必要なのか、という上述の二点に加え、(3) これらを実現する教育委員会の組織や活動のしくみはどのようにあり得るのか、といった点についても問い直すことは不可欠となるであろう。

非常に活発な教育行政が展開されている静岡市なればこそ、市民の知恵を結集して新時代の教育行政のあり方を模索していきたい。

静岡市教育委員会点検・評価報告書

発行 平成25年9月
編集 静岡市教育委員会事務局教育部教育総務課
発行 静岡市教育委員会
所在地 〒424-8701
静岡県静岡市清水区旭町6番8号
TEL 054-354-2503



古紙配合率70%再生紙を使用しています
印刷用の紙にリサイクルできます